

# 令和元年第3回志布志市議会定例会会議録

## 目 次

第1号（9月9日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	15
3. 欠席議員氏名	15
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	15
5. 議会事務局職員出席者	15
6. 開 会・開 議	16
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
8. 日程第2 会期の決定	16
9. 日程第3 報告	16
10. 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	16
11. 日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （令和元年度志布志市一般会計補正予算（第3号））	18
12. 日程第6 議案第53号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	23
13. 日程第7 議案第54号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
14. 日程第8 議案第55号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
15. 日程第9 議案第56号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	26
16. 日程第10 議案第57号 工事請負契約の変更について	27
17. 日程第11 議案第58号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	31
18. 日程第12 議案第59号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	36
19. 日程第13 議案第60号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	37
20. 日程第14 議案第61号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	38
21. 日程第15 議案第62号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	38
22. 日程第16 議案第63号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	39
23. 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	40

24. 散 会	41
---------	----

## 第2号（9月10日）

1. 議事日程	42
2. 出席議員氏名	43
3. 欠席議員氏名	43
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	43
5. 議会事務局職員出席者	43
6. 開 議	44
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	44
8. 日程第2 一般質問	44
小野 広嗣	44
野村 広志	65
長岡 耕二	90
尖 信一	96
9. 延 会	112

## 第3号（9月11日）

1. 議事日程	113
2. 出席議員氏名	114
3. 欠席議員氏名	114
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	114
5. 議会事務局職員出席者	114
6. 開 議	115
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	115
8. 日程第2 一般質問	115
小辻 一海	115
南 利尋	128
八代 誠	145
福重 彰史	160
9. 延 会	177

## 第4号（9月12日）

1. 議事日程	178
2. 出席議員氏名	179

3. 欠席議員氏名	179
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	179
5. 議会事務局職員出席者	179
6. 開 議	180
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	180
8. 日程第2 一般質問	180
小園 義行	180
鶴迫 京子	202
東 宏二	212
9. 散 会	224

### 第5号（9月25日）

1. 議事日程	225
2. 出席議員氏名	227
3. 欠席議員氏名	227
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	227
5. 議会事務局職員出席者	227
6. 開 議	228
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	228
8. 日程第2 報告	228
9. 日程第3 議案第53号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	228
10. 日程第4 議案第54号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	229
11. 日程第5 議案第55号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	231
12. 日程第6 議案第56号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	232
13. 日程第7 議案第57号 工事請負契約の変更について	233
14. 日程第8 議案第58号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	234
15. 日程第9 議案第59号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	240
16. 日程第10 議案第60号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	241
17. 日程第11 議案第61号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	242

18.	日程第12	議案第62号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	243
19.	日程第13	議案第63号	令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	244
20.	日程第14	報告第4号	平成30年度志布志市健全化判断比率について	245
21.	日程第15	報告第5号	平成30年度志布志市資金不足比率について	246
22.	日程第16	認定第1号	平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	246
23.	日程第17	認定第2号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	248
24.	日程第18	認定第3号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	248
25.	日程第19	認定第4号	平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	248
26.	日程第20	認定第5号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	249
27.	日程第21	認定第6号	平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	249
28.	日程第22	認定第7号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	249
29.	日程第23	認定第8号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	249
30.	日程第24	認定第9号	平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	249
31.	日程第25	発議第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	253
32.	日程第26	議員派遣の決定		255
33.	日程第27	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長)		255
34.	日程第28	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)		255
35.	閉会			256

令和元年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月 9日	月	本会議	開会・会期の決定・議案上程
10日	火	本会議	一般質問
11日	水	本会議	一般質問
12日	木	本会議	一般質問
13日	金	休 会	
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	敬老の日
17日	火	委員会	常任委員会
18日	水	委員会	予算審査特別委員会
19日	木	休 会	
20日	金	休 会	
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	秋分の日
24日	火	休 会	
25日	水	本会議	委員長報告・討論・採決 平成30年度決算関係議案上程・閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第53号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第54号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	工事請負契約の変更について
議案第58号	令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
議案第59号	令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第60号	令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第61号	令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第62号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第63号	令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
報告第4号	平成30年度志布志市健全化判断比率について
報告第5号	平成30年度志布志市資金不足比率について
認定第1号	平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度志布志市一般会計補正予算（第3号）)
陳情第8号	幼児教育・保育の無償化に伴う給食材料費の取扱についての陳情事項
発議第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申し出について	
	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長)

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)



質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2野村広志	1 防災行政全般について	<p>(1) 本年6月28日から7月3日にかけて、活発化した梅雨前線が九州南部に停滞し、鹿児島県や宮崎県を中心に記録的な大雨となった。本市でも農地等の法面崩壊や河川の氾濫等による土砂流入など被害が多発した。そこで今回の豪雨災害を受けて、防災行政全般について問う。</p> <p>① 把握できている被害状況について問う。</p> <p>② 被災した農地等の復旧の現状と在り方について問う。</p> <p>③ 流入土砂の処分について問う。</p> <p>④ 河川の寄洲除去について問う。</p> <p>⑤ 避難所開設の在り方について問う。</p> <p>⑥ 子供たちの安全確保について問う。</p> <p>⑦ 緊急時における職員の人員体制について問う。</p> <p>⑧ 消防団員の活動範囲について問う。</p> <p>⑨ 防災マニュアルの検証について問う。</p> <p>⑩ 想定を超える災害での教訓について問う。</p>	市 長 教育長
3長岡耕二	1 地域医療の現状について	<p>(1) 地域医療の確保については、曾於地域及び大隅地域4市5町の枠で協議会が設置されているが、それぞれの協議の進捗状況について問う。</p> <p>(2) 曾於地域における2次医療圏域別の疾患完結率については、高度急性期、急性期、回復期、慢性期のいずれにおいても県内の他地域に比較し、低い状況である。現状をどのように認識しているのか問う。</p> <p>(3) 医師不足はもとより、看護職員の不足も課題となっているが、看護職員確保に向けた具体的な対応は考えていないのか問う。</p>	市 長  市 長  市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 尖 信一	1 港湾振興について	(1) 志布志港は国際バルク戦略港湾に指定され、岸壁拡張や高速道路等の供用開始に伴いますます発展が見込まれるが、更なる発展のための課題や、行政としての新たな取り組みをどのように考えているか問う。	市長
	2 河川の問題について	(1) 本市のごみリサイクルは市民の協力の下、全国から高い評価を得ている。しかし、市内河川の汚染はますます悪化してきているように感じる。その原因とこれまでの対策をどのように認識しているか。また、今後取るべき改善策をどのように計画しているか問う。	市長
	3 都市計画について	(1) 本庁移転や各種道路の供用開始が進む中、新たなまちづくり計画が必要であると考え。本市の都市計画の根幹をなす用途地域の区割りや、基準等を抜本的に見直す時期に来ていると考えるがどうか。併せて、賑わいあるまちづくりに必要な規制緩和等はないかを問う。	市長
	4 学力向上について	(1) 本年度実施された全国学力・学習状況調査の結果から、本市中学校全体の学力をどのように評価しているか。また、これまで学力向上のために取り組んできた施策による効果をどのように捉えているか。併せて、今後、学力向上に向けた新たな取り組み等があるのか問う。	教育長
5 小辻一海	1 有害鳥獣被害対策について	(1) 昨今、過疎・高齢化に伴う耕作放棄地の増加などにより生息域が拡大している有害鳥獣被害の過去3年間の被害状況・金額と捕獲実績について問う。	市長
		(2) 平成29年度に「志布志市鳥獣被害防止計画」が策定されているが、本市の鳥獣被害対策の基本的な考えと鳥獣別捕獲計画数の具体的な目標数値について問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 小辻一海	1 有害鳥獣被害対策について	(3) 報奨金の市単独負担分を引き上げる考えはないか問う。	市長
	2 インバウンド戦略について	(1) 鹿児島県を訪れる外国人旅行者の実態と本市の現状について問う。 (2) 近年、増加が続く訪日外国人旅行者受け入れに向けた取り組みについて問う。	市長 市長
6 南利尋	1 財政改革について	(1) 施政方針において示された「入るを量りて出ざるを制す」の下、取り組んでいる財政改革の進捗状況について問う。 (2) 新たな自主財源確保の現状と今後の取り組みについて問う。	市長 市長
	2 観光振興について	(1) ダグリ岬周辺への観光客誘致に向け、スピード感ある新たな事業への取り組みが必要ではないか問う。	市長
7 八代誠	1 防災・減災対策について	(1) 本年6月末から7月初旬にかけての豪雨被害への本市の対応について問う。 ① 避難勧告・避難指示の手法及び避難所の在り方と運営等について。 ② 法面崩壊に伴う道路の通行に支障のある崩落土等の処理の現状と、今後予想される南海トラフ地震発生時の廃棄物処理について。	市長
		(2) 現在策定中である本市の「国土強靱化地域計画」の進捗状況と在り方について問う。	市長
		(3) 「地域防災マネージャー制度を活用した退職自衛官の雇用」について問う。	市長
8 福重彰史	1 道路行政について	(1) 県道柿ノ木・志布志線、弓場ケ尾地区の拡幅改良計画の現状と見通しについて示せ。	市長
		(2) 県道塗木・大隅線、宮下地区の改良計画の進捗状況はどのようになっているか示せ。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8 福重彰史	2 定住促進対策について	(1) 少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めがかからないが現状をどのように捉えているか示せ。 (2) 定住促進へ向けて、新たに分譲地を造成すべきと考えるがどうか。	市 長 市 長
	3 敬老祝金について	(1) 現在の支給の在り方をどのように考えているか示せ。 (2) 節目支給を見直す考えはないか。	市 長 市 長
	4 森林行政について	(1) ここ数年、木材需要の高まりを背景に人工林の伐採面積が猛烈に伸びている一方で、防災上の懸念が高まっている。本市の人工林の総面積と2018年度に提出された伐採届、伐採及び再造林の面積について実績を示せ。 (2) 林地荒廃や防災等に対応するため伐採届の厳格化が必要だと思われるが、考え方を示せ。	市 長 市 長
9 小園義行	1 保健行政について	(1) 国保運営の2018年度決算の状況を問う。 (2) 子育て世帯の負担軽減として均等割の見直しは考えられないか。 (3) 施政方針でフッ化物洗口の事業を実施したいとの方針が示され、現在、保育所、幼稚園で始まっている。その現状と今後の対応を問う。	市 長 市 長 市 長
	2 福祉行政について	(1) 本年10月から実施される3才から5歳児の幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の実費徴収化に向けての対応を問う。 (2) 本市として給食費の無償化に向けて減免等助成の考え方を問う。	市 長 市 長
	3 情報管理の在り方について	(1) 国がマイナンバーカードの取得を推進する方針を決め、地方公務員に関し、本年6月5日と28日付けで通知を出している。本市の対応と現状を問う。	市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
9 小園義行	3 情報管理の在り方について	(2) 図書館における警察からの「捜査関係事項照会」の依頼があった際の対応をどのように考えているか。	市 長 教育長
10 鶴迫京子	1 国際の森について	(1) 平成20年6月、平成30年9月の定例会において、陣岳の国際の森について質問しているが、その後の対応の進捗状況について示せ。 (2) 国際の森を拠点とした人と人とのつながりを創出するため、「地域おこし協力隊」や「関係人口の創出」などの関係事業を絡めて、その先進地である高知市の土佐山アカデミーから学ぶ考えはないか。	市 長 市 長
11 東 宏二	1 定住対策について	(1) 奨学金の返還支援による定住対策の実施について。 (2) 地元就業が想定される学生を対象に奨学金を創設し、地元就業を条件に返還を免除することで地元雇用を促進していく考えはないか。	市 長 教育長 市 長 教育長
	2 観光行政について	(1) 夏井・陣岳地域に所在する市有林の観光資源としての活用について。	市 長

## 令和元年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和元年9月9日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度志布志市一般会計補正予算（第3号）)
- 日程第6 議案第53号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第54号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第55号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第56号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第58号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第59号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第61号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第62号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第63号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積
志布志支所産業建設課長 鮎 川 勝 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時05分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、令和元年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの17日間に決定しました。

—————○—————

#### 日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。

先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第8号は文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から平成30年度事業報告及び収支決算書、令和元年度事業計画書及び収支予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

#### 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（西江園 明君） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和元年8月20日に、農道の管理瑕疵に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和元年8月5日午前11時頃、農道田之浦大野原地区内の交差点で、丸岡方向から宮地方向に走行していた和解の相手方が所有する軽貨物車が、グレーチング蓋を跳ね上げ、エンジンを破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽貨物車の原形復旧に要する費用24万3,216円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。

質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 本件なんですけども、今までも市が管理する市道なんかにおいてはグレーチングにがたがあるということは今までも何回か散見されておりまして、私も市の方に報告をして対応してもらったことはあるんです。でも市内においては多分、何百ではきかないぐらいの箇所があるかと思うんですけども、それを全部調査をして対応をしていくというのはかなりの労力なり金額なりがかかると思うんですけども、これはもう対応は進んだんですか。

○志布志支所産業建設課長（鮎川勝彦君） 事故が起こりましてから、すぐに主要な市道、農道においてパトロールを実施したところでございます。議員おっしゃるとおり、道路の横断のグレーチング蓋が非常に多いため、まだ現在もパトロール中でございます。今後はパトロールの強化として職員、道路作業員、そして農道においては土地改良区や地元受益者とさらなる連携を行い、危険箇所の情報提供をお願いし、早期発見し良好な維持に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○12番（丸山 一君） 今の答弁にありましてとおり、例えば関係する自治会とか農業公社であったりとか、土地改良区とか関連する団体さんにそういうのは依頼をされないと、市役所職員の中におきましては、それだけの労力を割いてという時間はとてもではないけど無いはずなんです。昔施工されたグレーチングは中のボルトが腐食をしております、それを新しく取り換えてとなるとかなりの金額にもなりますし、まず調査だけで相当何か月もかかると思うんです。ですから、今答弁がありましたとおり、例えば各自治会とか土地改良区とか農業公社とかいろいろ関係する団体等がありますので、なるべくそういう人たちに迅速な対応をお願いをして、二度とこういうことが起きないように、今までも何回かあったと思いますから、そういうところは早い対応をお願いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、関係団体との連携をしっかりとって、こういう箇所については先ほどありましたように相当な数がありますので、しっかりと連携を取りながら、早めに事故等が無いように対応していきたいと思います。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第5、承認第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度志布志市一般会計補正予算（第3号））**

○議長（西江園 明君） 日程第5、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、令和元年6月下旬から同年7月上旬までの間の大雨による災害の発生に伴い、緊急に令和元年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和元年7月4日に令和元年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、承認第8号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は既定の予算に2億7,059万2,000円を追加し、予算の総額を251億9,172万6,000円と定めたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

まず、歳入予算についてでございますが、予算書の5ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、8目、災害復旧費県補助金は、農林水産施設災害復旧に伴い1,950万円計上しております。

予算書の6ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として2億5,109万2,000円増額しております。

次に、歳出予算について、主なものを説明申し上げます。予算書は7ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、本年6月下旬から7月上旬までの間の大雨により、宅地に流入した土砂等の撤去を早急に行う必要があるため、それに係る費用の一部を支援する予算を125万円増額しております。

予算書は8ページをお開きください。予算説明資料は2ページから16ページになります。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、本年6月下旬から7月上旬までの間の大雨により被災した農業用施設及び林業用施設のうち、緊急に復旧する必要がある箇所に係る経費を2億1,528万8,000円増額しております。

なお、復旧箇所につきましては、予算説明資料のとおりでございます。

予算書は9ページ、予算説明資料は17ページから20ページになります。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、本年6月下旬から7月上旬までの間の大雨により被災した公共土木施設のうち、緊急に復旧する必要がある箇所に係る経費を4,173万円増額しております。復旧箇所につきましては、予算説明資料のとおりでございます。

予算書は10ページをお開きください。予算説明資料は21ページから22ページになります。

3項、文教施設災害復旧費、1目、現年文教施設災害復旧費は、本年6月下旬から7月上旬までの間の大雨により被災した志布志中学校時見坂排水路災害復旧に係る経費を500万円、志布志城跡園路等復旧に係る経費を50万円、城山総合公園駐車場下法面復旧に係る経費を582万4,000円、それぞれ計上しております。

予算書は11ページ、予算説明資料は1ページにお戻りください。

5項、その他公共施設災害復旧費、1目、その他公共施設災害復旧費は、本年6月下旬から7月上旬までの間の大雨による松山城址日本庭園の法面復旧に係る経費を100万円計上しております。

以上が、承認第8号の概要でございます。よろしくお願いたたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回のこの災害に関して、住宅、そういったものに土砂が入って、それを取り除くためにこういう予算を組まれてます。そして農地災害で施設水路等々はよく分かるんですが、この農地というここにありますが、松山地域が主になってます。こういった住宅への土砂の流入に対して除去する。そして農地がいわゆるこういう形で災害を被ったと。受益者負担というのはどれぐらい、これ全くゼロですか、あるんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 農地につきましては、基本的に事業費の2割が個人負担となっております。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

住宅に流れ込んだ土砂の除去ということでは、受益者負担としましては一律にいくらとは決めていないところであります。こちらが支援できるものが重機を1日3台分、最大3日ということと、それからビニールシート等の原材料の支給ということにしているところではございます。

○19番（小園義行君） そういった住宅等々については、いわゆる基本的に行政として、市としてできるものは限られているということですね、今おっしゃったように。それについてはあと自己責任という大変ですけど、民の財産ですのでそこでちゃんとやってくださいよ。農地についてはちょっとさっき課長の答弁よく聞き取れなくて、もう1回お願いします。受益者負担があるのかどうかということ聞いてます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 失礼しました。受益者負担はございます。基本的に事業費の2割が個人負担となっております。

○19番（小園義行君） 今回のこの予算の中で事業はこれで行われますね。財調とか取り崩してやるわけですけど、その受益者負担分はどこに入ってくるんですか、これ。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今回の3号補正につきましては、受益者負担と申しましたけど農地補助事業ということで、8割を補助して地元が2割負担するというので、負担金については歳入は無いところでございます。8割の補助を支給するという形になります。

○議長（西江園 明君） 先ほどの答弁漏れがありましたら特に許可します。

○19番（小園義行君） 今課長から8割補助して2割は自己負担ですよという、そういう答弁です。仮に工事費が5,000万円とかそんな大きな災害が起きたとします。農地が崩落してですね。そういったものに対して、当然難しいじゃないですか。そこらについての行政として、お宅がやるならうちはちゃんと8割補助しますと。でもお宅がしないならそれは放っておきますと、そういう感覚に聞こえるわけです。今のその答弁は。でも農地を守っていくという行政の視点からしたら、そういったものをどこまで受益者に求めるのかというのをきちんとしたものが無いと、Aさんは補助でできたけどBさんはできないままどんどん崩落が進んでいくと、そういったことが起き得るわけです。そこらについて当局としては今回のこの専決処分ですけど、どういう考え方を持たされているのかということについてちょっとお願いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今回の3号補正につきましては、どうしても営農に支障があるということで、至急、農地に入った土砂を排除するという観点から補助金、農地補助事業で対応した分でございます。これにつきましては、事業対象金額としましては、5万円から40万円未満という事業費になっているところでございます。

その次の4号補正でございますが、ここにつきまして議員おっしゃられるとおり、40万円以上になりますけど、公共災害復旧事業の農地復旧という形で4号に今回計上させてもらっているところでございます。基本的に国のこの事業は、農地につきましては50%の補助が付きます。残りにつきまして2割の負担金と、これにつきましては負担金になりますけど、負担金を徴収させていただくということになっております。

○議長（西江園 明君） ほかにありませんか。

○12番（丸山 一君） 今回のこの水害につきましては、通山地区は大した雨も降らずによかったなという感覚でいたわけですが、実際、分かったのは野井倉土地改良区内で出穂時期に水が流れてこないといことが起きて、これはどうしたものだろうということで緊急理事会を開いていろいろ調査した結果、隧道の山崩れがあった。これがきっかけなんです。今度は「下繩瀬のトンネルの上も50mぐらいが崩れているじゃないか。宇尾から向こうはすごいぞ」という話になって同僚議員からのお示しもありまして、200か所は超えてるなという話になったわけです。所管でありますので所管課でするかとは思いますが、これだけのikai災害箇所が発生して、金額的にもかなりの金額になるわけですが、これは国が指定する激甚災害にはなったんでしょうか。なったとかならないとか、いろいろ話はあるわけですが、ここはもう激甚災害に認定されてしかるべき事案であろうと。認定がない場合は一般財源で全部持ち出すから、これは後でそういう対応は出てくるのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○財務課長（折田孝幸君） まず激甚の関係でございますが、9月6日付の内閣府の政令におきまして、いわゆる6月から7月の豪雨による鹿児島県の災害、農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置、それから諸災害債に係る元利償還金の基準財政需要価格の参入等について認めるということで、9月11日で施行されるということで、内閣府の方から政令が発出されたところでございました。おっしゃいますように、3号補正におきましては緊急的な予算ということで、財政調整基金など一般財源で対応しているところがございますが、4号補正におきまして、後ほど説明はしますが、補助に公共事業に持って行けるものは持って行っているということが一つ。今後、また激甚ということであれば、農地、農業用施設、こういったものは補助率の増高となりますので、財源の内訳も当然変わってくるということですので、ある程度その財源が見えた段階で補正予算でまた財源振替を議会の方をお願いしようと考えております。

○12番（丸山 一君） 大体今の説明で分かったわけですが、実際、緊急的な対応でこれだけのことをやってもらったということで理解はしております。特に建設業の人たちにおきましても大変な御苦労が実際ありました。

それと市役所の対応なんですけども、聞いてみますとまだ現場まで行けないんだというような箇所もあって、なかなか大変だということがありました。特にこれだけの件数が発生しますと、市役所対応というのでもかなり無理があったのではないかなと思うんです。特に技術畑の人たちは人数が限られているわけですから、その人たちが果たしてこれだけの件数をうまくこなしてこれたのかなと。特別な災害が起きたわけですから、対応は大変だったと技術畑の人たちには同情するわけですが、やっぱりこれから今度は人員配置の問題とか、職員の定数問題とか、そういうところも僕は関係していくかとは思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、土木の技術者というのがそういう災害等々では緊急を要するわけで、職員に対しても対応しているところなんですけども、なかなかそういう技術を持っている方で職員になる方が少ないということで、こちらの方も募集等はしているんですが、

おっしゃるとおり、そこ辺も考えながら採用の在り方については十分考えて対応していきたいと思えます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） ちょっと関連ですけれども、今回の災害は激甚に指定されたということだったですね。そうなりますと、いわゆる耕地災害ですけれども40万円以下、8割補助ですね。これについては何年前だったですか、そのときの考え方とすれば激甚に指定されれば、いわゆる40万円以下の8割補助についても地元負担金は無いんだと、カバーしていくんだというようなことの答弁があったと記憶をいたしております。そのときの質疑をされたのは今の下平市長であったかと思えますけれども、当然、今回激甚に指定されたということであれば、この8割補助についてもいわゆる100%補助ということになるということに理解してよろしいでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 激甚指定になった場合につきましては、40万円以上の補助事業、あと小災害、これにつきましては市の発注の工事になりますが、これにつきましては無償ということになりますけど、8割補助、これは補助金ですので、これにつきましてはそのまま自己負担が2割ということになります。

○20番（福重彰史君） もうちょっと具体的に教えてもらいたいですけども。一応、本来であれば激甚に指定されても、いわゆる40万円以下を救済するために単独で作ってあったわけですね。そういうことで激甚に指定されたときには、いわゆる40万円以上の農地災害についても激甚でなければ一部負担というのが出てくるわけです。しかし、激甚に指定されれば100%見るということですので、いわゆる40万円以下についても、その当時、いわゆる40万円以上と40万円以下ではちょっとそこには差別化されてるのではないかということ、当然、40万円以下についても激甚災害に指定されれば20%の自己負担については、いわゆる公共の方で見ると。いわゆる役所の方で見ると。そういう見解であったわけです。そのとき、先ほども言いましたけども、その質問をされたのが今の市長でございまして、そういうような当時の執行部の考え方が示されたということにございまして、当然、本来の姿でいけば、激甚に指定されたからといって40万円以下の2割負担については無かったんですけども、しかし、当然、それも見るべきではないかという当時の考え方で2割負担もちゃんと見ていくという考え方が示されたということですので、当然、今回も激甚に指定されたわけですので、40万円以下についても地元負担というものは無いと理解するのは当然ではないかなと思うわけですけども、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、公正という立場でいくと私は当然取るべきではないと考えております。この前の課長会でもその話をしたところでした。ですから私がもうちょっと、今おっしゃるように激甚の場合の40万円以上の場合については全額見るわけでありまして、40万円以下も当然取るべきではないのではないかとということと併せて、もう一つは40万円という線引きが本当にこれでいいのかどうかというのは、私すごく公正という立場からいくと、もともと旧志布志町では全く取ってなかったんです。合併になってからこういう条件になったと。今、議員おっしゃるように、私そのことを実際そのとき、質問したところでした。そして私がこ

ういう立場になって、今現在そういうことではおかしいのではないかということで、公正という立場からいくと、当然取るべきではないと内部では議論をしたところでしたので、そこ辺は再度十分協議をして対応していきたいと思います。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

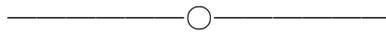
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。



**日程第6 議案第53号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第53号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置が講じられたため、関係条例の規定の整理を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） それでは、議案第53号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足して説明を申し上げます。

まず、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要について説明を申し上げます。

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に

不当に差別されないよう、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るための措置が講じられたものでございます。

整備法の内容につきましては、成年被後見人及び被保佐人を資格職種業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化を図るとともに、所要の手續規定を整備するものでございます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。まず第1条の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、整備法による地方公務員法の一部改正に伴い、一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から、第16条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削られるとともに、同号に該当して失職することが無くなるため、これらの規定を削除するものでございます。

次に、第2条の志布志市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、第1条と同様に整備法による地方公務員法の一部改正に伴い、欠格事由から第16条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削られることから、第16条第2号以降の号が繰り上がるため、該当箇所を引用する第3条第3項中、「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改めるとともに、所要の規定を整理するものでございます。

次に、第3条の志布志市消防団条例の一部改正につきましては、整備法による地方公務員法の一部改正を踏まえ、第4条の消防団員の欠格条項から第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削るとともに、所要の規定を整理するものでございます。

次に、第4条の志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、整備法による児童福祉法の一部改正に伴い、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由から第30条の20、第1項第1号の「成年被後見人及び被保佐人」が削られることから、同項第2号以降の号が繰り上がるため、該当箇所を引用する第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めるものでございます。

なお、附則第1項の施行期日につきましては、この条例は関係法律の施行の日と同じく令和元年12月14日から施行し、第4条の規定は公布の日から施行するものでございます。

次に、附則第2項の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、この条例の施行の日前に整備法による改正前の地方公務員法第16条第1号の「成年被後見人及び被保佐人」に該当して失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給につきましては、第1条の規定による改正後の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の規定に関わらず、なお、従前の例によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第53号は総務常任委員会に付託いたします。



**日程第7 議案第54号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第54号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、氏に変更があった者の旧氏の住民票、個人番号カード等への記載に関する事項等を定める措置が講じられたことに鑑み、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第54号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明申し上げます。

女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令が平成31年4月17日に改正され、令和元年11月5日から申請をした方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏、過去に称していた氏であって、その方の戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録があるものを現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなりました。これに伴い、住民票や個人番号カードに旧氏が併記されることとなることから、同様に旧氏を併記する申請をした方については印鑑登録証明書にも旧氏を併記することとするものであります。

なお、この条例は令和元年11月5日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



**日程第8 議案第55号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第55号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正によるこれらの法令の条の整理が行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（北野 保君） 議案第55号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明申し上げます。

今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正による条文の整理であります。

改正の内容といたしましては、償還金の支払い猶予について償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができるようにしたこと。更に、償還免除について対象者が拡充され、破産手続等の開始決定を受けた本人または保証人も対象となるものであります。また支払猶予や償還免除をするか否かの判断をするために、対象者の収入又は資産の状況の報告を求めたり、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるようになったものです。

説明資料の10ページの新旧対照表を御覧ください。第15条第3項中、2行目の法第13条は償還金の支払猶予に関する事項が定められています。隣の第14条第1項は償還金の免除について定められています。法第16条は対象者に収入又は資産の状況等について報告を求めることができることが定められております。令第8条は一時償還、令第9条は違約金について定められており、今回改正はありません。令第12条は償還金の支払猶予について、その理由について盗難や疾病等が定められております。

なお、この条例は公布の日から施行します。

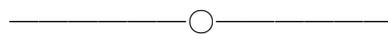
以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第56号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第56号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する事項を定める措置が講じられたため、当該指定の更新について徴収する手数料の金額を定めるとともに、水道法施行令の一部改正による同令の条の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（新崎昭彦君） 議案第56号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の11ページをお開きください。今回の改正につきましては、昨年、水道法の一部改正に伴いまして、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入されたものでございます。そのことにより指定手数料は1万円でしたが、今回、指定の更新も1万円の手数料を定めるものでございます。また、指定手数料と指定の更新手数料を同額としましたのは、事務処理が同一であるためでございます。

次に、第37条でございますが、水道法施行令の一部改正によりまして、同令の条の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものでございます。

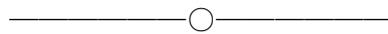
以上、補足説明でございます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第10 議案第57号 工事請負契約の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第57号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、工事請負契約の変更について、説明を申し上げます。

本案は、建設工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、資材、労務単価等を変更することに伴い、仮称、安楽大橋上部工工事の請負契約を変更して締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成30年9月28日可決された議案第62号に基づいて締結した工事請負契約の金額を3億5,292万7,368円から3億5,522万円に変更して締結するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。

まず、岩根賢二君より発言通告が提出されておりますので、これを許可します。

○17番（岩根賢二君） 通告をいたしておりました。この議案提案の書類だけでは理解ができないので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（假屋眞治君） 工事請負契約の具体的な変更の内容について説明申し上げます。

付議案件説明資料につきましては、12ページでございます。今回の仮称、安楽大橋上部工工事につきましては、コーアツ工業株式会社と平成30年9月7日に仮契約をしておりまして、市議会の方で平成30年9月28日に可決をいただきまして、平成30年9月28日から令和2年1月20日の16か月の期間で施工を進めるものでございます。これまでプレキャストセグメント主桁ということで橋桁の製作、それから組み立て、そして架設を進めてまいりまして、出来高が8月末で84.7%となっているところでございます。

今回の変更の理由でございますが、鹿児島県から平成31年2月27日付で賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について通知がございました。その具体的な内容でございますけれども、平成31年3月1日以降の執行何決裁分から公共工事設計労務単価が全職種平均で約5%上昇しているということから、既にということですから、平成31年3月1日よりも以前に契約している工事について、この第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項を運用して、適切な価格での契約等を促進するというものでございました。

今回の工事でございますが、インフレスライド条項ということで、どういう工事が対象になるかということでございますが、工事基準日の残りの工期が基準日以降2か月以上あること、それから、基準日以降の残工事費に対する割合が賃金等によりまして、変動前と変動後の差額、上昇額ですね、これが1%以上であることという二つの条件がございます。このことが今回の当該工事については対象になるということから変更するものでございます。

具体的に申し上げますと、工事請負契約書第25条第6項に基づきまして、4月5日にコーアツ工業株式会社から請負代金の変更の請求が文書でございました。協議の結果、4月5日を基準日とするということで、対象になるかということ判定しますが、先ほど申しましたとおり、工期が令和2年1月20日までということでございますと、4月5日の基準日から残りが10か月あるということ、2か月以上を超えているということ、まず一つ目はオッケーでした。それから、残工事費に対する変動前と変動後の差額というのがありまして、これを設計書レベルで計算しますと432万4,000円でございます。変動前の残工事の額ですが、これが2億4,354万円ございまして、これで割りますと1.7%ということございまして、1%を超えているということで、両方の条件が合致しましたので、今回はインフレスライド条項の適応となるということでございます。ということで、4月5日を基準としまして残工事分におけるインフレスライド変更額というのを算出するんですが、これにつきましては、変動額に変動前残工事の1%というのが請負業者負担分になります。この部分を差し引きました額に落札率が0.9でしたので、その率を掛けま

して合計で主なものも含めまして229万2,632円の増額になるということで、3億5,292万7,368円から3億5,522万円と契約変更をするものでございます。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** この第25条の第6項の文章をそのまま読みますと、日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じという言葉があるわけです。これを考えた場合にはそういうのがあったかなという疑問があるわけです。それは今課長の説明で県からこういう通達があってということで、審議の上でこういう結果になったんだということなんですが、私たちはこの第6項を読んだ限りではそういう条項はないと判断するわけです。そこら辺についての考え方をひとつ説明いただきたいということと、それと、これが企業側から請求があったということですが、もし請求が無い場合はそのままずっといくわけですね。その場合は逆に市の方からこういうことで県から通達がありましたから、例えば請求をしてくださいというようなことも考えられるのかということで説明をお願いしたいと思います。

**○建設課長（假屋眞治君）** まずこの特別な予期せぬ事情ということでございますが、この第25条の中に1項からずっとありまして、賃金とか物価の変動に基づく給与代金の変更というのがございまして、いろいろ変更になる原因というのはございますけれども、全体スライドというのがあったり、それからこれについては工期が12か月をもう既に過ぎているものというのが、これについてが1項から4項に書いてあります。それから5項については単品スライドというのがございまして、これは鋼材費なんか急激に上がった場合に対応するということがございます。今回の場合についても予期せぬということで労務単価が急激に5%見直しになったという予期せぬことがあったというようなことで、このようなことが条項に書いてあります。特にこの6項についてはインフレスライド条項といまして、急激に労務単価が上がったということでございます。そのことが鹿児島県の方から正式に通知があったということで対応しているところでございます。それから、基本的には請負者側から申し入れがあった場合ということで、こちらが受理するようなことになっているところでございます。この情報については鹿児島県からも出ているんですけども、そういう情報については親切で言えばこちらから報告もあるんですけども、いろいろな建設新聞とかそういう中でも示されていきますので、そういう情報を建設請負業者も収集しながら協議をしていくということで対応しているところでございます。

今年度については該当者がこの1件であったということでございます。

以上です。

**○議長（西江園 明君）** よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

**○19番（小園義行君）** 岩根議員の方からもありましたように、非常に私たちには難しい案です。今回、こうしたことが起こりうる対象になるような工事、ほかにはそういったものは無かったんですか。それと、今回、ここに旧労務単価でも積算されて2月28日以前に契約を行った場合にということですよということです。最低賃金が見直しをされて、当然上がっていくということを考えたときに、今回約200万円ですね、この金額が契約の中に入っていくわけです。それはその

法人でどういうふうに労務単価というところできちんと働く人にこれは行くのかなという、そこについては契約の段階で法人との関係はどういうことだったんですか。

○建設課長（假屋眞治君） 対象工事はほかに無かったかということですが、飯山通山1号線道路改良工事が2月28日以前に契約した1件だけありましたが、それについては申し出が無かったということで該当しないということでお答え申し上げているところでございます。

それから、労務単価につきましては普通作業員で1万6,400円から1万7,400円に変わっているということで上昇しております。

あとは、結局、請負者が今度は作業員とか、それから例えば下請けしていればその方にどうしているのかということでございますけれども、私どもが分かる範囲といいますか、そこについては当然反映してもらった方がいいんですが、あとは下請けに対しては下請けとの請負下請契約等がございますので、そこ辺を検査時点で確認をするということで、どうだったかということ伺いすることはできるところでございます。

○19番（小園義行君） 本来、こういったものは県がわざわざこれを出したわけですか。であれば、行政の側に立つのではなくて、本来は法人の側に立って、お宅はこういうことですよと、だから申請はしないでいいんですかというぐらいの、さっき岩根議員からもあったように親切心が無いといかんじゃないですか。県がわざわざこれを出したということは、そういうことを背景にしてると思うんですけど、1件あったということですが、そこについては申し出が無かったから放っておいたと、言葉がちょっと不適切ですね、しなかったということです。そこについてはその業者さんとやっぱり協議すべきではないですか。そういったものが1点と、ここにたまたま旧労務単価で積算してということですけど、新しい労務単価で今回契約をしたわけですね、ここを見ると。そうしたときに、きちんとそのことは働く人たちのところにちゃんと行くというもので、当局としてはきちんと担保しないとイケないと思うんです。そこらについてはきちんと考え方を統一して欲しい。なぜなら国保の関係でいうと7割、5割、2割、2割のところ黙っててもちゃんと当局の方で減免とかやってくれるんです。それについてはこの建設課の方でもきちんとこういうものが県からわざわざ来たのであれば、そこについてはきちんと法人の側に立ってやるべきだと、そう思うんですけど。それと併せて二つ目のそれについてもきちんと担保していくというのが大事ではないですか。そこら辺についてはどういうふうに、ここはしましたけどほかの工事が1件あったと、そこに対してはそのまま果たしていいのかなと。これ多分テレビ見ておられたら「ええっ」と、こう思われるんですよ。そこについていかがですか。

○建設課長（假屋眞治君） そのもう1件の工事につきましては、業者の方から直接申し出があった場合に対応しようというふうに考えておりました。そこについては、私どもも建設新聞とかいろいろあって情報収集できるものと思っておりましたが、こちらから投げかけることも必要かなと今考えているところでございます。

それから、労務単価が上昇したことに関する法人への確認ということでございますけれども、これについては私どもも変更契約するわけですから、工程会議等ございますので、その中で業者

の方とはそういう契約変更や労務単価を変更するんだと、そういうことで適切な執行をしてくださいという願いはしていきたいと思っております。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第11 議案第58号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第58号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、災害復旧事業、林道整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、議案第58号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に7億54万8,000円を追加し、予算の総額を258億9,227万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。第2表の地方債補正でございしますが、災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を3億1,370万円追加し、林道整備事業、砂防施設保全事業、小学校施設改修事業に伴う合併特例債を2,620万円増額。また臨時財政対策債の起債可能額の決定に伴い、1,428万9,000円減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず歳入予算の主なものを御説明いたします。8ページをお開きください。

1款、市税、3項、軽自動車税、2目、環境性能割は本年10月から導入される軽自動車税環境性能割を50万円計上しております。

9ページをお開きください。

10款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金、1目、地方特例交付金は交付額の決定に伴い681万円増額しております。

10ページの11款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税は、普通交付税の交付額の決定に伴い1億2,004万4,000円増額しております。

11ページをお開きください。

13款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、農林水産業費分担金は、農業用施設災害復旧に伴う受益者の災害分担金を1,767万円増額しております。

12ページの14款、使用料及び手数料、1項、使用料、7目、教育使用料は、本年10月実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園使用料を493万1,000円減額しております。

13ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業を8,671万円計上しております。

14ページの2項、国庫補助金、5目、消防費国庫補助金は、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業を269万5,000円増額しております。

16ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、東京圏移住支援事業に伴い、移住就業・企業支援事業補助金を120万円計上しております。4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金は、畜産施設整備に伴う畜産クラスター事業を2,945万円計上。事業主体の申し出による事業中止に伴い、畑作構造転換事業を763万3,000円減額、2節、林業費補助金は、県単林道改良事業を1,120万円計上しております。8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を2億4,032万5,000円増額しております。9目、教育費県補助金は、燃ゆる感動かごしま国体競技別リハーサル大会運営費補助金の交付決定に伴い262万6,000円増額しております。

17ページをお開きください。

3項、県委託金、3目、農林水産業費県委託金は、松くい虫伐倒駆除事業を930万9,000円増額しております。

18ページの17款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、志布志地区の市有地の売却に伴い7,008万円増額しております。

19ページをお開き下さい。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として7億1,099万3,000円減額、4目、施設整備事業基金繰入金は、小学校施設の改修事業等に充当する経費として300万円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、グルメ普及事業等に充当する経費として300万7,000円増額しております。

20ページの2項、特別会計繰入金、1目、特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきまして、平成30年度の各会計の繰越額の確定による一般会計との調整に伴い、合わせて2,600万8,000円増額しております。

21ページをお開きください。

20款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は、平成30年度一般会計の繰越額の確定に伴い4億6,625万9,000円増額しております。

22ページの22款、市債は、3億2,561万1,000円増額し、総額で21億2,681万1,000円としており

ます。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の23ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、犯罪の早期解決及び犯罪抑止力の向上を図るため、商店街等への防犯カメラ設置事業を100万円計上しております。

説明資料は2ページをお開きください。

4目、企画費は、東京圏から本市へ移住して就業・起業した者に対し、移住に係る経済的負担の軽減を図るための東京圏移住支援事業を160万円計上しております。

説明資料は1ページをお開きください。

5目、交通安全対策費は、高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請者が増加しているため、報償費を100万円増額しております。

予算書の24ページ、説明資料は3ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、財政安定化支援事業算定額が県から示されたことから、国民健康保険特別会計への繰出金を647万9,000円増額しております。

説明資料は4ページをお開きください。8目、後期高齢者医療費は、平成30年度県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定に伴い、負担金を470万5,000円増額しております。

予算書は27ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は事業主体の申し出による事業中止に伴い、畑作構造転換事業を763万3,000円減額、予算説明資料は5ページになりますが、6目、畜産業費は、畜産の収益性向上を図る畜産クラスター事業を2,945万円計上しております。

予算書は28ページになります。

2項、林業費、2目、林業振興費は松くい虫被害の拡大に伴い、森林病虫害等防除事業等を965万9,000円増額しております。

予算説明資料は6ページをお開きください。

3目、林業整備費は、県単林道事業等に伴う林道整備事業等を2,996万6,000円増額しております。

予算書の29ページ、説明資料は3ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、「第11回全国ご当地どんぶり選手権」の出場に要する経費を323万7,000円増額しております。

予算書は30ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、効果的な事業展開を図るため、工事請負費を3,000万円減額、補償補填及び賠償金を3,000万円増額しております。

予算書の31ページ、説明資料は7ページをお開きください。

3項、河川費、2目、砂防費は、事業費の確定により砂防施設保全事業を200万円増額しております。

予算書の32ページ、説明資料は8ページをお開きください。5項、都市計画費、3目、都市下水路費は、都市下水路維持管理事業を850万円増額しております。

予算書の33ページ、説明資料は2ページをお開きください。9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、災害時に消防団がより効果的な救助活動を図るための資機材整備事業を808万5,000円増額しております。

予算書の35ページ、説明資料は9ページをお開きください。10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、小学校施設改修事業等を1,200万円増額しております。

予算書の36ページ、説明資料は10ページをお開きください。

4項、幼稚園費、1目、幼稚園費は、本年10月実施の幼児教育・保育無償化に伴い、市立山重幼稚園の施設型給付費と子ども・子育て新制度へ未移行の私立幼稚園に対する施設等利用給付費を増額するとともに、見込園児数の減に伴う減額等総額で452万1,000円減額しております。

予算書の39ページ、説明資料は6ページから7ページになります。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、6月下旬から7月上旬の間の大雨により被災した農地及び農業用施設を復旧するため4億5,970万円増額しております。

予算書の40ページ、説明資料は8ページから9ページになります。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、6月下旬から7月上旬の間の大雨により被災した公共土木施設を復旧するため1億3,498万円増額しております。

なお、11款、災害復旧費につきましては、3号補正予算の一般財源の一部を4号補正において地方債に財源振替を行っております。

以上が、補正予算（第4号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小野広嗣君） 所管ではあるんですが、1点だけ確認をさせていただきます。予算書23ページ、歳出、先ほど財務課長の方からお話がありました一般管理費の防犯カメラ設置事業、商店街関係100万円ですが、設置箇所と設置台数が分かればお示しをください。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

今のところ見込んでおりますのは、防犯カメラは20台分の1台当たり5万円の補助ということで見込んでおります。今御相談いただいている場所もあるんですけども、今のところ箇所数としては1か所若しくは2か所ということで、台数的には20台を見込んでいるところでございます。今後、必要な場所の調査でありますとか、また要綱等の整備もありますので、そこらあたりも含めまして対応をしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 先ほどの説明では、商店街という言葉が入っていたと思うんですが、だから考え方を少し聞かせて欲しいなと思うんです。防犯カメラの設置というのは必要な時代だと思って、これは賛意を示すわけですけども、基本的に市民の方々から寄せられる声の中で、や

はり多いのはアピア周辺、駅周辺、もっと言えば銀座街なんです。今年になってもうあそこでは乱闘事件が何回も起こっているんです。警察沙汰に何回もなっています。そういった意味ではそういったときの状況証拠等も考えたときには、まずもってあそこに付けるのが最優先ではないかなと思うわけですが、そこらの考え方を少しお示しをください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、防犯カメラの設置は事前のいわゆる防止ということも含めて設置をしていかなければいけないということで、今おっしゃったように、警察署の方も午前0時過ぎに暴行事件があったりとかということもあって要望もあったところではありますが、そういう危険、いわゆる商店街周辺、アピア周辺、それから銀座街のあの周辺等を主に、そして交差点等、これからは警察署とかそういう機関との連携を取って、どういう場所に設置しなければいけないのかという協議を進めて設置していきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 今市長の答弁のとおり、基本的には防犯対策ですから、警察署としっかり連携を取りながら、優先順位をしっかりと付けて、予算が絡みますのでいっぺんにというわけにはいきませんし、メインのところにしていかないと、今度はあまりにも監視社会になっていくのかという危惧もありますので、そういった状況判断もしながらこの事業は進めていっていただきたい。その考え方だけはしっかりと整理して進めていっていただきたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 通告をしておりますので、詳しい数字は出ないかなとは思いますが、説明資料の9ページの小学校施設改修事業ですけれども、野神小学校の管理教室と屋根防水改修工事ということで出ているわけですが、市内の小中学校にはそれぞれ改修、改善をして欲しいという要望がいろいろ出ていると思うんですけれども、概略でもよろしいですけども、件数で何件ぐらいで、予算的にはどれぐらい必要だという何か数字をはじき出されていれば示していただきたいと思いますが。

○教育総務課長（徳田弘美君） 今回、野神小学校の校舎の方は工事請負費でお願いしているところがございます。それに合わせて修繕料の方を、今回200万円ほど補正予算を計上させていただいております。この中で小学校の屋内運動場の方の雨漏りも発生しております。これにつきましては、一応、応急的な処置ということで、今後120万円あまりで体育館の方を修繕をしていきたいと考えております。申し訳ありません、総体の各学校の校舎等についてはちょっと把握していないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 予算審査特別委員会がありますよね、そういう中で私もこの所管ではあるんですけども、なかなか予算の審議に加われないということがありまして質疑をしたということでございますので、もしよかったらそういう資料を作成してもらってお示ししていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（西江園 明君） 今、岩根賢二君より資料の請求ということですが、準備できますか。答弁をお願いします。

○教育総務課長（徳田弘美君） 予算審査特別委員会までには資料を調製して準備したいと思っております。

○議長（西江園 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第58号については、9人の委員で構成する令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、9人の委員で構成する令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、南利尋君、市ヶ谷孝君、野村広志君、小辻一海君、平野栄作君、丸山一君、長岡耕二君、東宏二君、福重彰史君、以上9人を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定のに基づき、議長において令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午前11時36分 休憩

午前11時45分 再開

○

○議長（西江園 明君） 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に福重彰史君、副委員長に小辻一海君。

以上であります。

○

日程第12 議案第59号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第59号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,974万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億8,693万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、財政安定化支援事業繰入金を647万9,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を1億2,357万4,000円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を395万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第13 議案第60号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第60号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,489万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を13万5,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を47万8,000円増額するものであります。

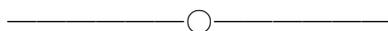
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第14 議案第61号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第61号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,580万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億6,418万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を3億4,576万8,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を7,888万1,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を2,157万5,000円増額するものであります。

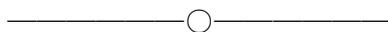
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第15 議案第62号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第62号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、繰越金等を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,756万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を20万2,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を20万2,000円減額するものであります。

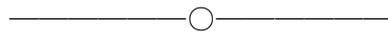
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第63号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第63号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を21万1,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を21万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。日程第17、諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、令和元年12月31日をもって任期が満了する福岡勇市氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

福岡勇市氏の略歴につきましては、説明資料の13ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時58分 散会

## 令和元年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和元年9月10日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

長 岡 耕 二

尖 信 一

小 辻 一 海

南 利 尋

八 代 誠

福 重 彰 史

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

東 宏 二

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。今日は久々のトップバッターでの質問となりました。執行部の皆さんは、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速質問通告に従い、順次質問を行ってまいります。

はじめに、地域コミュニティの充実について質問いたします。

人口減少と超高齢化が各分野にもたらす懸念のうちで、生産年齢人口減による経済成長への影響等もさることながら、今後の地域生活の持続可能性を考えますと、最も大きな問題は地域づくりの担い手の減少ではないかと考えます。少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、地域、いわゆる小学校区・自治会等における担い手不足は深刻化し、地域コミュニティの課題となっております。地域づくりの担い手を育成し、増やすことは、人口減少傾向にある本市にとっても困難な課題の一つであると思います。

そこで、本市の現状及びその解消に向けた現在の取り組みについて伺いたいと思います。

最近、第三の人口概念として、関係人口が注目を浴びており、本市も本年4月より取り組みを開始いたしております。関係人口については、3月定例会においても質問をいたしておりますが、先月同僚議員5名で訪れた高知市の土佐山アカデミーでは、地域づくりの担い手確保につながる様々な施策を展開し、地元の人と都会に住む人とをつなぐ役割を担い、地域づくりの秘訣として、「土の人・風の人・水の人」が三位一体となった取り組みを推進し、成果を上げておりました。関係人口づくり、担い手育成の観点からも、本市も参考にすべき点が多いのではないかと思います。お考えを伺いたいと思います。

次に、RPA導入による業務の効率化について質問いたします。RPAとは、いわゆる「ロボテック・プロセス・オートメーション」の英語の頭文字を取った略称で、人間が行っているパソコン上の操作をソフトウェアロボットが代わりに行うものであります。総務委員会の研修で訪れた石川県加賀市では、このRPAを導入し、今まで職員が行っていた一連の定型的な作業に対して、コンピューターに搭載をしたソフトウェアロボットが職員に代わって作業を行うことで、作業の効率化を図る取り組みで成果を上げておりました。

そこで、本市ではこのRPAについてどのような認識を持たれているのか、まず伺いたいと思います。

次に、若い世代の市政参画の観点から2点質問いたします。去る7月、二つの会場に分かれて議員と高校生、これは志布志高校3年生、尚志館高校2年生による「議員と語る会」が行われ、高校生からは志布志市の魅力を発信する斬新なアイデアに満ちた提案が数多く出されました。その場に参加してつくづく実感したことは、今後の志布志市の将来を見据えると、若い世代が魅力を感じる、また若い世代の力を活用したまちづくりが重要であるという点でありました。このことは他の自治体も同じであり、市政に若い世代の意見を反映しながら、魅力を増やしていくために様々な取り組みが行われております。本市においても、今後、若い世代の声を聞く機会を増やす取り組みが必要ではないかと考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

また、7月の参議院選挙の投票率は低調で、特に若年層の投票率が低かったこともあり、主権者教育の効果が問われているようであります。主権者教育については、投票率の低調を見るまでもなく、まだ深く浸透しているようには見えません。

一方、主権者教育は単なる投票率の向上や選挙に行くことだけではなく、自ら考え、選択していく力を養う教育、まさに社会を生き抜く力を養う教育であると考えるところであります。本市の現状と課題について伺いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域コミュニティの充実についてでございますが、本市の自治会の担い手の現状につきましては、令和元年5月から8月にかけて実施した自治会長アンケートによると、約2割の自治会で役員改選に苦勞されているという結果が出ています。その理由としては、少子高齢化による役員のなり手不足や自身の仕事が忙しいなど、価値観の多様化が主な原因になっております。自治会の担い手不足の解消に向けては、コミュニティ意識の高揚を図る中で、地域リーダーの育成を図りながら、自治会に対する各種補助金の交付により、自治会活動を促進してまいります。

また、活動が難しい小規模な自治会に対しては、自治会の統合について個別相談に応じ、統合に向けて取り組むべき課題の整理や補助金の活用などの説明をしております。

一方で、担い手不足など共通の課題を解決するため、自治会や地域の様々な団体が集まり、地域の課題について、自ら話し合い、解決に向け協力する場として、「新たな地域コミュニティ」を形成するため、市内3地区をモデル地区として検討を進めているところでございます。新たな地域コミュニティの推進の中で、今まで取り組めなかった事業、広域的に取り組んだ方が効率的な事業、単独の団体では実施が難しくなった事業などに一体となって取り組むことを目指してまいります。

次に、高知市において特定非営利活動法人土佐山アカデミーが営む「土佐山アカデミー」につきましては、地域の資源を生かし、新たな出会いやアイデアを育む学びの場であります。「人が自然の一部として生きる文化を育む」というミッションの実現に向けて、学びの場づくり事業、つながりづくり事業、文化・社会づくり事業等を展開しているようであります。関係人口の創出

につきましては、本市におきましても、今年度、国の関係人口創出拡大事業モデル事業を受託し、展開しているところであります。今年度は特に多様な対象者に働きかけて裾野を広げることを目標としており、「ふるさと住民」になっていただくことで、市とのつながりを可視化できる仕組みを構築しております。

一方、長期的な視点での事業展開が必要となる中で、今後の課題としては、議員がおっしゃいますとおり、地域と人材をつなぐコーディネーターの設置や関係人口と地域のニーズとをマッチングする仕組みづくりということになるであろうと認識をしているところであります。

御紹介いただきました土佐山アカデミーについても大いに参考になる事例であると考えます。

次に、RPA導入による業務の効率化についてでございますが、先進的に導入している自治体があり、定型的な業務について業務量削減などの成果を上げているということは存じております。県内でも部分的に導入している自治体があり、今後は導入に向けた動きが加速していくものと考えます。本市においても、業務への適正やコストと業務量のバランスなど、導入にあたっては業務の選定に十分な検討が必要でありますので、まずは職員がRPAへの認識を深めることが重要と考えています。

次に、若い世代の市政参画についてでございますが、若い世代の声を聞く機会を増やす取り組みの必要性につきましては、魅力あるまちづくりを進めるためには、地域の将来を支える人材として重要な存在である若い世代が積極的にまちづくりに参画し、その意見を施策に反映できるような仕組みづくりを行う必要があると認識しているところであります。今年度見直しを予定しております、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、国が示す基本方針の新たな視点として、地方創生の基盤をなす人材に焦点をあて、掘り起こしや育成、活躍を支援することが掲げられております。特に高等学校段階においては、将来の人生の選択を考える重要な時期であり、地域を支えることのできる人材等を育成するため、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取り組みを推進するとしております。本市におきましても、昨年度から志布志高校での出前講座や総合的な学習の時間の一環として、地域活性化に関するワークショップの開催及び地元企業と連携した職場体験の実施など、まちづくりに関する課題意識や貢献意識の醸成を図る取り組みを行っているところであります。今後におきましても、「第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に合わせて、市民ワークショップや市民意識アンケート、更には高校生のまちづくりに関する提案募集を行いながら、広く若い世代の意見を取り入れ、様々な施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、主権者教育の本市の現状と課題につきましては、昨年7月に実施された参議院選挙では、本市における投票率が46.9%と低い結果となったところでありますが、特に若年層の投票率が低くなっていることから、若者の政治や選挙への関心を高める手段として、主権者教育の重要性はますます高まっていると感じております。本市では、平成28年の参議院及び県知事選挙から、選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、選挙管理委員会及び志布志市明るい選挙推進協議会において、市内高校での模擬投票や選挙制度などについて出前授業を行っておりますが、若い世代は

ど投票率が低くなる傾向にあり、若者の声をより政治に反映させていくためにも、投票率の向上が課題であると考えますので、このような取り組みにより政治や選挙を身近なものと感じていただき、将来の投票につながることを期待しております。

**○教育長（和田幸一郎君）** まず、若い世代の声を聞く機会を増やす取り組みが必要ではないかという御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、市政やまちづくりに若い世代の視点を取り入れることは重要であり、また同時に未来の志布志市のリーダーとなる人材の育成にも力を入れる必要があると考えております。教育委員会では、青少年の健全育成事業の一つとして、中学生、高校生を対象としたジュニアリーダー育成事業を行っております。活動の内容としては、お釈迦まつりや成人式などの市の事業におけるボランティア活動や海岸清掃と合わせた環境学習、食生活改善推進委員の方の協力をいただいた食育学習、実習等などを行う定例会の実施などとなっています。そのジュニアリーダーの活動の中で、ジュニアリーダーを対象に教育長と語ろう会を実施したり、校区青少年座談会や中学校での立志式での講話や高校生を対象とした教育講演会などを通して、中学生、高校生の声を聞くことに努めています。今後もこのような機会を通して、中学生、高校生から志布志市の今や未来のこと、教育のことなどについての意見を聞いて、本市の教育行政推進の参考にしたいと考えております。

次に、主権者教育についてお答えいたします。公職選挙法の改正以降、若年層の投票率が話題になっておりますが、7月に行われた参院選の投票率も低い結果となっております。現在、学校で取り組んでいる主権者教育として、小学校では民主政治と憲法や生活と政治について学び、選挙が国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであることを学習しております。また、中学校でも主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法として「選挙」があることや、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義について考える活動を行っております。小学校では来年度から、また中学校でも令和3年度から新学習指導要領に基づいた教育課程による学習が始まります。新学習指導要領においては、新たに重視する取り組みとして、「主権者教育」が明確に位置付けられており、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができようになることが求められています。新たな教育課程においても、「社会科」や「特別の教科、道徳」、特別活動、体験活動等、教科横断的な視点で主権者教育に取り組んでまいります。

**○15番（小野広嗣君）** 市長、教育長、それぞれにお答えをいただきました。

それでは、まず市長の方に一問一答で地域コミュニティ関係ですね、基本的には地域の担い手をどう増やしていくのかというのが根底にある質問になろうかと思えます。そういう意味では、昨年12月定例会におきまして、いわゆる市民との協働によるまちづくり、そういった中で担い手をどう育成するのかということも議論をしました。そして、地域の活性化をどう図るのかということも市長と議論をさせていただきました。その中でいろんなやりとりをして、答えがそこで出なくて、今後のこととして答弁されていることが多々ありましたので、少しその確認をさせていただきたいと思えます。細かいことまではやりませんが、3点、4点ほどお願いを

したいと思えますけれども、まず、昨年岩手県一関市に行って、市民協働のことについて学んできたわけですが、この行政主導型から地域主導型へ、地域協働型へ移行している一関市の在り方を御説明申し上げました。中身はもう省きますけれども、そしてその行き着く先として、この地域協働推進計画を策定して、それにのっとって市民協働が推進をされているということをお話しました。その際の市長の答弁ですけれども、「志布志市まちづくり基本方針を現在検討中で策定中であります。そして、一関市のことについては、しっかりと位置付けをしていきたい。また、方向性は一緒だと思いますので、大いに参考にさせていただきながら進めていきたい」というふうに答弁をなさっていらっしゃるわけですが、この志布志市まちづくり基本方針が今年の12月の段階で策定中であったわけですが、現在どういう状況なんですか。できあがっているのか、途中なのか。

**○市長（下平晴行君）** 本市の共生協働のまちづくりを推進するためにまちづくり基本方針の策定を目指しているところでございますが、現在策定中でございます。現在の進捗状況としては、庁内会議、自治会の在り方検討委員会での協議、公民館長会等での検討をしております。そして、特に現在、新たな地域コミュニティを形成するため、市内3地区をモデル地区として協議を進めておりますので、その中で地域の意見をしっかりと聞いて計画に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** 市長、冒頭答弁されました地域コミュニティということで、3地区で、今、モデル地区として取り組まれていると。去年は通山地区を1地区、本年、松山地域の新橋ですかね、あと志布志地域の潤ヶ野で取り組まれていると。そういった中でアンケートとか現地の声、自治会長さんの声、そういったものを様々拾いながらニーズもしっかり押さえていくということでありましょう。そういったことを踏まえて、検討を進めていくということであれば、これ自体がまちづくり基本方針なるものが我々に示される時期はどの時点なのか。現段階で大体方向性が見えていればお示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 来年度中にはお示しをしていきたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** ということは、令和2年度の末までという方向、あと1年ちょっとということですね。ということは、今回のモデル事業、3地域のモデル事業がある程度その中から成果が現れてくると。そういったものも押さえながらやっていくということだろうと思います。ただそこで気になるのは、去年も申し上げましたけれども、地域、地域の課題がございますので、いわゆる通山地区、これは街部に属すると思いますね。そして農村部である地域のニーズ、もっと言えば21校区あるわけですので、その21校区のいわゆるこれというものをしっかりと拾いながら、その1年弱後に上がってくるまちづくりの基本方針なるものは出てこないと思いますが、そこまでしっかりアンケート調査、全庁的ですよ、全市的にあたりながら、声を拾って作り上げてくださると思うんですが、そういう方向でよろしいんですかね。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいますように、地域によってはそういういろんな角度や、いろんな考え方とか取り組み体制とか、その地域の特性とか、いろいろあるわけがございますので、

そこら辺を十分加味しながら、そういう計画書の策定をしていきたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** ぜひそういう方向でお待ちをしたいというふうに思います。

あと、市民協働のために何ができるのかと。そして、役所は何ができるのかということでも議論をさせていただきました。いわゆる市民協働、協働によるまちづくりということを意識することが大事。職員が常日頃仕事する上で、自分はこの課において市民協働のためにどんな仕事ができるのかということを意識することが大事である。市民協働のための担当職員、担当課、必ずそれぞれの課に市民協働の職員を配置して意識付けを行っていくと、職員全体にそのことが伝わっていくのではないのかなという話もさせていただきましたが、この辺はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、やはりそれぞれの課によつての対応が違ふと思うんですが、基本的にその校区、いわゆる地域コミュニティの箇所に再任用職員を配置して、できるだけ市役所まで足を運ばずにできることはその場でしていくということを、やはりそれぞれの職員が意識を持つことで、その地域に住んでいらっしゃる立場のことを考えながら対応していくというふうに思いますので、基本的には市民の皆さんの利便性、そういうものを図ってまいりたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 昨年も市長の方からそういった話がありました。現在も地域に職員が配置されているというシステムが全市政の中からもあるわけですね。そして、ふるさとづくり委員会を支えるサポーター制もあると。しかし、形骸化してきているから一本化したいというのが市長の思いでもあるわけですね。そうした中で、この地域担当職員制度、本市が今までやってきた制度じゃないですよ。地域担当職員制度というものをしっかり取り組んだらどうかと。そういった中には、今市長が言われたように再雇用職員等も入ってくるんでしょうけれども、僕は昨年、12月議会が終わってから、この導入をしている自治体の書類であるとか、学者の書類であるとかいうものを市長にお示しをしております。そういったものをまた読んでいただいて検討を加えていってくださいねということもお示しをしています。これはどういうことかということ、今、志布志市が地域コミュニティをやっています。そこに地域支援員を一人配置して、ニーズ調査であるとか、どういった計画を練っていけばいいのかというのをやっていますね。それはそれで大事です。だけれども、もっともっとそこには自治会がありますし、自治会の声も、自治会は1年交代で回っているところも多いし、長年やっている自治会長さんは意見をしっかりとと言えるんでしょうけれども、そうでない地域、いろいろあるんですね、校区の中には。そうすると、こういった自治会担当職員制度というのを導入して、その校区には課長さんだとか、補佐だとか、いわゆる各階層の職員は、チーム10名ぐらいでもいいでしょう。入って、そこには保健師さんであるとか、様々な役職、技能職の方々も入って行って、そこで議論をしていく体制というのを市内全域で作り上げていく。せめて小学校区で作り上げていくと、大変な効果が生まれているというのがありました。そこについて、検討を加えていただきたいということを昨年12月、投げかけているんですが、どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の職員の地域担当制度につきましても、現在、自治会担当職員とふるさとづくりサポート職員がごぞいます。新たな地域コミュニティの中でも地域職員の位置付けとして同じようにサポートをしていくという考え方でごぞいます。

○15番（小野広嗣君） ふるさとづくり委員会でサポーターがいます。そして、自治会担当職員も配置にはなっていますけれども、これほとんど機能してないんですよ、市長、自治会の方はね。ふるさとづくり委員会のサポーターの方は、活気ある取り組みをしているところでは動いていますが、そうでないところは、もうおごなり、もう今後この制度を使うのが難しいんじゃないかなというところも2、3か所出始めているんですね。実際使えなかった自治会も去年出ていますね、校区もね。そう考えていったときに、しっかり、1人とか2人の配置ではなくて、ちゃんとノウハウを持った職員の方々のチームで入り込んで一緒になって取り組んでいくと。そうすると、そこに暮らされている校区の方々、自治会の方々、安心感が全然違うんですよ。一緒にやっしていこうと。こうやって行政も足を運んでくれている。我々も何かしなきゃいけないという機運になるんですね。だから、せっかく地域コミュニティということでモデル地区で今進められていらっしゃるんです、こういった各層に分かれた、職員が1人、2人じゃなくて、校区ごとにチーム10名ぐらい、それだけでも210名ですよ、単純に言っちゃえば。そういった大がかりな取り組みを考えるべきではないのかという質問ですので、少し検討をした答弁をしていただければと思います。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃいますとおり、職員がやはり地域に目を向けて取り組むということは、市民の皆さんも自分たちの方に目を向けてくれているんだということで、自分たちでできることは自分たちでしていこうという意識が高まるというふうになるとすれば、今おっしゃったような体制づくりができるかどうか分かりませんが、十分内部でも協議してまいりたいというふうに考えています。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、今、そういった地域コミュニティということをすごく大事にして、担い手不足をどう解消するのかということをも市長も真剣になって進めていかれようとしていますので、ぜひ参考にさせていただきながら、検討を加えていただければというふうに思います。

あと、職員の皆さんの、自治会の加入率、ほとんど加入されているわけですが、これを見ていったときに318人中286人が加入者、89.94%、未加入の職員の方が32名、未加入率が10.06%ということになっております。当然、この未加入の32名の方というのは地域外の方もいらっしゃるかと、例えば自治会自体がないアパートに暮らしていらっしゃるかと、様々な要件があるかと思いますが、ここをどう分析されているのか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 平成30年4月1日現在で、職員の加入率は89.94%となっております。主な理由としましては、居住地に自治会がないこと、そして、居住しているアパートが自治会に属していないということが未加入の理由でございます。

○15番（小野広嗣君） 今、市長も答弁していただきました、先ほど私も述べました、大体そういうことなんだろうというふうに思うんですが、例えば大変かもしれないけれども、加入率を上

げていこうということで大変な努力をするわけですね。そうした場合にアパート等に暮らしているらっしゃる職員の方々、そして同僚の職員等も伴って、あるいは自治会の、他自治会でもいいですね、隣の自治会、こういったところも伴って、例えばそういう組織づくりをするために頑張っていくという方向性は考えられませんか。ただ、アパートに住んでいて、そのアパート自体が自治会が組織されてない、それでいいんですかね。

**○市長（下平晴行君）** 志布志市の場合は、その地に住んでいるからその自治会に加入しなきゃいけないということではなくて、離れているところでも自治会加入できるわけでありますので、そういうことが本当にいいのかどうか分かりませんが、加入していただくためには、そういう考え方もあるところです。

**○15番（小野広嗣君）** 分かりました。あと、この件に関しては、職員の皆さんが、例えば自治会に入っているらっしゃる数的には多いですが、では校区であるとか、自治会であるとか、大きく言えば市の行事、こういったことにどれだけ参加しているのかと。そういった参加率というのをしっかり出して、掌握して、市民にしっかりと関わっていこうと。関わることによって、いざ防災となったときに人間関係がしっかりできあがっているから、うまくいくんだよということで徹底している市というのはあるんですね。うちはそこまでできているんですかね。

**○市長（下平晴行君）** 地域活動への参加については、これまでも課長会等で積極的に参加するよう指示はしているところでございますが、現在も自己申告にボランティア活動等を記載して提出をしてもらっております。詳細まで記載を求めておりませんでしたので、今後は詳細まで記載して提出するよう依頼して把握に努めたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** しっかりと掌握している自治体を調べてみましたら、65%とか70%とか、そういったケースで、3割の職員の方々が関わっていないという地域が、自治体が結構多かったですね。ですから、それをやっぱり100%にしていきたいんだという首長さんの思いを述べられているところを、インターネット等でも調べさせていただきました。市長のそういう答弁ですので、ぜひ、そういった関わり方が信頼を生んで、いざ防災対策等にもしっかりとつながっていくんだらうというふうに思いますので、今の答弁をぜひ守っていただければというふうに思います。

あと、地域づくりということで、今回質問しているんですけれども、やはりその根底というのは担い手不足ですね。担い手が少なくなっていくと、その地域が疲弊し、元気がなくなっていく。そういった自治会、あるいは小学校区が増えていくと、市全体としてその活力が失われていく、志布志市の元気がなくなっていくということになると思うんですが、当然、市長御存じなわけでしょうけれども、自治会は平成19年の段階で79.4%、約80%近く構成されていたんですね。これが令和元年になると68.20%、資料があるかもしれませんが、市長、これを見るだけで分かる、すさまじい勢いの右肩下がりになっていますね。これは危機的状況、これを打ち破るために、今、市も地域コミュニティのモデル事業とか一生懸命取り組まれている、そこに地域支援員を配置されているということでもありますね。一番問いたいのは、そういったものが市としてできあがっていくわけですね、今後。それは大事なことだと思います。そして先ほど校区ごとに

しっかり行政として手を入れてあげるという方法、こういったときに自治体においては、そういったものをまとめ上げる地域づくり支援センターなるものを用意して円滑に動くようにしているんですね。これ、センターというから建物というものをあまり意識しないでいただきたい。そんな大がかりなものではないんです。例えば、町によっては地域おこし協力隊の皆さん、こういった方々と市職員と2人でペアでそのセンターを運営しているとかね。そして、自治会の課題、そして校区の課題、上がってきたものをしっかりそこで一元化して各課におつなぎをしていく。いわゆる地域支援の担当課が今またがっているじゃないですか、いっぱい。そういったことに対する不便というのは、当然あるわけですね。そういったものを一元化し、そして円滑に運営できるようにする地域支援センターみたいな、地域支援センター室でもいいですし、係でもいいですし、そういったものを配置していくということは、今後、志布志市が今やっている先にそれが無いといけないと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新たな地域コミュニティづくりに取り組まれている先進事例を見ますと、拠点の整備と併せて人材の配慮もなされているようでございます。私としましては、地域活動の拠点であり、地域の困りごと相談や市への申請受付などが簡易にできる体制づくりを考えているところであります。地域の皆さんがどのような支援が必要かをしっかり聞いて取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今申し上げました、そういった、先進事例というほどではなくて、もうそういった取り組みをしている自治体が多いんですね。ですから、今進めている地域コミュニティモデル事業のその先に、こういった地域づくりの支援センターなるものを考えていただければなというふうに要請をしておきたいと思います。

あと、自治会の加入世帯をどう増やすかというのは、すごくこれ全国的にも悩ましい問題で、即効薬はないというふうに言われていますけれども、そういった中で本市でも自治会運営マニュアルというのをしっかり作っていただいて、平成28年ぐらいからですかね、我々議会にもいただいているんですが、そういったものを見て思うことは、これは確かに自治会の運営のマニュアルとしてはいいものでしょう。だけれども、自治会への加入促進をするためのマニュアルとしては「ノー」だなというふうに僕は思うんですね。やっぱり加入促進のためのマニュアル、そういった方向にシフトしていかないと、いつまで経っても進まない、お堅い書物で終わっていますよ、読んでみると。ここらはどうなんですかね。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃるとおり、自治会運営マニュアルというものはあるわけですが、加入という部分ではお示しをしておりません。私、やはり、この前男女共同参画の講演を聞いたんですけども、やはり一人一人の個性、そして能力、これは公正でなきゃいけないというのが基本だというふうに聞いたんですけども、やはり自治会の在り方も、やはりそういう取り組みをしているところには加入が高くなるんじゃないかなと思いますので、そこら辺も含めた加入の促進というものの考え方に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 先進自治体の加入促進マニュアルとかいっぱいありますので、そういっ

たものも参考にさせていただきながら、少し中身を変えていかないと、旧態依然としていけばいつまで経ってもここに手は打てないというふうに思うものですから、ぜひそこは企画政策課を中心にまとめ上げていただきたいなと思います。

あと、今も市長の方から出ていましたけれども、この自治会の在り方検討会というのがありますけれども、ほとんどこれ公民館長、その代表さんたちが並んでいて、年に2回協議をされるわけですけれども、任期も2年という形になっています。この中でもいろいろと議論されてきていると思うんですが、実効性のあるものは、そこからしっかり出てきているのかどうか。そこを少しお示してください。

**○企画政策課長（樺山弘昭君）** 今ありました在り方検討委員会につきましては、年に2回研修をしているところでございます。内容につきましては、現在の市の取り組んでいるコミュニティ協議会の進捗状況等を説明しているところでございますけれども、特に昨年は在り方検討委員会で先進地の取り組みを研修に行ったところでございます。また第2回目では、現在通山で行っているコミュニティ事業の中間とりまとめのことについて報告したり、市内アンケートの結果を説明したところでございます。この会の中でも、今後の自治会、それからコミュニティの在り方についても議論をいただいているところでございますけれども、先ほど市長からありましたように、今年度、その意見を集約してまいりたいと考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 少し僕が質問した角度と答弁が違うんですけれども、まあ、よろしいでしょう。市長も冒頭述べられたように、自治会において270から280世帯の自治会もありますね。そして、もう一桁台もある。20世帯以下の自治会が50%という状況。そう見ると担い手がいるはずがないですよ。これを見ていったときに、いわゆる市の施策の一つですよ、自治会の統合というのは。そして、分割というのも考えて、人材を別個流し込んでいかなきゃいけない。そういうことも両面考えなきゃいけない状態ですね。でも統合ということ言えば、なかなかこれが実現しない。様々な政策を打っているんですけれどもできない。でもこれをしっかりやっけないと、片手間で作れる仕事ではないから進まないだろうと僕は思うんです。だから、ここにしっかり集中して仕事に取り組む職員、地域を巻き込んでやれる状況を作らないと、この問題は解決しないなというふうに思うんですが、市長、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 現在、組織の見直しも検討をしているところでございます。近い将来には、市民活動に関する部門を、今おっしゃったような集約した課の設置ができないか、考えているところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** 市長の方でそういった、近い将来を見据えてそういった方向性で考えていらっしゃるということで、その件は理解をいたしました。

もう次に移りたいと思います。同じく担い手不足をどう解消するのかというのが根底にある質問であります。市長も施政方針で述べられたように、関係人口にしっかり取り組んでいくんだということでもあります。総務省の流れを見ていきますと、人口減少、少子高齢化が急激に進んでいく中で、いわゆるこの生産年齢層、これの減少がすさまじい勢いの状況になっていくと。そう

なっていくと、当然担い手不足は全国の課題となってきたと。そこで、今関係人口が注目をされて、中でも若者が様々な形で風のように都会と地方を行き来し、活躍をし始めているということがございますね。そうしたときに、若者をターゲットとして関係人口に位置付けをしていかなければならないと思いますが、そこについて本市はどういった意識を持って取り組もうとされているのか、お示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出については、今年度、国が示した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においても、重点項目になっております。メニューについては非常に幅広く、既に始まっている地方創生推進交付金の移住・起業・就業タイプや、二地域居住の促進、副業や兼業として地域に関わる人材の活用、子供を対象とした農村・漁村体験などが示されているというところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** 市長は政策的な観点から国が示している案も含めて今答弁をされたんですが、私が申し上げたいのは、そういうふうにして総務省も関係人口、若者をターゲットとして活用していくことは大事だと。そうでないと今の担い手不足を補うこともうできないとはっきり言い切っているんですね。そうした場合に、本市においては若い世代をターゲットにした関係人口づくりをどう考えているのか。そこをお示しいただきたいというのが質問の趣旨であります。

**○市長（下平晴行君）** 今後も多様な対象者に働きかけ、ファンづくりを継続しながら、興味を持つ、愛着を持つ、通う、交流する、拠点を持つという関係人口のステージに合わせた受け皿の形成を目指していきたいというふうに考えております。国においても都市部における地域のPRや地域とのマッチング、都市住民等と地域の人が現地で交流する場の構築等の役割を担う人材である関係案内人や現地における地域住民とのつながりづくりや地域についての情報提供の拠点としての関係案内所といった様々なコーディネート体制の構築について推進するとされているところでございます。そういった後押しにも注視しつつ、先進事例に学びながら、本市にしかできない地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 後の若者の政治参画ということでも少し触れるわけですがけれども、若い方をターゲットにする、そうしたときに、若い人々が魅力を感じるような、シティプロモーションといいますかね、そういったことを発信していく力を付けていかなければいけないなというふうに思いますので、今、市長が答弁された角度とリンクすると思いますので、ぜひそういった方向で進めていていただきたいと思います。あと、本市のいろんな施策、移住・定住を図る上での施策がいっぱいあるわけですが、このUターンだとかJターンだとか、Iターンとかあるわけですがけれども、この現状、そしてそれを見据えた上での課題についてお示しをいただきたいと思います。このU、I、Jターンに係る事業の実績というのが当然あるわけですね。移住定住促進事業というのを市は様々やっています。もう概略で言いますよ、少し省略してですね。だから、そういった中から市外からの移住、市内から市内への定住とか、いろいろあるわけですが、市外からの移住ということでは、この5年間で34世帯が移ってこられていると。市内から市内への定住という方が多いんですね。これは、50世帯です。そして、市外からの移住でうちの事業として

民間の賃貸住宅家賃助成事業に乗っかっていらっしゃる方が5世帯。市内から市内への定住だっ  
てありがたい話ですので、外へ出ていかれないわけですので。それを考えたときに、今89世帯が  
移住・定住の施策に乗っかっていらっしゃるということですね。この状況を見て、Iターンも含  
めますし、Uターン、Jターンも含むんですが、市長としてはどういう感想をお持ちでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今の数値を見ますと、やはり市内から市内に移動で、外から来るとい  
うのが少ないというような状況でありますので、そのことがどういうことを示しているのか。やは  
り行政としての取り組みがどうなのかということを感じたところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** 僕も同じように感じて質問をさせていただきました。このことで細かく  
詰めていくつもりはありません。感覚としては、そういう感覚になりますね。そうしたときに、  
いろんなPRがあるんですよ、PRの仕方が。例えば本市から若者が流出していくのを防ぎたい  
というのがありますね。全然無関係であったって、志布志をPRすることによって志布志に関  
わりたいという関係人口、風のような人、こういったのも呼びたいとか、いっぱい要望はあるん  
ですが、そういった中で、うちも成人式をいろいろやっているんですけども、成人式のときに  
このUターン、地元回帰を促すため、そして地元で定住していただくために移住・定住等の関係  
の書類等をしっかりと新成人者に手渡しをする。参加されなかったところには、しっかり郵送を  
してUターンを考えてもらう、こういう取り組みをやっているところがありますね。そして、ま  
たこれいいなと思ったんですけども、新成人に対して、交流人口、あるいは関係人口も含めて  
ですけども、名刺を20種類、新成人ですから名刺は持ってない人が多いですよ。それで、そ  
この志布志市の観光をPRするための5種類に分けた名刺、この20枚ずつの100枚、これを成人者  
一人一人に渡してPRをしてもらう。成人者にとっては初めて持つ名刺ということもあるし、友  
達に志布志市をしっかり紹介できる。そして、成人式に参加されていない、県外に出られている  
方に関しても郵送をしておつなぎをしていくと。こういう取り組みをやっているところもござい  
ます。

そういったこと、まだほかにもあります。例えば福井県の大野市というところでは、僕はこう  
いうことも大事ななと思うんですけども、うちもいろんなプレゼントをしますよね。その日の  
成人式の模様をDVDにしてお渡しするとかありますけれども、大野市では、「大野へかえろ  
う」という写真集を作り上げているんですよ。これは、いわゆるUターンを促すとともに大野市  
の魅力を伝えるツールとして、定住、交流人口の増加につなげることを目的として制作をしまし  
たと。内容的には、大野へ帰りたくなる風景を写真と言葉で綴る風景写真、これがメイン。そし  
て、大野の食や大野へ帰り夢を実現しようとする先輩などを紹介して、ページ数にしてA4で  
200ページ、これを配布している。これを見て帰りたくなった、頑張りたくなったという声があ  
がっているんですね。そういった取り組みというのをぜひうちも、今上げたことも含めて例にし  
ながら検討していただければなと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは、やはり志布志市をまずは知ってもらうということから始まるし、  
それとやはりそういう優しさですかね、どうしても資料によっては住んでみたい、行ってみたい

まちみたいな形になるのかなというふうに思ったところです。それを合わせて、やはり志布志市をPRするためには、何らかの形でその対応をしていかなきゃいけないというふうには思っているところがございます。

○15番（小野広嗣君） 参考としてお出しをしましたがけれども、ぜひまた情報を得ながら検討を加えていただければというふうに思います。今年の成人式に向けてもですね。

あと、いよいよテーマであります風の人、土の人、そして水の人という観点の土佐山アカデミーでのことでありますが、もう市長、当然職員の皆さんから書類をいただきながら内容は把握をされたというふうに思います。様々な施策をやっていました。感動をいたしました。コーディネーター的な役割、ジョインター的な役割をするんですね。風の人というのは都会から風のように現れて、いろんな情報を持ってきて、そして風のように去っていくわけです。そして土地の人はそういう情報を得て頑張らなきゃいけないな、何ができるのかなと思う。でも、それだけではなかなか進まない。そこにそこを結ぶジョインター、あるいはコーディネーター的な人たちが必要になる。これが、土佐山アカデミーの方々がやっている立ち位置だろうなというふうに思いました。本来ならば、僕はあそこで勉強させていただく中で思ったのは、うちにあった、あったと過去形で言っているのか分かりませんが、ふじやま学校的なものが、こういった役割を担わなきゃいけなかったんだなというふうに思います。なぜ担えなかったのか、違うのかというのは、一目で分かりました。この方々は、地元の方もあれば、都会からの方々もいます。主催者はね。でも、地域の方々と一緒になって根付いてやっていかないとできないということで、3年間、親しくなるのに時間をかけました。そして、「今成果が生まれて8年目です」ということをずっと言われていました。そういう関わり方をしないと、ただプランだけ練って、あと行政どうですか、市民の皆さんにどうですかぐらいでは、なかなかうまくいかないのだなというのをつくづく実感して帰ってきたわけですが、ここでは、いわゆる地域の課題になっている、竹がもうすごい拡大して行って手が付けられないように増えていっているんですね。それをどうしようかといったときに、遊び心も入れていろんなことをやっているところがあるんですよ。もう最大の竹のブランコを造ろうということで、子供から大学生まで入れて8mの竹のブランコを造って、その竹のブランコからぶら下がると、その高地がずらっと見える。すごい壮大な中でのブランコを造ってましたね。そして、もっと言えば、いっぱいやっているんですよ。「世界最速のそうめん流しチャレンジ2019」。竹が余っているわけですので、この課題となっている竹をいかに有効に使うかということで、これは子供から大人まで全部関わっています。関わって行って、どれだけのスピードでやるのか、距離も相当ありますよ。そして、プロを呼んでいるんですよ。いい加減なことはしてない。流体力学に詳しいJALのエンジニアを呼んで、今年3度目、このスピードを競い合って面白おかしくやりながらも、いかに地域のこの課題になっているものをこういうふうに活用できるんだよというふうにやっていました。そして、またこの「土佐山お宝地図」というのを地域の方々と一緒になって、そして、さっき言った風の視点、こういった人たちのアイデアも入れて、こういったお宝地図を作ってまちの活性化につなげていくと。そして、教育委員会にも

関係ありますけれども、いわゆる高知県から認定を受けている次世代リーダー、さっきもありましたけれども、次世代リーダープログラムは認定をされていて、ここに光がしっかり当たっていて、これは小学生から大学生まで巻き込んだ取り組みもやっています。そういった取り組みを地元の土地の人、そして情報を持ってくる風の人、これで風土って言うわけですね。風と土、これが合わさって風土となる。だけれども、土地の人だけでは、そこからいい話を聞くんだけど、どうすればいいのかというのが分からない。そこに水の人というコーディネーター、本来ならばふじやま学校がそこまでやれば一番よかったんでしょうけれども、やれてないから今お話をしているんですけど、こういった土佐山アカデミーに対して、もう朝から晩まで研修が入っているんですよ。我々が入り込む余地がないぐらいで、結局無理を言って8時半からの、朝一番の研修を組んでもらいました。そして、JALからも地方創生絡みで職員が派遣されて、研修を受けているんですよ。JALの職員と僕ら一緒になって研修を受けながら、その後はJALと僕らと、そして主催者と三つ巴でディスカッションをするような中身の濃い研修になったんですね。そして、僕らが帰るときには、今度は団体でバスが来るんですよ。狭い山道を上がって来るんですけども、朝から晩までそういった状況。そしてもっと驚いたのは、映像で見せていただくんですよ、映像で。そうする中に、工務店、鹿児島だ、熊本だ、あっちこっちの工務店の方々の研修もやってみたくて、この方は志布志市の工務店の方ですと言われるんですよ、主催者の方が。そして、縁あって、僕らが行く1週間前、僕らはもう全然知らないんですけども、志布志市に来て、志布志市を知って、懇談されて、銀座街で盛り上がったという話までされて、「えっ」てどっきりしたんですけども。こういったことに先駆的に取り組んでいる方々の在り方というものもしっかり学んで、職員の方にも足を運んでもらう、あるいはコーディネーター、あるいは講師もされていますので、呼んでいただいて、しっかり学んでいって、本市の課題、それをどう生かすかという知恵をお借りするのも一つの手かなと思いましたが、市長、どうお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** アカデミーが行っていることの事業がここに10点ぐらいあるんですが、そういうものを実際、現地を見て、今聞いただけではちょっと分かりませんが、そういう現地体験をしてみたいなというふうに思ったところです。

**○15番（小野広嗣君）** あと、また鶴迫議員のほうからも話があると思いますので、魅力を感じていただければというふうに思います。そして、動いていただければというふうに思います。

時間の関係もありますので、次へ移りたいと思います。RPAについては、市長も今回、多分、勉強していただいたというふうに思います。この総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」というのがありまして、ここでは公共サービスを的確に実施するためには、このRPAなどの新技術を積極的に活用し、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせないとなっています。現在、民間企業の調査によると、企業関係だけでも導入する、導入を検討するというのが50%に至っているという状況で、急速にこれが今後、自治体にも入り込んでくるというふうに言われております。率直に言いますと、もう時間の関係で、導入した加賀市ですね、例えば、ここにロボットの絵がありますけど、こういうロボットが動くということじゃないですか

らね。これはソフトウェアを訳していますから、これが動くと、いわゆる品質向上で事務的ミスが激減をすると。そして、スピードでは人が行う仕事の150倍から200倍、そして効率化を図る上では、業種によりますから、先ほど市長が言われたように、棚卸ししないと分からないわけですよ。業種によって30%から75%の減であると。そして高度化という観点からいくと、それをそれまで行っていた職員の手が空くわけですね。加賀市としては、手が空くからといって職員数を減らすためにこれを導入したのかというと、そうじゃないんです。職員数を減らすために導入してないですよ。勘違いをされる向きがあるんだけど。その空いた分を市民サービスにつなげていく。新たな市民サービス、高度な市民サービスにつなげていくという取り組みをやっていたということでございます。書類をいっぱいもらって帰ってきていますので、またおつなぎしたいと思いますけれども、市長、こういうお話を聞いて、どう感じられたでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** このRPAについては、基本的にはコスト削減、そしてミス削減、そういったことから見ると、職員が実際、その業務に費やす時間を他のものにしっかりと対応していくということが出来るわけでありますので、これは働き方改革にもつながってくるんじゃないかなというふうには思っていたところです。

**○15番（小野広嗣君）** まさしく、市長がおっしゃったとおりだと思います。これは、働き方改革にもつながっていくと。職員の負担の軽減を図りながら、新たなサービスも生み出していくという、一挙両得みたいな取り組みになると。ロボットが動くわけですから、ソフトウェアですけど、1年365日動き続けるわけですよ。そして、ミスなく動くと。この動きを使わない手はないというのが流れですけども、この、今、RPAについてですが、様々な自治体の導入事例等があると思います。そういった導入事例等をこれまで本市では、今回の質問に関わらず調査研究されたことがあるのか。あるいは、研修に行かれたことがあるのか、お示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 導入については、港湾商工課、ふるさと納税推進室のデータ取り込み作業において、ふるさと納税管理システム運営会社の取り組みとして、一部RPA化されているものもあります。ですが、市単独の取り組みとしての導入は行っていないところがございます。そして、RPAについては、業務の選定が重要であると考えていますので、今後、他の自治体の導入事例等の研究も合わせて、研修も含めて、職員の認識を深めて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 市長はそういう答弁でありますので、理解をするところであります。将来、導入に向けて、職員の研修等も含めてしっかり学んでいただければなというふうに思うわけですが、中身的にはもう分かっているんじゃないかと思いますのでこれ以上申し上げませんけれども、やっぱり市長がよく言われるように、持って来れる補助金というのはしっかり持ってこようよということですよ。しっかり「入るを量りて」というふうに言われますので、そう考えたときに、実はこれ、国が補助金出しているんですね。本年の段階で補助率が3分の1、上限額800万円を補助します。そして、交付団体、本年、これが60団体という形で進めております。そして、これは来年度も続けていくわけですので、この補助金をしっかり使いながら検討していく

価値というのは十分に僕はあると。本市もそこまでの理解があるのであれば、来年度へ向けてしっかり手を挙げていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 一般財源じゃなくて、国・県の補助金をどう活用して事業をやるのかということを再三職員にも言うておりますので、こういうことでの働き方改革を含めて事業ができるのであれば、当然、取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひそういった前向きな取り組みを期待して、次へ移りたいと思います。青少年の、特に若者の政治参画ですけれども、これ、市長はその当時本田市長でしたので、本田市長が答弁し、教育長が答弁されていますので、教育長にちょっと聞きたいと思います。市長は少し聞いておいていただければと思うんですが、青少年の参画について本田市長に問うたときに、こう答弁されているんですよ。「各種計画書策定時においては、アンケート調査等を除いては、直接青少年の参画は行っていない状況でございます」と。そして、「今後は青少年の育成の参画につきまして、直接青少年活動を行っている教育委員会と連携して取り組んでまいります」と。そして教育長の方は、「今後青少年を参画させる取り組み等について研究を深め、児童生徒が主体的に社会に参画し、自立して社会生活を営むために必要な力を身につける教育の推進に努めてまいります」というふうに言われています。これ平成28年の6月の質問であります。その後、先ほども多少答弁されていましたが、市長の答弁を受けて教育長ですからね。市長の答弁は、先ほどの答弁よりもっと広く答弁していると思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 青少年の社会参画といふことにつきましては、本当に大事なことだというふうに私も思っております。具体的にどのような形で若い声を聞くのかということで、教育委員会の大きな事業として、青少年育成事業がございますが、その中で先ほど言いましたようにジュニアリーダーという中学生、高校生の代表者が集まっている、今年度30名近くの子供たちがいるわけですが、そういう子供たちと直にいろいろと話を聞く機会を設けたり、それから先ほど申し上げましたけれども、私自身が直接、例えば高校生の、今年度は志布志高校の全校生徒に対して話をしながら意見を聞く機会を設けたりとか、そういうことで、できるだけ私自身もいろんなところに出かけて声を聞くような機会を設けて、若者のそれぞれの感想といいますか、志布志に対する思いとか、そういうのを聞くような取り組みというのは逐一進めている、そういう状況でございます。

○15番（小野広嗣君） はい、分かりました。また、教育長の方には後ほど、主権者教育の観点からもいろいろ質疑をしたいと思います。

市長、当時、本田市政でありますけれども、アンケート等で青少年の声を聞くということはあるけれども、直接いろんな審議会であるとか、様々な懇談会に来ていただいて、若い人の声を聞く機会はないと。ですから、今後、そういった取り組みをしていきたいという答弁であったわけですが、それがなされていないような気がするんですが、現状どうでしょうか。審議会等にそういった若者たちを入れてありますか。政策形成をしていく上で必要な若者の声をしっかりと来ていただいて取り入れていますか。どうですか。

○市長（下平晴行君） 若い世代としましては、農業団体、商工会などの青年部の代表者や青年団等に依頼しまして各種審議会等で御意見をいただいているところでございます。現在のところ、未成年者は選任をされていないという状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 一応今回、冒頭質問していますように、議会と語る会で志布志高校、私は尚志館高校の方に行っていました。そこで様々なプレゼンがあって、若い子供たちはこんなふうな発想をするんだと。まず議会人、議会人の中にもそういう発想を持たれる方もいらっしゃるのかもしれませんが、職員の皆さん、そういう発想はあまりしないんだろうと、日常ですね、というようなプランがいっぱいありました。でも、無茶苦茶なプランかということ、そうじゃない。小学生が夢を語ることはいいでしょう。でも、夢物語の提案じゃない。地に足を付けた提案でありました。

そういった意味から見ると、本当に若者の声、これをしっかり拾っていくシステム、審議会等にもしっかりと入れ込んでいくシステム。当然学校がありますので、日曜日だとか、あるいは夜に少し時間を取っていただくとか、様々な工夫をしないと、そういった世代の人たちは入れないと思いますけれども、そういった配慮をしながら審議会等に組み込んでいっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現時点での子供議会についての具体的な検討は行っていないところでありますが、青少年の市政参画につきましては、先ほどありました教育委員会との連携を図りながら、様々な青少年研修事業や育成事業を通して取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。市長、確認しますよ。「子供・若者育成支援推進大綱」というのができあがっているんですね。その中で、いわゆる子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、「子供・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇親会等の委員構成に配慮する」と、この大綱で促されているんです。そのことをしっかり押さえていると、本市においても、本田市から引き継いでちょっとまだ期間は短いですが、審議会等にもこういった配慮がなされていなければならなかったんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、議員おっしゃるように、やはり子供たちが参画できる、そういうことで考えますと、そういう審議会等での議論を高めていくというのは必要じゃないかなというふうには思います。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。もう一度、担当課も含めてこの若者育成支援推進大綱の意図するところをしっかりと学んでくださいね。そうすると、それが施策に反映されてくるわけですから、反映されていないということは、学んでないということなんです。いいですか。

あと、本田市政のときでしたけれども、愛知県の新城市の例を述べました。多分、市長の方にはそのとき僕が申し上げた議論の在り方が載っていると思うんですが、やっぱり若者を投入して、若者議会みたいな形、これは高校生から社会人まで含めてやっている。何十回と協議をして、そ

れを予算として提案する。提案されたものが議会に上がってきて、議会がそれを承認して、若者政策として実行された。こういう取り組みというのは、すごく斬新であるけれども、市の将来を担う子供たち・若者たちがそうやって真剣な議論を重ねて結果を生み出すというのは、素晴らしいことだと僕は思うんですが、そこらはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 新城市の若者議会につきましては、16歳から29歳までの若者20人で構成された、市長の諮問機関として平成27年4月に設置され、若者の力を生かすまちづくり政策の検討を行い、立案した政策を市長に提案する権限を持っており、従来の子供議会のさらに先を行く若者の積極的な市政参画を促す先進的な取り組みであると理解しているところでございます。新城市のような若者に特化した取り組みではありませんが、今回の総合戦略の見直しにおける意見聴取の新たな取り組みとして、無作為抽出により選出された18歳以上の幅広い年齢層で構成する市民ワークショップの開催と、これに併せてふるさと住民制度による、市外に住むふるさと住民にも参加をしていただき、まちづくりに関する様々な意見や提案を新たな戦略に反映させていきたいというふうに考えているところです。

**○15番（小野広嗣君）** 再度申し上げたいと思うんですが、今市長がいろいろと青年会議所のことだとか言われました。そういったメンバー、大学生も含めて構成する日本若者協議会というのがあるんです、大きな組織が。ここは、2点要望しているんですよ。自治体における若者議会の開催を各自治体にやってほしいと。そして先ほど申しました審議会委員の若年層人員の拡充をお願いしたいと、こういう要請が公式にしっかりなされていますので、そういったものを真摯に本市の自治体としても受け止めて対応方をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** そういうふうに中身については、今、議員がおっしゃったような日本若者協議会等々、それから審議会等にもとのことでございますので、そこ辺を十分精査して対応してまいりたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** ぜひ、そういう方向でよろしくお願いします。

あと1点、市長、実はこの「子供・若者育成支援強調月間」というのが11月なんですよ。そして、毎年そこへ向けて内閣府が標語の募集をされていて、今回は、「輝く未来、育て支えて、見守って」ということで、これはもう内閣府をはじめ関係省庁、そして地方公共団体、そして関係団体、こういったものが一緒になって、この月間、子供・若者を育てていくための運動を展開するというふうになっています。この11月に向けて本市でも大がかりなことでもなくてもいいですので、しっかりそこを狙って、狙い目として若者支援としてのプランを練っていただければと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** そういう、11月に強調月間の標語等々があるということであれば、内部で十分検討させていただいて、取り組むことができるのであれば、そういうふうに対応していきたいというふうに考えています。

**○15番（小野広嗣君）** ぜひ、そういう方向で。

つながるんですけれども、主権者教育と、今、若者の参画ということで。市長も先ほど言われ

ましたように、本当にこの10代、20代の本市の投票の率というのは、今回の参議院選挙23.12%、10代がですね。20代が25.13%と、本当にこの若年層の選挙への参画は弱い。これを考えたときに、自治体においては、これまでのデータを見て、若年層のやはり投票率が低いということで、例えば今回の参議院選挙に向けて、そういった若年層へ向けて郵送で選挙の在り方、投票に参加してください、そのための社会人としての役割、そういったものを分かりやすく封書に入れて投票を促しているんですね。うちもこういったデータがしっかりありますので、こういったのを分析して、どういうふうにしてこの10代、20代の方々を投票所へ行ってもらうか、この検討をしっかりとしてほしいんですが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** いわゆる選挙に参加しないというのは、やはり自分の役割がどうなのか、必要かどうかということからまず分かっていないというふうに思いますので、そこら辺の若者の考え方がアンケート等でも出てこなきゃいけないんだろうと思うんですけども、内部でそこら辺の若者の投票率を上げるという面では、どういうことなのかというのを検討しながら、その取り組みをしていけたらというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 教育長は主権者教育に力を入れてこられた。18歳から選挙権があるというときから、このことは注目をされてきましたね。今のこういう私がお示しをしたデータを見られて、どういう感想を持たれますか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほど申し上げましたが、主権者教育が来年度の新学習指導要領では、本当に大きな課題として取り上げられています。来年度の新学習指導要領で、例えばプログラミング教育とか、英語教育とか、それと並ぶ形で主権者教育の取り組みというのが位置付けられています。私自身は、主権者教育を進めていく上で3つの大事な視点があるんだろうと思います。その1つは、やはりそれぞれの学校の発達段階に応じて、政治の仕組みとか、選挙のことについてきちんと理解をすることが一つ大事だろうと思っています。それから、2つ目に子供たちに実際、例えば模擬体験を通したりとか、模擬投票をしたりという、そういう体験を通して選挙について理解をしてもらうということ。そして最も大事なものは、先ほど議員言われましたが、やっぱり自主的に考えて、そして生き抜く力を持っていくということが大事だと言われましたが、まさにその通りで、子供たちに自分で考えて、判断して、行動する力を身につけていく、そういうことが非常に大事だと思っています。若者の投票率が非常に低いということについては、やはりこれは私ども学校教育における取り組みといものがまだまだ十分でないところがあるんだろうと、そういうふうに思いますので、今後、この主権者教育については、先ほど言いましたように、選挙の仕組みについて理解をしてもらう、そして具体的に体験等も通してやってもらう。そして最も大事なものは、いろんな機会に自分で考えて、判断して行動する、そういう子供たちを育てることによって、少しでも若者が投票に向かうような、そういう体制を今後ともまた粘り強く進めていきたいと、そういうふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 教育長の答弁は、いつも分かりやすく納得するんですけども、そのことが、ここで答弁をなさった後にしっかり現場に下りていって、それが浸透していかなければ、

教育委員会としての努めを果たしたとは言えないと思うんですね。僕は毎回のよういろんな角度で質問していますので、その点だけは疎かにしてもらいたくないなというふうに思っていますので、よろしいでしょうか。

あと、この主権者教育の推進というのを今後進めていかなきゃいけないわけですが、新たなニーズになっているわけですが、そういった新たなニーズに応えられる主権者教育の視点でも、いわゆる図書館ですね、図書の整備とかいうのはしっかりなされているのか。そこも少し分かったらお示してください。

**○教育長（和田幸一郎君）** 主権者教育を取り組むときに、例えばN I Eという取り組みがございます。新聞等を通して、その新聞を読んで子供たちが自分の意見をきちんと述べていくという、そういう取り組みというのも大事だということで、以前議員が図書館等には新聞等を備えてということがありましたが、すべての学校でそういう新聞等は取り入れておまして、例えばある小学校ではN I Eを本当にきちんと取り組みとして位置付けている学校がありまして、その学校につきましても、例えば全国学力学習状況調査などでも国語等は非常にすばらしい結果を出している。これは、まさに自分の考えをしっかりと持って意見を述べることができる子供たちが育っているんだろうと思います。図書館等については、そういう意味でも非常に大事な場所だと思いますので、まだまだ十分ではないのかもしれませんが、今後その選挙ということにつきましても、選挙に関わる資料等も含めての整備については、また図書館の方に指導してまいりたいと思っています。

**○15番（小野広嗣君）** 分かりました。ぜひそういう方向でお願いしたいと思いますが、これ、教育長が答弁されているのか、選挙管理委員会になるのか、よく分かりませんが、これまで、昨年はできていないという確認は取っていますけれども、過去において、さっき言われましたように、出前講座であるとか、あるいは模擬投票であるとかなさっていますよね。それは、やっぱり継続してやっていただきたいというのが一つ。これ、選挙管理委員会の方にも申し上げなきゃいけないこと。そして、前回行ったときの子供たちの反応、出前講座を聞いた、あるいは模擬投票をやった、その反応はどうだったのか、お示しをください。

**○総務課長（山田勝大君）** 選挙管理委員会の事務局長を兼ねております。委員長から委任を受けておりますので、答弁させていただきます。

模擬投票につきましては、平成29年に尚志館高校で実施をしております。平成30年度につきましては、志布志高校におきましては、授業の都合でできないということで実施できておりません。それから、尚志館高校につきましては、団体と共同で行うということで進めておりましたけれども、直前になってキャンセルがあったところがございます。それから、模擬投票の中の事例としまして、現在中学校で生徒会長を決める選挙に投票箱、あるいは記載台とか、そういったものを貸し出して実施をされております。

それから、感想でございますけれども、「18歳になったら選挙に行こうと思う」と。あるいは「投票は意外と簡単にできることが分かった」。それから、「実際の選挙道具など実物に触れるこ

とができてよかった」。それから、「候補者を選ぶ時間がもう少し欲しかった」。それから、「もう少し違う意見の候補者が欲しかった」など、前向きな意見が多かったところでございます。

**○教育長（和田幸一郎君）** 模擬投票の件ですけれども、以前、議員が質問されたときは、多分中学校3校ほど模擬投票を行っていたということでしたが、今年度はすべての学校で模擬投票を行う予定で今進めております。やはり実際の投票箱を持ってきての投票ですので、やっぱり切実感といいますか、リアル感が全然違うのかなというふうに思います。

また併せて、先ほどジュニアリーダークラブの方と教育長と語ろう会のところで、「あなた方は18歳になったら選挙に行きますか」という、そういう質問をしたとき、こういう回答が返ってきたんですね、ある子供から。「父や母が当たり前のように行っているから自分も行きます」と。私、この若者の投票率が低いということと併せて、やっぱり大人の方々もそういう姿をきちんと子供たちの前に示すことも大事なのかなという思いを持っておりまして、大人も結構投票率というのは低い状況がありますので、大人もそういう姿をきちんと見せることが子供たちのよき投票率にアップにまたつながっていくのかなということ、この子供の意見から感じることでございました。

**○15番（小野広嗣君）** 分かりました。いったん途絶えておりましたので、しっかりと継続をして取り組んでいていただきたいということを要請しておきたいと思います。あと、これは市長、教育長共々に要請をしておきたいというふうに思います。

前回の質問のときにも御紹介を申し上げましたけれども、いわゆる選挙パスポート、選挙手帳のようなものを持って、初めて選挙に投票に行くという方に手帳を配る。平均年齢が80歳ぐらいだと考えたときに、生涯100回前後投票所に行くということを仮定して、それだけのスタンプを押せるような手帳を配布して、18歳から選挙権を得てスタートしている子供たちに配布をしている自治体があるということをお示しをしたかと思えます。考えられるのは、繰り返しになるんですが、第1回目の投票にその子供が、若者がどうやって参加したのかというのが、その人の投票行動、その後を決定付けるというデータがあるんですね。そういった意味では、18歳、また若者も含めて、そこに対する、そういった手帳を作る、作らないは別でしょうけれども、そういった意識付けをしっかりとやって、主権者教育をやっていく。大事かなと思いますが、市長、教育長、お二方の答弁を求めたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいましたように、そういう意識付けが私は大変大事だというふうに思っております。

それと先ほど教育長がおっしゃいましたように、やはり子供たちは親の背中を見て育つわけでございますので、やはり親がしっかりとそういう対応をしていくことで、子供たちも引き継いでいくんじゃないかというふうには考えているところです。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。先ほどジュニアリーダークラブの子供たちが投票に行くことについて、父や母の後ろ姿が当たり前のようにいつも行っているからということ、答えましたけれども、そのほかにも、やっぱり自分一人の1票でも今後の生活に大きく関わっていて、

自分たちが住んでいるまちの政治は自分たちで決めたいからと、そういう考え方を持っている子供もいるんですね。だから、今言ったようなこういう子供たちをもっともっと増やして、自分たちの1票がまちを変える大事な1票なんだという意識まで高めていくことが大事なんだろうと思います。なかなか難しい部分がありますけれども、でも来年度主権者教育が学校の大きな課題としてきちんと位置付けられましたので、そのことを踏まえながら、さらに粘り強く取り組んでいく必要があるだろうと、そういうふうに改めて感じることでした。

○15番（小野広嗣君） もう最後になりますけれども、ぜひ志布志市の未来を担う若者たちの声をしっかりと志布志市の政策として取り入れていただき、志布志市が未来あるまちとして子供に受け入れられるように頑張っていっていただきたくと、そういうふうに要請して終わりたいと思います。

終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 改めまして、皆さん、こんにちは。志みらいの野村でございます。小野議員が午前中、貴重な時間を残していただきましたので、午前中たっぷりさせていただければなと思っております。

9月に入りまして大分涼しくなったかなと感じているところでもありますが、また台風等で少し蒸し暑くもなっておりますけれども、先週来、この台風に悩ませられるところもありまして、これからの気象状況、まだまだ予断を許さない状況にあるのかなと感じております。列島各地においても、今年の夏は豪雨災害が発生し、尊い命が奪われております。地球温暖化の影響によるものなのか、7月の末から8月にかけて、本市を含む九州南部で、そして8月末にも九州北部で、まさに想定を超える豪雨災害が発生する事態となり、大変心を痛めております。この場をお借りいたしまして、お亡くなりなられた方々には、深い哀悼の意をお示しするとともに、被災された皆様方には心より御見舞いを申し上げたいと思います。

本市においても大きな爪痕を残した今回の豪雨災害であります。災害はいつでも、どこでも起こると改めて認識させられ、教訓から学んだ命を守る備えについて、数々の災害事例から得たものをどのように整理をして、蓄積をし、有事の備えとして活用できるものにしていくのが重要であると改めて感じさせられたところでありました。当局においても、今回の豪雨災害で数々の教訓が得られたと思いますので、そういったものを含め、今回、防災行政としてのその全般をお聞きしてまいりたいと思います。

本年6月28日から7月3日にかけて、活発化した梅雨前線が九州南部に停滞をし、積乱雲が帯状に次々に発生をする、線状降水帯なるものにより、鹿児島県と宮崎県を中心に記録的な大雨となりました。本市でも、農地の法面の崩壊や河川の氾濫等による土砂の流入などの被害が多数発生をいたしました。今回の9月議会においても、補正予算の措置が多く見られたわけでありまして、まず把握されている被害の状況について、今回の豪雨災害によるものとみられる被害

について把握されている状況、志布志地域、有明地域、松山地域とそれぞれの地域において件数であるとか、金額について、まずはお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

耕地林務水産課における被災状況は、農道や用排水路など、通行・通水不能な箇所が松山地域で191か所、志布志地域で37か所、有明地域で62か所、合計で290か所でありました。被害額は、それぞれ5,730万円、1,060万円、3,170万円で、合計で9,960万円であります。松山地域は36か所が完了、志布志地域は19か所が完了でございます。有明地域は59か所が完了となっております。完了してない箇所については、ほとんどが土砂の一時仮置をしたため、今後の作業が必要なことから、未完了としております。なお、現在、松山の一部地域を除き、すべての農道、用排水路は通行可能・通水可能となっております。本復旧が必要となる農地災害復旧箇所は、松山地域が166地区、志布志地域が5地区、有明地域が12地区、合計で183地区であり、このうち179地区については、補助災害として申請予定であります。農業用施設災害復旧箇所は、松山地域が49地区、志布志地域が9地区、有明地域が18地区、合計で76地区であり、このうち58地区は補助災害として申請予定であります。被害額としては、農地災害復旧が1億7,560万円で、内訳は松山地域が1億4,000万円、志布志地域が610万円、有明地域が2,950万円であります。なお、補助対象は1億7,450万円と想定しております。また、農業用施設災害復旧が2億5,840万円で、内訳は松山地域が1億6,600万円、志布志地域が1,520万円、有明地域が7,720万円です。なお、補助対象は2億5,050万円と想定しております。現在、緊急性が高い農業用施設災害復旧箇所が2地区あり、国へ事前着手を申請し、工事中であります。営農に支障があり、緊急に農地を自力復旧したいと相談があった箇所は、松山地域で184か所、志布志地域で3か所、有明地域で27か所、合計で214か所でありました。なお、営農の関係上、7月から9月にかけて緊急に実施したいと相談があった箇所が松山地域で20か所、志布志地域で3か所、有明地域で14か所、合計37か所あり、専決処分て予算化したところですので。進捗状況については、10か所は完了し、5か所が工中です。

次に、農産物の被害については、土砂の流入により、普通期水稻が7.1ha、早期水稻が3.0ha、飼料作物が0.5haの被害を受けたところです。なお、被害額は早期水稻が32万9,000円、普通期水稻が77万2,000円、飼料作物が3,000円で、合計110万4,000円でした。また、土砂崩れ等による畑かん水路の破損が1か所発生するとともに、埋設道路の崩落により水路破損の可能性もあり、給水制限も行われたところでございます。

建設課関係における被害状況でございますが、108路線の被害報告がありました。内容としては、倒木、崩土除去、路肩復旧などが主なものです。なお、この中には公共土木施設災害復旧事業申請に伴う図面作成も含まれております。

内訳は、有明地域が52路線、道路43路線、河川2路線、公共災害図面作成が7路線、被害額が1,800万円でございます。志布志地域が30路線、道路27路線、河川2路線、公共災害図面作成が1路線、被害が1,000万円であります。松山地域が26路線、道路20路線、河川4線、公共災害図面作成が2路線、被害額が1,373万円でございます。なお、公共土木災害単独については11路線、

被害額が1億3,330万円でございます。

以上でございます。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会所管分の被害状況についてお答えいたします。

教育総務課関係では、志布志中学校におきまして、校庭からの雨水が通学路である時見坂沿いの排水路に流れておりますが、この時見坂排水路の中腹において排水が氾濫し、幅約1.5m、高さ約2m、奥行き約5mにわたり周辺の法面を洗い流す災害が発生しております。生涯学習課関係では、松山城山総合公園駐車場下法面の崩壊、国指定史跡である志布志城跡の松尾城本丸登城路の斜面崩壊と内城の田屋敷法面の崩壊被害が発生しております。松山城山総合公園駐車場下法面の崩壊箇所につきましては、崩落箇所としては3か所あり、高さ約12m、延長約90m、面積1,100㎡であります。志布志城跡の松尾城本丸登城路の斜面崩壊につきましては、園路が埋まり通行ができなくなっております。内城の田屋敷法面の崩壊につきましては、幅約5m、高さ10mにわたり崩落している状況でございます。総額で1,132万4,000円の補正予算を現年文教施設災害復旧事業として専決処分をいただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（野村広志君） 今、市長と教育長からいただきましたけれども、私もこれ、通告したときにいただければよかったんですけども、数字を今いただいたところですが、我々議員の方にもそのことについては詳細をまとめたものの提出をいただけないでしょうか。予算書の中に被災箇所と総額については記載がありましたけれども、詳細については全然我々も見えない部分がたくさんあったかと思えます。実際に今言われた数字、すべて書き取れておりませんので、そこはお願いしておきたいなと思えます。後にこの災害についての質問が続く議員もおられますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

市長、被害総額としてはいくらになりますか。

○建設課長（假屋眞治君） それでは、建設課分について、被害の合計額を申し上げます。3号補正として、昨日専決処分の報告をした分が、先ほど市長が申しました有明地域と志布志地域と、それから松山地域を足しまして4,173万円。それから、今度は公共土木施設災害ということで、今週と来週災害査定を受ける分が10件と単独が1件ございまして、11路線、これが1億3,330万円ということでございます。この3号補正と4号補正を合計しまして、1億7,503万円でございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 耕地林務水産課分につきましては、3号補正、4号補正、合計しまして災害関連の補正額としましては6億7,498万8,000円でございます。

○6番（野村広志君） 農作物の被害状況について、金額分かりますか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 作物関係につきましては、早期水稻、普通期水稻関係で110万4,000円でございます。

○6番（野村広志君） ざっとした計算ですけれども8億3,000万円ぐらいになるんですかね、総額にしますと。少し漏れている分、あと教育委員会分がございまして、これを足しますと3

億4,000万円少しになるどころですかね。また、これ数字を正しく教えていただけるといいのかなと思います。大変な被害額になるのかなと、今また改めて感じたところでもありますけれども、被災された農家さん、大方の田んぼを作られている方、稲作の方で、大きいところで約20町歩ほど作付けをされている方が約5町歩から6町歩被災したと聞くところもあります。また、浸水した苗の品質の低下による減収を強く懸念される方もいらっしゃいます。当局としても、生産者の方々のお話をお聞きになられたかと思います。高齢者の方々も多くいらっしゃいまして、もう作らないと、もう諦めたという方も少なからずいらっしゃるようでもあります。今後の対応如何によっては、もうできないよという方がもっと増えてくるのかなということをすごく心配しているところでもあります。これ、全部、一部含め、災害を受けた農家の方々の被害状況等をしっかり把握されまして、サポートの在り方を考えていただければなと思っているところです。これは、状況を今お聞きしたところですので。

次に、この被害があったところの復興の状況についてお聞きしてまいります。この農地等の復旧の状況については、未だ田んぼの中に土砂が埋もれている場所や仮設復旧をした水路であるとか、法面の土砂が崩れているところ、農道の土砂の撤去が終わっていないところ、用排水路等の土砂の撤去等がまだ完全でないところと、当然公共災害に係るものも含めながら、完全な復旧まではまだまだ時間を要するものと思われましても、そこで昨日のこの本会議の中の質疑の中で、激甚災害の指定の通知を受けたというようなことがございましたので、まずはその復興状況の見通しと係る自己負担分の割合等々について、この激甚になったということもあります。昨日も少し、市長の方で答弁ありましたが、そこも含めて少しお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 今回被災した農地や農業施設の大半は、補助事業を活用する予定でございます。県内で災害箇所が多数あることから、国の査定が10月上旬から11月中旬にかけ3回実施する予定であると伺っておりますので、査定後、速やかに工事発注をすることで、次年度の営農に支障が出ないように努めてまいりたいというふうに考えております。

農地の災害復旧については、受益者負担が発生します。また、復旧事業も補助災害復旧事業、単独災害復旧事業、農地等災害復旧事業補助金があることから、担当職員で現場を確認し、どの事業で実施するのが受益者の意図と合致するのかを判断していきたいというふうに考えております。またこの制度が煩雑だとの声があります。そこで、例年6月中旬に全集落へ災害復旧事業について、班回覧を実施しておりますので、これに制度概要を添付してまいりたいというふうに思っております。

それから、建設課関係でございます。復旧状況についてでございますが、有明地域が被害路線45路線、復旧済みが44路線でございます。志布志地域が被害路線29路線で復旧済みが25路線。松山地域が被害路線が24路線で復旧済みが23路線でございます。未復旧箇所については、農地の作物の刈り取り等が終了後、作業をする予定でございます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 耕地林務水産課関係でございますが、補正予算（第3号）分の現在の進捗状況につきましては、農地が37件のうち完了が10件、現在工事中が5件、まだ地

元から申請がないところは22件となっております。農業用施設の方ですが、この応急委託につきましては、全体で290件ありまして、そのうち114件が完了、176件が現在工事中ということで現在進行しているところでございます。

○6番（野村広志君） 激甚災害指定後の負担割合について昨日触れたところ、少しそこもお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 公共災害復旧事業と、それから市単独農地災害復旧事業については、激甚災害指定があった場合には受益者負担はなしと。これが激甚災害指定に係らなかった場合については、2割を負担しているということと、もう一つは農地災害復旧事業補助金、これは自分で工事を依頼した場合に、これが5万円から40万円未満ということで、補助金の補助を8割、2割は自分で負担するというようになっております。ただ私が申し上げたのは、この2割というのが、いわゆる激甚災害指定に係らなかった場合の対象として2割は負担していくということになりますので、そこら辺の負担と、それから自分で依頼した、最後の依頼した分の災害、これも自己負担が2割ということになりますので、以前私が質問したのは、旧志布志町時代には全額町が負担していたということで、やはりそこら辺になった経緯ですね、そこら辺も含めて、これは平成19年度に議員のとき一般質問しているわけですが、そういうことが過去あったと、昨日、福重議員の方でもおっしゃったとおり、そういう以前、旧町時代にこういう対応があったことと、合併した後にこうなったということの背景を私も質問したところであります。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、午後1時5分から再開いたします。

—————○—————  
午前11時58分 休憩  
午後1時06分 再開  
—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

当局が答弁申し上げます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほどの続きですが、災害復旧事業の補助金について御説明申し上げます。

まず、公共災害復旧事業、これが対象金額、工事費としまして40万円以上となります。国の補助率が基本50%で、補助残を市と本人で負担することになるが、本人については補助残の20%を負担していただくということになります。

次に、市単独農地災害復旧事業、これは通常小災害と言いますが、これの工事費が13万円から40万円未満となっております。補助率につきましては、公共災害復旧事業の補助率を適用しまして、国の補助率が50%、補助の残を市と本人が負担し、本人につきましては補助残の20%を負担していただくということになっております。ただ、これは通常の災害でありまして、激甚災害の

指定を受けた災害につきましては、本人負担の20%が0%、負担なしとなっているところでございます。

次に、3番目としまして農地等災害復旧事業、これは補助金を交付する事業でありまして、工事費が5万円以上40万円未満となっております。これにつきましては、市が80%の補助金を交付する事業でありまして、結局本人は20%の負担となっているところでございます。これにつきましては、通常の災害、激甚災害の区別なく、20%の個人負担となっているところでございます。

**○市長（下平晴行君）** 今、市の関わる事業については、激甚災害になった場合は負担なしと。自力で申請する分の事業については2割負担と。ここら辺がこのままでいいのか、公正なのかということであります。これは、内部で十分協議して、今後どうしていけばいいのかということに詰めてまいりたいというふうに考えております。

**○6番（野村広志君）** 今、少し整理して答弁いただいたところですが、40万円以上の公共災害復旧事業の場合と5万円以上40万円未満の農地等災害復旧事業の違い、この公平性については、昨日も話題になったとおりでありましたけれども、市長がちょうど議員時代、平成19年の第1回の定例会のときにこのことについて質問をされ、見解を述べられておられます。その中でも、大きな課題であるというようなこと、公平性を保ててないよねということが述べられているようであります。当然、そのときの回答としては、できないと、できないというか、現行のままで進めていきたいというような回答になったようでありますので、市長が議員時代から今、市長として立場が変わられた中で、このことをどう捉えながら、その公平性を保っていくのかということ、これから議論されていくということを今申されましたので、しっかりとその議論をしていただきまして、今後の在り方、方向性については結論を見いだしていただければなと思っております。これはもう既に8割の補助をいただいて事業を進めているところもございまして、そういったことも含めながら、なるべく早急に結論を見いだしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度どうですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、事業がもう進んでおりますので、そこも踏まえた形で協議を進めさせていただきたいと思っております。

**○6番（野村広志君）** では、このことについては、まだ少しお聞きしたいところはありますが、お任せをしてお願いをしておきたいと思っております。

それでは、被災した農地について、耕作者には高齢者の方も多くいらっしゃるわけですが、今後この被災した農地をなかなか復旧しづらい、できないということで、耕作放棄になる可能性も心配される場所ですが、こういった相談等が来ているのか、またそういった相談等が来たときのサポートの在り方については、当局としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 今回の災害につきましては、山からの土砂が農地に入り込んで災害が起きるといったケースが相当、特に松山地域につきましてはゲリラ的に雨が降った関係上、多い状況があります。そういう箇所というのは割と災害を非常に受けやすい地形がある所が

大部分でありまして、極端な話、毎年被災するような農地もあるようでございます。ただ、その農地につきましては、先祖代々耕作した経緯等々を含めましてなかなかそこを放棄するというような話はあまりないところですが、たまにはやっぱりもう高齢、あと災害を受けるということで、もう今後はやめたいという声も聞くところでございます。

**○6番（野村広志君）** 今私は耕作放棄される可能性があるから、その対策をとということでのお話だったんですけれども、このことは、今も国や県、市も進めています、この耕作放棄地の解消への取り組みということとは異なる考えになろうかと思えます。ある高齢の生産者の方々から、今回災害を受けた方々ですね、こんなお話をお聞きいたしました。今、課長がお話したことと類似するところもありますけれども、「この田んぼの米で自分も育てられた。そして、自分の子供たちも同じようにこの田んぼの米で育ててきた。親から譲り受けた、先祖代々受け継いできたこの田んぼには、一方ならぬ思いがある。しかし、もう限界かもしれない。とても息子に受け継がせられないし、受け継げとも言えない」と、そう言われました。その方、2年ほど前にも大雨で田んぼの裏山の法面が土砂崩れを起こしまして、田んぼの復旧をしたばかりの方でありました。今回もまた、被害に遭われております。そこで、これはあくまで考え方としてではありますが、田んぼは当然個人の資産、財産でありますし、先祖から受け継がれた土地・田んぼについては、軽々しく言えるものではありません。また、行政が一方向的に判断できるものでもないと理解しておりますが、ある一定以上の条件を付けて政策的に耕作放棄した方がよい水田地帯でもあるのかなと思っております。地形的にどうしても災害に弱い農地については、容易にその復旧ができないことや、その場しのぎの対策になっており、抜本的な体制が取れないと。繰り返し災害を引き起こすと、今、課長からありましたように、毎年のように災害を引き起こしている場所が多数あります。当然、それに伴う8割の補助であるとか、どうこうということもあります。そのたびに、やはり市としてもそれだけの費用を投入していかなければならないと、断続的にかかる費用があると。当然、前提は個人のものでありますので、農地を守っていただきたいという前提はありますけれども、このような現実があるのかなと思っております。

そんな中で、農地中間管理機構が本市にも設置されておりますけれども、優良な農地の貸し出し等がされております。そこで、もともと耕作されていない田んぼであるとか、上手にマッチングができて移っていただくようなことがかなうのであれば、水田地帯の災害に耐え得るとでも申しましょうか、災害に強い優良な農地の団地化が図れるのかなという気がいたしております。理想ではないかなと思っております。おそらくこういった問題を放置しておく、結果的には将来耕作意欲を減退させ、また望まなくとも耕作を断念せざるを得ないような事態になるのかなという気がしております。耕作意欲がまだあるうちに、何らかの手立てをしておくべきだなともすごく感じております。とかくこの行政においては、この予防的対応、措置については比較的消極的であると感じられておりますが、将来を見据えた大局的な見地から考えたときに、市長どうでしょうか。そういったことを軽々しくは判断はできないとは思いますが、そういったことも含みながら、これからの政策ということを考えていくことも必要になってくるのかなと思っております。

が、見解を少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） エリアの設定ということではないんですが、個別対応になると思いますけれども、被災した農地の所有者の方から、いわゆる災害を受けた農地性が消滅して復元が困難であるという理由で農業委員会へ非農地証明を願い出れば、志布志市非農地認定基準に基づき、農業委員による調査及び農業委員会総会での議決を経て、非農地証明が発行されるというようなことだと思います。非農地証明が発行されれば、法務局で登記地目を原野などに変更することができることとなります。また、農業振興地域については、農用地の確保の観点から、被災の頻度や耕作放棄地であることを理由には除外できないところだと思います。農地の集積については、今後も農地中間管理事業等を活用して推進を図ってまいりたいと思います。

それから、来月のコラムに、いわゆる相続に関わることを掲載しております。これは、先ほど言いましたように、中間管理事業等とのいわゆる貸し出しですね、これが相続は配偶者及び子供まで、そして5年間というのは20年になくなったということですので、そこら辺も含めて活用していってもらえたらというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 手続きをして、非農地という申請をすればということでありましたけれども、実際そういったことというのが今も農業委員会の方には何かございますか。実際、そういった目的を持って、目的と申しますか、もう耕作できないということで断念して、非農地の申請をするような実状がございますか。

○農業委員会事務局長（小野幸喜君） 今の質問にお答えいたします。

被災した農地の復元が無理と判断された場合に、申請していただければ、委員の方の判断基準等を踏まえまして非農地という判断は、ここ何例か出ているところがございます。

○6番（野村広志君） 何例か出ているということでありましたので、耕作意欲が湧くまで持っていらっしゃるけれども、農地がそういった状況にあるからなかなか難しいと。災害に弱い農地であれば、手放すと申しますか、耕作を諦めて耕作しやすい場所という相談を私も受けたことがございますので、そういった方向がこれからも出てくるのかなということをしごく危惧をするところでもありますけれども、ではこの後、毎回のようですけれども、農地で被災された方、復旧を待たれている方々ですけれども、そういった市民の方々はやはり不安が大きいものだと感じております。どうやって復旧すればいいのかとか、費用はどうなるのかとか、どれぐらいの期間で復旧するのかなど、私もたくさん相談を受けたところでありましたけれども、現場、現場で状況が違いますので、市民にはなかなか説明しづらくて分かりづらい部分も多いのかなと、今回の災害を受けて感じたところでした。教訓から学ぶものとして、また後で少しお聞きしますけれども、今回の農地の復旧等における対応の在り方について、先ほど耕地林務水産課長のほうからも説明がありました、補助の在り方、補助率の在り方、激甚災害になったときのこと等を踏まえながら、市民向けのマニュアルと申しますか、分かりやすいガイドラインのようなものを復旧までの手引き書であるとか、手順書みたいなものを平時から準備された方がいいような感じがいたしております。今、農業委員会の事務局長からもありましたとおり、農業委員会としてはこういった方策

がありますよということも含めながら、かかる費用について、特に様々なパターンがあろうかと思っておりますので、そういったものを、市民にとって一番不安なものを早く取り除いていただけるようなものを、こういった手引き書みたいなおもので整理をするというのは非常に大事なことかなと思っております。ぜひ、こういったものを検討していただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいますとおり、先ほど言いました制度やら、その災害のいわゆる中身ですね、先ほど耕地林務水産課長が説明しました。そういうことや、その課、どこの課で、どこの係なのか。そういうことも含めて、そういうマニュアルが必要だなというふうに思っております。農家の方々については、自分が実際いくら払えばいいのか、あるいはいつまでに終わるのかという、そういう不安もあろうかと思っておりますので、その辺はしっかりと対応していくべきだというふうに思っております。

**○6番（野村広志君）** 市長も御理解いただいているようでありますので、ぜひこのことについては取り組んでいただければなと思っております。

今回の復旧にあたっては、また耕作者で作る多面的組織の自発的な復旧作業によって多くの力をお借りしたところもありました。非常に暑い中で、自らの手で、自らの農地を守る行動は、まさにこの多面的組織の考え方に沿うものではなかろうかなと。多くの自助努力として助けられたなという気がいたしております。こういった災害の復旧作業において、国や県、市や土地改良区も含め、多面的組織や個人といった具合に軽微なものから大きなものまで、その立場においてやるべきとをお願いしなければならないこと、自分たちでやること等、明確にしておくべきだなと、このこともすごく今回の災害を受けて感じたところでした。ひとたび災害が起きますと、非常に広域に今回災害が起こって、当然行政の方でも手が回らないというようなこともたくさんあったところで、この地元根付いているこの多面的組織の活躍と申しますか、この復旧作業への協力というのは、もう欠かせなかったのかなと、今回もすごく感じているところです。

そこで、ここについても同じように、先ほど申しました、どの組織がどの辺までというところを、ある程度ガイドラインみたいなものを整理しておいていただければなと思っております。当然、市がしっかり担うもの、国や県にお願いをしていくもの、改良区で行うもの、また多面的組織でやることや、これは個人でお願いすると。当然、先ほどお話しました費用的な問題も含めながらありますけれども、こういった地元の組織を有効に活用していかなければならないというのは当然自助共助の考え方に沿えば必要になってくるかと思っておりますので、この辺についてのガイドライン等での整理をしていくということの見解についても、併せてお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 通常維持管理については、関係する団体が実施する必要がありますが、災害が起因となった場合は市での対応と申しております。ただし、市が対応する場合は、時間を要する場合がありますので、災害発生時には担当へ連絡いただき、どのような復旧方法で実施するかを協議し、簡易な復旧で応急工事を実施する場合については、各組織へお願いするケースもあります。なお、本復旧については、市で実施したいと考えておりますが、先ほど言いましたように、そういうマニュアル等をしっかり作って対応していきたいというふうに考えておりま

す。

○6番（野村広志君） では、併せてお願いしておきたいと思います。

では、次にまいります。次に、流入土砂の処分についてお聞きしてまいります。今回法面の土砂崩れにおいて、小規模多発の傾向にあるということで一部新聞に書かれておりましたけれども、どの規模をもって小規模なのかとは分かりませんでしたけれども、実際かなりの土砂の量で、その土砂に倒木などが混ざり、重機などでなければとても除去できるような状況ではないというのが現状でありました。そういったときに、この土砂の置き場、土砂の捨て場がなくて、農道や用排水路の土砂を撤去するために、その土砂をいったん被災した、今年収穫が望めない、もう土砂で埋まっている田んぼや耕作放棄されている土地に一時仮置きをしているのが現状であろうかと思えます。当局の方も、そこはもう分かっているかと思えます。この除去されずに一時仮置きされている、放置されたままの土砂について、どのような対応をすればいいのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 道路や用排水路の農業用施設へ流入した土砂や倒木などについては、付近に仮置きが可能な場合は、地権者、耕作者などの了解を得て置いているところです。付近に適切な仮置き場がない場合は、業者の処分場へ持ち込んでいるということです。なお、この際は、木や木の根などについては処分場へ持ち込みをしているところです。農地へ流入した土砂については、地権者や受益者から申請があった場合は、災害復旧事業として対応していくところです。よろしく申し上げます。

○6番（野村広志君） では仮置きしてある土砂を撤去するというのは、市の方で対応していただけるという理解でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） 仮置き場については、地権者、地域の方に探してもらい、許可を得るか、業者から提案があった場合については、市役所に許可をもらって実施する方法の二択を取っているということでございます。また、営農に支障がある箇所については、稲作完了後の11月から撤去するというような取り組みをしているところです。

○6番（野村広志君） 撤去していただけると理解したところですが、この撤去については、費用負担というのは個人にはかからない。通常の土砂が田んぼに入った場合は、8割の補助であるとか、公共災害に係るということになりますけれども、激甚災害になればまた少し違いますけれども、その仮置きしている場所についての土砂の撤去については、個人負担はどうなりますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 当初から農地の方に土砂が入り込んで被災しているケースは農地復旧ということで、個人の方が20%負担してもらって復旧ということになりますが、その上に市の道路に積んである土砂を一時的に置いた場合等々は、その区分、最初から農地にあった分、後から都合上、その上に置かざるを得ない土砂については、その後から盛った土砂については、市の方で除去して、当初から農地災害としてあった分については、個人の方で申請していただくという形になります。

○6番（野村広志君） 今の話であれば、田んぼの中に仮置きさせていただいたと。表層の部分、

乗せた部分については市が見るけれども、もともと土砂が入った分については2割の個人負担がかかるという捉え方ですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） おっしゃるとおり、当初からあった分については、通常の農地災害復旧事業で申請してもらう形になります。

○6番（野村広志君） そこは、判断がつきますでしょうか。田んぼの表層が違うから分かるということでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） なかなか判別がしにくい部分もありますけれども、そこにつきましては市と耕作者、農地の所有者と現場の方で協議しながら、そのボリュームについては決めていきたいと思えます。

○6番（野村広志君） 実際に仮置きされた農地の方としっかりと現場で協議をしていただければなと思います。なかなか理解するのは難しいのかなと、持っていくんであれば一緒にやってくださいというのが心情ではなかろうかなと思いますが、そこについて、どうですか。市長はどう考えられますか。

○市長（下平晴行君） 農地の堆積した土砂の上に乗せたことが判断できる箇所については、その分については市が対応するというのですが、このようなケースがある場合には、担当者へ直接相談して、作業をした業者と現場で協議していくということをする、しっかりと上から乗せた分というのは分かるんじゃないかというふうに思います。

○6番（野村広志君） 上から乗せたというか、乗せざるを得なかったということだと思いますけれども、しっかりと持ち出しが可能であって、そういった場所が確保されているのであれば、当然緊急を要しましたので仮置きとしてそこに一時仮置きさせていただかなければ復旧もままならないというような現状があったかと思います。現状、今もそうなっておりますが、そこについては、線引きをするというのは現場で協議をしてくれということ、当然、紙の上での話ではそうだろうかと思いますけれども、なかなか理解は進まないのかなと。置きたくてそこに置いたわけではなく、置かざるを得なかったという観点から見ると、行政の対応としてはどんなものでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、議員おっしゃるとおり、場所においてはどうしてもその場所に置かないと用水が流れない、車が通れないという事態が発生していた状況がありますので、そこにおいて、とにかくその通行・通水を確保することを優先し、で今回はそのようなケースがあったと思います。そこら辺は御理解いただいて、先ほど申したとおり、現場の方でお互い納得する形で搬出料はそれぞれ按分していくということ御理解をいただきたいと思えます。

○6番（野村広志君） 現場でしっかりと打ち合わせをするということですので、私自身はなかなか理解できないところですが、そういった方向ということであれば、しっかりと現場で打ち合わせていただければなと思いますが、なかなかその線引きというのは難しいのかなという気はいたしております。

では、実際災害土砂等の捨て場についてですけれども、市が単独でこの専用の捨て場を持って

ないというようなことも聞いておりましたけれども、具体的にそういったものを選定するとか、捨て場を整備するとかいうことは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今あるところで1ヘクタール以上は林地開発をしていかなきゃいけないというところが、その土地を提供するという方がいらっしゃるんですけども、そこはまだ具体的に決まっているわけじゃないですが、今おっしゃるように土砂の捨て場、市が所有する土砂の捨て場を確保する必要はあるんじゃないかということで、その辺は今協議中でございます。

**○6番（野村広志君）** ぜひその捨て場についても早急に協議を進めていただければなと思っております。災害が発生したときの災害ごみが大量に出た場合等々のこともございますので、そこについてもしっかりと議論していただければなと思います。

では、次にまいります。河川の寄洲の撤去、除去についてお伺いします。今回、河川の氾濫からも大きな被害が発生をいたしました。この河川において国が管理するものと県や市が管理する河川があるかと思えます。いずれにおいても、川の中にできる寄洲等が河川の氾濫の要因の一つになっているという報告もありますので、河川氾濫の要因となる寄洲の管理についての見解をお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 流域の宅地開発や道路面積の増大により、雨水が地下に浸透しにくくなっているために、河川に短時間に直接流れ込む雨水が増大し、従来は水害にならなかった規模の降雨でも河川からの氾濫が生じていると思われるところです。それから、河川の寄洲除去については、市内には鹿児島県及び志布志市で管理する河川があります。洪水等による河川災害発生の防止、または軽減、水利用及び流水の正常な機能の保全等を踏まえ、要望等や維持管理をしているところでございます。

**○6番（野村広志君）** この地域を絶え間なく流れるこの河川流域を見てみますと、流れは土質の弱い部分を見つけてそちらを削りながら反対側に土砂を溜めていく。次第に大きな寄洲を形成して、アシなどの樹木が生い茂るなど、河川景観の破壊はもとより、河川容量を減少させ、洪水の危険性が高まることが心配されております。昨今、局地的な大雨が降るゲリラ豪雨が発生するなどして、この治水対策の必要性はさらに高まっている中で、この河川災害の発生防止と地域住民の安全の確保のために、この寄洲、また中洲も含めて、この除去については更なる取り組みを期待しているところですが、いかがでしょうか。これは、当然市で自ら行う分と県にお願いしていかなきゃならない分というのもあります。市の管理する河川の中でどれぐらい調査されているのか、何箇所ぐらいそういった状況があつて、危険度の判断をしているのかという、そういったところまで分かれば教えていただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 県が管理する河川については、毎年寄洲除去の要望をしているところです。市の管理河川については、必要に応じて予算の範囲内で実施しているところですが、平成30年に柳井谷川で除去、そして今年夏井川を実施していくところでございます。

**○6番（野村広志君）** 県の方については毎年要望していると。実際、県の管理する河川として市内の河川の改良というか、寄洲・中洲の撤去等の改良が実績として上がっておりますか。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

まず、県が管理する河川につきましては河口が志布志市にある安楽川、前川がありまして、安楽川水系で5本、前川水系で1本あるというような状況で、非常に広い範囲でございます。県管理の河川につきましては、今年度も菱田川、森山川、宮下川、前川について要望をしているところでございます。これにつきましても、曾於地区土木協会でも要望しているところでございますが、ここ数年は実施されたところはないところでございます。

それから、市が管理する河川につきましては、準用河川が16本、普通河川が48本の64本ございます。道路の場合ですと道路管理者としてパトロールするんですけども、河川につきましてはなかなか寄りつけないもんですから、報告があったり情報提供があったものや、被災があったところを調査しているような状況でございます。ということで、平成30年度につきましては、先ほど申しました準用河川の柳井谷川の寄洲を除去しています。それから、本年度は夏井川に砂が上ってきたということで、除去したような状況でございます。

○6番（野村広志君） 河川もかなりの量がございまして、なかなか全容を把握していくということは難しいのかなということは察するところですけども、ひとたび大雨が降ればこのことで大きな災害が発生するということも心配されますので、事前にある程度の情報をしっかり把握できるような方策を考えていただければなど、調査を進めていただければなどお願いを申し上げます。

あと、この寄洲以外のところで、この河川に入り込み、河川水量を増やす一端になる可能性があると考えられるのが、開通に向けて今急ピッチで工事を進めている都城志布志道路と東九州自動車道における道路の流末排水も一部その懸念があるのではないかなと心配をしております。当然、流量の計算に基づいて排水の処理がされているものと思いますが、道路の流末排水が小規模河川や三面張りの大型の側溝などに流れ、先ほどからお話をしておりますゲリラ豪雨等による大雨で雨水が集中して、本来の雨量では考えられない、想定を超える流量になるのではないかと心配しているところであります。特にこの河川や側溝が合流する場所においては、水嵩が想像を超えるものになっております。2本の、2つのものが合流するところは水の動きが非常に複雑になっているということではないかと思っております。側溝であります、私もいくつか確認したところがありました。二つの側溝が合流するところで、一つのますで受け止めるわけですけども、そのますで受け止めきれずにオーバーフローして側溝の蓋を押し上げているというような場面、あふれ出している場面を目にした所がいくつかございました。しっかりと計算に基づいて設置がなされていると思っておりますけれども、現在のようなことが起こっているということは事実であります。これからの対策として、こういった流末排水の処理の在り方についても、しっかり現状に見合う形で検証をし、必要な措置を段階的にでもとっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回、本年7月の梅雨前線豪雨について、7月3日の松山地域では、425mmの雨量を記録しているところでございます。記録的な大雨と河川流域の土地利用の変化が

被害を大きくしている要因と考えられますが、河川の通水断面確保ため、寄洲除去が必要であれば要望して対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 寄洲も含め、先ほど言った側溝であったりとか、河川の合流地点等についても調査をお願いしておきたいなと思います。

では、河川のお話を今いたしましたので、河川から引き込むずい道式水路について少し触れさせてください。議長、これ直接通告しておりませんが、関連がありますので続けてよろしいでしょうか。

○議長（西江園 明君） はい。

○6番（野村広志君） このずい道式農業用水路であります。明治から昭和初期にシラスを切り抜いたままの素掘りずい道が大半を占めているわけですが、先人たちが築き、長年の間水田地帯に水を確保し続けている貴重な農業用水路であります。これも今回、大雨で大きな被害が出ております。シラス層ということもあり、トンネルの中の天井の部分が崩落をしてトンネル内にたまったりとか、流れ込んできた土砂等が相まって、高低差を考えて掘られているトンネルの底辺、底の部分が上がってしまっ、引き込みの水が不足するというような事態が見られたようです。こういったずい道においては、河口も非常に狭くて、管理も難しく、取り除く作業においても危険を伴うため容易でないことが伺えます。そこで、市内のこういったずい道式農業用水路の現状の調査と点検並びに危険性について把握され、今後、災害対応も含めて検討されるべきと考えておりますが、いかがでしょうか。ちなみにこのずい道みたいなもの、これいくつぐらいあるのかも分かれば教えていただければなと思いますが、これ、通告をしていませんでしたので、分かる範囲で結構です。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、議員おっしゃられたとおり、市内には過去先人たちが苦勞して掘られたずい道が各種いろいろ延長もあるところでございますが、現在市内で何箇所というところは把握してないところでございます。ただ、野井倉土地改良区とか、蓬原土地改良区については、そのずい道の形状及び延長は管理している図面等がありますので、そこでは確認できると思います。

○6番（野村広志君） では、この調査をし、その危険性も含めながら、現状を把握されて対応していただきたいという点についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、先人の皆さんが本当に努力して、我々の生活を支えてきてくれているわけですので、当然、その実態を調査することでどこに、どういうトンネルが、ずい道があるんだということが行政の方も分かると思いますので、そこはしっかりと調査をしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） お願いしておきたいと思います。

それでは、次に避難所開設の在り方についてお聞きしてまいります。今回大雨により市内全域で避難所の開設があったわけですが、まずは何箇所開設をし、何名の市民の方々が避難されたのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市内17か所の避難所を開設し、14か所の避難所に最大で234人の方が避難されております。地域別で申し上げますと、松山地域が2避難所で46人、志布志地域が8避難所で91人、有明地域が4避難所で97人となっております。このほか、市の指定避難所になっていませんが、緊急措置的に自治会などが管理する施設に避難された方が3名おられたようでございます。

○6番（野村広志君） 17か所ということですが、この中に福祉避難所も含むということで理解していいですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

この施設の中には、福祉避難所を兼ねている施設もございますけれども、福祉避難所として開設をした場所はございません。

○6番（野村広志君） 今回は、福祉避難所としては開設しなかったという理解でよろしいわけですね。分かりました。

では、避難の行動を促す情報として、本市でも避難勧告等判断、伝達マニュアルが見直され、避難のタイミングが直感的に理解できるよう避難勧告や避難指示、緊急などの発令をする場合、警戒レベルと併せて用いる等の改定が行われました。まさにこの運用は、今回の豪雨災害の発生があった約1か月前、5月29日から始まったようではありますが、警戒レベル3が避難準備と高齢者等避難開始で、警戒レベル4が避難指示、避難勧告であります。今回発令されたレベル3、レベル4のタイミングについて、運用後初でありましたけれども、発令のタイミングとしてはよかったですかということについて、見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今回、市で発令した避難に関する情報については、「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」の2種類でございます。市では、大雨に伴う災害警戒本部を7月2日午後2時に設置し、同時に市内14か所に避難所を開設して、自主避難の呼びかけをいたしたところです。その後、7月3日の午前9時30分に市内全域を対象として「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、高齢者等への避難を呼びかけたところでございます。

次に避難勧告ですが、同じ7月3日午後2時30分に市内全域を対象に発令し、3か所の避難所を追加で開設したところでございます。発令については、気象情報などを総合的に勘案し、発令したと考えております。これが適切だったかということですが、これは適当な時期に発令したというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今、説明がありましたが、この警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の違いが非常に分かりづらいというような指摘が報道等でもされているようでしたが、そういった混乱というのは耳にされていませんか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

今回、避難に関する情報につきましては、レベル4相当ということで避難勧告を発令しております。今、おっしゃられたように、レベル4であります。「避難指示（緊急）」ということで、避難情報を発令する方も非常に区別のしづらいところもございます。近隣の自治体では、避難指

示を発令された自治体もございましたけれども、本市としては避難勧告の一本で発令をしたところでございます。気象庁が新たにそういった5段階のレベルということで運用を開始しましたけれども、なかなかそういった意味では、本市ではそういった問い合わせ等はなかったところですが、近隣自治体でいきますとなかなか避難勧告と避難指示の区別がつきにくかったというようなことも聞いているところではございます。

○6番（野村広志君） 私もこれ、書かれているものを見てもなかなか理解しづらいかなと。また、言葉で伝えられても、特に高齢者の方を含めながら、直感的に分かるようにということであったにも関わらず、ピンと来るのかなという疑問符が残るわけですが、いずれにせよ勇気をもって早めに決断して、この避難情報を提供するということがよく言われますけれども、この判断基準のようなもの、どの段階でという判断の裁量については、あくまで市長に委ねられているということによろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） はい、その通りでございます。

○6番（野村広志君） では、避難情報等の発令については、近隣の様々な情報と天気の情報等を判断しながら、発令されると推測しますが、その際の判断基準、当然、志布志市全体を見たときに、市内が同じような状態でないということは予測がされるわけですが、そういった場合、当然志布志地域の方で雨が降って、松山地域では降ってないとか、また逆もありますし、また他に市内全域見たときに、この判断の基準について、基準値みたいなものというのがどこか設けてあるのか。ないしは、どこを基準に判断し、発令されるのか。そこについて、お聞かせいただけますか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

基本的には、雨量の情報でありますとか、河川の水位の情報等が公表される鹿児島県の「河川等総合防災システム」というのがございますので、その情報を取り入れながら判断をしているところでございます。最近の雨というのは局地的というのが非常に多いので、その雨量の状況を見ながら判断をしているところではありますけれども、明確にこのレベルでこの情報ということは申し合わせてはいないところです。ただ、段階的な雨の降り方、強い雨とか、猛烈な雨とかというのは、今後予想されるというところ、それももちろん気象庁の今後の雨量の情報というのが当然出てまいりますので、そういったところを総合的に勘案しながらということを考えております。ただ、今回のレベル4での避難勧告については、雨の状況が市内全域に及んでいたということ、地域別には分けにくいということもありましたので、市長に判断をしていただきながら、市内全域に避難勧告という情報を発令したところでございます。

○6番（野村広志君） 市民の皆さんはテレビの報道等やテレビ番組等の中でスーパーで流れる、情報等をよくご覧になられているようで、なかなか志布志市の状況って出てこないよねという話も聞いたところでした。それが早いとか遅いとかいうことではなくて、それはもう市民の方が感じられたことではなかろうかなと思いますけれども、適切に、適時に発令がされているということでもありますので、この避難指示の出し方について、先ほど志布志市内全域が同じような状態で

はないというようなことが予測される中で、現在、一律で同じ情報を市内全域で流しているという事で間違いないでしょうか。

**○危機管理監（河野穂積君）** 今回の雨につきましては、先ほど申しましたようにレベル4の段階で時間雨量も猛烈な雨というようなものが予想されていたということもありましたので、市内全域で発令をしたところでございます。ただ、その気象状況、予報によっては、地区を限定しての避難の呼びかけというのも当然あり得ると思いますので、そのときの気象の状況、それから雨の状況等を勘案しながらの判断ということになりますので、避難の情報を出す場合、必ずしも市内全域ということは考えていないところでございます。

**○6番（野村広志君）** 今、危機管理監からありましたように、私もやはり地区を限定した形で、地区を区切ると申しますか、その地域の状況に応じた避難指示の在り方をこれから検討していくべきというか、そういった運用をしていくべきだなと思っております。避難情報等が市内一律に、一斉に出されたとしても、そのことが早い段階であればいいわけですが、逆に遅かったというような状況があった場合、それではもう避難できないというような状況が発生しますので、そのことを踏まえた運用の仕方について、しっかり協議していただければなと思っております。実際にこの松山地域の中では、避難に間に合わなかったという方も中にはいらっしゃいます。そういった話も聞いているところでありますので、この地区を限定した形での避難情報等の在り方については、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今回の結果を今話がありましたとおり、内部で今後どうしていくかという事では、地区ごとの対応がいいのではないかと。ただ、考えられるのは、避難しなくてもいい人が避難をしたりするというようなケースもございますので、そこら辺を踏まえた協議と併せてしていきたいというふうに考えております。

**○6番（野村広志君）** 今、市長が言われましたとおり、すべての方が避難したら、当然避難所には入りきれないわけですし、自宅にとどまった方がよい方もいらっしゃるわけですから、そういった情報については、しっかりと提供していただければなど、お願いをしておきたいと思っております。

では、この避難所のところで、実際に避難をしたいと、避難しなければならないとあっていて、避難に手助けが必要な方、しっかり把握されているかと思っておりますけれども、その方々へどのような対応が取られているのか。今回のことを踏まえながら、あれば教えていただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 本市が導入している地域福祉支援システムにおいて、避難行動要支援者の名簿を作成しているところであります。このうち、ある一定の条件を満たす方々については、個別支援計画作成のための登録申請書を郵送し、登録をお願いしているところでございます。ある一定の条件とは、満80歳以上の高齢者世帯、要介護4以上の方、身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の方、療育手帳の程度の区分がA1またはA2の方、特定疾患治療事業の認定を受けている難病患者の方などでございます。

**○6番（野村広志君）** 一定の条件というのが、今、市長から示されましたけれども、では、今

高齢者の中で免許を返納される方が非常に多いといというような話を聞くところですが、実際に大雨が降っている中で、じゃ避難所に行きます、避難しますというときに、高齢者の一人暮らしで、仮定の話ですが、雨が降っている状態で、じゃあどのようにして避難すればいいのかと。実際に雨の中で避難しなければならないという方が、高齢の夫婦の方が雨の中、二人で傘を差して歩いていらっしゃる場所にちょうど通りかかって避難所まで御案内したことが今回ありましたけれども、歩いて避難する方がかえって危ないような状況もあるかと思えます。だからこういった方々の情報というのは、実際、把握ができるものでしょうか。

**○危機管理監（河野穂積君）** 今、市長が申しあげましたのは、個別支援計画ということでございまして、個別支援計画の中にはその支援をされる方のお名前であるとか、御家族の名前という形になろうかと思えますけれども、そういった諸々の情報を書いていただく項目がございます。ただ、先ほど申しましたように、その個別支援計画の中には、先ほど申しましたある一定の条件という括りはございますので、そこに、個別支援計画の中に入らない方々についてはなかなかこちらでも把握がしづらいところはあるかと思えます。ただ、7月3日の高齢者等避難開始の情報発令は、雨の状況でいいますと記録が残っておりますが、25日からの降り始めの雨量が松山地域で350mm、伊崎田地区では300mmを超した段階であり、早めの避難が必要であろうということで雨の降り方の少ない、時間雨量も小康状態ということで、歩いて避難することが可能な状況の中での避難となるよう早めに避難準備情報、高齢者等避難開始の情報をお出ししたということでございます。

**○6番（野村広志君）** そうですね、警戒レベル3の段階で高齢者等の避難準備開始という形で早い段階でこの情報が出ているわけですが、その方々はその段階では避難はされていらっしゃらなかったということであろうかと思えます。実際にどれだけの人が避難行動を取ったかということはあるかと思えますけれども、現実的に車を持っていらっしゃらなくて避難が容易でないということについては、どういったところでそういった方々をサポートできるでしょうか。これ、自主防災組織でしょうか、自治会でしょうか。どのようにその辺についてはお考え、何らかそういった集落であったりとか、地元の自治会であったりとか、自主防災組織を持っていらっしゃる場所であればそうなのか。ないしは、地元の消防団の方々がその情報を把握されるのか。実際に、避難できないという状況が発生するかもしれないというようなことが分かるのであれば、ある程度そういったことも含めながら考えておく必要があるのではないかと思えますが、いかがですか。

**○危機管理監（河野穂積君）** 確におっしゃられたように、いろんな状況の中で、通常であっても避難に非常に支援が必要だとおっしゃられる方、いらっしゃると思います。我々がなかなかそこに個別に手を差し伸べるというのが、こういう言い方をすると非常に申し訳ないんですけれども、なかなかしづらいところはあるかと思えます。そういったことのためにも、先ほどおっしゃられましたように自治会でありますとか、自主防災組織、また状況によっては消防団も出勤させますので、そういったものの中で対応をしていただければというふうには考えているところ

でございます。

**○6番（野村広志君）** はい、分かりました。個別支援計画も整備されるということでありますので、早急に整備をいただきまして、運用を図っていただければとお願いしておきたいと思いません。

では、次にまいります。子供たちの安全確保についてお聞きいたします。学校において2日間の休校の措置が取られ、子供たちの命を守ることについては、各家庭に委ねるような形になったわけですが、休校の判断が早くて助かったと言われる方がいらっしゃる反面で、平日であったことで仕事など休めず、結果的に子供を家に残さざるを得ないと、苦慮されたという話も聞くところでありました。

そこで、本市において保育所であるとか学童保育についても、すべて今回休みというような判断がされたのか、現状についてお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 市内には保育園が6園、認定こども園が12園ございます。市が避難準備情報や避難勧告を発令した以降は、雨の状況等を考慮し、通常より早めに閉園するなど、園児の安全対策に努められたところでございます。保育園及び認定こども園の通園につきましては、それぞれの園が運行している通園バスや保護者による送迎となっているところがございますので、送迎につきましても雨や道路状況等を考慮しつつ、園児の安全を最優先に考えて送迎されたところがございます。また、放課後児童クラブにつきましては、平日の昼間は通常は実施していない時間帯でございますが、小学校が休校となったことから、できる限り保護者の要望等に応える形で実施していただいたところがございます。

**○教育長（和田幸一郎君）** 小中学校関係の安全確保についてお答えいたします。

今回の大雨災害の対応については、7月2日14時に市に災害警戒本部が設置され、自主避難（レベル2）の段階でありましたが、今後悪化していくという予報や近隣の市町村教委と情報連携を行いながら、17時15分に3日の臨時休校を決定いたしました。7月4日の臨時休校は、大雨洪水警報が発令され、避難準備・高齢者等避難開始（レベル3）の状況を受けまして、3日の12時に決定いたしました。各学校や給食センター等の関係機関と早めの連携が図られ、児童生徒の安全確保が第一という大前提の下、適切な判断・対応を取ることができたと考えております。その理由としましては、各学校でかねてから意図的・計画的に行われている避難訓練、災害対応マニュアルに基づいた訓練の成果であると捉えています。今後とも市教育委員会として、学校安全総合支援事業を核として、学校・家庭・地域が一体となりの確かつ適切、迅速な対応ができるようこれまでの取り組みをなお一層充実させてまいります。

**○6番（野村広志君）** 学童保育についても対応を図っていただいたということの報告もありましたので、少し安心したところでしたが、今回の大雨によって崖崩れが起き道路が寸断されるなど、子供たちの通学路も含めながら、この安全確保についてや子供たちが命を守る行動としてどのようなことが必要なのかということ。学校として、子供たちにどのような指導がなされているのかということ。今、少し教育長からもありましたが、以前にも子供たちの防災教育の必要性に

については質問させていただいたことがございましたが、当然教育長も十分その必要性については御理解いただいているかと思いますが、この防災教育の観点からも併せて、その必要性についてはどのように考えていらっしゃるのか、もう一度、教育長、お考えをお聞かせいただければと思います。

**○教育長（和田幸一郎君）** 学校では様々な災害ということが想定されております。今言った地震・津波はもとよりですけれども、火災とか、あるいは交通事故とか、様々な観点から子供たちの命を守るという教育を進めていかなきゃいけないわけですので、かねてからそのためのいろんな訓練というのは計画的に行っております。志布志市は、10の防災指針というのを作っております。その10の防災指針の中には、志布志市ならではの取り組みとして、例えば引き渡し訓練をどうするのかとか、あるいは放課後とか休み時間の避難訓練、そういうのも実施しなきゃいけないとか、あるいは管理職がもし2人ともいないときは、どんな対応をするのかとか、最悪のことを想定した上での防災教育を進めるようにしています。管理職研修会で私がいつも言っているのは、よく言われる「さしすせそ」対応、「さ」は最悪のことを想定して、「し」は真剣に、「す」は素早く、そして「せ」は誠実に、そして「そ」は組織的にということで、かねてから管理職にはさしすせそ、最悪、真剣に、素早く、誠実に、そして組織をもって対応するようにということをおっしゃっております。もう、いつ、どこで、何が起こるか分からないのが学校でございますので、そしてまたそこには小学校1年生から中学校3年生まで、発達段階の違う子供たちがおりますので、どの子供たちも自分の命は自分で守るという、この基本原則に基づいた訓練を実施することでも取り組んでおります。志布志の場合は、日向沖地震あるいは南海トラフ、ということが本当に想定されておりますので、通山小、あるいは志布志小、あるいは香月小は、その一番の危ない状況がございますので、この訓練等については、ほかのどこにも負けないぐらいのそういう訓練の計画で今取り組みを進めています。

以上でございます。

**○6番（野村広志君）** 教育長の思いの中でしっかりと進められているのかなど、防災教育についても、安心したところでした。ある新聞報道の中で、ある玩具メーカーが行った子供の防災対策に対する調査の結果が載っておりました。ご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますけれども、「災害が起きたときに集合場所や連絡手段」について、子供としっかりと話し合っている家庭についてということで、わずか5.9%しかないというような結果でありました。また、何が話し合うきっかけになっているのかという問いについては、学校の防災訓練や他の地域で災害があったときが一番多かったということです。まさに防災教育のタイミングとしては、9月1日も防災の日でございましたので、今ではなかるうかなど思っております。ぜひともこの学校現場においても、また当然家庭の中においても、子供たちが知り得なかったばかりに悲しい出来事に巻き込まれることがないような対応をしていただければなと思っております。総合的な防災教育の中で、この集合場所であったり連絡手段については、学校にいるときばかりでなくて、学校にいないときとか、様々な状況が予測されますので、そういったことも含めながら、話し合う環境に

ついても、教育委員会の中で協議をしていただき、学校の現場でそういったことも話し合えるような環境について協議いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど10の防災指針の話をしていただきましたけれども、災害はいつ起こるか分からないわけなので、あるいはそれが休み時間であったり、放課後であったり、あるいは学校帰りでも起こるということで、今議員言われましたように、子供たちが、例えば通山小とか香月小とか志布志小学校は、「津波でんでんこ」の訓練しております、とにかく自分の命を守るためにどんな状況にあってもまず避難場所に逃げていく、高い所へ逃げるということを大前提に訓練をしています。したがって、保護者は学校があるときにその場所に行けば子供たちがそこに避難しているという状況があると思います。かねてから家庭でも、もし津波のときに、あるいは災害が起きたときにはどこに逃げるんだよということの話し合いというのを家庭できちんとしておくということはすごく大事なことでありまして、そこに行きさえすれば子供たちがそこにいるというような、そういうことが家庭の中できちんとかねてから連絡体制が取れていれば非常にありがたいことだと思います。今後もまた、やはりこの地震あるいは津波の避難訓練というのが学校だけではなかなかできないことありますので、かねてから、今、議員言われましたように、休み、あるいは放課後、いろんなところでの地震を想定した上での避難場所を家庭できちんと話し合いをしておくということをこれまで以上にまた徹底をしていきたいなど、そういうふうに思っています。

○6番（野村広志君） お願いしておきたいと思います。

それでは、次にまいります。緊急時の職員の人員体制についてお聞きしてまいります。7月2日に災害警戒本部を立ち上げたということでありましたが、災害警戒本部と災害対策本部、この違いについて少し分からないんですけれども、どのような基準で設置されるのか、そこをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 災害警戒本部は、「市内に小規模な災害が発生したとき、または各種の気象警報が発表され、災害の発生が予想される場合に、市長の指示により設置する」こととしております。

災害対策本部は「市内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき、災害が発生し、その規模及び範囲から応急対策の必要があるとき」。それと、「市内に特別警報が発表されたときに設置する」こととしております。

○6番（野村広志君） 分かりました。市長の判断で設置がされるということで、もろもろ基準があるということですね。では、今回この本庁、各支所で大雨が続き、災害が発生したときに災害対応に当たれる人材の把握と被害状況を想定する中で、人員の配置の平準化について、どの程度今回対応が図られたか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 災害対策本部を設置した場合、全職員を挙げてその対応に当たることとなります。今回は災害警戒本部でしたので、先ほど答弁しましたような体制で対応したところでございます。また、避難所を市内17か所に開設しましたので、職員を2名ずつ配置して対応した

ところでございます。

**○6番（野村広志君）** どの段階でということもあろうかと思いますが、市の職員の全員が把握していたとき、本庁・支所も合わせてですね。緊急を要している場合については、全庁的にこの対応に当たっていかなければならないのかなと私は思っております。必要な人員の配置や協力要請を図るべきではなかろうかなと。また、災害発生時に限らず事後、災害の発生後の災害対応についても、市内全域での被害状況を鑑みたときに、適切にその人員の配置等の指示を出すべきではなかったのかなというように気がいたしております。当然、課内での支援体制であるとか、応援態勢というのは構築されているかとは思いますが、こういった災害警戒本部も立ち上がった中で、市長としてのそういった指示ないしは人員配置の適正化ということについては、今回は何らかの対応が図られたかどうかということについては、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 本庁・支所間の連携は、おっしゃるとおり非常に重要であるというふうに考えております。これまでも連携を図っていたと認識しておりますが、より効果的な体制を構築してまいりたいというふうに考えております。

**○6番（野村広志君）** 今回、災害警戒本部が適時機能していたのかどうかということについては、もう改めてここでお聞きしませんが、市長をトップとして、当然機能するわけですので、これからは市民感覚に沿った対応をしていただければと思います。市長もよく言われます、市民目線に立ったということで、今回の災害については、特に地域間でも被害の状況ないしはその対応の在り方についての差が少し見受けられたのかなという気が私自身はしております。そういったこともしっかりと受け止めていただき、今後そういったものも含めながら検証していただければと思います。

では、次にまいります。消防団の活動範囲についてお聞きしてまいります。大雨警報の発令中の中、河川の氾濫であるとか、土砂崩れ等、市民の生命や財産に著しく影響を及ぼす事態と判断された場合、速やかに消防団の出動要請があるのではないかなと思われませんが、今回のような場合については、災害警戒本部からの要請という形で出動の依頼を出すということになるわけでしょうか。そこについて、どうですか。

**○危機管理監（河野穂積君）** 今回、災害警戒本部ということで立ち上げましたので、その副本部長の中には消防団団長が入ることになっております。そのことを受けて、もちろん市内の警戒でありますとか、避難の呼びかけ、それから避難所の運営についても消防団に携わっていただいたということで、災害警戒本部、市長からの命令で出動を要請したということになります。

**○6番（野村広志君）** では、この消防団の指揮命令系統については、災害警戒本部が起動するという形で理解してよろしいですか。

**○危機管理監（河野穂積君）** はい、その通りでございます。

**○6番（野村広志君）** 今回、実際に現場の中で消防団員が土砂崩れや道路の寸断を受けて交通誘導等をする場面が多く見受けられたわけですが、また火災現場においても安全確保の観点から、一部交通誘導等を実施している場合がございしますが、このこと自体については必要に応じて現場

での対応となるわけですので善し悪しはございませんが、消防団としてある程度交通誘導の訓練を受けての対応になっているのか。このことについては、道路交通法に係ることなのかなと思っておりますが、消防団員も生身の体であります。交通誘導等については非常に危険を伴う任務ではなからうかなと思っておりますので、もし訓練を受ける必要があるのであれば、ぜひとも警察の方々にも相談しながら、このことについても取り組んでいただきたいと思います。現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 道路交通法に規定されているものは、警察官または交通巡視員が行う交通整理でありまして、これは道路交通法第6条に基づき、手信号などで車両等の通行などを整理する行為とされております。交通誘導については、道路交通法に規定されているものではございませんので、消防団員が交通誘導を実施しても違反するというところにはならないというところがございます。また警備員として交通誘導を行う場合は、警備業法に基づき、警備員としての教育を受ける必要があります。消防団員が行う場合は、それ以外ということになりますので、特に訓練などを受ける必要はないと考えておりますが、交通誘導を実施しなければならない状況になった場合は、その周辺の状況などに十分注意しながら、慎重に対応をすべきであるというふうに考えております。

**○6番（野村広志君）** 今、御説明がありましたように、法令上はそういうことであろうと思いますが、実際に火災の現場もそうですし、この間の交通誘導等もあります。実際に現場に出た消防団としても、非常に戸惑う部分もあろうかと思っておりますので、そういったものについての協議、話し合いについては、しっかり持っていただければなと思っております。あと、実際に現場に出たときに誘導灯の整備はされていらっしゃるようでございますが、反射板の安全ベルト等については、整備がされていないようです。夜間等のことも鑑みて追加の整備をするべきではなからうかと思っておりますが、お願いしておきたいと思っておりますが、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** 議員の御指摘のように、交通誘導に限らず、特に夜間の活動においては視認性の向上を図ることが消防団員の安全確保につながると考えております。このことについては、消防団幹部などとも協議してまいりたいというふうに考えております。

**○6番（野村広志君）** お願いしておきたいと思っております。

では、防災マニュアルの研修についてお伺いいたします。本市では、防災マニュアルではなくて志布志市地域防災計画が策定されております。概要版を見ますと、一般災害対策編と地震災害対策編、津波災害対策編に分かれているようであります。この防災計画であります。全体として地震や津波対策については比較的詳しく網羅されているようであります。昨今、毎年のように発生しておりますゲリラ豪雨等による大雨災害については記述も少なく、これは概要版であるからかもしれませんが、具体性が乏しいなと感じております。

本市は南海トラフの巨大地震等の影響を受ける想定区域内に位置しておりますため、致し方ないのかなと感じております。地震や津波といった災害に見舞われますと大規模災害につながる危険性もあることは十分に承知しているところでありますが、近年、毎年のように頻発をして起こ

っておりますこの大雨による災害対策についても、もう少し踏み込んだ形での防災計画の在り方が今後必要ではないかなと感じております。このことについて、市長の見解をお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 御指摘のように、豪雨災害については、毎年全国各地で甚大な被害が発生しております。地域防災計画は、毎年見直しをしているところでありますが、より実状に応じた対応マニュアル等の作成も検討していきたいと考えております。

**○6番（野村広志君）** 中身をまた検討していただくと理解いたしました。この防災計画の要介護者の記述については、先ほども触れましたけれども、自力で避難することが困難な方々への配慮について、情報の提供や避難誘導等、安全確保に関する対策や配慮の充実を図るとしてあります。これも、具体的な計画については、この防災計画の策定後に何らかの協議がされているのかどうか。その1点、少しお聞かせください。

**○危機管理監（河野穂積君）** お答えいたします。

要支援者の避難につきましては、もちろん防災計画でもうたっているところですが、より突っ込んだ内容のものを整備していくべきであろうかと考えております。現在、福祉避難所の設営、設置方法でありますとか運営方法につきましてはガイドライン等も出ておりますので、そういったものも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

**○6番（野村広志君）** 先ほどありました個別支援計画も含めながら、同時に検討していただければなお願しておきたいと思っております。

では、今回の大雨に関連して、災害対策に関わった各部署を集めての検証会議を実施されたかどうか、市長部局、また教育委員会の部局、いかがでしょうか。一緒にされたのかどうか、そこについてお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 特に今回の豪雨災害について検証会議などは実施していないところですが、避難情報の発令などについて担当部署での改善点などを出されているところであります。今後の災害対応について、関係部署間の情報共有も含め、何をどのように改善していくべきなのか、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほど市長が言われましたが、課長会等で教育委員会の被害状況、そういうことについては報告をして、情報は共有したということになります。いずれにしましても、学校の方としましては、この今回の大雨で休校が2日間ございましたので、このことについての被害状況はもちろんですけれども、学校での子供の人的被害は特にございませんでしたので、そこら辺は教育委員会の方としては管理職研修会等で確認は取っているところでございます。

**○6番（野村広志君）** 私、冒頭に申し上げたとおり、災害から学ぶものは非常にあると。教訓を礎にしながら二度と同じような災害がないようにということをお話申し上げたところですが、こういった災害に特化した検証会議等、鹿児島市では行われたという何か新聞の記事も見ただけけれども、他がしたからどうかということではなくて、その必要性があるのであれば、ぜひとも関係機関集まり、この災害に特化した形でそのことを検証するというような会議を持ていただければいいなと思っております。ぜひとも願いをしておきたいと思っておりますが、市長、

でしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、当然次の災害時にも役立つというか、心構え等はできるというふうに思いますので、ぜひそれはやっていきたくというふうに考えております。

○6番（野村広志君） ぜひ、お願いしておきたいなと思います。

では、そういったことを踏まえながら、最後に想定を超える災害であったことでの教訓についてお伺いいたします。我々は災害に遭遇するたびに多くのことを学習して反省をし、多くのことを教訓として学んでまいりました。同時に学習したことで、二度と同じ過ちを繰り返さないための対策も取ってきております。そういった観点に立ち、今一度今回の大雨による災害について反省すべき点、改善すべき点、また今後の課題について併せて市長・教育長、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今回の豪雨では、市内各地において多くの災害が発生しました。本市が避難勧告を発令したのは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により発表された津波警報のとき以来となります。本年5月に新たな気象情報ということで、気象庁が5段階のレベルに分けた気象情報の運用を開始したところです。このことにより、避難勧告または避難指示、緊急の発令頻度も上がるのではないかと考えております。近年、勢力が強い台風の発生も多くなってきておりますし、これまで経験したことのない大雨という言葉なども頻繁に聞かれるようになりました。今後避難情報の発令方法、災害対応の在り方、その手法などを含め、全課の意見もとりまとめながら万全を期してまいりたいと考えております。また、市民の皆さんにおかれましても、気象情報や避難情報を注視していただき、早めの避難行動を実施していただくことをお願いしたいと思います。被災した施設につきましても、早期の復旧が図れるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、志布志市は南海トラフ地震、そういうことが想定されているところでございます。昨年、私、陸前高田市に全国の都市教育長会があった折りに行きましたけれども、4万本余りの中で1本だけ残った松が奇跡の一本松ということで、震災遺跡として残っているのがありましたけれども、そこに行ったときに陸前高田市の教育長がいろいろな話をしてくださいました。私が印象に残っているのは、以前は災害は忘れたころにやってくるというようなことがよく言われましたが、今はそうじゃなくて、災害は忘れる前にやってくると、もう頻繁に今、台風にしても何にしても起こっている状況がありますので、常にやっぱり何と言いますか、事後の対応より事前の対応という言葉がありますので、起こってからいろんなことをするよりは、まずは事前の対応にどれだけの力を注ぐかということが非常に大事だと思いますので、これからまた最悪のことを常に想定しながら、事前の対応に大きな力を注いで、できるだけ、災害が起こったときに被害が起こることはやむを得ないことであるけれども、それが人災にならないように、それを防ぐために事前の対応ということにまたこれから力を入れていきたいなというのが1点です。

それから、こういう地域でありますので、先ほど申し上げましたように、私ども文部科学省の学校安全総合支援事業ということについて手を挙げまして、その取り組みを去年からしております。

1年目は津波に焦点を当てて津波の場合の子供たちの対応はどうしたらいいのかということで、ここにリーフレットを小学生と中学生用につくっているんですが、これはホームページにもアップしているんですけども、津波の場合の子供たちの対応はどうしたらいいのかというのを、自分の命は自分で守るんだよという、そういうことでの取り組みを進めております。

2年目の今年度は津波に限らず様々な自然災害が想定されていますので、山崩れとかですね、地域によってはいろんなことが想定されますので、そういうものが起こったときにはどう対応したらいいのかということについて、鹿児島大学の今田先生とか、気象台とか、あるいは警察署、消防署の方々、そういう方、約20名ぐらいの方々に委員になっていただいて、子供たちの命を守るための教育を今後とも進めていきたい、そういうふうに思っております。

○6番（野村広志君） 市長、教育長、お話を聞かせていただきました。今回、様々な課題も新たに増えてきたのかなと感じております。市の防災会議等でまたしっかりと議論していただきまして、経験したことを市民のために安全で安心して暮らせるまちづくりに今後ともまい進していただきたいなと思っております。

これからの時期、台風が発生すること等が予測されます。地球の温暖化に伴う気温の上昇で大気を含む水蒸気が増え、秋雨前線を台風が刺激して大雨が続くことも考えられます。しっかりとした備えを平時から怠らないようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。14時55分まで休憩いたします。

○

午後2時41分 休憩

午後2時56分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、16番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○16番（長岡耕二君） 皆さん、こんにちは。それでは、質問をさせていただきます。真政志の会の長岡です。

今回は、地域医療について質問させていただきます。近ごろ地域医療の話を耳にすることが多くなりました。都城志布志道路の大会のとき、命の道の講演で、この地域の医療の現状について拝聴し、また真政志の会と医師会の先生方との意見交換で、医療の現状を聞く機会がありました。その中で、私はこの地域の医療は都城、鹿屋を中心とした周辺地域へ頼りすぎているのではない

かと感じました。そこで、地域医療の確保について、曾於地域及び4市5町の枠で協議会が設置されていますが、それぞれの協議会の進捗と現状について伺います。

次に、曾於地域における2次医療圏地域別の疾患完結率については、高度急性期、急性期、回復期、慢性期のいずれにおいても県内のほかの地域と比較してかなり低い状況にあるが、その要因をどのように認識しているのか、伺います。

医師不足はもとより、看護師の不足も課題となっておりますが、看護師確保に向けた具体的な対応をどのように考えているか伺います。

市内には看護学科を持つ学校もありますが、学校と連携して看護師を地元に残す対応など考えられないか伺います。

地域には多くの課題がある中で、今後の地域医療を大きな問題の一つであると考えますが、医師会の先生方や地域の市民の声を聞き、大きな催しをするなど、市全体でこの地域の医療の方向性を考える機運を高める機会をつくる考えはないか、伺います。

あとは一つずつ質問させていただきます。

○市長（下平晴行君） 長岡議員の質問にお答えいたします。

本市における医療状況について御説明いたします。

まず、曾於地域医療におきましては、曾於医師会立病院を拠点とした緊急医療施設、夜間急病センターによる医療確保及び休日当番医診療を曾於医師会に委託し、曾於地区の32医療機関、うち本市16医療機関で実施しておりますとともに、本市、曾於市、大崎町、鹿児島県曾於医師会、医療機関及び消防機関で構成する曾於地域医療確保対策協議会並びに曾於地域緊急医療協議会を設置し、曾於地域における充実した医療提供体制を確保するため協議を行っているところであります。

大隅地域4市5町におきましては、大隅4市5町保健医療推進協議会を設置し、大隅地域の保健医療及び医療の適正な水準を確保することを目的に、産科医師確保の支援や奨学金資金貸与による助産師の確保を図っております。また曾於市を除く大隅3市5町で大隅広域夜間緊急急病センターを運営し、小児科及び内科の夜間診療に対応しております。市内、曾於地域内で確保されていない医療につきましては、曾於地域外との医療連携を充実し、市民の健康維持を図ってまいります。

今後の曾於地域医療については、少子高齢化の進行や人口流出による人口動態や疾病構造の変化、介護事業も含め、医療・経済・環境等の専門的な意見もお聞きするなど、需要と供給のバランスの取れた地域医療の形を曾於地域医療確保対策協議会を中心に様々な観点から調査研究してまいりたいと考えております。

次に、平成31年3月に作成されました「曾於保健医療圏地域医療連携計画」では、曾於地域内で入院治療ができる医療機能毎の完結率は高度急性期19.8%、急性期42.4%、回復期47.4%、慢性期67.8%、全体71.2%で、県内の2次医療圏域別で一番低い状況となっております。そのため、入院患者の多くが宮崎県または肝属地域での治療を行っている状況で、特に心疾患や新生児はほ

とんど曾於地域外での入院治療となっております。また、厚生労働省の推計によると、曾於地域の高度急性期病床が2017年のゼロ床に対して2025年の病床必要量は17床、回復期病床が2017年35床に対して2025年の病床必要量が249床となっており、高度急性期及び回復期の病床数が不足すると考えられます。この現状は、市民の皆様が安心して生活するために重要な課題であり、広域的に取り組む必要があると認識をしております。そのため、平成29年2月に医療関係者や保険者、介護保険事業者等で構成した曾於保健医療圏地域医療構想調整会議を設置し、病床の機能の分化及び連携等について協議をしております。

今後、「曾於保健医療圏地域医療連携計画」に基づき、医療機能強化について協議し、取り組んでまいります。

次に、市内の看護師の状況等でございます。市内にある看護学校の卒業生の進路先は、進学と就職があります。過去3年間の卒業生は128人で、そのうち看護師での就職者は120人です。過去3年間の就職先の医療機関内訳は、市内1施設、志布志市以外の県内16施設、県外25施設であります。医療機関の取り組みでは、看護学生への奨学金が貸与されております。市としましては、鹿児島県介護協会による介護職の再就職支援として研修が実施されていますので、それを周知、啓発していきます。

**○16番（長岡耕二君）** 今、この地域の現状を市長が述べられましたが、私もこのデータを見るまではそう深く考えなかったんですが、医師会の先生からデータをいただいてびっくりしました。現状を把握したとき、こういう状態でこの地域の医療は進んでいるんだということを考えたとき、やはり市民の中で、いろんな意見を聞く中で、データを見ながらびっくりすることと、身近なところで、この前、志布志高校の2年生と議員との交流会の中で女性の生徒さんが「私はこのまちが大好きだから学校が終わったらこの地域に帰りたいですから、その中で医療の充実を」と、女の子でしたが、「産科がないというのが一番悲しいです」と言われました。そして、いろんなところで話を聞く中で、前は産科がありましたので娘がお産するときはお母さんが看護するので、この地域で看護されたそうであります。今は産科がなくて、子供さんがお産されるときは県外のところにお母さんが産後の手伝いに行かれるそうであります。そして、お父さんが、私は無職だから私も料理をつくるよりは一緒に行って手伝いますよと。3週間ほど手伝いに行ったという現状を聞きました。前は子供さんがこの地域に帰ってきてお産をされていたと、そういう現状を聞きながら、こんな状態でいいのかなというふうに考えました。その中で、この一般質問をさせていただきました。医師会の先生から、「医師も高齢になって、そして看護師さんもちよっと高齢になった。この対策を私たちじゃどうしようもないから皆さんも考えてよ」というような意見をお聞きしたところでございます。いろいろと意見を出されている中で、やはりこのままじゃいけないということで、今日、質問をさせていただきましたが、この最初の地域の医療を考える会、曾於地域を考える会、そして4市5町である大隅の会の中では、どういうふうな意見が多いのか、もうちょっと内容をこういう感じであるということをして市長、お聞きしたいんですが、お願いします。

○保健課長（西山裕行君） ただいまありました地域医療確保協議会におきましては、やはり医師が不足しているというようなこともありまして、腎臓内科医の確保を曾於医師会の方をお願いをしているということで、以前から平成26年、27年度に医師会の在り方について協議をされているというふうに考えております。大隅4市5町の協議会におきましては、産科医の確保並びに助産師の確保についての協議が進んでいるというような状況でございます。

○16番（長岡耕二君） 話し合いが進められているということではありますが、進捗についてやはりどのようなことがあるのか伺いたいんですが、それとやはりこの地域を曾於医師会の方々だけに任せていいのかなというふうな気持ちではありますが、この地域のリーダーであります市長はどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、曾於地域医療確保対策協議会等を設置して、いわゆる医療体制の充実を図っているところでありますが、おっしゃいますとおり産科医がいないということ等も含めて、4市5町で、今、先ほど課長から答弁がありましたように、そういう保健医療推進協議会も設置しながら取り組みがされていないと。基本的にはそういう曾於医師会だけをお願いしているということではないわけでありまして。そういう中で、全体的な協議会の中で進めているところですが、なかなか前に進んでないというような状況でございます。

○16番（長岡耕二君） 皆さん、頭を痛めているというのが現状かなというふうに捉えておりますが、これはやはり人の命に関わる問題でありまして、やはり置き去りにできない問題ではないかなというふうに思っています。その中で、議論はしているけど前に進まないという状況でありまして、協議の中では医師不足ということと、そしてこの地域医療の問題を捉えながらどういう形で今後進めていこうとされているのか。医師不足ということ、特に産科の問題があるようでございます。この地域、前は私たちの子供が生まれるころは地域に産科がありまして、何の問題も考えなかったといえますか、そういう現状でありましたが、今になって、そして将来ある若者も心配している現状である。そして、この問題というものは、この地域のことを考えたとき、若者の移住・定住促進の大きな課題の一つに上がると思います。産み育て、そしてこの地域で一緒に生活できる環境をつくるのが一番重要であるその問題というものをやはり市民だけではなく、この地域の問題としてもうちよつと踏み込んだ協議会などを進めるべきではないかなというふうに私は考えていますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども申しましたとおり、曾於地区医療については、少子高齢化の進行や人口流出による人口動態や疾病構造の変化等々、そして需要と供給のバランスの取れた地域医療の形を、先ほど言いましたように曾於地域医療確保対策協議会を中心に、今いろいろ調査研究しているような状況であります。私も公約の中に緊急医療体制の充実というのを入れておりますが、そういう中で、どういう形を取ったらいいのか。例えば財政的な問題等々もございまして、そこも含めてこの協議会を中心に今取り組みをしているという状況でございます。

○16番（長岡耕二君） 医療問題について、やはりこの地域で協議し、進めないといけないということが大きな問題であろうかというふうに考えています。そして、これも答えは出そうにあり

ませんが、曾於地域の、今、市長が言われた2次医療の疾患完結率についても、今数字も出されましたが、鹿児島市内は95%、そして我が曾於地区は19%ですよ。私も専門じゃないから分かりませんが、鹿児島市内で患者が10人おって9人が治る、ここにおったら2割の人しか治らないというのが現実。そういうところを見たとき、本当にこれでいいのかなと私もびっくりしたその1人です。本地域の回復期では半分ですよ。そういう状況であります。やはりもうちょっと掘り下げて取り上げていかないといけないような状況であろうかと思いますが、2次医療について市長は今の現状を言われましたが、今後の方向性としてどのようにお考えですか。率直にお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** これは先ほど議員の方でおっしゃいました、鹿児島市が95%、曾於については19.8%。先ほど私も急性期、そして回復期、慢性期という数字をお示ししましたけれども、現状がこういう状況でございますので、この数字を回復するということは、今の現状ではとても無理でありますので、これは4市5町でしっかりと協議をして対応していかなくちゃいけないだろうと。それと併せて、やはり都城志布志道路も含めて、これがストロー現象等々となるようなことにならないためにも、おっしゃるとおりこれは本当に早急な対応をしていかなくちゃいけないというふうには私ども理解しているところなんです、そのことが協議会でなかなか前に進んでいかないような状況であるということはもう重々分かっておりますが、その解決策をやはりもうちょっと真剣に取り組みをしているところなんですけれども、それから先がなかなか取り組みができない。取り組みというより、そのいろんな意見とか、財政的なものとかいろんなものがありますので、そこの辺も含めてもうちょっとなんとかそういう前向きな取り組みができるような体制づくりを、協議会で話をしていきたいというふうに思っています。

**○16番（長岡耕二君）** この地域の2次医療の問題と関連いたしまして、救急車の搬送のデータをいただきましたが、曾於地域内に搬送される分が50%、そして地域外に搬送される患者さんが49%。その中で地域外に搬送される部分の患者さんで、令和元年のデータであります、鹿屋市、肝属周辺に45%の人が搬送されております。そして、45%、ちょうど一緒ぐらいの方々が都城市近辺、宮崎市、串間市に搬送されております。そして、鹿児島市が6.2%の搬送であります。このデータを見ながらなるほどなと感じたんですが、私なんかも身近な人が入院されたりしているとき、身近な所じゃなくて鹿屋市、都城市に見舞いに行くことがかなりあります。そして、鹿児島市に行く機会もかなりありますが、このデータを見せてもらって、ああ、なるほどなというのがあります、こういう現状であります。そして、これは雑談になるかと思いますが、救急に携わっている人の話をちょっと聞く機会がありました。その中で、「救急車を呼ばれて現場に行ったとき、どこに搬送すればいいかということで迷うことが多分にあります」ということでした。それに時間がかかるというのがこの地域の現状だそうです。それを聞いて、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 緊急体制でございますが、初期の緊急体制については曾於医師会、夜間急病センター、定住自立圏形成協定に基づく都城夜間急病センター及び大隅広域夜間急病センタ

一の3か所となっております。2次救急につきましては、曾於医師会立病院及び都城夜間急病センターの2か所となっております。そのほか県のドクターヘリによる搬送等がありますが、これはおっしゃいますとおり緊急を要する場合の対応が志布志市においてはこういう現状だということでは、やはり早急な対応をしていかなきゃいけないというふうには感じているところであります。

**○16番（長岡耕二君）** 私もそのように思っております。その中で、やっぱり対策というものを、緊急に対策を取らないと、ということで、最後に私も申しましたように、この地域の医療を考えたとき、やはり多くの課題があるような気がいたします。その中で結論は出ませんが、この地域も東九州自動車道、そして都城志布志道路が3年ぐらいである程度終わりそうな気がいたします。その中で、この地域の意見を大きな課題としてこの医療体制について医師会の先生やこの地域の市民の声を聞く、言えば高速道路の決起大会などをやるように、こういうことで皆さんの意見を聞きながら、この地域の問題というものを本当に真剣に、早急に考える機会を創ることが、どういうふうに進むか分かりませんが、重要じゃないかなというふうに考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 私は聞くかどうかじゃなくて、私もそういう危機感を持っているところです。ただ、おっしゃいますとおり、東九州自動車道、そして都城志布志道路が令和3年には83%の供用率になるところでありますので、この高速道路自体が命の道、医療の道とも言われているわけですが、それが、そのことが果たして志布志市にとっていいことなのかどうかということは分かりませんが、そういう中で基本的に道路の在り方については、大変重要な道路だというふうに認識はしているところであります。

**○16番（長岡耕二君）** 今、答えは出ませんが、やはりそういう、皆さんに意見を聞いても一緒かというふうな感覚であります。私はそういう感じで危機的状態を回復するためには、何かの行動を起こさんとはいけないような気がしますが、再度お願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど言いましたように、私どももしっかりと協議会等を設置して取り組みはしているところであります。志布志市だけが先走ってもこれは4市5町の連携を取っていかなくちゃいけないということでもあります。ただおっしゃいますとおり、あまりにもこの取り組み体制が遅れているということは、もう本当に重々認識をしているところであります。志布志市でそういう病院の設置ができれば、これはこれに越したとないんですが、財政的なものも含めて、到底1市ですることではございませんので、今のところはやはり4市5町のこの協議会と一緒に取り組むをしていかなきゃいけないというふうには理解をしているところでございます。

**○16番（長岡耕二君）** 4市5町の中で取り組みをして今の現状がある。そして、何か進めていけないといけないのが現状じゃないかなというふうには考えていますが、やはりそのリーダーシップをとって、志布志市が飛び抜けてじゃないけど、そういうリーダーシップを取る意欲はないかなというふうには考えています。それはなぜかといいますと、九州を見たとき、東九州は福岡県の博多区を中心に成長してまいりました。この地域は、志布志市の港を中心に今後発展するだろう

というふうに私は思っております。皆さんもそう思っておられるだろうと思います。その中で、リーダーシップを取れるのは志布志市のリーダーじゃないかなというふうに考えていますが、やはりそういう形でこの地域を見守っていく、そして問題解決のためにするのが、私は当然だろうというふうに考えていますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、志布志市は今、港も道路も本当に着々と整備が進んでいる状況でございます。医療についても、私も公約に入れているとおり緊急医療体制の充実ということでは、本当に真剣に取り組んでいるわけではありますが、ただ志布志市が音頭を取ってというか、そういうやり方が果たしていいのかどうかですね。それはもちろん、気持ちは十分ありますが、ただ4市5町という部分でのそれぞれの首長の役割というのはありますので、なかなかそういうのをやりますと言って、ほかの首長が、志布志市長があんなこと言っているみたいな感じで連携が逆に取れなくなると、かえって問題かなというふうには思っているところです。気持ちは、議員がおっしゃるとおり、本当に緊急医療体制の充実はしっかりしていかなきゃいけないというふうには思っているところです。

**○16番（長岡耕二君）** ちょっと私の想像と、市長の言葉がそんなもんかなというふうに考えていますが、ぜひ、答えは出ないかもしれませんが、皆さんの緊急の課題、そしてここに、私もあまり深く考えたことはなかったんですが、今回の場合はかなり、ああ、このままでは志布志市の発展、この地域の発展はないだろうというふうに考えましたので一般質問させていただきましたが、皆さんで知恵を出しながら、この地域の問題解決のために必要なエネルギーを使うのが当然だろうというふうに考えていますが、もうこれ以上聞いてもまともな答えは出ないというふうに考えますので、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（西江園 明君）** 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

**○3番（尖 信一君）** こんにちは。まさか回ってくるとは思っていませんでした。今日午前中に先輩議員が土佐山アカデミーの話をされたですね。RPAのお話をなさって、土佐山アカデミーは、私、2年前からずっと注目してしまして、やっと今回、先輩議員らと一緒に訪問ができて、非常に勉強になりました。貴重な財源をいただきまして、政務活動費を活用して訪問させていただきました。ありがとうございました。

今回、4つの一般質問を準備させていただきました。それぞれ一つずつ、一問一答で質問させていただきたいと思います。

まず最初に、港湾振興について、志布志港は、国際バルク戦略港湾に選定されて、今回また新たに101億円の予算が付いて岸壁延伸や、高速道路等の供用開始も目前に迫っておりまして、今後ますます発展が見込まれることと思います。そういう中で、行政の皆さんが想定されている発展と実際現場で作業をされている方、会社等の発展、見込みとの差がちょっとあるんじゃないかなというふうな意見があったものですから、今回いろいろと調査させていただきました。今後、行政としてどのような発展を見込んでおられるのか、その具体的な数値があれば示していただきたい

いと思いますし、またその発展のための課題、また行政として今後この課題があればどのような取り組みをなされていくおつもりでいらっしゃるのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

志布志港では、国際バルク戦略港湾選定に伴う埠頭再編改良事業及びコンテナターミナルの岸壁延伸事業が国により進められており、また県により整備されたコンテナターミナルと背後圏を結ぶ臨港道路は、今年3月に一部供用されたところであります。また、東九州自動車道は鹿屋串良から志布志間が、都城志布志道路は金御岳から末吉間及び有明東から志布志間の令和2年度供用が予定されており、今後ますますの発展が見込まれているところであります。本市といたしましては、志布志港を利用している荷主に対してのコンテナ助成やコンテナターミナル内での電源施設利用に対しての助成を行うなど、港湾の振興を図っているところでございます。

○3番（尖 信一君） 今の答弁、具体的な数字はまだ把握なさっていないということでしょうか。将来に向けた予測としての数字、例えばコンテナの数とか、2年後、3年後のコンテナの数はどれぐらいまで伸びるとか、伸ばしたいとかいうような具体的な数字はお持ちじゃないですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 課題につきましては、バルクの整備、岸壁の延伸等々について、その課題に向けて今着々と国・県の方で整備を進めていただいているところでございます。具体的な数字目標ということですが、コンテナ取り扱いについては、当初目標としておりました10万TEUを達成できたということで、先日その祝賀会も行ったところでございます。今後、その取り扱い目標を12万TEUとすることによって、コンテナターミナルの2期工事も着手されるということですので、12万TEUを目標といたしまして、その支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） その12万TEUの達成の年度というのは設定されていないんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 目標達成年度は設定してないところでございます。

○3番（尖 信一君） 今、全国の港湾、特に東京圏ですね、川崎港、横浜港を含めて。それから、関西地方、大阪港、神戸港を含めて非常に危機的な状態にあります。東京の場合、コンテナヤードに入るトラックの待ち時間が6時間ぐらい延びています。その余波を受けて、神戸・大阪港にいったん荷揚げをしようということで、その待つだけでも相当なコストがかかるわけですね。そのために、途中で荷揚げして、そこで時間稼ぎをしようということでやっているんですけども、そこももういっぱいいっぱいになっていると。特に外貿の分のコンテナですね、ちょうど東南アジアからずっと、例えば東南アジアからロサンゼルス、カリフォルニアに持っていく場合、どうしても神戸港とか東京湾に一回寄って、それから持っていくわけなんですけれども、その途中の荷揚げ作業に相当時間がかかると。そのため東京の港、阪神間の港がもうばんばんになっているということですね。これが、今の現状でございます。いったん荷揚げをすることでコストもかかるんですけども、通関はしませんので荷揚げだけですね。その余波といいますか、おこぼれをもらうのも一つの手法ではないかなというふうには思っています。これは、荷揚げ会社、船

会社が考えることなんですけれども、そういう方法もあるということをご提案していくのも一つの方法かなというふうに思っております。

そういう中で、現在志布志港本港の港の中での問題点、課題、どのようなものがあるか、課題があればちょっと教えていただけますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 課題ということで、現在、コンテナターミナルが1隻の着岸しかできないということで、今回80メートルの延伸工事を着手しておりますので、その1隻着岸が2隻着岸可能になるというような、いろいろなハード的な課題は抱えておりますが、その課題解決に向けて、今、国・県と協議しながら、その整備を進めているところでございます。

○3番（尖 信一君） ほかに、課題はありませんか。そこら辺だけですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 本市が把握している課題については、そういったハード的な課題を今いろいろニーズを聞いておりますので、その課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。

○3番（尖 信一君） ハード面の問題ということなんですけれども、ソフト面の問題がどうもあるようです。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、いろいろな荷主に対する助成、それから船主に対する助成等、いろいろあるようですけれども、私これ、新聞社、マリタイムズデイというところなんですけれども、そこが出している全国の65の主な港の補助金のリストがあります。これをつぶさに見ていっても、それほどあまり差はないんですね、各港が出している助成金というのはですね、あまりそんなに大きい差はないようです。鹿児島県も川内、志布志港に対していろいろと補助金を出していますし、本市でも志布志市が出している補助金、それから鹿児島県が出している補助金、それから志布志港湾振興協議会、ここ自身が出している補助金もあるようです。ただ、この補助金があるんですけれども、そのソフト面の問題点というのを拾い上げてみますといくつかあるように思われます。まず、ある企業の方が調査いたしました。例えば、都城市から中古自動車の部品を輸出するという場合、普通我々が考えると志布志港から出荷しますよね。でも、現状は博多港から出港、輸出している。その場合の概算の試算があります。例えば博多港を利用した場合の国内のコンテナで運ぶ費用でしょうね、40フィートのコンテナで試算すると博多港までの運送費用が12万円、UAEに輸出する場合の海上運賃が22万円と書いてあるんですけれども、これちょっとどうかなと思うんですけれども、合計34万円と、40フィートのコンテナですね。一方、都城市から志布志港を利用した場合、国内費用が6万円、海上運賃が30万円、博多港からするとちょっと高いですけれども、そんなに8万円しか違いませんで、そんな違いはないと思うんですけれども、これに県と志布志市のインセンティブが3万円付いていますので、合計で33万円という試算表をいただいています。じゃあなぜ志布志港から輸出せずにわざわざ博多港まで持って行くのか。これ以外の費用がかかるんですね。通関する場合、検査します。ランダムでコンテナを調べるわけなんですけれども、全量検査します。志布志港の場合はコンテナを開けて全商品出して調べます。この費用が15万円。博多港でやる場合は大型X線がありますのでコンテナ、トラックごとそのまま通れます。この費用が2万円。ここで13万円違うんですね。こ

れ40フィートコンテナ一つでこれだけ違うわけなんですね。これがために、都城の輸出業者はわざわざ博多港まで運ぶと。こういう問題が内包しているわけなんですね。市長、ご存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 知りませんでした。

○3番（尖 信一君） 私も知りませんでした。じゃ、どうしたらいいんだろうか。志布志港に大型X線を設置するしかないですよ。これは、税務署の所管ですので、県・国、そして志布志市三者一体となって大型のX線を取り付けてもらうしか方法はないと思うんですけども、どうでしょうか。そのような活動をなさるつもりはないですか。

○市長（下平晴行君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、そういう経費が15万円と2万円、そういう差額での対応で志布志港が利活用できてないんであれば、これは当然、そういう大型X線の導入をしていくべきじゃないかなというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 本当に本市だけで動いて造れるものではないし、恐らく高額なものだと思います。私も金額までは把握しておりませんが、ぜひ、このような基本的な問題を解決するように、市長自らがリーダーシップを取って国・県を交えて、志布志港の場合は長崎税関が所管ですので、長崎の税関にぜひとも働きかけて、大型X線を取り付けていただきたいなど、ぜひお願いしたいと思います。ちなみに、国内港の外貨コンテナの取扱量ランキングというのがありますが、志布志港は、これはちょっと古い資料ですけども、8万TEUの時代ですけども、この時点で18位。結構いい位置だと思いますね。当然、1位、2位、3位は、東京、横浜、名古屋、神戸、大阪とずっと並ぶわけなんですけども、18位までの中で14位までは大型のX線が入っています。15、16、17、18、水島港、京浜の川崎港、那覇港、三島川之江港、これは愛媛県ですね、そして志布志港と続いていますけれども、ここにはX線が入っていません。私はX線を入れたら、恐らくもっと取扱量が増えるんじゃないかなというふうに思っています。ちなみに宮崎にも国内の有名な太陽光のパネルメーカーがありますけれども、ここも志布志港からは輸出していません。博多港から輸出しています。これがいい例ではないかなと思います。ぜひ、こちら辺を前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それから、もう1点は志布志港に荷揚げをしたい、志布志港の荷揚げしたコンテナを取り扱いたいという企業が何社かあるようです。残念ながら新規参入がなかなかできないというお話も聞きました。なぜできないのかなと、何で県が許可しないのかなというふうに思ったんですけども、営業許可を取るのには県じゃないんですね。市長、どこかご存じですか。港湾での荷揚げの営業許可です。

○市長（下平晴行君） 多分、県が管理していますので、県ではないでしょうか。

○3番（尖 信一君） 管理は県がしていますね。営業許可を出すのは県じゃなくて日本港湾協会、ここが許可を出している。日本港湾協会が93港を指定しておりまして、ここでは許可制で営業許可を取るということになっています。しかし、志布志港はこの93港の指定港に入っていないんです。非指定港なんです。日本港湾協会の指定を受けてない。いつでも営業していいですよと、

日本港湾協会が指定をしてないもんですから、非指定港ということで、3つの港があります。さっき申し上げた愛媛県の三島川之江港、それから常陸那珂港、そして志布志港、この3つが非指定港ですので、営業しようと思ったらいつでも営業できるはずなんです。実際できない。一応、日本港湾協会に許可願いを出すんですけども、既存の会社と話し合ってくださいということらしいんです。実際、新規事業者が参入しづらい状況がもう一つありまして、全国港湾運送労働組合、要するに港湾で働いていらっしゃる従業員の組合があります。ここにもお伺いを立てないと、ここは許可願いじゃなくてお伺いですね。お伺いを立てないといけないと。なかなか賛同を得られないと、こういう問題があるようでございます。ですから、志布志港に船を着けたい、その着いた船から荷揚げして運びたいという企業があっても、なかなか新規参入ができないと。新しく入ってくる船というのは、ほとんど新しい航路ですから、今は既存の航路じゃないんです。新しい航路から入ってくる船ですから、当然、いろんな船が入ってきますから接岸数が増えてきますよね。ここら辺にも大きな障害があるんじゃないかなと。行政としてもなかなか手が付けづらいと思うんですけども、ここら辺も一つ認識していただいて、前向きに検討していただいて、新規参入の企業が1社でも2社でも増えるような形で取り組んでいただきたいと思います。今、主に3社ぐらいがやっていますけれども、この3社で90%のシェアを持っています。ほぼ独占状態ですね。これが2番目の問題点でございます。

このように、先ほど担当課長がインフラの問題点を挙げられましたけれども、もちろんそこら辺も非常に重要だと思います。接岸領域を広げる。今、世界で一番深いところが18mぐらいですかね、岸壁の深さが。これも視野に考えていただいて、より多くの船が接岸できるような施策を取っていくべきではないかなというふうに思っております。市長、そこら辺、決意を聞かせていただけませんか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどありましたように、日本港湾協会、そして全国港湾運送労働組合等々とどういう形でこの許可が下りている船社がどういう形で取れたのか、なぜ許可が取れないのか。そこ辺も精査しながら前向きに取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

**○3番（尖 信一君）** 今の世界経済の流れの中で、船舶のメリットが非常に見直されてきていますよね。それから、鉄道の運送も、また見直されております。非常に志布志港にとっては一大チャンスになるはずだと思います。ぜひそこら辺の問題を解決しながら様々な取り組みができるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。もし必要であれば、この資料を差し上げますので、ぜひ参考にいただければと思います。志布志港がその非指定港の3港に入っているというようなことも、私も全く知りませんでした。そういう意味では、志布志港は一大チャンスの港ではないかなというふうに思います。

それから、もう1点、この港湾振興について、もう一つ提案があります。「茨城ポートオーソリティ」という会社が茨城県にあります。ここは、当然港湾を持っていて、県が管理し、様々な会社が荷揚げ作業をやっています。そういう中で、新たに株式会社として茨城ポートオーソリティという会社を立ち上げています。主な事業をちょっといいますと管理業務、航路誘致・

港湾振興業務船舶代理店、荷役機械の賃貸業務、荷役機械のメンテナンス業務、フェリー関連業務、マナー業務、その他港湾に関する業務、都市づくり推進事業というのが入っていますけれども、公的機関が4つ、その他が25の株主で、公的機関のこの会社のトップは市長になっています。副社長が県知事だったと思うんですね。このような似たような会社が特に「横浜川崎国際港湾会社」というのがあります。それから、「阪神国際港湾会社」というのもあります。こういう会社が港湾はもちろん、県とか市の管理もやっていますけれども、県・市が管理しながら、荷役会社とか、荷揚げ会社とか、港湾会社とか、そこにあるんですけども、その中で、またもう一つ管理会社を作っているんですね。これ何でかなと、二重行政といいますか、二重管理になるんじゃないかなと、いろいろ調べて、関係者にも聞いてみたんですね。そしたら今申し上げたような問題がやっぱりあると。要するに、現場の会社だけに任せているわけにいかないと。そこにちょっと重しをかけるような組織づくり、要するに行政が第一線で関わっていくような組織をつくって、行政が率先して管理するというのが一番いい方法だ、そのために作られた会社ではないかなというふうに私は推測いたしました。実際、今日、改めて資料をいただいた方に意見を求めましたところ、そのとおりにじゃないでしょうかというお返事をいただきました。志布志港の場合は、例えば市長がトップになられて代表を務められた管理会社を作るとか、県知事が副社長に入られるとか、事務方は別で事務方が当然必要になるかと思えますけれども、きちっと県と市が両輪で港湾を管理できるような組織づくりも必要ではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今年の7月から鹿児島県の港湾協会の会長になったところでありますので、そういうものを生かして、そういう組織ができれば志布志港の発展にもつながっていくんじゃないかなというふうに思うところでございますので、十分協議させていただきたいと思えます。

○3番（尖 信一君） 前向きな御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。ぜひ、志布志市の港のますますの発展のために、ぜひともこのような問題をきちんと把握していただいて、前向きに善処していただいて、さらなる発展を目指していただきたいと思います。

この港湾振興について、1点だけ関連質問をさせていただきたいと思えます。非常に危惧していることなんです、3月に防災の関連でこの港湾のことについてちょっとお聞きしました。山積みになっている木材があります。あのとき、市長の答弁は、「県・国と今後協議していく」というふうにお答えになりましたけれども、その後の経過、もしあればお示してください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、津波が来た場合の対応の仕方、どういう形で木材が流出しないようにできるのかということは、この前の港湾協会の中でもその話が出たところでもありますので、まずは、いわゆる市街地、こっちの市街地の方に流出して来ないような対策はできないのかというお話もしたところでございます。

○3番（尖 信一君） 私も当初は津波が来た場合に市街地がもう大変被害を受けるだろうというふうに考えておったんですね。でもその後、いろいろ考えてみますと、引き潮で、あれが湾に

流れ込んだら、恐らく志布志港は数箇月は機能しないと思うんですね。回収するのに相当な時間がかかりますよね。その間、バルク船も入ってこない、さんふらわあも行き来できない、本当に想像以上の被害が出るんじゃないかなというふうなことに気がつきました。だから、最初は私も街の中だけの被害だと思ったんですけども、引き潮でもし持っていかれると、恐らく志布志港はあの丸太でいっぱいになるんじゃないかなと。その間、経済がストップしますよね、港湾の経済がストップします。ぜひとも早急に対策を取っていただきたいなというふうに思います。

そこで、この前、末吉の道の駅、ありますよね、角地に。あそこにこの前、ちょっと寄らせていただいたんですけども、それから都城市に行くときに、斜め向かいにセブンイレブンがあるんですね。その横に「伊万里木材」という会社があって材木を置いています。車を運転してぱっと見たら、あそこが私が考えたような木材止めをしていました。ただ、止めていた材質は木材だったと思うので、木材ではちょっと弱いかなと。せめてH鋼か何かにしないとだめじゃないかなと。あれが最低限の流出防止になるんじゃないかなと思いますので、通られた折りはぜひ見ていただきたいなと思います。

以上で、港湾振興についての質問を終わらせていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

**○港湾商工課長（柴 昭一郎君）** 先ほどお話になりました津波時における原木流出対策についてということでした。津波襲来時における原木流出防止対策を進めるよう志布志港湾振興協議会と連携いたしまして、国・県に対しまして要望を行ったところでもございました。

**○3番（尖 信一君）** もうそれを聞いて、本当安心しました。ぜひとも前向きにやっていただきたいなと思います。

次に、2番目の河川の環境問題について御質問させていただきます。本市は、ごみリサイクルでは市民の皆さんの御協力の下に、全国から高い評価を受けまして、市の中ではトップということでもございます。お隣の大崎町が実質的にはトップですけれども、双方とも市民の御協力の下に大変なりサイクル率を誇っていると思っております。

そういう中で、先般、丸山議員から志布志市、大崎町にある河川の環境調査結果の資料をいただきました。市長も手にしておられますか。その中で、そこまでは想像しておりませんでしたけれども、相当汚染が進んでいると、悪化してきているというようなことを改めて数字で見ることができました。その原因は、大方皆さん御存じかと思っておりますけれども、これまで河川汚染についてどのような対策を取ってこられたか。また、今後それに対する取るべき改善策があるのかどうか。そこら辺を御返答いただけますでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 現在、市内には前川、安楽川、菱田川、田原川の4つの河川があります。河川の環境を悪化させる原因としては、家庭排水や工業排水、農業排水などが考えられます。その中で、家庭から出る生活排水は、河川等を汚染する一つの要因であると言われております。これまで生活排水については、公共用水域保全事業補助金や浄化槽設置整備事業補助金を交付し、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を推進をしてきたところであります。また、

有明地域や松山地域の一部においては、農業集落排水を整備し、河川等の水質保全に大きな役割を果たしてきたというふうに思っております。工業排水や農業排水等につきましては、関係機関と連携を図りながら、関係者に対して指導を行ってきたところでもあります。今後も合併浄化槽や農業集落排水への転換をさらに推進するとともに、河川の環境保全について啓発を行っていききたいと思います。

また、その他の排水処理については、引き続き関係機関と連携を図りながら指導を行っていききたいというふうに思っております。

○3番(尖 信一君) ごみのリサイクルでも数年かかってきました。この河川の環境浄化についても、恐らくそれぐらいのスパンで考えないと対策はなかなか難しいかなというふうに思っております。たまたま3日ほど前に図書館に行きましたら、環境白書というこういうふうな本がありまして、喜んで見させていただきましたが、残念ながら河川に対しての環境対策については、あまり触れられておりませんでした。午前中いろんなお話が出ましたけれども、まだまだ県・国もその認識についてはレベルが低いのかなと思っております。今の市長の答弁では、これまでいろいろと協議してきたということですが、協議だけですか。何か、他に欲しいなと思っておりますけれども。

○市長(下平晴行君) し尿等の垂れ流し等についても、警察あるいは県のいわゆるし尿対策に関係のある部署に連絡したりして対応しているところでございます。

○3番(尖 信一君) 私も市長が手弁当である場所で調査をなされたという逸話も聞いております。公民館長と一緒にあって、一日中見張っていたというようなお話もお聞きしました。それから、警察のトラブル、いろいろ聞いております。それは非常に御苦労なされてきたことと思えますけれども、先ほどありましたけれども、生活排水、浄化槽はかなり進んでいまして、これに対する河川の環境悪化というのは、もうあまり影響がないかなと思えますけれども、ちなみに本市の浄化槽の設置の割合というのはどれぐらいまで進んでいますか。

○市長(下平晴行君) 市内の状況については、37%が単独浄化槽または汲み取り便槽であります。地域別では、志布志地域が36%、有明地域が35%、松山地域49%であり、今後合併浄化槽への転換を推進していく必要があるというふうに思います。過去5年間の実績でございますが、平成30年度が170基、平成29年度が191基、平成28年度が160基、平成27年度が156基、平成26年度が129基ということで、合併後2,270基を補助事業により設置している状況でございます。

○3番(尖 信一君) ありがとうございます。行政の方も一生懸命努力してきた数字が出てきておるようですけれども、ではどうしてこういう河川汚染が起きるのか。その原因は把握されておりますよね。

○市長(下平晴行君) 原因は、それぞれ家庭排水については、先ほど言いましたように合併浄化槽のまだ取り組みがされていない。新築については、当然合併浄化槽でないと取り付けができないわけですが、従来の単独浄化槽あるいは汲み取りの設置のところをどう合併浄化槽に変えていくのか。ここら辺の在り方も協議をしていかなきゃいけないだろうというふうには思っ

ているところです。

それから、畜産等の農業排水等については、やはり特定の業者のためにそういう垂れ流し等をしているというような状況でございます。

あと、農業排水につきましては、いろんな業種がありますので、ここで中身について具体的に説明はできないというところでございます。

**○3番（尖 信一君）** ありがとうございます。今、市長の苦しい答弁がありましたけれども、私もそこはもうそれ以上聞かずにおりますけれども、何か特定の事業の排水についての対策とか、そういうのは何か考えておられますか。もう少し具体的に。

**○市長（下平晴行君）** 志布志市は環境対策ということで市民の皆さんにも御理解いただいてリサイクルの取り組みをしているわけでありますので、その基本的な環境、自分が住むまちを次の世代にということでの対応をしっかりと引き継いでいくということも一つであろうし、そしてそれぞれ事業をされている方々がやはり経済、世の中ではやはりそういう貢献をしてこそ事業が成り立つんだという、そこら辺の理解をしてもらうような取り組みもしていかなきゃいけないし、そして合併浄化槽のそういう、国・県、市町村で4割が補助になっているわけですが、志布志市の場合はそれに、今現状のものを交換するために10万円は上乘せしているという状況でございますので、このことをもう少しできないのかどうか、そこら辺も、その取り替えをするためにはどういうことを求めていらっしゃるのかですね、そこら辺も聞き取り等をしながら前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

**○3番（尖 信一君）** 私が期待したような答えが出てきませんでしたけれども、一番の原因はやっぱり農業、畜産排水ですよね。ここら辺に対する対策というのをちょっとお聞きしたかったんですけども、生活排水についての御答弁が中心でした。

そこで、一つ御提案があります。二つの今流れがありまして、一つは、これは河川を浄化するための一つの提案です。二つありまして、一つはふるさと納税の企業版、御存じですよ。それからもう一つの流れは、前回も先輩議員たちが質問しておりましたSDGsやESG投資、これを利用した手法といいますか、方法とかいうのを私はずっと考えてきました。ふるさと納税は、今、時限立法で今年までの施策として総務省が発表していますけれども、8月の半ばごろでしたか、あまり事業が進んでないということで、さらに5年間延長になる予定です。来年3月までのしっかりした数字が出されると思いますけれども、今、6割還付ですよ、4割が税負担ということで、6割還付になっていますけれども、これを9割まで還付すると。そしてさらに5年間延長するというのを今政府が検討中でありまして、恐らく来年の3月末までにはしっかりした施策が出てくると思いますけれども、そのことは御存じだったでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 具体的には知らなかったところです。

**○3番（尖 信一君）** 恐らくふるさと納税の個人版もそのうちなくなるだろうというような御意見もあったり、この企業版もそのうちなくなるだろうというような意見がありましたけれども、私はこの施策は、取りやめできないというところまで浸透してきているというふうに思っており

ます。ですから、これを利用しない手はないと思います。それともう一方、SDGs、2015年でしたか、国連会議で決定して、日本も2016年に安倍首相が閣僚を交えて閣議決定で17項目にわたって持続可能な社会をつくろうというのを発表しております。これが大変な風潮といますか流れになっていまして、さらにESG投資ですね、環境・社会・企業統治、これについて、そのようなことに一生懸命取り組んでいる企業に投資をしましょうという流れになってきております。ESG投資が今、30兆ドル、日本円で3,000兆円、これがESGをきちっとやつているところの企業に投資されています。今月の9月2日に日経新聞にこんな記事がちょこっと出ていました。本当に小さい記事です。PWCジャパングループの顧問という方がこのようなことを書いています。「SDGs軽視の怖さを知れ」と。ちょっと抜粋して読ませていただきます。「2005年の国連総会で採択された持続可能な開発目標SDGsは、今や経営者として外せない論点になった。経営要素のすべてに絡むもので、社内全部署に関係する経営課題である。トップが重大な関心を寄せなければ、その企業は市場からそっぽを向かれる。日本企業の経営者はそんな認識を持つべきである。企業には、その革新力による社会課題解決を通じ、共通価値の創造が期待される。投資家も環境や企業統治を考慮したESG投資を増やし、企業のSDGsへの取り組みを判断の一つの指標として使っている。企業経営をSDGsに即したものにできれば、企業価値を高め、国際競争力に打ち勝つことができるようになるだろう」というふうに述べられております。このPWCというのは、世界158か国に18万人のスタッフを抱えた「プライスウォーターハウスクーパー」というアメリカの有名なコンサルタント会社です。ここの顧問がこういうような記事を出しています。要するに、今の企業はこのESG投資、それからSDGsを外れたような経営はできないというコメントなんですね。ちなみに志布志市が今紙おむつで業務提携していますユニ・チャーム、ここはESG投資で世界で56位にランキングしています。覚えておいていただければいいかなと。また、お会いになったときに話題になるんじゃないかなと思いますけれども。このESGとふるさと納税企業版をどういうふうに組み合わせるか。要するに、志布志市でできあがった食品がありますよね、畜産からできた食品。畜産を育てるための飼料、ございますよね。これを供給している企業、または仕入れている企業、志布志市で育てられた様々な食料品を仕入れている企業またはその畜産を育てるための供給をしている飼料会社。ここら辺にこのふるさと納税の企業版をしていただきます。社会的責任を果たしていただきたいと。当然、市が単独でいくとあまり対応されないかもしれませんが、このPWCの会社を通じて、タッグを組んでアプローチすれば、当然、当然といいますか、乗らざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。このコンサルタント会社、前日も職員の研修で有名なコンサルタント会社に職員の1名、2名を毎年派遣しませんかというようなことをたまたま述べていただきましたけれども、もし今この会社に志布志市の職員がおれば、スムーズに、前向きに話が進むんじゃないかなというふうに思います。いろんな形でこのふるさと納税の企業版を全国でやっておられますけれども、なかなか事業として確立していない、具体的なKPIを示しておられないというのが実状であります。その中で、志布志市の河川のこの浄化をするために様々な機械を設置していただく費用を

志布志市のまちから生み出されている農産物・畜産物の恩恵を受けている企業にふるさと納税の企業版で寄付していただくと。その事業母体を市自らが立ち上げて、市それから市内の事業者、それから市内の事業者から商品を仕入れている企業、ここら辺、三方よしで、それぞれが負担なしでこの河川浄化のプランができあがるんじゃないかなというふうに思っております。企業も納税をどこにするか、今、本社があるところに、例えば50億円納税しているとなれば、そこから1億円でもふるさと納税で志布志市にしてくださいと。そのお金で河川の浄化を図りますというような事業プランをぜひやっていただきたいなというふうに思いますけれども、市長、このようなプラン、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、志布志市は、飼料会社の背景には畜産業者がいるわけでありまして。そのことと含めて、ふるさと納税の企業版を活用したその河川の浄化という連携を取っていけば、うまくSDGsの連携が取れるんじゃないかというふうに思ったところであります。

○3番（尖 信一君） ありがとうございます。

もう一点だけ、新聞の記事、読み上げさせていただきます。「SDGsが掲げる17の目標は、水・資源などの環境分野、教育・健康・まちづくりなどの社会分野、経済成長・不平等の是正などの経済分野という3分野に大きく分かれる。対象は幅広いが、個々の目標は自治体が直面する課題と重なり、地域行政と親和性が高い」というふうに書いてございます。政府の自治体SDGs推進評価調査検討会の村上周三座長は、「SDGsは自治体にとって課題発掘のツール」と指摘しています。ぜひ、今、市長がおっしゃった御答弁を前向きに実践していただきたいなというふうに思っております。総務省の検討しているふるさと納税の9割還付というのは、非常に魅力ある制度になるんじゃないかなと。地域がそれぞれ抱えている問題、共通点もありますし、地域によっては、また違う問題を抱えているところもあります。そういうところに地域が目覚めて、このふるさと納税の企業版を利用することで、誰のおなかも痛めずに事業が展開できるというふうに私は考えております。大都市で企業からの税金が減るという意味では、その大都市はちょっとおなか痛むんでしょうけれども、それぐらいはこらえてほしいという範囲じゃないかなというふうに思っております。ぜひとも、この課題解決のために、一朝一夕ではできないと思いますけれども、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

次に、3番目の用途地域の見直しについて御質問させていただきます。表題は都市計画についてですが、本庁移転や各種道路の供用開始が進む中で、新たなまちづくりの計画が必要であると考えています。本市の都市計画の根幹をなす用途地域の区割りや基準等を抜本的に見直す時期に来ているんじゃないかなと考えております。併せて、にぎわいあるまちづくりに必要な規制緩和等はないか、そこら辺を聞いていきたいと思っておりますけれども、事前に聞き取りがありまして、市長は今、こういう資料はお持ちじゃないですね。志布志市のまちの中の用途地域の資料です。こういうふうに、この地域にはこのぐらいの建物しかできませんよというのが全部決まっています。用途地域は全部で12種類、特別用途で16種類、また別にありますけれども、私も志布志市に帰って

きて、これを見たときに、ずっと見ていて、私も不動産の資格を持っていますので見れば大体分かるんですけども、これ何だろうなというところが何箇所かあったんですね。市長はまだこれについては見られてないですね。見ておられますか。じゃ、何か率直な御意見をいただけますか。用途地域のこの基準の在り方について。

○市長（下平晴行君） これはやはり、例えば道路等ができるためには、その周辺の、いわゆる土地の利活用をどうしていくのかという、そういう形で都市計画をしっかりと策定して対応してこうと、いかなきゃいけないというふうには考えております。

○3番（尖 信一君） この用途地域が策定されたのが平成10年と聞いております。その策定された経緯とかいうのは、もう知っておられるのは、恐らく議長しかおられないと思いますけれども、当時担当課長でいらしたと思いますけれども、そこら辺はいいとして、このとき、異議申し立ては出てないですか。

○建設課長（假屋眞治君） 私もその当時はいないんですけども、当然、用途地域を設定する場合には、その手続きの流れがございまして、用途地域の場合は市町村決定ということで、当然市が計画を作りまして、住民の意見を聞きます。説明会も当然します。その中では、当然反対意見やいろいろ賛成意見やら出ると思います。特に不動産に関わる部分がありますので、そういうことは出たんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、その後、町村の都市計画審議会というのも踏まえておりますので、最終的には、全体的には賛成だったということで私は理解しているところでございます。

○3番（尖 信一君） 私もちょっと言いにくいんですけども、今回その経緯をどうのこうの言うつもりは全くありませんので、実際異議申し立てをした方がおっしゃいました。都市計画審議会のときは、もう既にできあがっていたと。審議はほとんどしなかったというのがあったようでございます。それはいいですよ。問題は、今後どうするかですので、今皆さんの手元にないというのは非常に残念なんですけれども、この麓地域、志布志城やら、今回日本遺産に指定されたこの麓地域の建ぺい率が60%、容積率が200%と。大体無理すれば3階建てぐらいまでが建ちますよね、10mから12m。一方、ちょうど志布志市の図書館から北西にかけて、伊勢堀あたりまでが、これが第一種の低層住宅、要するに建ぺい率が50%で容積率が80%と。日本遺産に指定された麓地域よりも厳しい建築条件なんですね。ちょっとおかしいと思わないですか。

○市長（下平晴行君） そういう基準があることによって、建てたいものを建てられないということになりますので、そこら辺の基準がその地域にマッチしているのかどうか、そこも十分精査していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

○3番（尖 信一君） 麓地域に3階建てが建てられて、無理すれば3階建てが建てられて、上の団地ではそれができないと。マンション等は建てられないと。もう少しくと、今度は白地地域、何を建ててもいいですよという地域になっているんですね。今回、高規格道路ができたり、高速道路、東九州自動車道の計画ができあがりしてくる中で、この白地地域もできるだけなくして、きちっとした用途地域を指定して、乱開発にならないような施策を取っていただきたい

なというふうに思います。そして、今、若浜とか松波、古い住宅地がなくなっていくますよね。こちら辺も白地なんですよね。どうなんでしょうか。この白地というのは。白地地域ということで、制限のない地域です。

**○建設課長（假屋眞治君）** 土地利用の規制の中に都市計画と、それから農振農用地、それから自然公園とかございます。その中で、この松波・若浜地区につきましては、日南海岸国定公園がありまして、結局自然公園法と、それから用途地域と農振農用地は重複できませんので、この分については自然公園の方が優先されて白地が一部この中に見えているような状況でございます。今後、この辺については住生活基本計画等にぎわいをつくっていきましょうということいろいろと議論しておりますので、それを参考にしながらまちづくりを進めていきたいなというふうに考えております。

**○3番（尖 信一君）** 国定公園ですか、それは私も知りませんでした。大変失礼しました。そういう地域に入っているのであれば、ますます白地地域のままでちょっと不適合かなというふうに思いますので、何か対策を考えた方がいいんじゃないかなと思います。よろしく願います。

この第一種の低層住居、それから今志布志支所が建っているところが第二種住居地域です。建ぺい率が60%の容積率が200%、ここからちょうど文化会館にかけても同じ用途地域ですね。建ぺい率60%、容積率200%、ここに将来支所を増設するとか、そういうふうになった場合、十分な規模を確保できるのか。そこら辺は、課長の方は御存じですかね。

**○建設課長（假屋眞治君）** 今ありました容積率が200%の建ぺい率は60%ですけれども、この地域が第二種住居地域ということでございますので、基本的には住居の環境などを守るための地域ということで、あとは1万㎡までの店舗・事務所等は建設が可能だということになっております。

用途地域につきましても緩和措置がございまして、それについては建築基準法の48条にあるんですが、これについては建築審査会にかけて容積率を緩和するとかいうこともできます。それから、志布志市でも準工業地域に特別用途地区というのをかぶせているんですけれども、そういう用途地域の上に容積率を緩和するとか、逆に規制するとかいうこともまた市の条例を定めればできますので、いろいろな形で、まちづくりが変わっていく中で用途を変えるだけでなくそういう手法もありますので、その辺はいろいろ研究していきたいなというふうに思っております。

**○3番（尖 信一君）** ありがとうございます。用途地域だけじゃなくて、様々な緩和策があるということなんで、ぜひともこのまちが、市長がおっしゃっています人口4万人ですから1万人増えるわけですよね。このままではとても住居が足りなくなります。ましてやコンパクトシティも市長は目指そうとおっしゃっていますので、ますます用途地域の変更が必要になってくるような場面もあろうかと思っておりますので、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。よろしく願います。

最後に、学力向上について一般質問したいと思います。本年度実施されました全国学力学習状

況調査の結果から、本市の、小学校は結構です、中学校の学力をどのように評価なさっているか。また、これまで学力向上のために取り組んでこられた施策による効果はどのように評価なされているか。また併せて、今後学力向上に向けた新たな取り組み、もしくは何かそれに付随するような施策があればお答えいただきたいと思います。教育長、お願いいたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。全国学力学習状況調査は、これまで主に知識に関するA問題と、主に活用に関するB問題に分かれていましたが、今回から身につけておかなければならない知識技能の内容と実生活の様々な場面に活用する力を一体的に問う問題に変更されました。本年度の結果については、小学校では国語で全国平均を上回り、算数では全国とわずかな差でありました。しかしながら、中学校では国語・数学ともに全国平均を下回る結果となりましたが、数学では昨年度の全国との差を半分ほどに縮める結果となっています。今回、中学校で初めて実施された英語では、全国や県と正答率に開きがあり、英語力の基礎となる英単語の読み・書き・音読などの基礎基本をさらに充実させていかなければならないという課題が明らかとなりました。これまで取り組んできた大学教授や指導主事派遣による事業改善や校内研修の充実、ICT機器の活用、英語・理科教育支援講師派遣などの教育環境の充実、志学教室や夏休み学習教室の実施、家庭学習時間の確保などによる学校外の学習環境の充実などによって、小中学校ともに確実に改善してきております。児童生徒の質問紙において、「学校が楽しい」と回答している児童生徒が全国や県と比べ高い結果となっています。これは本市が取り組んでいる魅力ある学校づくりの結果であり、児童生徒の絆づくり、居場所づくりが構築できているからだと思えます。それぞれの学校の魅力をさらに高めながら、児童生徒同士、あるいは教師と生徒のよりよい人間関係づくりを進めてまいります。

教育委員会としましては、これまで同様、「管理職の意識改革と実行力を高める方策」、「教師の指導力を高めるための方策」、「家庭や地域との連携を強化するための方策」の3点に重点を置き、各学校の学力向上アクションプランに基づいた学力向上の取り組みを推進してまいります。

**○3番（尖 信一君）** 数字からいくと、やっぱり小学校の間はあまり差がない。むしろ今おっしゃったように非常に全国のレベルから見てもいい結果が出ているみたいですがけれども、やはり中学生になってくるとどうしても差が出てくるというのは、これはもう以前から変わらない現象ですね。これは、もう非常に解決しがたい問題かなというふうには思っていますけれども、そこには学校教育の方々が一生懸命取り組んでおられるんでしょうけれども、生徒自身の勉強の意欲、家庭の問題、様々な問題があろうかと思えます。昨年定例会で教育ソフトの件をさせていただきましたけれども、当時は既に導入しているソフトがあるということでした。そのソフトの活用の評価は、今、どのように考えておられますか。

**○教育長（和田幸一郎君）** この全国学力学習状況調査で、「授業の中でICTの活用はできていますか」という調査が実はございます。小学校の方は、全国に比べれば15ポイントほど活用しているというそういう結果が出ておまして、ある意味、本当に小学校ではICT機器を十分活用した授業が毎時間展開されているなという評価ができています。ただし、残念ながら中学校も

同じようなICT機器を導入しているんですけども、中学校の方は全国に比べれば低いと、そういう結果が出ております。それが一つ、例えば全国学力学習状況調査で結果が低いというのは、せっかく導入されたICT機器がまだ中学校においては十分活用されていないという結果が今回の質問紙調査でも明らかになりましたので、先日の校長研修会でも、せっかくこのような機器が導入されているのに、ICT機器を活用することによって子供たちが意欲的に取り組む、楽しみながら学習できる、分かりやすい授業ができるということ、それはもう本当にきちんとしたこと、そういうことができる機器があるわけなので、そこら辺十分考えて授業の中でICT機器を積極的に活用するような取り組みを進めてほしいということで、再度指導したところでございました。

**○3番（尖 信一君）** 昨年、一般質問した中で御紹介しました「キュビナ」という教育ソフトがありますけれども、これを、もうあの当時、全中学校ですけれども、全生徒に採用していたのが麴町中学校ですね。この前、市長との雑談の中で出てきましたけれども、工藤勇一校長が率先して学校改革をやっていると。そのような中学校が既にありますよというお話をお互いしたところでしたけれども、教育長もその後聞かれたかと思います。そこで、文科省が「柴山・学びの革新プラン」というのを発表しています。文科省の大臣ですけれども。この中で四つ掲げておられまして、一つ目には学びにおける時間、距離などの制約を取り払う、これはもうICTを活用した勉強ですよ。二つ目は、個別に最適で有効な学びや支援、意見や回答をリアルタイム共有することで、協働学習を可能にする、これもAIやICTを活用した方法だと思います。三つ目は、学びの知見の共有や生成、熟練教師から若手教員への経験値の引き継ぎや子供の学習履歴や行動を経験値データ化し、任意の地域は算数が苦手といったような情報の可視化を通じて、根拠に基づく政策立案を目指す。四つ目、校務の効率化、学校運営に必要な作業を目指す校務は、IT活用能力に乏しい教育関係者のDX、これはデジタルトランスフォーメーションといいますけれども、場所にとらわれない教員研修や採点業務の導入を図るといっものを文科省の大臣が挙げておられます。まさに教育の現場に奥深く、そして重く採用されていますこのICT教育というのがもう現状であります。何か通常は教育現場が率先してやって、その後に文科省が付いてくるというのが今までの流れだったような気がするんですけども、急速に文科省がこのICTの教育について舵取りを始めています。むしろ地方の方が追いかけている、遅れているというようなイメージを受けています。すべてがICTのせいではないんでしょうけれども、ぜひともこのような政府の方針を取り入れて、積極的にこういうAIを使った勉学をやっていけば、児童生徒も興味を示し、かつ先生たちの熟練値も共有し、そして若手教員に引き継ぐことができるんじゃないかなと思います。

それから、校務の効率化ということでも一般質問させていただきましたけれども、そういう意味でも情報の共有化とか、提携型にしていくと。先ほど出ましたけれども、RPAの導入とか、そういうのも含めて、様々な施策がこの教育の現場でも進んできているかなというふうに感じている次第であります。教育長としても2期目を迎えられて、非常に、私いつも答弁を聞いていて関心させられて、教育長の答弁を見習おうと思ってやってきているんですけども、なかなかま

ねができないんですが、そこら辺も含めて、ぜひとも教育長のカラーを全面的に出して、子供たちの知・徳・体を実現していただくような施策、教育に取り組んでいていただきたいなと思います。最後に、教育長、どうでしょうか。

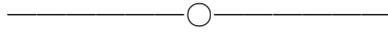
**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほど学びの四つの視点を言われましたけれども、本当に、どちらかという当たり前のことだと思います。教育において時間と距離の差をなくす、学びの支援をする、それから学びの共有化をする、業務の効率化ということでの、今まさに求められている教育の姿なんだろうと思います。ICT機器を使うことによるすばらしさと、そしてまた従来の、例えば書く活動とか読む活動とか、そういう活動も大事にしながら、これからもまた取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っています。新しく志布志市に来た先生方がよく言われるのは、志布志市は本当に様々な面で教育に対する支援をしてもらっていると。物的な支援で言えばICT機器の導入とか、それから志学教室にしろ、それから夏休み学習教室にしろ、本当にそういう支援、それから人的な支援も非常に厚い。例えば英語教育につきましてはALTも3人おります。そのほかに英語関係の先生方を3名また入れておりますし、それからICT支援を入れておったり、それから理科支援を入れていると。そういう様々な支援をしているからこそ、私は特に先生方に、こういう厚い支援をしているからこそ、やっぱり結果を出してほしいという思いをいつも伝えております。ありがたいことに、小学校の方が今回国語が全国を超えましたけれども、その子供たちが中学校に行きますので、その伸びている子供たちが中学校で落ちてしまうということがないように、やっぱりこれから中学校の学力向上をどれだけ図っていくのかというのが私に課せられた大きな課題だと思います。教育ですので、知・徳・体のバランスの取れた子供たちを育てていくということを基本にしながら、学力というのは学校の一つの責務だと思いますので、市民の期待に応えられるように、またこれからも取り組みを進めていきたいと思っています。

**○3番（尖 信一君）** ありがとうございます。教育長は教育者としては、もう最高のレベルの方だと思います。ただ、教育委員会という立場上、教職というプラスαにもう一つは改革者となっていたいただきたいなというふうに思います。先ほど申しました麴町中の工藤校長は、学校に転勤になされたときに教職員の方と相談なさって500項目の改善をなさった方です。500項目です。よくもまあそれだけ改善課題があったなというぐらい。未だに毎年50項目は改善をなさっておられるみたいですね。そういう意味では非常にすばらしい見本になるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも教育長にも教育者プラス改革者ということで今後も頑張っていたいただきたいなというふうに思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（西江園 明君）** 先ほどの尖議員の一般質問の港湾振興についての中で港湾商工課長より答弁の訂正の申し出がありますので許可します。

**○港湾商工課長（柴 昭一郎君）** 先ほどの港湾振興の質問の中で、コンテナの12万TEUの達成目標年度は設定しておりませんと申し上げましたけれども、令和3年度を設定しております。訂正してお詫び申し上げます。

**○議長（西江園 明君）** 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。



○議長（西江園 明君） お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時54分 延会

## 令和元年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和元年9月11日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 辻 一 海

南 利 尋

八 代 誠

福 重 彰 史

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

東 宏 二

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 改めまして、皆様おはようございます。議席番号8番、小辻一海でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先に通告いたしました2項目について質問をいたします。本日は、2日目のトップバッターということで張り切って大きな声で質問してまいりたいと思いますので、執行部の皆様方の誠意ある明快な答弁をよろしく願います。

質問に先立ちまして、7月から8月にかけての日本に上陸した台風6号、8号、10号、また一昨日の15号をはじめ、異常気象により発生いたしました九州地方を襲った豪雨、また猛暑による熱中症や全国各地において発生する災害においてお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたします。併せて被災されました方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うところでございます。

それでは、先に通告いたしておりました事項について、順次質問してまいります。

この件につきましては、平成28年の9月議会でも質問しており、このとき確か私を含め3人の議員が同様の質問をしたことを記憶しております。その後も、同僚議員も何回となく質問されており、また全国各地においてもクマ、イノシシ、サル等々平地の人家まで出没し、田畑、菜園はもとより人まで襲うという鳥獣被害が新聞、テレビなどで報道され、中山間地域に暮らす人々に不安と恐怖を与えて、農家の皆さんの生産意欲を失墜させるという深刻な状況であり、その防止対策の強化が望まれるところです。

このことについては、大隅地域市町議会議員協議会においても有害鳥獣被害対策部会が設置され、さらに県の市議会議長会からは鳥獣保護区の見直しと鳥獣加工処理施設設置を鹿児島県出身の国会の先生方に要望されています。

本市においても、過疎・高齢化が進み、耕作放棄地の増加などにより有害鳥獣の生息域が拡大し、山間地域に限らず、町の中の田畑等にもイノシシやアナグマ、サルなどの被害が出てきていると聞きますが、そこでまずは過去3年間の被害状況、被害金額及び捕獲実績はどうなっているか、お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

本市の有害鳥獣の被害面積は平成28年度が23.59ha、平成29年度が1.14ha、平成30年度が1.79haとなっております。平成28年度の面積が大きくなっておりませんが、平成28年度以前は被害のあった農地全体の面積を計上しているために、面積が大きくなっておりませんが、平成29年度からは実際の被害に遭った箇所のみ面積を計上しているために、平成28年度と平成29年度以降を比べると面積が小さくなっております。

被害金額は、平成28年度が279万9,000円、平成29年度が268万2,000円、平成30年度が427万4,000円となっております。

捕獲頭数は、平成28年度が、イノシシ201頭、カラス280羽、タヌキ228頭、アナグマ205頭、ウサギ2羽、合計916頭であります。平成29年度は、イノシシ114頭、カラス336羽、タヌキ195頭、アナグマ225頭、ウサギ3羽、カモ2羽、合計875頭であります。平成30年度はイノシシ234頭、カラス302羽、タヌキ288頭、アナグマ327頭、ウサギ14羽、サル1頭、カモ2羽、合計1,168頭であります。

○8番（小辻一海君） 全国、県内においても、被害額の最も多いのが第二種特定鳥獣に指定されているイノシシであります。本市のイノシシの捕獲実績数は、先ほど、平成28年度に201頭、平成29年度に114頭、平成30年度に234頭で、鳥獣被害防止計画では、令和元年は450頭を捕獲計画され、様々な施策を講じていただいていることには、一定の評価を下すものの、全くと言っていいほど対策の効果が見えていないのが実情ではないでしょうか。ぜひ、もう少し頑張っていただけないものかと思うところです。

被害金額では、約80%がイノシシであるとお聞きしておりますから、被害があってから対応する後手後手の対応策になっている実情があります。より戦略的に対応するためには、鳥獣の個体数や生息分布の把握が必要であると考えます。生息個体数を把握されているのか。個体数について把握のための調査を行ったことがあるのか、お尋ねいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 個体数につきましては調査した経緯はございませんので、その個体数については把握してないところでございます。

被害の発生分布ということですが、それにつきましては、各校区の方に発生位置図を掲示しているところでございます。

○8番（小辻一海君） 行動範囲が広いことなどから生息数を推定する有効な調査方法の確立が困難で、的確な生息数の把握数は難しいと、私も思います。そのデータに基づいた対応を行うことができれば、これまでと違った効果も出ると考えます。

基幹産業でもある農林畜産業を守る意味でも、鳥獣との共存を図る意味でも調査をしていただくことを提案したいと思います。

今回はサツマイモが成長する5月から9月にかけて食害が多く、水稻については8月から10月にかけて多くの被害が出ているイノシシを中心にお聞きしたいと思っております。

ちなみに、鹿児島県第二種特定鳥獣、つまりイノシシの管理計画の第3期計画では、平成26年度イノシシ推定個体数を県内では6万7,000頭、志布志市は県内で一番多い3,827頭、ほかに南大

隅町3,730頭、薩摩川内市が3,583頭、阿久根市3,426頭、曾於市3,143頭と推定されております。志布志市、南大隅町、阿久根市、曾於市においては、特に増加傾向にあるとありましたが、本市として目撃情報、被害情報などから見て、イノシシの生息個体数をどのように捉えられているか、お伺いいたします。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 議員おっしゃるとおり、被害の8割、80%はイノシシの食害による被害が、実際発生している状況でございます。この個体数につきましても、被害状況や捕獲申請等々見ていきますと、だんだん伸びているということがありますので、それに比例して個体数も徐々に増えている状況があると推測されるところでございます。

**○8番（小辻一海君）** ただいま申されました現状につきましては、増えていると推察されておりますが、このイノシシ対策に当たっては、まず、侵入を防いでいくことが第一であろうと思っておりますが、これほど目撃情報や被害情報が多いということからすれば、答弁されたように、増えていることは推定できるわけです。この状況から考えますと、10年後、20年後にイノシシがいなくなると考えたとき、いなくなることは多分ないと思っております。どちらかといえば増えていく方だと思います。捕獲すれば減少しますが、捕獲頭数も限られていますので、減ることはないのではないかと考えます。

あとは、イノシシとどう共存していくかということに発想を展開していかないといけない時代に入ったのだと考えると、効率よく目標頭数を捕獲して全体の生息数を抑えて管理をしていくことが大事と思っておりますが、その辺りのお考えをお聞かせください。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 確かに個体数が増えていく状況がありまして、それが減少する要素はないところでありますので、個体数を減少させるとともに、ほ場に入らせないという対策も必要ではないかと考えるところでございます。

現在、市におきましては、その入らせない対策としまして、農政畜産課の方では電柵の設置の補助を行っております。また耕地林務水産課につきましては、多面的機能交付金事業での電柵等の対策も行えるということでありまして、そういった形で推進はしているところでございます。

**○8番（小辻一海君）** では、一方鳥獣保護の観点から見ますと、絶滅させて生態系に大きな影響を及ぼすことへの懸念も考えなければならないと思っておりますが、この個体数の抑制について、全体の個体数の把握がされていない中、恒常的な個体数管理の構築をどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 個体数管理につきましては、県の方で、イノシシにつきましては半減させるということで計画しておりますので、志布志市につきましては、平成26年度に県の方が出しました個体数の半減を一応目標値という形で考えているところでございます。

**○8番（小辻一海君）** 効率よく目標頭数を捕獲して、恒常的な個体数管理の構築に努めていただくことをお願いして、次に入ります。

有害鳥獣被害対策について、2点目です。県では、鹿児島県第二種特定鳥獣管理計画の第3期計画を策定し、国の平成25年から10年後の令和5年までにイノシシの個体数を半減する目標を踏

まえ、半減目標を達成するために必要となる捕獲数を、試算シミュレーションの結果を参考に、計画的な捕獲を推進しているようです。このことについては、先ほど課長の方からも答弁があったようです。

本市においても、平成29年度に志布志市鳥獣被害防止計画が策定されていますが、本市の鳥獣被害対策の基本的な考えと、鳥獣捕獲計画数の具体的な目標数値について、お聞かせいただきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 取り組み方針としましては、予察捕獲を基本に捕獲の実施を行うことにより、農作物等への被害発生を抑えるように努めております。

また、農業者の被害防止対策がないために、被害を受けるケースが多数見受けられ、捕獲による被害防止には限界があり、農業者に対し、農作物残さの適正処理や電気柵の設置などに努めるよう、市報等を通じて普及・啓発を行っております。鳥獣別捕獲計画数は、平成30年度から令和2年度まで、年間でイノシシ450頭、カラス1,000羽、タヌキ350頭、アナグマ350頭、サル10頭、ウサギ30羽、シカ50頭となっております。

**○8番（小辻一海君）** このことについては、定例会のたび問題視され、私を含め、同僚議員も何回となく質問しておりますが、目撃情報、被害情報などから対策の効果が伺える声は聞こえてこないのが実態です。鳥獣被害は年々広がる一方であります。基幹産業でもある農林畜産業を守る意味でも、その防止対策の強化が望まれるところであります。

鳥獣被害防止を図るためには、先ほど課長も少し触れられましたが、地域の実情に応じて「捕獲する・侵入を防ぐ・寄せ付けない」の三つを組み合わせた総合的な取り組みが必要になると、国・県からの指導もあると考えますが、本市の総合的な取り組みについては、どのように取り組みされているかお聞かせいただきたいと思います。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 総合的な取り組みということですが、先ほど申しましたとおり、寄せ付けない、入らせない、個体数を調整するという形で、まず電柵等で入らせない。その設置の推進、あと今認定農業者の方では、自ら自分のほ場、自分の作物は自分で守るという方向性が大分出てきましたので、自らわな免許を取られまして、自分のほ場に仕掛けて捕獲されている状況もだんだんと広がってきている状況でございます。基本的には、市猟友会にお願いして捕獲するわけですが、そういった取り組みも今後は肝心なのかなとは考えるところでございます。

**○8番（小辻一海君）** ただいま課長から電柵の件が出ましたので、市の鳥獣被害防止計画の中で、侵入を防ぐ被害防止対策については、電気柵設置のための努力をされ、数年前と違って電気柵が身近なところで見られるようになりました。

担当課からいただいた資料を見ますと、助成を受けて設置された電気柵の状況は、申請件数、申請台数も年々増加傾向にあるようです。鳥獣被害防止対策として、農林水産省においては、鳥獣被害防止総合対策交付金等により電気柵を2分の1以内の補助で支援するとしており、この交付金を活用され、鳥獣被害防止に効果を上げられている市町村がありますが、イノシシの侵入を防ぐ被害防止対策については、侵入防護柵の整備が重要となってくると思われます。

本市は、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用で、電気柵購入の取り組みをされているのか。また活用されていないとすれば、農家の皆さんにどのような資材費用が減額になる補助対応をされているのか、お尋ねいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 国の交付金事業につきましては、現在市としましては、その中のメニューの一つであります推進事業を実施しているところでございます。これにつきましては、イノシシの捕獲に対しまして7,000円の上乗せ、あと免許取得時におきます講習会1万円のうち5,000円を補助するというような事業でありまして、それについては実施しているところでございます。

今、議員おっしゃられているように、フェンス、電気柵等につきましては整備事業というメニューになりますが、ここにつきましては現在取り組んでないところでございます。その代わり、先ほど申しましたとおり多面的機能交付金事業での電気柵、フェンスの設置、あとは農政畜産課の電気柵の補助等で実際やっているところでございますが、今後、その多面的機能交付金事業に取り組んでいない地域等々を考えますと、この補助整備事業も盛り込んでいく必要があるということで、現在モデル地区を選定しまして、来年度に向けて地区の調整及び組織の形成等々、今準備している状況でございます。

○8番（小辻一海君） その他に、イノシシに対応する補助というのはないのですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在のところ補助しているのは、その農政畜産課の電気柵と多面的機能交付金事業だけで実施しているところでございます。

○8番（小辻一海君） 私は農政畜産課の方が2万5,000円出しているという話は聞いたのですが、それはないのですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） それが今申しました農政畜産課の電気柵の補助になります。

○8番（小辻一海君） 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市が作成した被害防止計画に基づく取り組みなどを国が総合的に支援する制度で、進入防止柵の整備や捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設、また発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、捕獲に関する専門家の育成支援等々、多くの鳥獣被害防止対策事業に利用できます。現在、電気柵を設置する場合、先ほど言われましたが、1基2万5,000円を上限に費用の3分の1を市の単独補助で対応しているとのことですが、現在農家の皆さんが、例えば10万円の資材を購入した場合、7万5,000円の資材分の出費というのは大変だと思います。国の鳥獣被害防止総合対策交付金を利用することによって、10万円の資材を購入した場合、2分の1の補助で5万円の負担となり、農家の皆さんの出費も少なくなると思います。大部分の地域は、3人以上の団地化で鳥獣被害防止総合対策交付金で電気柵設置が可能だと思います。国の採択要件に合致しない地域も出てくると思いますので、その地域は単独補助金を少し上げてもらって、市の単独補助で対応する形をとったらいかがですか。平成20年に創設された農家に有利な国の補助金である鳥獣被害防止総合対策交付金を進入防止策として、電気柵を含め資材購入に利用していない理由を少しお聞かせください。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほど申しましたとおり、今までは農政畜産課の電気柵の

補助、あと多面的機能支払交付金事業におきまして、電気柵、あとフェンス等の実施ができるという形で、そちらの方でカバーしてもらった経緯があったということでございます。

それは、多面的地域を設定される広域的な地域は該当になりますけど、それ以外につきまして、まだ無いところがございますので、来年に向けて、現在モデル地区の選定をしているところがございます。

**○8番（小辻一海君）** 多面的機能支払交付金事業というのはですよ、限られていますよね、使い道がですね。それで、自分のところのある地域なんですけど、多面的機能支払交付金事業を使った場合、道路作業とか草払いとか、そういうので賃金を出したらもうなくなるのですよ。だから、なかなか多面事業では出せない。今言われた農政畜産課の電気柵2万5,000円ですか、それを利用して、あとは賃金は多面事業で出して、そして電気柵を設置するしかないというような話だったのですよ。だから、さっきから言っている国の交付金の場合は、電気柵設置に2分の1の補助ができるわけでしょう。その多面事業のように団地化してですよ。多分平成20年ごろから、その交付金は設置されていると思うんですよ。うちの地域では全体で30万円で買ってですね、それを個人で手出ししているんですよ。だから、私に、「もうほかの地区もやり出したんだが、どうかならんもんだろうか」という話だったものですから、こんなに今被害が多いのに、せっかくですよ、2分の1の補助という国の事業があるわけですよ。そういうのを利用してもらったということだったんですよ。どうですか。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 議員がおっしゃるとおり、2分の1の補助ということで、有利な事業でありますので、それについては今モデル地区を選定いたしまして、地区の組織づくり、あと区域の選定等々を実施しまして、令和2年度に向けて、今年要望をかけて、採択になれば来年度実施という形では今準備しているところがございます。

**○8番（小辻一海君）** 市長、ちょっとそのことも、補助費のことで。

**○市長（下平晴行君）** 今課長が申しましたとおり、来年に向けて、そういう取り組みをしていくと。いわゆる条件が付されているということで、まず団地化しなければいけないということがございますので、これは、今課長の答弁のとおり、進めてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（小辻一海君）** 先ほど利用していない理由を少し答弁していただきましたが、来年からモデル地区を指定して取り組んでいくとの答弁でしたので、しっかりと対応していただくことを要望いたします。

また、他に国・県に有利な補助はないものか、もう少し調査・研究してもらい、農家の皆さんに負担がかからないよう対応をお願いします。

鳥獣被害防止を図る総合的な取り組みの中の、寄せ付けない、そこに出没させない予防的な対策といったようなことも考えていく必要があると思います。例えば、農作物の収穫時に残った、先ほど市長も言われましたが、残さをなくす、それから、農地の周辺を除草作業などをしていただく、これは農家だけでなく、自治会ぐるみで防災対策といったものなど、併せて取り組んで

いただく必要があるのではないかと思います。

そこで、中山間地域の荒廃地が問題で、有害鳥獣も増えて、被害も広がると思いますが、本市の鳥獣対策における中山間地域の現状について、市長はどのように認識をされているのか、見解をお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、先ほどから議員の方でおっしゃいますとおり、いわゆる農業をされる人たちが、この鳥獣被害で大変被害を被っているということでもありますので、それに併せて、多面的事業をしているところと実施してないところもありますので、実施しているところについては、できるだけその活用をしていただく。そして、この多面的事業になりますと、他の事業もできるわけでもありますので、そういう導入をしながらですね、両面で農地を、畑を守っていくという取り組みをしていかなければいけないというふうに思っております。

**○8番（小辻一海君）** はい、お願いします。

農地の荒廃の一因として、農業従事者の高齢化や作付面積の減少、不在者による耕作放棄地の拡大、農地の維持管理不足などが考えられ、鳥獣が寄り付く、住みやすくなる要因ともなりますので、個人営農から集落営農による協同での作付を、先ほど言われました管理する営農組織の取り組みや農地中間管理機構、農業委員会や土地改良区などとの協力体制と情報の共有化を図って、中山間地域、里山を守るための支援策を進めていかなければならないと思っておりますが、市のお考えをもう一度お聞かせいただき、次に入ります。

**○市長（下平晴行君）** 議員の今おっしゃったとおり、やはり中山間のそういう場所については、いろんな鳥獣被害も含めて、農業の収益を上げるための御苦労が大変あるというふうに思っておりますので、行政が、先ほどありましたように、そういう国の補助金等を活用できるような事業を見つけて対応してまいりたいというふうに考えております。

**○8番（小辻一海君）** お願いします。

2項目目の質問になりますが、本市のインバウンド戦略について、2点お尋ねしてまいります。

我が国の外国人旅行者数は、法務省入国管理局の資料によりますと、平成25年に1,000万人を超え、平成17年に670万人だった外国人旅行者数は10年後の平成27年には1,973万人に達し、訪日外国人旅行者数が日本人海外旅行者数を上回ったとのことであります。観光庁の統計では、その後も右肩上がりですべて上昇を続け、昨年は3,119万人で、前年に比べ、約8.7%増加して、過去最高になったことを発表しました。また、昨年の外国人1人当たりの旅行支出額は、15万3,029円となり、旅行消費額については、4兆5,189億円と、平成23年の8,135億円から7年連続で増加したとのことで、日本経済への影響はかなりのものであります。

このインバウンドは、観光業界はもとより、家電量販店や百貨店では、大量に商品を買込む「爆買い」という言葉も聞かれるようになり、スーパーマーケットをはじめ、多くの業界から注目を集め、地域活性化の起爆剤になるのは間違いないものと思っております。

そこでまず、鹿児島県を訪れる外国人旅行者の実態と本市を訪れる外国人旅行者の現状について、お尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

御質問の鹿児島県を訪れる外国人旅行者の実態ですが、国の統計調査による直近の数字で、平成29年度の延宿泊者数が、年間74万4,180人となっており、国別では、香港、台湾、中国、韓国からの旅行者が大部分を占め、次いでアメリカ、シンガポール、その他となっているようです。

本市の現状でございますが、市内の施設に宿泊した外国人は、昨年度で2,270人で、各施設への聞き取りでは、ほとんどがツアーやスポーツ合宿のための宿泊で、国別では台湾と韓国が多いようです。

また、市の総合観光案内所に来所した外国人旅行者であります。平成29年度で年間135人、昨年度で162人でありました。国別では、多い方から中国、韓国、フィリピンの順で、次いで、アメリカ合衆国、ヨーロッパ、その他の順となっております。

○8番（小辻一海君） では、先ほど申し上げましたが、平成27年には訪日外国人旅行者数が日本人海外旅行者数を上回ったとのこと。このことは、日本経済への波及効果が大いに見込めると思いますが、過去最高に至った背景の要因をどのように分析されているのか、その辺りについて、少しお聞かせをいただきたい。

○市長（下平晴行君） アジア圏からについては、全国的に来ていただいているということで、要因というのはちょっと分からないところでございます。

○8番（小辻一海君） では、少し私が調べましたところを申し上げます。ただいま市長の方から答弁をいただきましたその他に、訪日旅行プロモーションの頑張りはもちろんのこと、航空路線の拡充、クルーズ船の寄港増加などの交通手段の充実が大きな要因で、もう一つの大きな要因と考えられるのが、円安、それから査証、つまりビザの取得条件が緩和された影響によるものだと、観光庁では過去最高に至った背景の要因を分析しております。

先ほど県を訪れる外国人旅行者の実態と、本市を訪れる外国人旅行者の現状についてお示しいただきましたが、お示しの数字のとおり、鹿児島市内、桜島、霧島、指宿に出かけた際は、外国人の方を見かけることが多くあります。先ほどの数字や体験から、鹿児島県にはインバウンドで多くの方が来られているのだなあ実感するところでございます。本市においても産業港であります。4外交航路11便とさんふらわあの新造船就航などがあって、多分インバウンドも多少なり多くなるのではと期待していましたが、今までの光景とそんなに変わらない現状を見て、少し残念に思うところです。

本市にとって、インバウンド対策についての課題はどんなものがあるかお聞きしたいと思えます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、本市を訪れられます外国人の方々は、個人のツアーということ伺っているところでございます。

そういった中で、クルーズ船の誘致とか、いろいろお話も出ているところでございますけれども、クルーズ船については、鹿児島港に来られた方々をどう大隅4市5町に引き込むか、そうい

った課題も出ておりますので、4市5町によります協議を重ねておるところでもございます。

そういった中で、日南市にもクルーズ船が誘致されておりますので、そういった客もどうやって大隅半島に引き込むか、そういった課題について、今協議をさせていただいているところがございます。

**○8番（小辻一海君）** 課題もたくさんあるようですが、先ほど課長の答弁にもあったように、近年の旅行者は外国人旅行者に限らず、団体旅行やパッケージツアーから個人で海外旅行に行くスタイルに移行してきており、ほとんどの外国人観光客はSNSを活用し、個人で交通手段やホテルの予約を取っているようです。目的も多様化し、日本文化、民俗芸能、日本食、自然や景勝地を楽しむ体験型観光が主体となりつつあるので、観光の目玉となるものがなくても、地域で集まる民俗芸能の日本文化、手作りの郷土料理など引き入れていくことで、問題を集約して、おもてなしの充実を図っていくことがインバウンド戦略に最も重要になっていくと思いますが、その辺りをどのように考えておられるか、お伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 外国人旅行者が地方に求める、ここでしか味わえない体験を提供できることが、誘客につながると考えております。具体的には、酒造メーカーによる芋掘りや焼酎の仕込み体験、製茶事業所による茶摘みや茶葉を使った料理体験などが、実際に外国人旅行者の受入実績もあり、好評を得ているところであります。

今後、市内事業者の皆さんと連携をしながら、受入体制を整えるために模索をしてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（小辻一海君）** 近年旅行者は外国人旅行者に限らず、SNSを活用して、個人で海外旅行に行くスタイルに移行して、本市は世界から多くの観光客が来る観光資源は十分備わっていると思います。昨年9月の一般質問で、「外国語が表記された案内板など、早急なインバウンド対策が必要ではないか」との私の質問に、「外国人向けの案内板については設置していないので、県の補助事業を活用して準備を進めていく」と答弁されましたが、それから1年たっても全然変わっていない。このような問題を一つ一つ集約して、おもてなしの充実を図っていくことは大事だと思います。外国人観光客はすぐそこまで来ている状況であります。このまま何もしないのはもったいないと思います。何らかの手を打つべきだと思います。

インバウンド戦略は本市の観光行政の重要な鍵になってくると思われますが、市長は本市の観光の現状をどのように分析されているか、お考えをお聞かせいただきます。

**○市長（下平晴行君）** 現在外国人向けの看板については設置をしてないところがございます。昨年度麓地区の誘導等看板を県の補助事業を活用し設置するよう準備を進めておりましたが、県との協議の結果、日本遺産登録後の整備計画策定後に進めるということになったところがございます。

**○8番（小辻一海君）** それとですね、今の本市の観光の現状をどのように捉えているかということをお聞きしています。

**○市長（下平晴行君）** これは、観光する人が私たちが見て「良い」と思っても、向こうから見

ると、何も気にしてないところが外国人から見ると素晴らしいというようなところもありますので、先ほどありましたように、情報提供をどうしていくのかという、ここが、私は重要じゃないかというふうに考えています。

**○8番（小辻一海君）** 市長の考えは理解しましたので、この質問の2点目に入ります。

我が国の訪日外国人旅行者の旅行消費額については、4兆5,189億円ということで、いかにこのインバウンドが大きな市場になってきたかということが分かるわけで、和食ブームや東京オリンピック、またアジア諸国を中心とした経済成長の影響を受け、今後ますますインバウンドは増大する見込みであります。政府も東京オリンピックが開催される2020年には、インバウンドでは4,000万人に、その10年後の2030年には6,000万人という大きな目標を掲げ、今後も更に訪日外国人旅行者を伸ばしていく考えです。

このことから考えますと、本市はインバウンド需要の高い京阪神からのさんふらわあを利用した交通網がありますので、今後のインバウンド市場の更なる増加を考えると、観光事業として取り組むべきと考えますが、これまでに取り組まれてきました本市の訪日外国人旅行者の受け入れの対応と今後計画されている取り組みなどがございましたら、お聞きいたします。

**○市長（下平晴行君）** 昨年度国内向けではありますが、株式会社おおすみ観光未来会議が行ったサイクリスト向けのモニターツアーが好評であったことから、本市においても今年度鹿屋市のプロサイクルチームの協力により、さんふらわあを利用したサイクリスト向けのモニターツアーを計画しているところであります。これを足がかりに、大隅広域や串間・日南地域とも連携しながら、外国人旅行者のニーズを調査・研究しながら、都市部にはない、地方ならではの体験型メニューの開発を目指していきたいというふうに考えております。

**○8番（小辻一海君）** ただいま、今までの取り組みや計画について答弁をいただきましたが、正直まだまだこのインバウンドへの対応というものが十分ではないなと感じたところです。訪日外国人旅行者が求めるニーズにつきましては、観光庁が調査をされておりまして、「日本食を食べる」ということが1番目の目的で71.5%を占め、2番目が「ショッピング」、3番目が「自然や景勝地を楽しむ」、4番目に「繁華街を散策する」、5番目が「温泉に入浴する」で、「日本の歴史・伝統文化に触れる」ということも上位に挙がっているようです。

志布志市は全部とっていいほど、訪日外国人が求めるニーズに当てはまり、更に観光資源も十分備わっていると思います。

また、訪日外国人旅行者はこれまで訪れていなかった所も、訪れた先のロケーションや食事、おもてなしに感動され、SNSなどで「いいね」と発信された場所には、多くの外国人観光客が訪れ、観光名所が変わったところもあるとお聞きしておりますので、本市も観光事業の目玉として十分対応ができるのではないかと思います。市長、その辺りはどうですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいましたように、これは歴まち法が平成20年に、国土交通省、文部科学省、農林水産省が一体となって、いわゆる文化財を活用した観光に取り組むということで、歴史のまちづくり事業ができたわけでありましたが、昨年からの事業に取り組んでいる

ところであります。

これは、いわゆる文化財を保護・活用、活用することで保護されるということでございます。そういう今年はいわゆる山城のイベント、そして先ほど言いました日本遺産に麓地区が指定されたと、こういう面では、やはり山城についても外部から大分訪れているということで、人数的にここに挙がっていないですけど、私は結構外から来てくださっているのではないかなというふうに思っているわけです。

先ほどありましたように、さんふらわあで来る方々が、やはりそういう観光する場所があれば、SNSでも今いろんな場所が公開されていますとおり、訪れる客が増えるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、国際の森周辺、それからダグリ岬周辺等々も含めて、将来いずれは枇榔島等の利活用もしていければ、志布志市には食も含めていろんな観光する場所があるというふうに思っております。

**○8番（小辻一海君）** 他の自治体では、その対応にかなり整備費を事前投資しているところもあるようですが、訪日外国人旅行者の訪日目的や価値観も違い、なかなか難しいとは思いますが、県外や外国からの観光客を取り込むために、関東や関西の旅行代理店などを訪問して、志布志市の魅力的なロケーションや食事、更に体験型のメニューなどプレゼンテーションを行うことや、イベントの状況なども自らSNSなどで情報発信し、ふるさと大使の方々や関東、関西で志布志市にゆかりのある多くの人脈のある方を通じて、志布志市の魅力や、情報を拡散していただく取り組みも重要と考えますが、そのあたりはどうですか。

**○市長（下平晴行君）** まさにおっしゃるとおり、そういう関西志布志会、あるいは関東志布志会等々、志布志市から出ていらして、成功されている方々もいっぱいいらっしゃいますので、そういう方々の協力を得ながら、志布志市のPRを行って、活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○8番（小辻一海君）** 訪日外国人旅行者の情報発信につきましては、個人旅行で来日されているほとんどの方が、日本に来てから現地で詳しい情報を得て、そこから計画を立てられる傾向が多く、その情報の多くをネットや滞在先のホテルなどで仕入れられ、特にフェイスブックを活用されている方が全体の約3割いるとのことで、フェイスブックの広告機能をうまく利用すれば、例えば関西圏に滞在している方々の中で、それぞれ本人のプロフィールの使用言語が「英語」という設定になっている人だけに広告を発信するという、かなり効果的な情報発信や、クレジットカード等のキャッシュレス決済においては消費税等の改正でキャッシュレス決済の追い風が吹いているようですので、カードや銀行口座を登録しておけば、IDとパスワードだけでオンラインショップができる「ペイパル」のような非常に簡易なものを利用すると、スマホ一つでお金の可能性が広がります。

今後、インバウンド取り組みの中で、そういった専門的な情報発信の部分も調査・研究していただくことを提案したいと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） 今、そういうカードのお話が出ましたけれども、やはりお金を持ち歩かないで、買い物あるいは旅行ができるというような取り組みは、本当にしていかなければいけないだろうというふうに考えております。そのことがどこまでできるのか、特に鹿児島県は遅れておりますので、そこ辺も含めて市でできることはどういうことなのか、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 今後、増加していくインバウンド事業につきましては、都市部で不可能なインバウンド事業や訪日外国人旅行者が求めることに応える観光要素が本市には多く点在しているようですので、行政だけの指導で取り組むのではなく、ビジネス感覚をもって民間主導で行った方が充実した持続的な取り組みになるかと思えます。しかし、民間の努力だけでは対応は難しいのではと考え、国の訪日外国人旅行者の受け入れ拡大という経緯からすれば、早急な公的措置が必要と考えます。

また、全市的に取り組むという面では、行政の支援は不可欠でありますので、官民連携で取り組むことは重要であると思えますが、その辺りはどのように対応されていくか、お考えをお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、行政より民の方が基本的には早目に情報等も入っておりますので、官民一緒になってこのことがどんなことをしたら外からの受け入れができるのかどうかですね、そこ辺も十分、民の考え方も聞きながら、連携しながら取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） では、少し視点を変えて質問したいと思います。

訪日外国人旅行者の受け入れを進めるためには、受入環境整備が大事になってくると思いますが、どのような形で取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、志布志市におきましては、志布志市民間事業者等提案制度というのを取り入れております。今回、まだ契約はしておりませんが、民間からのそういった提案があったところです。その中に、観光支援メニューといたしまして、インバウンドリスク対策やセミナー開催を提案いただいておりますので、こういったセミナー等を受講して、受入体制の環境整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 訪日外国人旅行者の受け入れが拡大する中、環境整備では様々な問題が出てきているようです。観光庁が行ったアンケート調査からは、次のような問題が明らかになっています。一つ目は、施設等のスタッフとのコミュニケーションが取れないという問題、二つ目に、公衆無線LANや無料Wi-Fiの環境の整備、三つ目は、観光案内板、地図等の多言語表示の少なさ・分かりにくさ、四つ目に、公共交通の利用について不便、あとは両替が不便であることなど問題になっているようで、本市においても同様に深刻な問題だと認識しているところがあります。こういった点は、すぐには対応できないかもしれませんが、相手が求める課題やニーズにしっかりと対応することができれば、必ず観光というものは生まれてくると思えます。

あとは、その観光を受け入れる体制や仕組みさえ構築できれば、一定の観光というものは確保

でき、インバウンドというものが志布志市の大きな観光産業の目玉につながる日も夢ではないと考えます。可能性を信じていただいて、今後インバウンド対応に力強く取り組んでいただくことを提案しますが、どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 今、5点のお示しをいただきました。できることから取り組みをして、その対応をしまいいりたいというふうに考えています。

**○8番（小辻一海君）** 今回は2項目にわたっていろいろと質問させていただきました。鳥獣被害は年々広がる一方、中山間地域に暮らす人々に不安と恐怖を抱かせ、農家の皆さんの生産意欲を失墜させるというような深刻な状況の中、基幹産業でもある農林畜産業を守る意味でも、机上の計画にならないように、市長がいつも申されます。しっかりと現場の状況把握と、内容と実情をしっかりと検証し、鳥獣被害防止計画に取り組んでいただくことと、もう1点だけ、よろしいでしょうか、鳥獣被害の方で。

被害軽減に努める前に捕獲するのが最も重要になってくると考えますが、現在猟友会の皆さんへの報償金の支払いの状況と金額はどのようになっているか、お示しをいただきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 平成27年度までは市猟友会に対して運営補助金を交付しておりましたが、補助交付団体等への補助金の支出見直し等によりまして、平成27年度を終期に各地区猟友会の代表者会議で説明をさせていただき、廃止させていただいたところでございます。しかし、平成28年度からは食されないタヌキ、アナグマの捕獲報奨金を3,400円から3,500円に値上げして、引き続き捕獲に取り組んでいただけるように、見直したところでございます。

市としましては、再度補助金の見直しを行って、市猟友会へ運営補助金を交付できないか、今後協議していきたいというふうに考えております。

**○8番（小辻一海君）** 今、1頭につきイノシシの方が1万2,000円ということで、県が8,000円を7,000円に減額して1万2,000円になったということです。他の地域では、その1,000円分を上乗せしている市町村があるということです。この猟友会の方々は車の燃料代や、餌も自分で買ってですね、危険な所に行かれるわけですので、ぜひとも協議をしていただいて、報奨金の1,000円でもいいですので、値上げを御検討いただきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 猟友会の皆さんがすぐ出動できるような体制づくりをするためには、先ほど言いましたように運営補助金の見直しということでもありますので、その中を十分検討させていただいて対応をしまいいりたいと考えております。

**○8番（小辻一海君）** では、本市の伝統文化や暮らし、地域に眠る自然の魅力を武器として、受入体制環境整備、訪日外国人に合った課題を一つ一つ解決して、世界に志布志市を情報発信していただき、インバウンドをはじめ観光業がビジネスとして大きな成果が出るのではないかと期待し、最後に市長の鳥獣被害防止対策と観光業に対しての意気込みをお聞かせいただきまして、私の一般質問を終わりといたします。

よろしく申し上げます。

**○市長（下平晴行君）** 有害鳥獣被害対策については、やはり先ほどありましたように、猟友会

の活動がより活発になるような取り組みをしまいたいと考えます。

それから、インバウンド戦略については、先ほどありましたように、志布志市が持っている観光資源をどう生かすか、ということも含めて、内部で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） はい、よろしく申し上げます。

一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

○

午前11時12分 休憩

午前11時21分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

2番、南利尋君。

○2番（南 利尋君） こんにちは、南利尋でございます。

今年、4月7日、鹿児島県議会選挙が行われました。投票率が45.75%で過去最低という結果でありました。志布志・大崎選挙区は県内2番目に低い投票率43%という結果でありました。有権者数3万6,555人のうち、2万886人が投票に行かなかったわけです。本市で過去行われた市長選、市議選の投票率を調べてみますと、合併当初は82.82%、去年は69%という結果になっています。去年は有権者数2万6,380人のうち、8,140人が投票されませんでした。毎回投票率が低下している現状は、国政・県政・市政に対して関心・期待が持てなくなっている結果ではないかと思えます。

この現状を打開するには、市民の方々にもっと行政を身近に感じていただくということが大事ではないでしょうか。そこには議会と職員の方々の強固な信頼関係を作り出すことが重要であると私は確信しております。議会、行政が一丸となって新しいまちづくりに取り組んでいくことを希望しまして、ということ念頭に置き、通告書に従って質問させていただきます。

まず、財政改革について伺います。施政方針において示された、「入るを量りて出ざるを制する」の下、取り組んでいる財政改革の進捗状況について伺います。

また、新たな自主財源確保の現状と、今後の取り組みについてもお示してください。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

本年度当初予算につきましては、「入るを量りて出ざるを制する」を念頭に、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、全ての事務事業について、これまでの成果や課題を踏まえた優先度評価とスクラップアンドビルドの徹底による事業の見直しを行い、第二次志布志市総合振興計画

に掲げる重点施策を中心とした予算編成を行ったところでございます。

また、補正予算におきましては、緊急性のある事業や国・県補助金等の財源がある事業等、必要最小限の予算編成を行っているところでございます。更に補助金ゼロベースの見直しに取り組んでおり、今月下旬に再度ヒアリングを実施する計画でございます。

今後も、健全な財政運営の維持と持続可能な市政運営を図ってまいります。

自主財源につきましては、地方税、財産収入、分担金、使用料、手数料、寄附金等がございます。自主財源で大きな割合を占めるものは、市税、ふるさと納税制度による寄附金等となっております。自主財源確保につきましては、志布志港の発展や高規格幹線道路の整備による企業進出を見据えた企業誘致の取り組みを推進するなど、各種事業の取り組みにより自主財源の根幹である固定資産税や市民税等の市税の増収につなげていきたいと考えております。

また、ふるさと納税の推進や財産収入の確保等に取り組んでいるところでございます。

**○2番（南 利尋君）** 先日、担当課の方々に自主財源と依存財源について詳しく丁寧に説明していただきました。市長は、施政方針の中で、地方交付税の減収や、県や国の補助金等の廃止・縮減等により歳入の伸びは期待できない。一方で、扶助費・公債費など、義務的経費の増加などにより更に厳しい財政運営が続くことが予想されると述べておられます。

ということは、「入るを量る」は、国や県からどういう財源を見つけてくるかだけではだめではないでしょうか。国や県の財政も厳しいからこそ、補助金等の廃止・縮小等をせざるを得ないわけです。全国の自治体が補助金等を模索しているわけですから、依存財源に対して依存するような考え方は、他の自治体と何ら変わりはないと思います。

市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** まずは、国・県の事業をどう活用していくか、いわゆる、今議員がおっしゃるような考え方でいけば、それは取り組みができないわけですよ。できなくなっています。ですから、まずは私が、職員に現場に入って、現場の実態を知って、そして事業者と一緒に国・県の補助金をどう活用するかと。これは一般財源を使わないわけですので、そういうところからまず入り込んでいこうという考え方であるわけです。

**○2番（南 利尋君）** 市長の考えはもっともだと思います。県・国の財源をどのように活用して、それで運営していくかというのは、もちろん大事なことなのですが、例えば、平成29年度の収入に対しての、こういうのがありますよね。自主財源の確保というのが、まだ割合的にはどうなんだろうなということなのですね、私が言いたいのは。

例えば、ちょっとですね、今の市長の答弁が次の次の質問になっちゃってですね、ごちゃ混ぜになっちゃったものですから分からなくなってしまったものですから。今の財源ももちろん大事なことなんです。依存財源ということは、補助金をどうやって活用していくかということが大事なことなんですけど、それプラス、例えば特別会計とか、そういうものをまた新たに、いろんな事業を展開するような自主財源の在り方も必要ではないかということ、今回質問させていただきたいという趣旨で、今続けております。

そういうふうに、国の財源を必要とする、補助金を必要とするというのは重要です。また、自主財源の中で、大きな役割を占めるのが、寄附金になっています。ふるさと納税は、行政・関係機関・市内企業・市民が一丸となって取り組み、全国の多くの皆様の御理解・御協力をいただいた並々ならぬ努力の賜だと思えます。私はいつもふるさと納税関係者の方々に深い感謝を持っております。こういう事業こそが、本当の官民一体となった自主財源確保事業ではないかというふうに私は思います。だから、依存財源もちろん大事なことであって、それプラス、このふるさと納税的な感覚の事業が必要ではないかということなんですね。

市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 依存財源の在り方なんですけれども、これは、国が、いわゆる事業をするために当然、当初からあるお金でありまして、私が言っているのは、それ以上に国の金を引っ張り出すということであるわけです。それは、おっしゃるように自主財源については、市税、繰入金、使用料等々があるわけではありますが、それについてもしっかりと、どういう形で収入が得られるのか。例えば港に、土地を分譲しておりますけれども、港に企業誘致をしていく。その中で、固定資産税、もろもろのお金が市には入ってくるわけでありますので、そういう企業誘致の啓発をしているというところでございます。

**○2番（南 利尋君）** 分かります。だから、私が今回質問したいのはですね、決まった依存財源と、市長がよく引っ張り出すという言葉で今答弁していただきましたが、どういうものがあるかということで、職員の方々がいろんな事業に対しての財源を今一生懸命探していらっしゃるというのが現実にあるわけですけど、例えば、鹿児島県一のふるさと納税額のおかげで、平成29年度はサッカー場整備事業やイワガキ等養殖ブランド化事業、ウエルカム赤ちゃん事業など、55の事業に7億6,260万3,000円が活用されているわけです。本当に本市にとって素晴らしいありがたい自主財源だと思います。

しかし、国の政策によりふるさと納税の在り方の見直しがされております。いつまでこの事業が続くのかも保証されてはいません。昨年、文教厚生常任委員会の所管事務調査でお世話になった自治体が、ふるさと納税を財源に給食費無料化、コミュニティバス無料化に取り組んでいらっしゃいました。しかし、今年6月からふるさと納税制度対象外自治体になりました。私が「ふるさと納税制度がなくなったらどうされますか」とお伺いしたところ、「そこまでは考えていません」との答弁をいただいたことをはっきり覚えております。私は国の政策の事業だけを柱に考えるということは、大きなリスクがあるのではないかと思います。もし、数年後にふるさと納税制度が廃止されたら、現在ふるさと納税を財源に行われている事業はどうされますか。

市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** そういう悲観的な話は質疑に出ないところなんですけど、前向きに取り組んでいく。今あるわけですから、これをどう活用していくか、ということでの取り組みをしていくということで、職員一丸となって本当に一生懸命、前向きに取り組んでいるわけでありますので、頭から抑えて、そういう質問をされると答えができないようなことになりますので、私にな

ぜ「入るを量りて出ざるを制する」と言ったのは、これは全くそのとおりなんですよ。収入をどう得て、歳出を抑えるかという、ここをもうちょっと真剣にやらないと、限られた予算の中でやはり市民サービスをするためには、ある程度のお金がないとできない。お金だけじゃないこともありますけれども。

議員のそういう否定的な質問をされるとですね、私の方もちょっと答えにくいので、もうちょっと前向きにお願いいたします。

○2番(南 利尋君) 私は、ネガティブではなくて、ポジティブにいろいろ展開をさせていただこうということで、今回一般質問をさせていただいております。

昔から、「備えあれば憂いなし」とかよく言いますね。こういうふうになる前に何かの事業を。例えばですね、ふるさと納税の在り方ということは、今はふるさと納税のシステムに沿った事業をされているわけですね。例えばふるさと納税という枠を外したこの形で志布志市の特産物を、ネット販売とか、宅配とかで扱って志布志市をアピールするような事業は、これは一つの自主財源事業になるわけですね。だから、全然暗い話ではないんですよ。私が言いたいのは、前向きに、ふるさと納税のシステムを真似しながら、官民一体となった、そういう志布志市の物をアピールする、販路を開拓するような事業も考えた方が、ふるさと納税が続いて、もっと今の状態より、もっともっと伸びていけばそれに越したことはありませんが、それプラス、ほかの事業もやはり必要ではないかということなのですね。ただ、ふるさと納税で志布志市をアピールする、プラスまた別な事業で志布志市をアピールするということを提案したくてですね。ネガティブな話ではなくて前向きに捉えていただければいいと思います。

私はですね、国や県の補助事業ももちろん重要だとは思いますが、今述べたように、本市オリジナルの単独事業を考えていくべきではないかと思います。例えば、先日、広報等調査特別委員会の研修で指宿市の方に行きました。皆さん行かれたことはあると思うんですけど、「唐船峡」は市営で市の職員の方がやっつけらるわけですね。本市で言えば、特別会計のボルベリアダグリのなものです。ボルベリアダグリもそういう感じで、今は委託されていますけど、そういう流れがあると思いますけれども、すごくにぎわっているわけですね。諦めて、もう時間が無いから帰ろうということで、そこには行けなかったわけです。それぐらいの事業を指宿市は自主財源事業としてやっているわけですね。だから、そういう事業も必要ではないかということで、私はお伺いしております。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 市も行政もそういう考え方については一つも変わってないところですね。いわゆる「入るを量りて出ざるを制する」ということで、先ほども言いましたように、例えば企業誘致の問題やら、いろんな形でどういう収入を得たらいいのか、どうしたら一般財源の収入確保ができるのかというのは、議員が考えていらっしゃる以上に一生懸命考えております。ただ、提案という形でいろんな、先ほど唐船峡の話が出ました。そういうふうに市がやってできるものと民間が取り組んでいただいて、そして市がその部分の一部を支援していくというようなこと等も含めてですね、情報提供をまずしていくこともすごく大事じゃないかなというふうには思っ

おります。

○2番(南 利尋君) そうですよ。だから、私も官と民が、行政と民間業者が一体となったいろんな取り組みの事業がもっともっとあるべきではないかということでお話をさせていただいております。

市長は行政を家庭に例えられることがあります。例えば、1か月間一生懸命働いた給料は、計画的に大事に使います。しかし、人からいただいたり、宝くじが当たったりしたら、汗水垂らして働いた給料よりも、あまり深く考えずに使ってしまうこともたまにあります。

また、自治会のことに対して市長に伺うと、「自分たちでどうやって守り運営していくのかを考えていくことが自治会です。あれもこれも行政に頼るのではなく、自分たちでできることは自治会で取り組んでください」と言われます。であれば、自治体というのは自治会の親的立場ですから、行政も国や県に頼らない、抜本的な財政改革も行うべきではないでしょうか。そういう新たな事業を、もう何回も繰り返しになりますが、そういう官民一体となった行政の介入した事業も取り組むべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) それはおっしゃるとおりであります。自治会は自治で自分たちの地域は自分たちでしっかり守っていくというのは基本であります。行政も市もやはりその予算の範囲内でしっかりと市民の生活の安定というか、確保をしていくというのが我々の役割であるというふうに思っているわけです。

これは、財政も含めて、私はよく言っているのですが、財務課だけが予算の関係をしっかりとしていくところじゃなくて、全課で取り組んでいこうよということでの取り組みもしているところです。今、お話がありましたとおり、家庭に例えて私も言っております。家庭でもその収入内で生活をしていく、それ以上のことをすると当然借入れをしていかなければならないということと全く一緒なんですね。ですから、そこを頭に入れながら、皆さんと一緒になって、どう財源確保をするかということも取り組んでおります。

今、議員の提案等も含めてですね、そういうものも受け入れて対応していきたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひですね、私も議員にならせていただいて、ずっとこういう資料を見させていただきながら、いろいろ勉強をさせていただいていますけど、初めて一般質問で、財政について御質問させていただいて、なかなか簡単な勉強とか、そういう感覚では奥まで理解できないなということを痛感しておりますので、本当にこれからも、市の財政がそういう危機的状況にならないためにも、これからもいろいろな提案をさせていただきたいと思っております。

次にですね、文教厚生常任委員の立場で、「出づるを制する」ということでお伺いします。本市は歴史のまちづくり事業の中で、福山氏庭園や山中氏邸、平山氏邸、志布志城跡、宝満寺跡などの維持管理事業費に5年間で1億2,700万円の本市の財源が使われております。5年間で本市の財源だけでも1億2,700万円使われて、国や県の支出金や、5年以上前の財源を合計すると莫大な金額が使われてきたわけでありまして。担当課の方々に何回も丁寧にこれまでの流れと現状を

説明していただきました。

歴まち法が平成20年に制定されましたが、本市は本年度から具体的な歴まちづくりの計画を策定中であるとのことでした。今までどのような利活用をしてきたのかをお伺いしたところ、無料バスツアーやイベントを行ってきたとのことでした。費用対効果を伺うと、ないとのことでした。

市長は、行政は最大のサービス業であると言われます。民間のサービス企業は、お客様のニーズは何か、どれだけ投資すれば、どれだけ集客、収益が見込めるか、様々な観点から厳密な分析を行って投資するわけです。本市の今までの歴史のまちづくり事業は、民間企業だったら何年も前に間違いなく破綻しています。例えば、先ほどから歴まちづくりに対しても国や県の事業にどういう形で当てはまるかということいろいろ今研究されているということ、先ほどの小辻議員のときにもおっしゃってありました。しかし、例えば国や県の事業に当てはめて事業を行った場合、そこでは事業は成立するわけですね。維持管理費は自主財源、自分らの財源で、また維持管理をしていかなければいけないわけですよ。例えば、歴まちづくりに国から10億円の補助金がありましたと。それで事業をされますね。事業をされたら、10億円単位の規模の施設に対しての維持管理費はどれぐらいかかるかということ想定すれば、100万円や200万円ではきかなくなるわけですね。

例えば市長がよく山城跡にそういう、この前の考古学者、千田教授ですかね、言った言わないになった、平成31年第1回定例会ですけれど、市長は、山城跡に物をつくったら絶対誰も来なくなるということをおっしゃいましたね。私は、例えば建物とかを造って、そういうところには今のまんまだから、志布志城跡は、山城跡は価値があるということをおっしゃったと。今までこんなにきれいに保全管理されたところは、全国にはありませんよということをおっしゃったと、この前述べておられました。

そういうことなのですよ。山城は触っちゃだめなのです。今のまんまだから、千田教授も魅力があるということをおっしゃったわけですよ。市長が、ウォーキングコースを造って、そこでマラソン大会でもやればいいんじゃないかなとか、いろいろ考えておられますと言われましたけれども、マラソン大会をやって2,000人のランナーが走ったとしますよね。山城の道路は間違いなく傷んだりとか、山城の道路の周辺には間違いなくごみが散乱しますね。今で言えばそういう作業はシルバー人材センターに頼んで清掃していただいたりするということは、細かい経費もかかっているわけですよ。であれば、それなりのビジョンがあって、市長は今新しく歴まちづくりに対して取り組もうとされていると思いますが、どういうグランドビジョンをお持ちなのかをお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** どうも、その事業そのものに理解ができてないようでございます。これは、歴史のまちづくり事業は、先ほど言いましたように、国が観光として、これは保護・活用なのです。損得でしている事業ではないのです。そこを理解してください。

いわゆる、これで金を投資したから、志布志市がその負債が起きるということではなくて、金を投資しても守らなければいけないものもあるわけですよ。だから、一方的に観光とごっちゃ

になった質問をされると、我々行政としてもやり方は、市民が誤解してしまう、そういう質問の仕方をされると。ですから、私、行政がやる部分は何なのか、そして、その投資しても、それは当然していかなければいけない事業は何なのか。ここを我々は考えて取り組みをしているわけがありますので、議員がそういう質問をされると、おそらく市民の皆さんが変な誤解をされているんじゃないかという、大変危惧しているところでもあります。

もちろん、私どもも投資するものは何なのか。投資していいのか、悪いのかということは、十分内部で検討しながらしていくわけでありましてけれども、観光と、そういう投資の在り方をごっちゃになってそういうことをされると、どうも答弁がしにくくなりますので、そこは十分考えた上で、質問していただきたいなというふうに思います。

というのは、歴史のまちづくり事業というのは、やはり先人たちがしっかりあった文化財をどう保護・活用、残していくかということが基本なのですね。ですから、それは今までしてこなかったんですよ。だから、昨年から市長に就任させていただいて、やはりこの事業、計画書を作って、そして国のお金でできることは国で対応していこう。県でできることは県のお金を引っ張り出してしていこうということなのですね。

だから、依存財源と私どもが事業をやろうとしている国・県のお金とをごっちゃにしてもらっては、これはもうおかしな話で、市が何を、事業をしていくために取り組むのか、そのために金をどうやって国から、あるいは県からいただくのか、やはりその考え方で取り組みをしておりますので、例えば10億円かかったからどうこうということじゃなくてですね、やはり先ほど言いましたように文化財をどう守っていくのかという基本的な考え方で取り組みをしておりますので、よろしく願いいたします。

**○2番（南 利尋君）** 僕はですね、本当に勉強不足だと思うんですけど、市長から毎回、「ちょっと理解されていません」の言葉が必ず出てくるものですから、それを前提に私は担当課の方々にいろいろお聞きしております。

例えば今、歴まちづくりだけではなく、それを絡めたJR志布志駅から麓地区までの新しいまちづくりをどうやっていこうかということの中で、今、市がこれから取り組もうとしているわけですね、行政が。ということで、例えば一つ一つですね、私が言いたいのは、山城は山城で歴史的、市長がおっしゃる、そういう国や県の事業を利活用しながら、どういうふうな保存・管理をしていく、次世代に継承していくとかですね、そういうことを考えていく事業であるということも、私は理解しているわけですよ。

それでなおかつ、例えばですね、JR志布志駅から麓地区までの新しい事業展開をされますね。でも、8月号ですかね、市報の中に、あそこまでのまちづくりの開発をするということで計画されておりますが、8月号の、前も定例会で一般質問をさせてもらったのですが、JRから山城までのまちづくりをするのに、なぜ「ツルミ毛糸店」から「友恵寿し」までしか補助金が出ないのかということなのですよ。

例えば、なぜですかということ、去年の定例会で私ははっきり言いました。質問させていた

できました。そのときに、他の地域にもそういうやる気のある方々がいらっしゃるのであれば、そこに対しては協力しますということをして市長は答弁されております。しかし、今度の市報を見ると、「ツルミ毛糸店」からなんです。だから、私が言いたいのは、市民が勘違いするようなことを発言するようなことは、僕は意外と控えたいという気持ちでおります。だけど、その一つ一つがですね、なかなかはっきりしたビジョンが見えてこないわけですよ。私、市民に対してですね。私も一人の市民として、プラス議員としての質問をさせていただいておりますけど、そういうことでもありまして、じゃあ、山城に対して、例えば私のコンセプトは何かといいますと、例えばですね、私が考えるのは歴史のまちづくり事業のコンセプトは「市民に親しまれ、青少年に本市の歴史を学んでもらい、国内外の方に気軽に訪れてもらえるように、市民全体で保全・管理を行って、後世に残すこと」みたいなコンセプトの方が大事に、国のそういう保存・管理に対しての補助金をもらいながらやっていく事業で、大事にみんなでやっていけばいいんじゃないかなという事業ではないかなと思うんですね。それが何かいろんなところで、歴まち、歴まち、歴まちみたいな感じで、いろんなところで、賛否よりも、賛よりも否が多いんですけど、賛・否・否・否みたいな感じなんですね、大体が。だから、そういう感じでも、やっぱり市民に対しても賛否あるわけですから、その辺をもっとオープンにした計画を作っていただきたいなということなのですね。

見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それは、そのことについてはおっしゃるとおりだと思います。やはり市民全体が、市民それぞれが公正に受ける立場であるわけでありますので、そういう考え方についてはそのとおりであります。

○2番（南 利尋君） やっと理解しているということがお分かりしていただいたような気がしてですね。だから、そういう地元に愛されるような歴まちづくりを継承していく。何か、大体ですね、これは市長ちょっとあれかもしれませんが、市長が歴まちづくりに対して、熱い思いを持っていらっしゃるといことも施政方針に述べておられますので、市民目線とか、そういう市民感覚よりも市長の思いが何か先行しているような捉え方をしている。私も多少はありますけれど、そういう方々がいらっしゃるのかなという、クエスチョンマークで終わりますけど、そういう感覚なので、ぜひ市民目線、市民感覚で、みんながどうやって歴史、山城跡とか、そういう文化財に対して興味を持って親しんでいただくかをいろいろ考えていただいた事業展開を行っていただきたいと思います。要望します。

次はですね。

○議長（西江園 明君） 次に入りますか。次に移るのだったらここで終わります。

○2番（南 利尋君） はい、休憩します。

○議長（西江園 明君） はい。ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時5分から再開いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○市長（下平晴行君） 今年度、歴史遺産を活用した「魅力ある観光地づくり計画書」策定に着手しており、この計画書の中で実現可能な事業の優先順位などを検討することになります。

また、計画書策定後は県の魅力ある観光地づくり事業、地域振興事業などの各種補助事業を導入しやすくなるとともに、実現可能な事業を精査することで、歴史のまちづくりのスピードアップが図られ、そして全体事業費が明確になってくるというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 午前中質問させていただきましたが、さっき丸山議員の方から、今の麓地区の現状をいろいろ教えていただきまして、いろいろ伐採したりした場面で木が大きくなりすぎてなかなか作業が困難だということの現状があるみたいなので、そういう保全・管理に対してはしっかりした対応をとっていただいて、なおかつ地元の方々や未来をつなぐ子供たちがしっかり志布志市の歴史を把握できて、後世につなげるような、そういう事業に取り組んでいただけるように期待しております。

また、さっきの発言でですね、ちょっと訂正させてもらいたいことがありまして、先ほど担当課の方が歴まちづくりに対して、費用対効果をお伺いしたところ、「無いということをお伺いした」ということの発言をしたのですが、大変申し訳なかったですね。「把握されていない」ということでした。大変、もう本当にこの歴まちに対しては、担当課の方に何度も何度もいろんなことを教えていただいて、勉強させていただいたんですけど、一番大事な発言をちょっと誤ってしまいまして、大変失礼いたしました。ぜひ、地元にも愛される歴史のまちづくりに取り組んでいただけることを期待しております。

次に、指定管理者の在り方についてお伺いします。財政改革の中での指定管理についてのお伺いであります。

今年3月の定例会で、有明青少年館と同等の扱いになる志布志地域の施設はどこになりますかとお伺いしたところ、「田之浦交流館、森山生活改善センター、潤ヶ野営農センター、八野改善センターなどがあります」とのことでした。幾つかの事例を挙げてみますと、通山校区にある自治会が集まって、校区公民館の会合や行事を行うときは、通山青少年館を利活用されております。伊崎田校区公民館の会合や行事を行うときは、伊崎田青少年館を利活用されております。潤ヶ野校区公民館の会合や行事を行うときは潤ヶ野営農センターを利活用しております。施設の名称は違いますが、どの地域の施設も同じ利用状況であります。

有明地域にある7つの青少年館は、各校区公民館が指定管理者になり、指定管理料の中から光熱費の支払いや備品購入、修繕など全て行っています。志布志地域にある施設は生涯学習課の管理下にあります。光熱費支払いや備品購入、修繕など全て生涯学習課が行っております。

例えば、潤ヶ野営農センターの現状を例に説明させていただきますと、夜間使用中、ドアが壊れたり、いろいろなものが壊れたりした場合、市役所の開いている時間、例えば土曜日、日曜日、祭日は休みなわけですね。それを除く午前8時半から午後5時の間に生涯学習課に連絡して修繕を頼まなければなりません。急を要したりするときは、公民館や役員が実費で修理をしたり、公民館の経費で行っています。施設周辺の除草作業は、要望してもなかなか作業してもらえないときは、校区内の自治会長が自分の刈払機と燃料を持ってきて作業をやらなければならないときも数多くあります。年に3～4回は必ずそういう場面があります。

市長は、自分たちの地域は自分たちで守るべきと言われます。有明地域にある施設と同じように、潤ヶ野校区公民館を指定管理者にすれば、指定管理料の中から、自分たちで光熱費を払ったり、備品購入したり修繕などもできます。すぐに対応できます。わざわざ市役所の職員の方が潤ヶ野まで行く必要は無くなります。職員数も少なくなり、働き方改革が進む中、少しでも職員の作業効率も図るべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これは、有明地域の青少年館の維持管理がほとんど光熱水費等で賄える。人件費等は無いわけでありますが、その方が自主財源の在り方、使い方がいいのかどうかです。そこは十分検討していかなければいけないだろうというふうに思います。

今おっしゃいました潤ヶ野校区では自らが草刈り等もしながら管理をしていくと。これはやはり基本的な自治の在り方だというふうに私は思っております。

**○2番（南 利尋君）** 市長の感覚はそういうふうに捉えていらっしゃるということなのですが、例えばですね、先日潤ヶ野営農センターの下の清流公園で、「めだかの学校」が行われていました。たくさんの方々が親子で参加されているのをBTVの「TEGE JADO NEWS（テゲ・ジャッド・ニュース）」で何回も放映しておりました。「めだかの学校」が行われる数日前に潤ヶ野校区の自治会長の方々が全員集まって、草刈りやがれき撤去などをして会場となる場所をきれいに清掃をしておられました。これは、せっかく潤ヶ野に来ていただくのだから、きれいに迎えようと、潤ヶ野校区公民館が毎年行っている作業であります。その作業をしていると、潤ヶ野営農センターのグラウンドを民間業者の方が除草作業をしておられました。産業建設課の方でグラウンドの除草作業を依頼されたとのことでした。

潤ヶ野営農センターは、建物は生涯学習課、グラウンドは産業建設課の管理下にあるのが現状です。建物とグラウンドのことで作業を要望するときは、両方の課に連絡をして、両方の職員の方に来ていただく現状であります。この現状こそ、効率の悪い縦割行政の在り方だと思います。現場にいた自治会長全員が公民館に管理を任せれば全てできるのにと話しておられました。

志布志地域にある有明青少年館と同等の施設は、校区の皆さんが利活用して、大事なよりどころとなっております。行政の作業効率を上げ、地域住民にもっと施設に愛着を持って大切に利活用していただくには、地元公民館を指定管理者に指定するべきではないでしょうか。

見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 確かに営農センターの所管は生涯学習課、広場の所管は志布志支所産業

建設課ということで、いわゆる利用者にとっても、そして維持管理についても、異なる部分があるということですので、生涯学習課1本にまとめていかなければいけないというふうに思っておりますので、そのような対応をしていきたいと思っております。

それから、一括してというのが、先ほども言いましたように、予算の、いわゆる人について、どのようになっているのかですね。さっき議員もおっしゃるように、「入りを量りて出づるを制する」ということで、一般財源をどう少なくして行って管理をしていただくのか、そこ辺もしっかり精査をして対応をしていきたいというふうに思います。

**○2番(南 利尋君)** 私は、この件に関しては、同僚議員の方々が、それぞれの地区にいらっしゃいますので、その現状をですね、有明地域にいらっしゃる議員の方々に現状をいろいろ教えていただきました。どういう利活用をしているか、どういう支払いを行っているかということ、全部いろいろ教えていただいた結果、私は今質問と提案をさせていただいております。

例えば、全く一緒なのですね。本年の3月定例会の市長の答弁は、ネーミングは違って、またどうやって作られたかの、補助金とかの流れによってその扱いが違ってくるということで終わりました。そこで私は本当にその有明地域の地元で一生懸命活動をされている同僚議員の方々にですね、いろいろ全部聞いて、担当課の方からもいろいろ勉強させていただいて、いろいろ聞いた中で、私の判断は全く一緒ではないかということを感じるようになったわけですね。そういう利活用の在り方、まして、今市長が答弁されました生涯学習課で統括して維持管理を行うということ、今の答弁でありましたが、例えば、市が合併するときその場面はあったという状況なわけですから、そこでまたその流れは違うと思いますが、統一した有明地域の青少年館と同等の志布志地域の施設を全く同じに扱う。例えば、極端な話をすれば、その扱えるような条例改正も必要ではないかと私は思います。条例を新たに改正して、そういう指定管理に対しては、その地域にある施設は全て同等の予算を付けて維持管理を指定させていただくということはどうなのでしょう。見解をお伺いします。

**○市長(下平晴行君)** それはおっしゃるとおりで、行政というのはその条例・要綱・規則等によって仕事をしているわけでありまして、それはおっしゃるとおりであります。

ただ、私はやはり従来有明地域ではそういう青少年館で対応してきた。志布志地域ではそういう改善センター、いわゆる農政畜産課で、補助金で作ったもので対応してきたという、その違いがあるわけです。その違いだけなのですね。

ですから、あとはいわゆる管理の在り方、これがどちらがいいのかですね。議員がおっしゃるように、公民館にそういう維持管理費を払った方がいいのか、潤ヶ野営農センターみたいに自らがちゃんと清掃して対応した方がいいのか、どっちが自分たちのいわゆる管理の都合がいいのかですね。当然市が管理をしなければいけないものなのかどうかということも含めてですね、今後、その中身については検討していきたいというふうに考えております。

**○2番(南 利尋君)** ぜひですね、前向きに、例えば今おっしゃった管理の在り方ですね、それを全ての地域において、そういう同じような維持管理をしていただくような形にさせていただ

れば、本当に今の、例えば潤ヶ野校区の場合で説明しますと、行政の方々も、例えば担当課の方もリアルに言えばですね、今、来年の国体に向けたいろんな作業があるわけですよ、実際に。職員の数も少なくなったりしている場面があって、今までできたこともなかなかできなくなるような現状であるわけですから、そこを市長が言われる、「自分たちの地域は自分たちで守る」ということは、「自分たちの地域は自分たちで管理する」ということと同じなわけですから、潤ヶ野校区公民館を指定管理者に指定すれば何も問題ないと思いますし、今、市長がおっしゃったように、「どういう感覚でこれから取り組めるかということを検討してまいります」という答弁をされたので、利用される方も管理する方も一緒になって、そういう一番いい管理の在り方をぜひ前向きに検討していただくことを強く要請しておきます。

次に、観光振興についてお伺いします。ダグリ岬周辺への観光客誘致に向け、スピード感ある新たな事業への取り組みが必要ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

志布志市観光振興計画の中で早期整備地域として位置付けられているダグリ公園周辺エリアの整備基本計画を策定し、まずは危険廃屋等の撤去による景観整備を行っております。併せて、もう一つの重点整備エリアである志布志中心市街地と港周辺である志布志駅周辺の整備を進めているところであります。

また、振興計画の中においては、「食を生かしたおいしいまちづくり」を基本施策の一つに定めており、商店街グルメナンバーワン決定戦や、全国ご当地どんぶり選手権でのグランプリなど、「グルメのまち志布志市」をPRしているところでございます。おいしいものは人を引き寄せる力があり、遠方からも食べに来られますので引き続きPRをし、観光振興につなげていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） まず、いろんな観点からお伺いします。まずはじめに、JR日南線の利用状況について伺います。JR日南線、志布志・日南間はJRのダイヤ改正のたびに廃止路線候補に常に挙がっているということ、JR関係者から聞きます。執行部の方々も聞かれたことがあると思います。担当課の方々に詳しい現状を説明していただきました。駅前の整備も行ったが、なかなか利用者の数は増えていない現状であるとのことでした。対策は何か行っているのかをお伺いしたところ、日南市、串間市、本市などでJR日南線利用促進連絡協議会を立ち上げているが、なかなか具体的な取り組みには至っていないとのことでありました。私は一日でも早くグラントビジョンを作り上げてJR九州にアピールしていかなければ、廃止路線になるのは確実ではないかと危惧しております。

見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これまで本市は宮崎県宮崎市、日南市、串間市と、先ほどありましたJR日南線利用促進連絡協議会を形成し、各利用促進事業やJR九州への要望活動を行ってまいったところであります。更に今年度からは、鹿児島県が会長を務める鹿児島県鉄道整備促進協議会へ加入をし、更に取り組みを強化していく予定であります。

○2番（南 利尋君） 一つの事例として、日南市では、市をアピールするために、「JR日南線油津駅の駅舎を日本一のカーブ駅に」というプロジェクトチームを立ち上げ、クラウドファンディングを活用して、目標200万円で、303万8,000円を集め、駅舎を広島東洋カーブカラーである真っ赤な駅舎にしました。また、無人駅になったことに危機感を抱いた日南市は市役所内にあった日南市観光協会を油津駅舎内に移転させ、観光案内所を開設し、同時に簡易委託駅になりました。

また、南郷・宮崎駅間では皆さんも御存じのとおり、特急「海幸山幸」を走らせて、車内でいろいろなイベントを行っております。

市長はこのような取り組みをどう思われますか。また、本市は日南・志布志駅間の利用促進を図るために、どのような取り組みをすべきか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたように、宮崎駅から南郷駅までの特急「海幸山幸」という取り組みをしているところですが、残念ながら串間・志布志駅までは来ていないということでございます。このことも含めて延長はできないかということでのお願いはしているところであります。

要は、今車社会になったということで利活用が少なくなったということでもありますので、その魅力、いわゆる電車に魅力を感じるような施策は何なのかということは、内部でも十分議論をしているところであります。具体的に何をしたらいいかということは、今この協議会の中でも協議をしているというところでございます。

○2番（南 利尋君） そこでですね、私なりに調査研究をして考えたことを提案します。

まず、観光客、インバウンドも含めますね。観光客の多くに求められているワードは「インスタ映え」、「オーシャンビュー」、「無人駅」、「地場産」などがあります。そこで、現在の夏井駅をパラダイス跡の後ろの丘に移転させたらどうでしょうか。皆さんも目を閉じてイメージしてください。「オーシャンビュー」、「無人駅」、「インスタ映え」、観光客の求めるワードをクリアできます。パラダイス跡に道の駅的なものを造れば「地場産」をPRできます。ダグリ岬周辺整備事業とJR日南線利用促進事業が一つのプロジェクトで同時進行できるのではないのでしょうか。

先日、本市でもPPP/PFI事業の研修が行われました。県内では鹿屋市、大崎町、曾於市、錦江町、垂水市、指宿市などは既にPPP/PFI事業に取り組んでおります。指宿市はPFI事業で、道の駅などの観光施設整備に取り組んでおります。

市長は、待ち行政ではだめだとよく言われます。近隣自治体はもう取り組んでいる現状があるわけです。本市でもPPP/PFI事業を活用しながら、観光施設整備に取り組む考えはないか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は何も待ち行政がだめだとは言っていない。確かにそういう、今先ほどありました駅の移転の問題、こういうのも移転することで経費は相当かかるわけですね。ですから、お金のことを言っただけは何も解決はできないわけではありますが、やはり今の現状から見ると、あの駅、いわゆる日南・志布志線、その乗車する人が少ないということであるわけですね。

で、まずは、そこから始めていかなければいけないのではないかなというふうにも考えております。それは議員がそういう夢というか、将来の利活用をするための提案はすごくいいことだとは思いますが、それにはやはりお金もかかりますし、そしてそれなりのエネルギーも使わなきゃいけないと。ただ、開発というか、観光を誘致するためにそういうものが果たしていいのかどうかというのも含めてですね、調査を行っていくことじゃないかなということで、検討はしていきたい。ただ、現段階では考えていないというところでございます。

○2番(南 利尋君) 市長、あのですね、私はこの一般質問を作るために、自分の今まで質問させていただいたものをパソコンで見ながら、反省材料をいろいろ研究しながら、質問を考えておりますが、「私は職員に待ち行政ではだめだということを言っております」ということは、発言されておりますね。いや、今日帰ったらぜひ見ていただければですね。いつの一般質問でそういうことを言ったかということもはっきり分かると思いますので、ぜひ見ていただければ分かれると思います。

私にはこういう、皆さんが考えないような発言をさせていただくかということの理由があるわけですよ。例えば今ダグリ岬公園周辺整備事業計画では、いろいろ計画されているわけです。皆さんもよくこのダグリ岬公園周辺整備事業計画の冊子を御覧になったことはあると思いますね。この図面を見られたことはありますか。このプランを。これはですね、今本市が老朽化した海の家を買い上げて整備しようとしていますね。そこに、ガラス張りのカフェを造ったりとか、ビーチハウスを造ろうとしているわけですよ。それが計画なんです。例えば、台風が来たときに、あの場所にガラス張りの建物を造るプランを考えて、がれきとか流木がそこの大波でガラスにぶち当たって割れる可能性もあるわけですね。では、このプランを立てたということは、利用者の安心・安全を考えてこういう計画をされているわけですか。こういう計画だからこそ、もっと具体的なものにしていかなければいけないのではないのかということ、いろんな提案をさせていただいております。このカフェとかビーチハウスは使用される方の安心・安全を考えた計画なんですかね。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これはあくまでも計画でありまして、企業が策定したところでありますので、それはあくまでも、先ほど言いましたように、そういう10年スパンの計画であるわけですね。だからやはり夢を持ったこういうまちづくりをしたらどうかというようなことも含めて計画書を策定しているわけですから、そういうふうに絶対していかなければいけないということではないのです。

○2番(南 利尋君) 夢を持ったまちづくりをやっていくということを今発言されましたけれども、夢に対してあまりにも予算を使いすぎじゃないですか。どう見ても、あのスペースを考えれば、こういうことはできないわけですよ。「夢も大事なことなんです」ということも、さっき市長も答弁されましたが、結局、デザイン料を払ってこのプランを考えていらっしゃるわけですよ。この依頼を受けたのが、株式会社鹿児島島経済研究所という会社ですね。その中でこの計画が作られたわけです。私が見ても、スペース的にどうしてもあそこにガラス張りのカフェは現

実味がないと思いますが、実際これは委託料とかそういう、依頼した場面ですから、デザイン料などが支払われているわけですね。お伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は当時いませんので、担当課長に答えさせます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） このダグリ岬の公園周辺整備基本計画につきましては、本市の観光振興計画に基づきまして、このダグリ岬を早期整備地域として位置付けたところです。その中でこのダグリ岬周辺エリアをどういう整備計画にするかということで専門の業者に委託をして、提案をしていただいたところです。

その提案の中で、まずはダグリ岬周辺の景観整備を図ろうということで、旧夏井荘跡と海水浴場にありますが民間の施設を購入いたしまして、その景観整備を進めているところでもございます。

この提案された整備計画につきましては、あくまでも業者からの提案でございまして、今後どういった整備をするかということは、この提案されたビジョンを基に実施計画を策定しながら整備計画を策定するという作業が必要かと思っておりますので、まずはその景観整備を図る、そして用地取得を図って、市の所有する土地にすることによって県の事業等々の採択が可能となってきますので、その作業スケジュールに基づいて今作業を進めているところでございます。

○2番（南 利尋君） 私がいつも思うんですけど、基本的構想といいますか、そのグランドビジョンがなかなか見えてこないんですよ、観光に対してもですね。夏井地区に、どうやって集客を図るか。

市長が、「観光入込客数120万人を目標に頑張ります」と述べておられます。例えば、先ほど質問しました歴史のまちづくりに対して、あそこら辺に例えば年間何万人とか、志布志のどんぶりとか、何を食べに来るような人が何万人とか、ある程度のそういう基本構想を作りながら事業を行うことが必要ではないかと、私は思いますね。ただ、あそこを整備して、ここを整備してとか、あそこのどんぶりを作って、ここのどんぶりを作ってとか、そういうことではなく、志布志市としてのトータルのそういう観光づくり、そういうビジョンを作り上げることが、一番重要ではないかと思うのですね。

それはなぜかと申しますと、例えば東九州自動車道とか都城・志布志道路、さんふらわあ新造船就航とかいろいろありますよね。そこで、どんどん志布志市が発展して便利になっていくときに、全ての道路が開通した場合に、ただ、来る人だけじゃなくて、必ずストロー現象は起きるわけですね。ストロー効果であれば、いろんなどころから観光客が来て、いろんなものを志布志市で堪能できる現状があるわけです。しかし、今の志布志市の状態でいけば、現実を言えば、今志布志市から都城市や鹿屋市のショッピングモールで買い物をされる方がいっぱいいらっしゃいます。食事をされる方もいっぱい志布志市から行かれております。その方々が、じゃあ道路ができてどうなるか。もっとたくさん行かれるようになりますよ。なぜか。今志布志市内にある本当にみんなの目玉となるような観光施設、そういう施設がないわけですね。そこを全てのインフラ事業が完了する前に手を打たなければいけないのじゃないかなということを、私は常に提案しているわけです。

見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 観光はいっぱいあります。いわゆる先ほど言いましたように、ダグリ岬周辺それから歴史のまちづくり事業を含めて。ですからこれを、私どもが、いわゆる住んでいる人が、その観光としての価値観、これが実際言って分からないわけですね。外から見た人は、「あそこは素晴らしい」というような感覚であるわけですから、そういう、議員がおっしゃるようにどこが観光ということではなくて、志布志市全体に、観光として捉えられるものはいっぱいあるわけですね。ですから、これをどう生かしていくかなのです。人数を把握してどうこうというのも必要かもしれません。ただ、あるものを、来ていただくためにこれを、情報提供をどうしていくかというふうに、我々是对応していかなければいけないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） もちろん観光地はいっぱいあるわけですよ。今の場面でそんなによければですね、別に今の状況の夏井地区でよければ、別に整備事業は要らないわけですよ。だけど、やっぱりみんな志布志市に何かを、そういう観光地を造って集客を図りたいというイメージが行政の方にも市民の方々も、例えばこの前、私は志布志高校での「議員と語る会」でいろいろ質疑応答をさせていただきました。その中でも、前に私が言った、「本当にジェットコースターができるのですか」ということが載っていたものですから、私が回答で「みんな、官民で協力し合って、いろんな方々に企業誘致をしてやればできる可能性はありますよ、必ず」ということを、私はそういうお伝えを高校生にもしました。

高校生の中にも、やっぱり私たちが残るにはもっと志布志市に、買い物をしたり遊んだりするようないろんな場所がなければ、なかなか若い人は集まらないし、残らないという意見もあったわけですね。

市長のイメージは、もちろん今いろんな観光施設があって、みんな多種多様な目的で、今観光にいらっしゃるということをお答えいただきましたが、実際、今の現状で志布志市の観光業界、観光協会、または財政が潤っているなら、それは今のままで私はいいと思いますよ。

この前でもですね、指宿市に行きました。私はその前にも指宿市にちょこっと用事があって行ったんですけど、砂蒸し温泉が賑わっております。インバウンドの方々も砂蒸し温泉ということでいっぱいいらしております。さっきも申しましたが、広報等調査特別委員会の昼食のときに唐船峡に行きました。待っても入れない状況で諦めようということで帰りました。そういう目玉もやっぱり作っている。そういう目玉がある自治体もなおかつPPP/PFI事業を利用して、道の駅をもうちょっと整備しよう、海岸線を整備しようということを行っていらっしゃるわけですよ。

それを、「いや、今の志布志市には観光スポットは結構あります」という今の市長の答弁なんですが、ではこの次の世代に志布志市をつなぐときに、今の状態でどどんストロー現象が激しくなっていけば、志布志市の未来は、例えば港の事業でもそうでしょうけど、港はどどん発展していきますよね。だけどあれは県や国の事業なんですよ。主体は国・県の事業ですから、そういう税的な収入とか、いろんなものはあるかもしれませんが、事業としては志布志市はそういう負担金があったりとか、税収があったりとかするような場面で、港からの税収はありますが、本

当の志布志市が主体となった観光地を作っていくことが、これからのストロー現象を阻止するような事業ではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員から言われるのもあれですが、我々も内部ではもう十分そのことは協議しているんです。ただ、おそらく言われるのはスピード感がないということになるのじゃないか、見えてないということでおっしゃってるんじゃないかなというふうに思っているのですが、先ほどは言いませんでしたけれども、例えば夕張市が354億円で破綻したと。だから、そうならないように「入りを量りて出づるを制する」という言葉もしっかりと財政の中で出していますし、そして観光にしても、あるものをどう生かすかということでは、それぞれの関係課というのは今は使わないで、全課で取り組もうという試みをしているわけでありますので、それぞれの課でいろんな意見を出して取り組みをしていこうということであります。

それに加えて、南議員が今もろもろの提言をしていただきました。それは素直にしっかり受け止めて対応していく。ただしかし、そのことは、言われるまでもなくというと失礼かもしれませんが、一生懸命取り組んでいるということは事実でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番（南 利尋君） 私に言われるまでもなくやっぴらっぴらと思っておりますが、ただですね、具体的なそういう市民に、またいろんな方々に、またSNSなどで志布志市がいろんな場面で上げられるような自治体にならなければいけないということを伝えようとしているわけですね。

もう時間の都合でいろいろ省きますが、例えば私が構想しているのは、この志観光協議会というものがありまして、その方々が「夏井の海岸にはウミガメが産卵するから、そこは自然な形で整備をしていこうということを考えております」ということも述べておられますね。

ウミガメがあそこの海岸に産卵しに来るわけですね。であればですね、例えば私が考えているのは、駅をパラダイス跡の後ろに移動させて、そこを「夏井竜宮城駅」みたいな感じにすれば、駅の名前を変えるだけでも話題性があるわけですね。例えば、筑豊鉄道の行橋駅ですかね、「令和コスタ行橋」というネーミングで、全国から取材がいっぱい来て、夕方のニュースとかでも結構やっておりました。例えば日南線の油津駅では「カープ油津駅」とか、そういうネーミングだけでも人は注目するのですね。

例えば、「夏井竜宮城駅」を作ったならば、何で竜宮城なのということで話題にもなるわけです。私が考えているのは、あそこの、もし仮にいろんな事業を利活用して、上の道路より山側の方のパラダイス跡に海の駅みたいなのができれば、今全国で道の駅トップファイブは、海辺にある道の駅なのです。全国1位の道の駅は兵庫県の「道の駅あわじ」で、生しらす丼が開店からすぐに行列ができて、完食されます。第2位の駅は福岡県の「道の駅むなかた」で、ヤリイカを船から揚げて、生きたまま販売したり料理して、それも行列ができて、すぐに売り切れる状態なんです。

であれば、私は夏井漁港ですね、今志布志湾の漁獲量が大幅少なくなって、なかなか漁業振興についてもいろんな問題を抱えております。であれば、志布志湾でとれたものを夏井漁港から、

船から揚げたまま生の状態で、あそこで食事をしたり販売すれば、そういう観光客、市民の皆さんがいっぱい来て、いろんな感覚で過ごせる場所ができるのではないかなと、そういう目玉になるような、そういうインバウンド、全国の観光客が何を求めているかということをしっかり行政の方でも把握されて、いろんなところに職員の方々に視察に行ってもらいたいと、私は考えております。予算をいろいろ作り出さなきゃいけないと思いますが、なぜなら、やはり楽しんだ人でしか楽しいところは作れないんですね。難しい顔をして視察に行っても難しい結果しか出ないんですよ。

だから、例えば極端なことを言えば、どこかの遊園地に職員の皆さんが行かれて、本当に1日楽しんでもらおうと。そしたら、ここが楽しいから、こういう場面でこういうのを作ろうかとか、例えば、本当に食事に行っておいしいものを食べていただくと。そこで、本当においしいものだから、志布志市にも作ろうよということを具体的に考えていかないと、本当に、ストロー現象が必ず起きてくることは間違いないと、私は思っております。

例えば、市役所の本庁舎移転もありますが、本庁舎移転だけでストロー現象は防ぐことは私ではできないと思います。逆にそういう衰退するような場面がないように、しっかりと観光地の在り方についても考えていただくことを期待して、市長の見解を伺って、終わります。

**○市長（下平晴行君）** 今、長々と話がありましたけれども、そのことは十分我々は理解しておりますので、それと併せてしっかりと対応していきます。

**○議長（西江園 明君）** 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

7番、八代誠君。

**○7番（八代 誠君）** 改めまして、皆さんこんにちは。会派真政志の会、八代誠でございます。今回は、防災及び減災について質問してまいります。

本年は、本市においても、6月末から7月中旬にかけて猛烈な雨に見舞われました。そして、この時期に鹿児島県内では2名の方の尊い命が失われております。隣の曾於市でも女性の方がお亡くなりになりました。更に最近では、小辻議員の冒頭のお話でもありましたように、九州北部あるいは今回の台風15号、まだ関東の方では何十万户というような単位で停電が続いております。

まずは、被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々と、その御遺族や関係者の皆様に対して深くお悔やみを申し上げたいと思います。被災地の方々が一日も早く元どおりの生活ができますことを強く願いたいと思います。

それでは、通告書に基づきまして一問一答により質問してまいります。

まず、6月末から7月初旬にかけての豪雨による本市の対応のうち、今回の豪雨により本市においても、内閣府の防災担当により、平成31年3月に改正された「避難勧告等に関するガイドライン」というのがあるわけなのですが、それに沿って市内全域に対して避難情報が発令されました。本市もチラシになるんですが、こういったチラシが各家庭に配布されたというふうに記憶し

ておりますが、こういう避難情報の種類あるいは避難情報を発令する際、市当局が判断する材料そして手法、分かりやすくお示しいただきたいと思ひます。

また、最終的な判断というものは、昨日もあつたわけなのですが、どこで、誰が、そのことをされているのかお示しいただきたいと思ひます。

**○市長（下平晴行君）** 八代議員の御質問にお答えいたします。

本年6月30日から7月3日にかけて発生した豪雨災害では、市内全域で多くの被害が発生したところであります。被災した施設の復旧については、現在所管する課において早期の復旧に向け全力で取り組んでいるところでございませう。

今回の豪雨で本市が発令した避難に関する情報は、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告を市内全域を対象に発令しました。避難に関する情報を発令する判断材料や手法については、市内に設置されている雨量計の連続雨量や時間雨量の状況、河川の水位の状況、また気象庁の今後の雨の推移予報などの情報を確認しながら、私の判断で発令をしているところであります。

**○7番（八代 誠君）** 野村議員も昨日私と同じテーマで質問されておりますので、重複する点がかかなりあるわけなんですけう、昨日はこの発令に関して、「果たして全域というのがどうだったのでしょうか」といふような質問がありました。そのことに対して、市長は「防災会議等も含めて、今後、そういった結果を検証しながら検討していきたい」といふことだったのであけなのですが、私も伊崎田に住んでおまして、7月3日は本当に午前10時過ぎぐらひに、もう外に出られないぐらひの雨が降り出しました。そういったときに、そういった避難情報が発令をされておりましたが、やはり、後から聞いた話なのですが、うちなんかはそんなにはなかつたよといふことで、地域を限定して発令すべき場合もあるんじゃないかなといふふうにて考えておられます。

確認なんですけう、そういったことについても、防災会議等で検討していただくといふようなことだったのであけう、再確認です。もう一回お願いします。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、いふ地域地域での情報提供を誤ってしまうと、避難しなければいけない人が避難できなかつたりといふことでもありますので、そのことについては十分、いふ形で情報提供していけばいいのかといふことで、内部で協議をしているところでございませう。

**○7番（八代 誠君）** 本庁におられる市長が市全体のいふ降雨の状況あるいは災害が発生し始めたときの状況と、本庁におられても全てを把握するといふことはできない。そのために松山支所、志布志支所、今はあるわけですので、いふところにも少し権限を持たせてもいいのかなといふふうにて私は感じたところですので、そのことについては、十分検討していただきたいといふふうにて思ひます。

それでは次に、志布志市が指定しておられます避難場所の数と収容可能な人数をお示しいただきたいと思ひます。

**○市長（下平晴行君）** 本市の一次開設、二次開設の避難所を合わせて46か所指定をしておられます。収容人数でございませう、46か所の避難所で、約1万5,000人弱といふことでございませう。

○7番（八代 誠君） 46か所で1万5,000人ということで、私たち党派で熊本県益城町をまた今年も訪ねました。復興状況、復旧状況がどんな形になっているのかなということでお訪ねいたしました。今回も議会事務局の事務局長が対応していただきまして、お話を伺うことができました。熊本地震の場合は、全ての町民の方が被災されたといっても過言ではない。多分うちも南海トラフ地震が発生すれば、全ての市民が、ここにいる私たちも被災者になるというふうに考えております。

そういったときに、この46か所1万5,000人と、志布志市全体の人口、約3万2,000人、ここに差が生じますよね。そういった数字の矛盾について、当局としてはどんな考えでおられるのか。避難できない人数、どういうふうにするのですかということです。お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、現在志布志市の人口は3万2,000人弱であります。本市の一次開設、二次開設の避難所、先ほど言いましたように46か所を合わせても、収容人数は1万5,000人弱であるということです。このことから考えると、全市民を避難所に収容することは実質不可能でございます。今回、ニュースなどで県内のある自治体の件が報道され、様々な議論もあったところでありますが、市内全域を対象としても、例えば急傾斜地などの近くや河川沿いなどにお住まいでない方など、比較的安全なところにお住まいの方は、あえて避難する必要はないと考えておりますので、お住まいになられている地域の状況を十分把握して判断いただければと考えるところでもあります。

このことについては、市からのお知らせが十分でなかったというふうに考えておりますので、先ほど言いましたようにしっかりとその情報の提供の仕方を考えてまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 今も市長の答弁は、今回の雨を想定されての答弁だなというふうに理解するわけなんですけど、私たちの志布志市というのは、南海トラフ地震も懸念されております。熊本地震の場合は、熊本メッセがありますよね。あそこも益城町の中に、私は熊本市内にあるのかなと思ったのですが、そこにも何千人という方が避難されている。結局、大きな広場ですよ。そこで車に寝泊まりされたということなんですよ。

なので、私が聞きたかったのは、今回の雨についてはそうなのかも知れませんが、全ての市民が被災するであろう南海トラフ地震等があった場合の避難所と、実際3万2,000人、昼間になるともうちょっと増えるのではないですか。そういった志布志市に今いる人たちが、どこに避難すればいいのですかという意味で聞いておりますので、その差というものをどうやって改善していこうと、今ではないかも知れませんが、今後、どんな対応をとられようとしているのかということを伺いたいところでした。

○危機管理監（河野穂積君） お答えします。

避難所の件につきましては、今市長が答弁したとおりでございます。実質、市民全員を避難所に収容するということは不可能でございます。確かに、じゃあどこに逃げ出すのかということがございます。基本的には津波の心配がある場合は、皆さん高台にということが基本だと思ってお

ります。一時的にはそういった高台でありますとか、例えば、今後検討していかなければならない防災広場とかというものも当然視野に入れて考えなければならぬと思います。ただ、そういった災害後の長期的な避難ということになると、当然仮設住宅というの也被考えられると思いますので、そういったところも総合的に勘案しながら、ということになろうかと考えております。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。そういった形ですね、災害が起こると、やっぱり日々状況が変わっていきますので、仮設住宅等ができるまでの間も、どこかにやはり避難しなければならない。特に印象に残っているのがですね、建物の中にいたくなかったという言葉が非常に印象に残っています。地震の場合ですね。そういったこともありますので、十分、今後また検討をしていただきたいと。どうしても志布志市が指定している避難所の収容人数と人口に差異が生じている分、その分をどうやって今後対応していくのかということについても、十分検討していただきたいなというふうに考えております。

ここで、全ての避難情報に対して強制力はありません。避難情報の種類としては緊急性が低いと私は判断している、避難準備・高齢者等避難開始、この情報についてなんです、先ほど示しました本市の、こちらですね、避難準備・高齢者等避難開始ということで、避難するのに時間がかかる高齢者や子供など、要配慮者やその支援者、保護者、妊婦さんとか小っちゃいお子さんがいる、そういった家庭などに対して、もうそろそろ避難を開始してくださいよという避難準備の情報ですね。本市は福祉避難所を指定、あるいは協定を締結しておられますが、通常の避難所と福祉避難所の違いですね。福祉避難所の定義について、何が違うのですかということをお答えいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、「要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合するものであること」と規定されております。簡単に申し上げますと、災害時に一般の避難所では、避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たちに配慮した市町村指定の避難所のことをいう定義であります。

○7番（八代 誠君） 「今回、福祉避難所の開設はありましたか」ということで、昨日野村議員の方で質問があつて、「開設はありませんでした」ということでしたので、そのことについては了解いたしました。

ただ、この本市が指定する福祉避難所、公開はされているのですが、何箇所あるのですかね。すみません、指定している協定も含めてです。

○市長（下平晴行君） 市がしている福祉避難所は、公共施設及び民間施設合わせて7か所でございます。

○7番（八代 誠君） はい、私もすみません、ちゃんと分かっているのですが、聞いたところでした。

7か所のうち、「老人福祉センター」、松山町新橋、「志布志市文化会館」、志布志町志布志、「志布志市健康ふれあいプラザ」、志布志町志布志、「有明地区公民館」、すぐそこですね。ま

あ、この4か所、これは今回避難所として開設されたわけですね。まず、私はそういうふうには認識しているのですが。

先ほどチラシの中身をお話ししましたが、避難するのに時間がかかる高齢者、子供、あるいは、要配慮者、その支援者の避難行動を促す情報が発令されたのであれば、どうしてこの4か所は、同時に福祉避難所として開設できなかったのかなというのが疑問でならないのです。そのことについてですね、今後検討していただければ結構なんですけど、やはり避難するのに時間がかかったり困ったりされる方を一番最初に避難させるのであれば、福祉避難所から開設すべきなんじゃないかなというふうに思いますが、どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 福祉避難所は、特に大規模な自然災害が発生し、避難所生活が長期になったときなど、要配慮者の方々は通常の避難所での生活では支障を来すおそれも考えられることから、基本的には避難が長期に及ぶ場合に開設するものであると考えておりますので、その時々で判断すべきものというふうに考えております。

**○7番（八代 誠君）** 昨日の野村議員の質問に対して、今回の豪雨による避難所開設が17か所あったということで、234人でしたかね、自治会の施設に4名ということで避難されたという報告があったわけなのですが、これは年齢層とか把握されていますか。それと、234人の年齢層とか、見た目でも結構ですよ。私も伊崎田に行きましたけど、高齢者でした。

さっきのチラシ、「高齢者や」と書いてあるわけですね。そこには17か所、2名の市の職員を設置したということなんですけど、何をしたのですかね、この職員は。で、何かをやるということで行かれるのですけれども、マニュアルとかはあるのですかね。宿泊もされたのですか。整理しますよ。17か所に234人、自治会施設も含めると238人ですかね、避難されていた方々の年齢層を、おおよそ見たときにどんな方々だったのかなということ。それと2名ずつ17か所に派遣された市の職員は何をするために行かれたのですかね。その、何かをやれということで行かれるわけなんですけど、そこでとる行動とかいうマニュアルはあるのですか。宿泊もされたのですかということ伺いたしたいと思います。

**○危機管理監（河野穂積君）** お答えいたします。

年齢層的なものなんですけれども、ほとんどは高齢者の方であったと確認しております。

先ほど議員がおっしゃられた避難者ですけれども、17か所のうち14か所に234名、それと自治会等の施設に避難された方が3名の237名でございます。それぞれに職員を2名ずつ配置をしていたところなんですけれども、当然避難して来られた方々の管理という形、非常に語弊があるとは思いますが、入られた時間でありまして、またその方々の持病でありますとか、薬とか、そういったものを把握するために名簿を整備をして、そこに書いていただくということで対応しております。

宿泊につきましては、基本的に職員は午後7時までということで、その後の対応は各地区の避難所に消防団員を2名ずつ配置ということで、交代制をとりながらやっております。

それと、マニュアルについてですけれども、こちらが職員にお願いするときには、例えば先ほど申しました名簿の記載のお願いでありますとか、毛布を持って行って、必要があれば配布をするとか、そういった基本的な事項を書き出してお渡しをして、お願いしているということでございます。

その他に、昨日も申し上げましたけれども、保健課の方で保健師の派遣をしていただいて、その高齢者の方々の健康状態の観察であるとか、そういったものも対応したということでございます。

**○7番（八代 誠君）** 福祉避難所一覧を見たときに、協定を結んでいる施設というところは、確かにしっかりした施設なのかもしれませんが、やはり市で管理をしている四つの福祉避難所、私は今危機管理監から説明を聞いても、最初に福祉避難所に指定すれば、何ら、トイレとかお風呂とか、お風呂の施設はないかもしれませんが、トイレとか、あとバリアフリーとかがあるのでしょうけれども、そんなですね、職員が2名行かれて、「おばさん、ちゃんと毛布かけんな」とか、「どこから来やったとけ、何歳ですか、名前を書いてくださいよ」と、2人もいれば十分対応できる福祉避難所に匹敵するのかなと。そんなに福祉避難所って、何か壁が高いのですか、ハードルが高いのですかね、指定することで。どうなのですか。

**○市長（下平晴行君）** 福祉避難所の開設であります。内閣府が出しております福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、「市町村は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する」、とございます。この項目から判断すると、まず通常の避難所に避難していただき、その後必要に応じ、福祉避難所を開設するという流れになるようでございます。

**○7番（八代 誠君）** はい、そういう言葉が書いてあるんですよ、二次避難所と同等の扱いみたいな形になっていくのかな。でも、実際避難されている方々というのは、障がいを持たれている方々、そういった方々が福祉避難所を利用されているということであればそうなんですけれども、今回実態を見たときに、お年寄りの方々がほとんどですよ。率先して、もう一人じゃいたくないからというような、特に独居の方々が避難されておりましたので、やはりそこに、例えば今回は2人だったかもしれませんが、3人ぐらい人数を増やすぐらいで、私は十分対応できていくのかなというふうに考えます。

だからそこでの対応というのが、やっぱり福祉避難所だなど、何か目に見えて違う変化があればなんですけれども、今回開設された17か所のうち14か所に避難されたということなんですけれども、福祉避難所として指定されている、この4か所については、もう開設されているわけですから、そこに集中的に、例えば3人あるいは4人送って、普通のところには2人とかいう形でも十分私は対応できるのかなと、そこに保健課の方々を少し配置できれば、私は十分そういった形でできるのかなと思います。

ですから、今回ぜひ検討していただきたいのは、福祉避難所から開設してくださいよというお

願いなんです。ぜひ、それは無理だよと言われてももうそれまでなんです、防災会議等で、もう実際開設しているわけですから、老人福祉センター、それから文化会館、健康ふれあいプラザ、有明地区公民館、開設しているわけですから、防災会議等で十分ここは検討していただきたいというふうに思います。

市長、すみません最後、ここはもう終わりますので、お願いします。

○市長（下平晴行君） 福祉避難所の開設につきましては、ガイドラインに基づいて実施した場合、避難に遅れが生じる可能性もありますので、開設の方法や、また通常の避難所に避難された場合の高齢者等に対するケアなどについても、今後協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 確かに志布志地域には2か所あるんですけど、伊崎田の方が、あるいは山重の方が、わざわざここまで来るというのもどうかなというふうには思うんですが、やはり、より早めに避難準備情報を出すのであれば、その時点で、申し訳ありませんが福祉避難所が開設されておりますというようなことで、ここはまたソフト面の方でいろいろ、またその地域地域で検討していかなきゃいけない部分もあるかと思いますが、ぜひ、今回福祉避難所として開設がなかったということですので、福祉避難所についても今後十分検討していただきたいと思います。

それでは次に、昨日、これもやはり野村議員とのやり取りもあったわけなんです、法面崩壊等に伴う、私は特に今回印象に残ったのが、道路の通行等に支障のある崩土の処理について伺いたいと思います。

市民の方々から今回、本当にこう、市道あるいは畑地の法面崩壊の情報が寄せられました。最初は電話が鳴るたびに何とか頭の中で整理ができたんですけど、もう日を追うというか、時間を追うごとにノートにメモっていかないと、ちょっと記憶ができないぐらい自分でも混乱をいたしましたのが事実でした。

そして、7月3日の大体午前8時、9時ぐらいから、もう「あそこが崩れた、ここが崩れた」、10時過ぎにはどんどんそれが来だしたところです。4日、5日になってやっと自分の住む地域の全容が見えてきたところです。

そういった中で、日が経つにつれて、「あれ、これは何でこげんなちょっとけ」ということがありましたので、まずお聞きしたいと思います。

志布志市内には国道、県道、市道、農道など、道路には様々な種類があります。ところがですね、国道は早いですよ、対応が。もう2日ぐらいすると、300メートル先に、200メートル先に、崖崩れはなかったですけども、信号機あり、片側通行、道路から上の方の崩れにしても、下の方の崩れにしても、大型土のうが積んであって、信号はもちろん設置してあって、崖から上については、ブルーシートまで張ってあります。県道はそれから数日遅れで、似たような設備が施してあります。ところが、うちの市道はどうなのかなというふうに思います。吉村・山之口1号線の崩土に巻き込まれた女性の運転手でしたけれども、お子さんも乗っておられる車が巻き込まれたということで、テレビでも放映されて、南日本新聞でも、今回の豪雨の検証ということで記事

になっていたわけなのですが、ずっとというか、8月の末にやっと転落防止柵がついております。まだ歩車道ブロックについては、復旧されていません。

そういった国の管理だから、県の管理だから、市の管理だから、何でこんなに差があるのだろう。自分は志布志市には住んでいても、同じ日本人じゃねえとけとかですね、感じることもあります。

そういった格差について、市長はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

7月3日の大雨の後、4日から本格的に市道等の土砂除去や倒木処理を委託業者、市の道路維持作業員で実施したところでございます。

議員御指摘の、吉村・山之口1号線については、3日に現地確認し、通行止めの案内を出し、4日に片側通行、5日に通行可能の状態にできたところであります。

市内の被害件数が多く土砂除去や倒木処理を優先したので、吉村・山之口1号線のガードパイプ設置についても日数を費やしたところであります。信号機や大型土のうの設置については幅員や通行頻度、必要性を考慮して、検討していきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 昨日の野村議員の質問の中で、災害復旧の状況、今朝何か資料をいただきたいということで要請があったら、すぐもう今朝その資料をいただいたところでした。これは、金額、災害復旧費についての資料です。

そういった中で、ちょっと数字は違いますけれども、例えば有明地域で市道については60か所崩土がありました。何か所復旧が済んで残りあと3件、未復旧という言葉になるのですかね。復旧しましたという、その復旧とは何なんですかね。車が通れるようになっただけのことですか。その復旧しましたというのは、どういうことなのですか。その定義について、お願いします。

○市長（下平晴行君） 建設課分における復旧済とは、大雨による土砂崩れや倒木、路肩決壊により通行止めになった道路や河川の土砂除去、倒木処理、路肩復旧をして機能回復した路線であります。

なお、公共土木施設災害復旧事業については、今週から災害査定申請があり、査定結果を踏まえ9月議会後の復旧を予定しております。そういう機能回復した路線だということでございます。

○7番（八代 誠君） 先ほども質問いたしましたように、この復旧ですよ。これで見ると軽微な作業等の委託料というようなことで、それぞれの施設が復旧したということに対しての必要な経費だったんだよということだというふうに理解はするんですけども、やはりその復旧の在り方というのが国道、県道、市道で違う。もちろん検討していくということだったんですけど、やはり何でこんなに地方自治っていじめられるのかなというふうに思います。同じ、志布志市に設置されている道路について、管理者が違ふとこんなに自分たちって金が使えないのかなというふうに、国ってすごいなというふうに思います。まあ、上からの直接的な命令で、幹線ということもあるのでしょうけれども、あれも人が通るのに何でこんなに差があるのかなというふうに、自分はそこを思いましたので、今後やはりそういったことについても、今回激甚災害とかいう言

葉もありましたけれども、しっかり施設も今回激甚の扱いになったということではちょっと無理があるのかもしれないけれども、そういった安全対策についても、ぜひ今後しっかりした検討というか、県や国に求めていくべきだというふうに。だから、そういう差を写真にしっかり撮って、やはり国にも報告した方がいいんじゃないかと思います。自分の住んでいる伊崎田でも、はっきり言って、土砂なんかを真ん中に投げてあるんですよ。それが現実ですので、やっぱりそこら辺をしっかりと今後検討していくということでしたので、よろしくお願いします。

この市道の崩土箇所について、地域の方々から、あそこが崩れているよ、ここが崩れているよということで連絡があって、自分たち議員も、見にいって、そのことを建設課に伝えると建設課の職員の方々は、もう本当、相当煩雑だったと思います。そういった中で、現場を見に来ていただいて、「じゃあ」ということで業者の方に連絡をされます。そうすると、撤去に来ていただくんですけども、もう業者が弱体化しています。昨日建設課長でしたっけ、市長の答弁だったかな、業者の方に仮置きできませんかということをお願いしていますということだったのですが、今回、伊崎田ではですね、「もう、そんなとこ持ってませんよ」ということなんですよ。なので、やはり土捨て場の確保というのがどうしても私は必要なのかなというふうに考えているのですが、この土捨て場の確保、昨日市長からも答弁があったのですが、本当に考えていかなければならない。もう一回そこをお願いします。土捨て場の確保について。

○市長（下平晴行君） 昨日もそのお話が出ておりましたけれども、いかに必要性があるかと。いわゆる身近に、市内にそういう箇所が必要であるというのは重々認識をしたところでありますので、関係する建設課等々とも連携をとりながら、対応していきたいというふうに考えます。

○7番（八代 誠君） 土捨て場の確保については、ぜひよろしくお願いいたします。

(1)の項目では最後になるのですが、これは確認になります。耕地災害における受益者負担分の20%の話なのですが、これは市長に直接お答えいただきたいんですけど、私もこの耕地災害については数件の相談を受けています。

今回、月曜日の本会議の中で、福重議員の質疑に対して、その20%負担、市長は、不公平って、前に言われたがなということで、「どう思われますか」という話をされました。で、「不公平だと思います」という答えを聞いて、私はよっしゃ、これで地域の皆さんに頼まれていた、棚上げになっていた部分が解決できるなというふうに考えたところでした。ただしかし、昨日トーンダウンされたのですよね、市長の答弁が。「検討します」ということだったのですが、前向きな検討という形で考えてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） いわゆる激甚の災害時では無償、でない場合は2割ということ等を含めて、自力でやる部分、これは激甚災害だろうが何だろうが2割は取るというようなことで、私はそこが不公平じゃないかということでもありますので、この部分は前向きにしっかりと不公平にならないように取り組みをしていかなければいけないということで、十分協議してまいりたいと思います。

○7番（八代 誠君） はい、もう補修というか復旧が済んだところも含めてということになっ

たりすると、本当に大変だと思います。また、その財源どうするのということになってきますので、不可能になるのかもしれませんが、やっぱりそういった気持ちで取り組んでいただければ、少しでも、本当に自分も40万円以上の公共災害になった場合には激甚災害で全部賄えるのに、40万円未満の災害、それから本市の単独の補助事業ですかね、そういったものでやっているとやはり2割というのは、やはり負担を強いられるということであれば、なかなか、「もう、ならせんが」と言われる方がほとんどでした。ただ、やり取りを聞きながら、「ちょっと光が見えてきたな」というふうに感じましたので、不可能、可能は別として、真剣にそこは協議・検討をしていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の国土強靱化計画について伺ってまいります。通告書の方には、現在策定中というふうに私は記しましたが、この情報は市当局からいただいた情報ではありません。内閣官房のホームページ中に、国土強靱化地域計画の策定状況というものを見ることができました。令和元年8月14日更新というふうになっておりまして、鹿児島県の欄に目を通していくと、鹿児島県をはじめ、策定済というのが4団体ありました。策定中が何と志布志市がトップで4団体並んで記述されておりました。

この国土強靱化地域計画策定について、平成28年3月議会の一般質問の中で小野議員が、「これはいつぐらいをめどに策定をしていくのですか」という質問をされています。しかし、平成28年3月から何と3年6か月も経とうとしているわけです。

そこでお伺いいたします。志布志市はこの国土強靱化地域計画を本気で策定されるんですかね。  
**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

国土強靱化地域計画は国土強靱化基本法第13条において、「国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都道府県又は市町村の計画の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている計画でございます。

いわゆるできる規定ではあり、策定しなければならない計画というわけではございませんが、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を定めておくことは必要不可欠であると考えております。

本市の国土強靱化地域計画につきましては、策定に向けて本年度業務委託費を予算化し、現在、指名型プロポーザル方式にて発注すべく事務作業を進めているところでございます。今後、全課での連携を十分に図りながら、迅速に計画策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○7番（八代 誠君）** はい、私も国のガイドライン50数ページになるんですけど、読んでみました。これはもう、防災の他、産業あるいは医療・エネルギー・まちづくり・交通等の総合的な対策を盛り込みなさいよというふうに記されています。多分大変な作業量だろうなというふうに思うのですが、本市の場合、普段座っておられない危機管理監がここにおられるので、多分危機管理室で取り組んでいかれるのかなというふうに思いますが、実際、この計画を策定するのに、主体となっていくのはどこになるのか。そして、今後のスケジュールですよね。この計画はいつ頃できていくのか。スケジュールと、どこが主体になって策定されていくのか、そのことについて

てお示しをお願いします。

○市長（下平晴行君） 現在、指名型プロポーザル方式による業務委託として5社を指名し、通知を終えているところであります。今後、参加意向確認などを行い、プレゼンテーションを9月24日に実施し、評価点の最も高かった提案者と契約を締結することとしております。

その後、委託業者と協議をしながら、リスクシナリオの検討、それに伴うぜい弱性の評価、各課が所管している国土強靱化に資すると考えられる事業などを抽出し、地域計画の構成を検討してまいるところであります。

また、本市の地域計画として、大まかなアウトラインを示した「志布志市国土強靱化地域計画」の素案を作成しておりますので、計画策定では、その素案も活用しながら策定を進めてまいります。

なお、地域計画策定の主体は総務課、危機管理室でございます。

○7番（八代 誠君） 本当ですね、このガイドラインを読んでいくと、なかなか中身が濃いなというふうに考えたところです。本当に、危機管理監は大変なんじゃないかなというふうに思います。全ての課の頭脳結集、頭脳というか、抱えている課題あるいは意見、それからやはり頭脳ですよ、結集して、よりよい地域計画を策定していただければなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、このガイドラインを読んでいくと、うちにも、本市でも既に策定している、第二次志布志市総合振興計画というものがあるんですけども、自治体によっては、その自治体を持つ総合振興計画の上位に位置付けるところもあるし、両並びでということもあります。

うちの場合はどんな位置付けにしようか、これから策定ということなんですけれど、もしそういった位置付けということが分かればお示しいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 地域計画策定ガイドラインでは、「国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画の指針となるもの」とされておまして、このことから考えると、最も上位の計画になり得るものであると解釈されますが、本市の最上位計画は、志布志市総合振興計画でありますので、この振興計画と肩を並べる計画、もしくは振興計画直近下位に位置付けべき計画と考えております。

また、計画策定の体制でございますが、当然、危機管理室のみでの対応は厳しいと考えております。先ほども答弁しましたように、各課が所管する事業で、国土強靱化に資すると考えられる事業があると考えておりますし、国及び県の事業についても同様のことが考えられますので、このことについては、全課で対応する体制を構築して、策定に取り組んでまいります。

○7番（八代 誠君） ぜひですね、今市長が言われたように全課で取り組んでいただければなというふうに思ひます。

それでは、幾つか、いろんな項目があるんですけども、今回の長雨で私が経験したことを少しだけお話ししたいと思ひます。

私の住む伊崎田はほとんどこの吉村・山之口1号線ぐらいですかね、片側交互通行の2車線、

あとはそんなに広い道路はありません。そしてまた、中山間地域に行くと、右に左に電柱が建っています。九州電力高圧線がかかっている電柱については、一番上にワイヤー線が引っ張ってあって、高圧線が3本ぐらい走っています。その下にまた九州電力の普通の電力というか、電気のことあんまり詳しくないのですが、高圧線が走って、普通の家庭用というか、電線が走って、共架柱というのですかね、NTTがあって、本市の光ケーブルが走っているということで、電柱1本に対して9本から10本ぐらいの電線があります。

単独で走っているところもあるし、共架で行っているところもあるのですが、それが右に左にいっぱい建ってしまっていて、今回の豪雨で巨木が電柱までなぎ倒して電線まで絡んでいる。そういったところを、情報が入って、建設課にお願いして、業者が復旧に入るんですけど、「勝手に電線を切りがならんとよな」というようなことで、本当、木とか全部切っていただいて、土砂もとりあえず取り除いていただくんですけど、1回は住民の方々から朝早く、「1週間前も電話したよ。いっずいかかっちゃつとよ」というようなことで、本当ですね、ケチョンケチョンに言われたことがありました。

そういったことで、結局、この電柱を市街地で無電柱化できませんかということも議論したいのですが、まず、その前に、鹿児島県は平成31年3月に緊急輸送道路ネットワーク計画を見直しています。私は市のホームページを見てなくて、県のホームページで探したのですが、地図を見てもすごい文字とかが小っちゃくて、本市に関係のある第一次拠点とか、緊急輸送道路についてちょっと把握ができなかったところでした。危機管理監にその話をしたら、「志布志市のホームページを見てください、ちゃんと出ていますよ」ということだったので、そういった緊急輸送道路等についてですね、できれば詳しく説明いただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 志布志市に関係ある第一次指定拠点については、志布志港であります。志布志市には、このほかに第二次指定拠点が8か所ございます。緊急輸送道路であります。市内には第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路、志布志市で指定しているその他の緊急輸送道路及び避難道路があります。第二次指定拠点は8か所と、中身についてはよろしいですか。

**○7番（八代 誠君）** はい、いいですよ。

**○市長（下平晴行君）** 8か所となっております。第一次緊急輸送道路は5路線、第二次緊急輸送道路は3路線、その他の緊急輸送道路は12路線、避難道路は19路線というふうになっております。

**○7番（八代 誠君）** 今、市長が言われたとおり、第一次指定拠点については志布志港、第二次指定拠点も志布志市の港周辺の施設がいっぱい指定されております。更に、緊急輸送道路については、国道220号線が指定されているわけなのですが、令和3年1月1日には、本庁機能が志布志支所に移転するわけです。この地図を見たときに、志布志港全域及び緊急輸送道路をはじめとして、例えば志布志市街地を中心として、通山地区まで220号が走っているわけですから、そういった一帯を重点地域として、国道・県道・市道も関係なく、地図上で重点地域として指定して、私も無電柱を具現化、具体的に推進していく必要があるかというふうに考えております。平

常時には景観の向上につながって、交通安全対策にもなるわけです。

先ほど言いました、やはり電柱は今回の台風でも千葉県辺りでしたかね、電柱、鉄塔がすごい倒れておりました。そういったことで、この市街地、特に今言われた国道220号線、そして志布志港、ですから、今は志布志支所、市街地を重点地域として全て国道・県道・市道関係なく無電柱化ということを国土強靱化地域計画に落とすことで具現化できないかなというふうに考えています。

今後のことになるわけなんですけど、この無電柱化、どんなふうに策定の中で考えていくのか、お示しいただければお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 志布志市における無電柱化の取り組みについては、平成30年2月に鹿児島県無電柱化協議会へ加入をしているところでございます。現在は商店街の中心道路である市道上町線の無電柱化について協議をしているところでございます。通山地区までとなりますと、国道との協議も必要でございます。まずは上町線の合意に向けて引き続き電線管理者との調整を進めていきたいというふうに考えております。

国土強靱化基本法の基本理念では、必要な事前防災及び減災、その他、迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされております。そのためには、大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野において、現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し行わなければならないこととされております。

このことを鑑みますと、例え個別に具体的な事業が計画されていなくても、強靱化に資する施策（事業）として、地域計画に盛り込んでおき、将来において取り組むべき事業としての位置付けをしておくことが重要なことであると考えておりますので、考えられる様々な施策を盛り込んでいければというふうに考えております。

**○7番（八代 誠君）** 今、市長の答弁にもありましたように、無電柱化だけではなくて、本市が抱える、災害に対するそういう課題を、今回の計画にしっかり位置付けることで、その課題解決の糸口になっていくというふうに私も思いますので、ぜひ全課でいろんな課題を出していただいて、ここでは無電柱化のことを話しましたが、ぜひこの国土強靱化計画、策定してもせんでもいいよということなんですけれども、志布志市は津波の特別避難区域でもありますので、そういったことで、ぜひ優遇していただけるような、そういった計画にしていきたいというふうに思います。

それと先ほど、市のストックヤード、これもこの計画でうまくうたっていけば、私は可能なかなというふうに思うんです。先ほど南議員からもありましたように、PPP／PFI、何も建築物だけではなくて、そういったストックヤードというものも、場合によっては業者に頼むんだよということですので。

ちなみに、鹿児島県の耕地課だったですかね、お話をしにいったら、それはちょっと特別な関係があるんですよということだったんですけれども、今回の長雨で、鹿児島県の管理する県道、もちろん大雨が降っていますので、撤去はしました。しかし、仮置きしてください、水分が抜け

た時点で、鹿児島県が指定する土捨て場に持って行ってくださいねということだったんですけど、そこは自分が聞いた話では1 m<sup>3</sup>900円ということでした。大体通常1 m<sup>3</sup>1,000円ぐらいです。捨土をするのに、捨土の管理をしている業者に1 m<sup>3</sup>に対して1,000円払っている。ですから、大体大型ダンプに、水をちょっと含んだりしていますから、6.5 m<sup>3</sup>から7 m<sup>3</sup>積んでいくのですけれども、1台6,500円とか7,000円払ってわざわざ捨てるというような手法も鹿児島県はもう取っています。そのことが本市で可能かどうかは分かりませんが、そういったお金を払って捨てるわけですから、そう言われれば、志布志市でも作ってみようかなと、もしかしたら、業者さんがおられるかもしれない。

県にそういった許可というのを得なければならぬということでしたが、シラス取り場の跡、そういった所に、もちろん雨水処理等もしていかなければならないと思いますが、そういったことで、土の捨て場それから地震・津波時の災害廃棄物、そういったものの仮置場として、そういうストックヤードを確保する。あるいは冒頭で申し上げました緑地の確保というものについても、この国土強靱化でうたっていますので、ぜひそのことについても、検討していただきたいと思いますが、どうですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいましたとおり、本市の国土強靱化を進めていく上で考えられる様々な施策を十分に検討して、今回御提案いただいた件も反映できるものは反映して、強くしなやかな志あふれる地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

また、国の方も、令和2年度までは予算があると。令和3年度以降は、この強靱化計画がないと予算の歳出にも限界があるということをおっしゃっていますので、これはもう、おっしゃるとおり、この計画書が必要でありますので、取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。

**○7番（八代 誠君）** 本市には公共施設等総合管理計画等もありますので、建物系、土木系、企業会計系というようなことで、いろんな施設が掲載してあります。こういったものも、よりスピーディーに更新できる可能性を十分秘めていると思いますので、ぜひ、今市長が言われたように期限がありますので、早い段階で策定をしていただければというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、一番最後の質問に移りたいと思います。まず、この地域防災マネージャー制度で退職自衛官を採用してみませんかという提言に最後はなっていくわけなのですが、この地域防災マネージャー制度、まずその制度について、お示しいただきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

地域防災マネージャー制度は地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を防災監や危機管理監等として採用・配置するに当たり、これに必要となる知識・経験等を有する者を地域防災マネージャーとして、本人からの申請に基づき内閣府が証明するものであります。

また、地域防災マネージャーを防災監などとして地方公共団体が採用・配置した場合は、その人件費の一部が特別交付税の対象になるとされているようであります。

近年、地方自治体で退職自衛官の方を防災担当の専門官として採用している事例が見受けられますが、この制度を活用しての対応であるというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 今度の豪雨災害時に、私は本庁に何回か足を運んだのですが、3日でしたか、4日でしたか、自衛隊の装甲車を見かけたのですが、危機管理監が呼び付けたのですか。その手法について、ちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） この件につきましては、陸上自衛隊国分駐屯地の情報連絡担当の方から、「災害警戒本部が設置された場合は連絡をいただきたい。設置され次第情報収集要員を派遣する」との御連絡をいただいたところでした。

本市は7月2日の午後2時に災害警戒本部を設置しましたので、その旨を直ちに連絡したところでした。その後、同日の午後5時頃に情報収集要員として2名の自衛官の方が本庁に入られました。この日から丸2日間本庁に詰めていただき、避難所の情報や被害の情報等を収集されておられました。

また、自衛隊車両により市内の状況調査にも回られたりしておられたようです。非常にありがたい体制をとっていただき感謝するところでございます。

このほか、志布志警察署からも1名の警察官の方が本庁に待機され、情報収集を実施されていたところであります。今後もこのような体制が図られるよう、関係各機関と連携を強化していきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 本市には警察官OBの方と消防署OBですかね、もう既に総務課におられるわけなのですが、この地域防災マネージャー制度による退職自衛官の活用ということは考えておられませんか。提言になります。

○市長（下平晴行君） 本市では、危機管理能力及び防災対応能力向上のため、平成29年4月1日に総務課内に危機管理室を設置し、危機管理監を配置して、その対応に当たっているところでございます。

御提案のありました地域防災マネージャー制度につきましては、その目的や趣旨など十分理解しているところでありますので、内部で協議を重ねながら、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 本市が経験した今回の豪雨、そしてその後の九州北部、更には台風15号、やはりその地域の人たちだけの力ではどうしても復旧活動は厳しくなってくるのかなというふうに、毎年すごい雨だよなというふうに感じています。

そういった中で、私たちのこの志布志市は、南海トラフ地震も懸念されておりますので、早い段階で利用できる制度、まあ手出しの部分もあるのですが、財政面もありますので、慎重に協議をしていただいて、前向きに検討をしていただければというふうに思います。

もう一回市長答弁をいただいて、終わります。

○市長（下平晴行君） 志布志市民の生命財産を守るということが行政の義務でありますので、今おっしゃったようなことを含めて、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりま

す。

○7番（八代 誠君） 以上、終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。15時15分まで休憩いたします。

○

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、20番、福重彰史君の一般質問を許可します。

福重彰史君。

○20番（福重彰史君） 私が本日最後の質問者になろうかと思っておりますので、しばらくの間我慢をしていただきたいというふうに思います。

また、質問に入ります前に、執行部の皆さんにお願いがございます。私、耳の調子が悪いものですから、答弁につきましては、できるだけマイクに近づいての御答弁をお願い申し上げたいと思います。そして、聞き直すことも多々あるかと思っておりますので、その点につきましては御容赦をいただきたいと思っております。

それでは、通告しておりました件につきまして質問をいたします。

まず、1点目でございますけれども、道路行政についてでございます。まず、1番目に県道柿ノ木・志布志線、弓場ヶ尾地区の拡幅改良計画の現状と見通しについて、お示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

県道柿ノ木・志布志線は、志布志港から志布志市街地を経て松山地域の中心地へ通じる一般県道であり、松山地域と志布志地域を結ぶ幹線道路として、志布志市の重要な路線の一つとして位置付けられております。既に1期工事は完成しておりますが、残す2期工事、約700メートルの区間におきましては、いまだ事業採択にならず、1車線で大型車の離合に支障を来している現状であります。事業採択に向けては、毎年曾於地区土木協会の要望活動等で強く要望をしているところでありますが、今後も積極的にあらゆる角度から事業採択に向けて努力してまいります。

○20番（福重彰史君） この件につきましては、1年6か月前の議会でも一般質問をいたしましたけれども、今の市長の答弁を聞いておりますと、何も前進が見られないというふうに受け取ったところでございますけれども、そのようなふうに受け取ってよろしゅうございますでしょうか。確認をさせていただきたい。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり依然として進展はなくて、見通しが立たない状況になっておりますが、本年度も曾於地区土木協会の会長も担っておりますので、曾於地区土木協会等

を通じて、あらゆる角度から強く要望してまいります。

**○20番（福重彰史君）** 平成18年のこの調査開始以来5年間で1,400メートルが整備をされました。それから今年で何と9年目でございます。9年経って全く整備がされない。またその動きも見られないと。我々としては、合併して整備が加速されるのではないかと大いに期待をいたしておったところでございますけれども、本当に残念でならないところでございます。県知事や、また市長も替わりまして、本路線に対する動きを期待を持って注視している地域住民も多々おるところでございます。

この動かない現状を、市長、どのように考えておられますか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、県に確認したところ、都城志布志道路の志布志インターチェンジまでの完成を令和2年度を目標としておりまして、令和3年度以降は都城志布志道路の鹿児島県区間の全線開通に向けて、残る志布志道路3.2kmの区間の整備を推進すると伺っております。

なお、志布志道路におきましては、大規模な橋りょうが計画されており、多額の予算と時間を要することから、所要額の確保に努めるとのことでありました。

その他、現在整備中の社会資本整備総合交付金事業が1路線、地方特定道路整備事業の4路線を順次完成させていきたいとのことでもあります。

**○20番（福重彰史君）** 都城志布志道路に多額の事業費を要するというようなことが一つの要因でもあるということの捉え方であるようですけれども、市長、先ほどの、最初の答弁の中で、この路線も重要路線であるというふうに答弁はされましたけれども、更にですね、本当にこの路線をどのように考えているのかですね。そしてまた、まだ市長は就任して1年8か月でございます。その市長には厳しいかもしれませんが、この路線に対する本気度というものを何となく疑わざるを得ないというような気持ちがあるところでございます。しかし、私は市長の性格も知っております。そういう中で、そういうことはないだろうとは思いますが、この本気度をちょっと示していただきたいです。

**○市長（下平晴行君）** これは、先ほども言いましたように、松山地域とのいわゆる幹線道路として、大変重要な道路だというふうに認識しております。おそらく今の約700メートルの区間にはいろんな事情もありますし、そして人家等もあるというようなことも含めて、遅くなっているのじゃないかなということも考えられます。ただ、この道路で確かに松山地域の市民の方々も志布志地域に来ていただいておりますので、これは本当に重要な道路だということは認識をしているところでございます。

**○20番（福重彰史君）** 市長は昨年3月の一般質問の中で、この路線に対する答弁で、私なりの対応を検討していきたいというふうに述べられましたけれども、具体的にはどのようなことをされたのか、お示しをいただきたい。

**○市長（下平晴行君）** 県道については、志布志市内には有明・志布志地域、今のこの松山地域を含めて相当な路線があるわけでありまして。ただ、先ほど言いましたように、曾於地区土木協会

等々でもお話をしているところなんです、今回、私がおの会長となつたということで先ほどお話をしましたが、そういう役割をうまく活用して、今年度は取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** 曾於地区土木協会の会長に就任されたということで、そういう中からも要望を強くしてまいりたいというようなことじゃないかというふうに思いますけれども。

市長、どうでしょうかね。逆に、そういう立場になればなるほど、なかなか自分のところの要望を強くは言えないんじゃないですか。私は逆に立場上ですね、言えなくなってくるんじゃないかなという気がするんですよ。通常は、そういう曾於地区土木協会での陳情、要請というのはですよ、これはもう、通常の陳情であつてですよ、現路線、例えば今工事が進捗している路線や、そういうもの等々についての更なる早期の完成を目指して欲しいというような要望になってしまうんじゃないかなというふうに思うわけです。こういうふうにして、全く工事が止まっている路線について要望するというのであればですよ、通常のようなやり方ではなかなか動かないというふうに私は思うのですよ。これは、我々も合併前の旧松山町時代の道路の陳情において、十分それは分かつております。

そういう中で、曾於地区土木協会としての陳情、要望はそれでいいわけですがけれども、個人的にですよ、いわゆる個人的にというのは、志布志市単独でも本庁に乗り込んでお願いすると、要望するというような、そういうような気概もないとですね、なかなかこれは動かないと思うんですよ。その点については、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、一番いいのは地域の要望をまずは上げていただく、陳情書等も上げていただいて、そして、私も一緒をお願いに行くという取り組みが一番いいのかなとは思っております。この道路沿いの近くの方も動いているようでありますので、そこ辺も含めて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** これは前回の会議録でございますけれども、その中で、先ほどもちょっと市長が触れられましたけれども、これは建設課長ですけれども、志布志市と大隅地域振興局との対面式の要望活動をしたということで、いわゆる今質問しているこの地区については、「沿線に人家が集中していて、整備には多額の家屋補償が予想されることから、厳しい財政状況を考えると早期の事業着手は厳しい状況である」というふうに言われたということですよね。これは1年半前の建設課長の答弁なんですけれども。

現在も、先ほども若干市長からもありましたけれども、現在も大隅地域振興局としては、このような考え方を持っていらっしゃるのか、伺います。

**○建設課長（假屋眞治君）** 昨年、平成30年3月の答弁の中で、そういうふうに費用がかかったりとかいろいろあるということも申し上げたところでございます。

今年度につきましても、対面式というか、意見交換会を8月28日に行いました。この大隅地域振興局との懇話会というのが、道路のことやら、福祉のことを含めて、意見交換するんですけれども、その中でも特にこの意見交換の後、また懇親会もあつたりするものですから、その中でも

いろいろ話を聞かせてもらったところです。

やはり言われるのが、先ほど市長が申しましたとおり、今ある、とにかく都城志布志道路を完成させるのです。それを済ませた後ということをよく言われます。しかしながら、私の方も申し上げたのが、まだ新規採択されていないので、とにかくまず調査をしてくださいということ強くお願いしたところです。ですから、今後まず新規採択をされるための調査をとにかく要望していかないといかんというふうに思っております。

**○20番（福重彰史君）** この路線についてはですよ、やはり大隅地域振興局の考え方というのもよく分からないのですけれども、この中長期に立った事業計画、あるいは事業費をですよ、組み立てていけばよかったのじゃないかなというふうに私は思うわけなんです。

今は十年一昔というふうに言いますけれども、9年間全く動かないと、見通しも立たないということは、そのような観点に立った取り組みをしなかったからじゃないかなというふうに思うわけです。少しずつでもしっかりとした考え方を持って立てていけばですよ、1mmも動かないということはないと思うんですよね。

だから、できなかったというのは、そういう観点に立って計画を立ててないから、9年間経っても全く動かない。その先も見通しが立たない。だから、事業費云々じゃないと思うんですよ。そういう観点に立ってやれば、少しずつでも動いたはずなんです、少しずつでも。だから、これが全く動かないというのは、いわゆるそういうような考え方を持って対処しなかったから動かなかったんじゃないかなというふうに私は思うわけですけれども。それは、いかがですかね。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど課長が申しましたとおり、そういう回答でお願いしていると。おっしゃるように、これは全体のことでありますが、その集中してここをというの、ちょっとおっしゃるように動きがよくなかったのかなということになろうかなと思いますので、そういう面では、先ほど言いましたように、もうちょっと本腰を入れて取り組みをお願いしていきたいというふうに思います。

**○20番（福重彰史君）** 市長は、昨年そして今年、施政方針や所信表明の中で、「県道の整備について積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努める」というふうに言われておりますけれども、今の実情を見ていますと、ますます地域間格差が広がっているのではないかなというふうに私は思うわけです。その件については、いかがですかね。

**○市長（下平晴行君）** ますまると言われると、そこ辺がどこまでかちょっと分かりませんが、私は私なりにお願いをしているということでありますので、そのいわゆるトップセールスと申しますか、そこ辺がまだ若干弱いのかなと。国に対しては、おかげさまで一生懸命そういう対応をしておりますので、県に対しての対応の仕方がどうなのか、もうちょっと反省しながら取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

**○20番（福重彰史君）** 今後、この路線を強く要望していく中においてはですよ、いわゆる、前回は市長は自分の私見として言われましたけれども、その前には、いわゆる県の方からも、このバイパス化ということの話も聞かされました。聞かされたというよりも、それは本当の話だった

のかどうか分かりませんが、そういうようなことも聞いております。

そうなることで、今後の要望の中で、いわゆる、今の路線の整備の考え方としてですよ、私はバイパス化ということになるとですね、何のために1,400mもですよ、この路線を延伸して整備してきたのかということが問われるというふうに思うわけなんです。やはり、基本はこの路線を整備するという、拡幅整備していくという、やはりそういう考え方でなければならないというふうに思うわけでございます。

それはなぜかということですね、バイパス化をして、そのおかげで、いわゆるバイパス化された後は旧道になるわけですが、その旧道付近が急速に衰退していったというようなところはですよ、この近くも含めていっぱいありますよね。だから、やはりいかに今の路線を生かしていくかと、当然事業費的にはバイパス化の方が安いかもしれませんが、ただ、長い目で見たときは、その地域のいわゆる活性というのを考えたときですね、バイパス化することによって逆に衰退していく。そういうことになると、地域全体の浮揚というのを考えた場合にですよ、やはり衰退ということは、道路が整備されて衰退ということはやはりあってはならないというふうに思うわけですよ。そういう点では、やはり今の路線を基本として整備していくという考え方でやっていかなければいけないんじゃないかなと思いますけれども。

今後の要望として、やはり今の路線を整備してもらいたいのだというふうな、そういう考え方で臨まれるか、伺いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 新しいバイパスとなりますと、バイパスや道路を造ったら、そこにいろんな建物ができて活性化されるということになりますので、そこ辺の衰退と活性化の割合はどうかということも考えていかなきゃいけないというふうに思います。

ただ、今議員がおっしゃるように、今の路線を維持・拡幅していくというのが用地の問題についても一番いい方向じゃないのかなと。ただ、あそこの場合は、住居や建物があるということですので、そこ辺は相対的に見たときにどうかということ、やはり十分考えながら取り組まなければならないんじゃないかと思っていますところでございます。

**○20番（福重彰史君）** 先ほどこの地区には人家が密集しており、その家屋補償費が非常に莫大になるということが予想されるということで、前回の一般質問のときは、大隅地域振興局の方がそういうことを言われたということであったわけですが、市としては、実際この地区に道路拡張にかかる家屋が何軒くらいあるというふうに把握をされておりますか。

**○建設課長（假屋眞治君）** 私の方では、実際に数を得てはいないんですけども、こちらの方にありますゼンリンの地図でいきますと、10件程度はかかるということであろうかと思っております。

**○20番（福重彰史君）** やはり、こういうふうに動かないところについてはですよ、しっかりとそういうものも含めてちゃんと調査すべきだと思うのですよ。私はちゃんと調べてきているのですよ。この、整備されたところから、約300mの区間においては、もしかかっても1軒ですよ。でもこれはかからないかもしれんです。300m区間は何にもありません。そしてですね、この昭和・弓場ヶ尾線まで、これでは左側の方に9軒、右側の方に12軒ですよ。両方で21軒です。

現状から見たときにですね、その幅員あるいは歩道の在り方ですよ、あるいはまたセンターラインが引ける程度にするというような考え方、いろいろあるかと思いますが、その線形幅員の取り方次第によっては、補償費、事業費は大変大きく変わってくると思うんです。どういう方向でやるかということですよ。

基本は今の路線より広くなって、その安全性が高まっていくということがですね、重要ではないかなと思うわけですが、どういことを基本にして、人家が密集していて、補償費が相当かかるから早期の整備は難しいんだということを言われるのか、こちらとしては、こういう状況なんですよということを言われたときには、ただ向こうから言われることを聞くだけじゃなくて、それに対してこちらが反論できるような材料を持っておくべきだと思うんですよ。そうじゃないと、本当にこれは全く動いていかないと思いますよ。

この第二次志布志市総合振興計画ですよ、市としても、あまりそこまで考えてないのではないかなと思うのですが、この県道の整備率ということで、平成27年度の現状値は66.5%ということで、そして目標値として、平成33年度、いわゆる令和3年度では70%と、結局6年間の間で3.5%の進捗しかしないというような状況ですね。ところが行政側としては、「国・県との連携を図るとともに、主要な県道の建設促進に努めます」と、こう言いながらですよ、一方では6年間でたった3.5%しか整備をしていかないんですよというようなですよ。これは市の考え方ですから、市が作ったやつですから、県の考え方はどういう考え方か分かりませんが、市としてはやっぱり非常にこの整備に対しての考え方が弱いのではないかなという気がするわけなので、やはり、こういうことを見たときにも、「ああ、こういうような考え方であるのであれば、一般県道、主要幹線ではありませんから、主要道ではないですから、一般県道に指定されている、いわゆる一般県道である柿ノ木・志布志線、これについてはなかなか整備は進んではいけないだろうな」ということを想像するわけなんですよ。

だから、やはり市としての姿勢というのは、市長はまだなつばかりですから、これは市長になる前の計画ですが、しかし、行政は継続していきますから、そういうことを考えたときですね、やはりこういうようなところも市としての姿勢、考え方、目標というものをもう一回考え直す、検討し直す必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは5か年計画で作成しておりますので、今おっしゃいました目標値の見直しということではありますが、ここは、どういう形で県との連携をしながらこの率を出したのか、そこ辺も含めて、これは平成33年度までの県道の整備率ということでございますので、そこ辺をもうちょっと内部で協議して、目標値をどう上げたらいいのか検討させていただきたいというふうに思います。

**○20番（福重彰史君）** そういうことで、ひとつ、こちらの方もよろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、私の地元松山地域、泰野地区ですが、この中心地区の、約900mの区間を整備

するときに、拡幅改良したのですけれども、この900mの間に47軒の家があったのですよ。そしてその中には13軒の事業所やら店舗もありました。中でも、スーパーとかコンビニとか、ガソリンスタンドとか郵便局とかという、非常に多額の補償費を要する物件等があって、非常に多くの事業費がかかった区間であったわけでございます。

それに対してですね、今要望しているこの区間700mですか。これについては、私が、先ほど言いましたけれども、見に行ったときの状況では、大きな物件も少ないですよ。そして先ほども言いました線形及び幅員の取り方によってはですね、この事業費、補償費は大分縮小されるというような捉え方をしたところでございます。これは、私の地元からすると、それは相当お金はかかりませんよ、ここは。建設費は確かに上がってきているかもしれませんが、ただ、そういうような状況等をしっかりとこれからも、具体的に小さなところまで含めて調査しながら、いわゆる県との交渉に当たるということが大事じゃないかなというふうに思うところでございます。

そこで、この県の陳情要望の中で一番多いのは何かといたら「道路が一番多い」というふうに県の方はおっしゃるわけですよ。それはなぜかということ、地域振興には、どこもまず道路の整備が一丁目一番地だと、いわゆる一番大事なんだというふうに考えているからではないかなというふうに私は思うんですけども、市長は、この地域振興を図る上においてですよ、このことについてはどのようにお考えですかね。

**○市長（下平晴行君）** まあ、おっしゃるように、都城志布志道路そして東九州自動車道等が今整備をされておりますが、やはりこの基幹道路としても、道路としての役割というのは本当に重要であるというふうに理解をしているところであります。これは、今は命の道とか経済の道とかいろいろあるわけでありまして、そういうものを含めて、本当に真剣にもうちょっと前向きに取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** どうかですよ、市長、大変な仕事ですよ。9年間も動かないというところを動かすというのは、もう並大抵のことではできないですよ。そういうことでございますけれども、ただ、先ほど申しましたように、現在整備されているところから約300mはそうお金のかかるところじゃないです。補償費もほとんどかからないというような状況があります。やはりそういうことを考えたとき、取り組めるところからですよ、早期にお願いしていく、調査をお願いする。そして、本格的な整備に着手するというような姿勢で、まず一歩進めるということが非常に大事でございます。その一歩進めたのを手段として、先ほど言ったようなことをしっかりと自分たちでも調査、そして研究しながら県との折衝に当たっていただきたいというふうに思います。

この地域間の活性を図る上でも、また交通体系の接続する路線を早く整備することによってですよ、地域振興の足掛かりとなる道路整備が早期になされることを、市長、強く要望して、要請をしておきたいというふうに思います。

一言、お願いを申し上げます。

**○市長（下平晴行君）** 議員のおっしゃる気持ちというか、熱意は十分伝わっておりますので、

本当に前向きに一生懸命取り組みをしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○20番（福重彰史君） それでは、この道路行政について、2番目ですけれども、県道塗木・大隅線、宮下地区の改良の進捗状況はどのようになっているかを、お示しをいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 県道塗木・大隅線においては、大野原工区が平成30年度完了をし、大越工区の局部改良工事を今年度から着手すると伺っているところでございます。大越工区が完了してから順次、他工区の局部改良工事を要望していくところですが、宮下工区においても引き続き道路改良工事の採択に向けて、県に要望をしてみたいと思います。

○20番（福重彰史君） 大野原工区の一部を改良していくというような答弁でございましてけれども、この宮下地区というのは松山地域の中でも一番の農畜産地帯でございまして。場合によっては、農政畜産課長は分かるかもしれませんが、志布志市の中でも、いわゆるあそこは上尾野見と申しますが、上尾野見は志布志市の中でも一番の農畜産地帯じゃないかなというふうには思っています。このことについては通告してはおりませんが、農政畜産課長としては、あの地域は、私が今申し上げたような、そういう地域であるというような認識をされておられますか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 上尾野見地区につきましては露地野菜とか、特に畜産についても盛んでございまして、ピーマン等もございまして、非常に農業の盛んな地域であると認識をしております。

○20番（福重彰史君） ここは後継者やら、そういう担い手というのが非常によく育っております。そういう中で、非常に農業が盛んでございまして。特に畜産においては御存じのとおりでございます。そういう中で更にこの農業振興を図る上で重要な路線であるというふうには思っております。そういうところでございまして、その点につきましては、市長、どのような認識でございましてしょうか。重要路線であるというふうには思っておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、課長が答えましたように、そういう農業関係でも一生懸命やっているということでございまして、特にやはり道路は大変重要であるというふうには思っておりますので、このことも含めて対応をしてみたいというふうには考えております。

○20番（福重彰史君） 先ほどの弓場ヶ尾地区の要請をしながら、そしてまたこの要請ということでございまして、ただ、どちらを最初に優先しなければいけないかということについては、私は分かっているつもりでございまして。地域の方々にもそういう話はよくするところでございます。

しかし、あそこには宮下から田之浦までの区間ですよね。その区間の中には、2つの大きな看板が立っています。それは何と書いてあるかと。先ほども、ちょっと1回言いましたのと同じようなことですが、「地域振興はまず道路の整備から」と、でっかい看板が、宮下の方の整備区間が終わったところ、そして、田之浦の方の整備区間が始まるところと、2か所立っております。大きな看板が掲げられているのですが、私は相前に尋ねてはおりますけれども、本当にこ

の看板が泣いているのじゃないかなというふうに思うところでございます。

どうか、この看板が泣かないような、まあ一部は取り組むということがございましたので、これはこれでひとつ評価しなければいけないわけですが、この看板が泣かないような、そして更にこの地域の農業が振興、発展していくようなですね、そのような取り組みは大事だろうというふうに思うところでございます。

その点について、お考えをお聞かせいただきたい。

**○市長（下平晴行君）** 志布志地域、そして松山地域、有明地域という地域の特性を生かして、まちづくりを進めると言っておりますので、当然松山地域においては、農業を主に取り組みなければいけないというふうに理解しておりますので、そういうことも含めて、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** この松山地域は、市長、「やっちく」だけではないんですよ。いろんな活動を通してですね、地域づくりを手掛けながらですね、人を呼び込もうと努力をしております。おかげさまで、道の駅松山も大変好評でございます。特に市外や県外からも訪れる客が多いというふうに聞いております。

先ほどの弓場ヶ尾地区も含めて、このようなものを有機的につないでいくということが、この地域の活性につながっていくのではないかと。そのためには、道路の整備が最重要であるということでございます。

ということで、そのことをですね、この路線についても強く要請をしておきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、地域の活性化ができるのは、道路だというふうに認識をしておりますので、一生懸命取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** それでは、道路行政につきましては終わりました、2番目の定住促進対策についてでございます。

1番目の、少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めがかからない現状をどのように捉えているかということをお示しをいただきたいというふうに思います。

**○市長（下平晴行君）** 本市における人口減少、少子高齢化の現状については、平成27年10月に策定した「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、分析を進めたところでございます。この中で、総人口の推移と将来推計をお示ししており、更に把握できる最新の数値に置き換えますと、2015年の国勢調査時点で、3万1,479人であった人口は、その5年後の2020年には2万9,733人と、3万人を切り、更に25年後の2045年には2万435人にまで落ち込むと見込まれております。65歳以上の高齢者人口については、1980年の5,127人から2015年の1万364人へと増加傾向で推移してはいたしましたが、2025年の推計値では1万800人がピークと見込まれており、その後は微減しながら、ほぼ横ばいとなっているようでございます。

また、少子化については、合計特殊出生率で見ると、2017年では1.93と、国の1.43、県の1.64を上回っているところであります。しかしながら、0歳から14歳の年少人口で見ると2015年に

4,302人であったものが、2045年には2,643人にまで減少すると見込まれているところであります。年齢3区分別の割合で見ますと、2015年には年少人口が13.7%、生産年齢人口が53.4%、高齢者人口が32.9%となっていました。2030年には年少人口が13.8%、生産年齢人口が46.2%、高齢者人口が40%となり、以降おおむねこの比率のまま横ばいと予測されております。

6月に国から示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においては、この人口減少、少子高齢化の現状について「空前の速度と規模」、「依然として深刻な状況」と認識されており、本市においても同様と認識をしているところでございます。

**○20番（福重彰史君）** 今、市長からございましたけれども、市としては、平成29年3月に策定しました第二次志布志市総合振興計画で、いわゆる平成33年、令和3年ですけれども、令和3年の目標人口を3万人というふうに定めております。

そのような中、市長は就任直後の所信表明の中で、人口減少ではなく人口増加に転じ、本市の人口4万人を目指す意気込みで取り組んでまいるというふうに述べておられます。私はマイナス思考ではなく、プラス志向で目標を高く掲げるということは非常にいいことではないかなというふうに思います。ただ、今もございましたけれども、現状としてはですよ、この合併後の人口動態の過去10年間の平均から見てみますと、年約310人ずつ減少しているというような状況でございますね。

当然、内枠的には、今市長の方からも触れられておりますけれども、自然減、そしてまた社会減、両方で進んでいるということで、大変厳しい状況ではないかなというふうに思っております。

そこで、市の住生活、基本計画の人口動向の中でですよ、全ての地域で、いわゆる志布志市の全ての地域で人口減少しており、特に、この松山地域で減少幅が大きくなっているというふうに捉えていると書いてあります。

そこで、松山地域にとっては、非常に心配する状況であるわけでございますけれども、まず、この市全体の高齢化率と、この3地域の高齢化率はどうなっているのか、伺いたいと思います。

**○福祉課長（北野 保君）** 3地域の高齢化率でございますけれども、令和元年8月1日現在の高齢化率でございます。志布志地域で33.55%、松山地域で41.24%、有明地域で34.01%でございます。市全体で34.68%でございます。

**○20番（福重彰史君）** これを見ますと、非常に松山地域の高齢化率は高いですね。40%を超えている。41.24%ということで、志布志・有明地域と比べて非常に高いという状況でございます。ちなみに、この松山地域の3校区ですよ。新橋、泰野、尾野見とあります。3校区の高齢化率はどのようになっているのでしょうか。

**○福祉課長（北野 保君）** 松山地域の校区ごとの高齢化率でございますが、松山小学校区40.58%、泰野小学校区45.53%、尾野見小学校区37.84%でございます。松山地域全体では先ほど申し上げましたように41.24%でございます。

**○20番（福重彰史君）** 新橋校区で40.58%、泰野校区で45.53%、尾野見校区で37.84%という

ことですが、泰野校区が特に高いわけですが、この泰野校区については、おそらく老人施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、グループホームあるいは有料の施設等がございますので、そういう中で、一番人口の少ないところに施設が集中しております。そういうことで、特にこの泰野校区の高齢化率は高くなっているのじゃないかなというふうに思うわけでございます。

ただこの新橋校区がもう40%を超えてきているということは、非常に由々しきことではないかなと思うところでございます。尾野見校区が37%台であるということは、先ほども道路の関係で申しましたけれども、非常にここは農業が盛んで、そして、若い連中が多いというようなことございまして、そういうのがやはりこういう形の中で反映しているのかなというふうに思うわけでございますけれども、特にこの新橋校区の40%は非常に気になります。

かつては、この松山小学校の児童数というのは、泰野小学校と尾野見小学校と合わせた児童数よりも多かったということがございます。ちょっと私、今回教育委員会の方には質問しませんが、教育委員会の方から資料をいただいているところでございます。これを見ても、この松山小学校と尾野見小学校とは平成31年度ではもうほとんど児童数も変わらないというような状況になってきております。

そういうことで、いわゆる新橋校区が非常にそういう点では高齢化が進み、そして、生産年齢人口が低くなってきているということではないかなというふうに思うところでございます。

そこで、よく新橋校区の方から新橋校区がどんどん衰退、疲弊していくというふうに言われるところでございます。昨年も、鹿児島銀行松山代理店が閉鎖をいたしました。そしてまた曾於農業共済組合の松山出張所も閉鎖をいたしました。そしてまた、校区内に8店舗しかなかった小売店ですね、そのうちの3店舗が店閉まいをいたしました。

そういう状況から見ても、本当にこの新橋校区というのは衰退していく、疲弊していくということが目に見える形で出てきているのではないかなというふうに思うところでございます。この新橋校区の皆さんが、このような状況の中で、今後どうなっていくのだろうかというふうに心配、危惧するのが当たり前と、分からないわけではございません。

ここに、同校区出身の野村議員もおられます。野村議員も本当に頭を悩ませて心配をいたしておるところでございます。

このような新橋校区の現状、実情をどのように捉えているかですね、簡単でいいからお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいますように、この高齢化率を見ても分かりますように、いかに生産年齢の方々が少ないかということが分かるわけですが、そのために行政として、市としてどういう取り組みをしていかなければいけないのか。住宅の問題なのか、そこ辺も十分地域の方々、議員も2人いらっしゃいますので、そこ辺を総合的に何が必要なのかということですね、私どもも足を運んで対応していかなければいけないのだろうというふうに考えたところでございます。

**○20番（福重彰史君）** この志布志市の都市計画マスタープランですね。この地域別のまちづくり方針の地域地方課題の中で、この松山地域のことをこういうふうに書いてあります。ちょっと読みます。

「松山地域は人口減少や高齢化が顕著な地域である」ということで、ただ、「住環境としての魅力が高い地域である」ということも書いてあります。そうしてですね、「この地域の魅力を生かしながら、住み続けられる場所として良好な居住環境を形成していく必要がある」ということを書いてあります。これは一部です。これは市の都市計画マスタープランの中にそういうことが書いてあるわけです。

そういうことを考えたときにですね、今一番危惧されるのは、先ほどから言っているように、新橋校区のことでございます。この新橋校区は、市役所の総合支所があったりとか、合併前は松山地域の一番の中心地であったわけですがけれども、この中心地が一番衰退していくということだけはですね、どうにかくい止めていかないとですね、松山地域全体がですね、そういう形で進んでいく可能性があるのではないかと思うところでございます。

そういうことで、一つの対策として、新橋校区に定住促進に向けた分譲地を新たに造るべきではないかなというふうに思うところでございます。ただ、今まで新橋校区にも分譲地を造成しまして、合併前ではございましたけれども、そこも完売したというような状況もございます。

そういうことで、この新橋校区の衰退、人口減少、特に高齢化をくい止めるためには、一つの施策として分譲地も必要ではないかなというふうに思うわけでございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 確かに、人口増を図るためにはやはり分譲地を造成することで、そこに住む人が多くなるということで、それは一緒だというふうに思います。ただ、その分譲地については、どこに設置したらいいのか、そこ辺の場所の設定の問題も大きく関わってくるのではないかなというふうに思いますので、そういう分譲地の場所等々、やはり地域の皆さんが一番分かっているわけですから、市がここだと言うのではなくて、地元の方々と協議をしながら取り組みをしていけばいいのではないかなというふうに思っております。

**○20番（福重彰史君）** 市長が申されたとおりであろうかというふうに私も思っております。ただ、どこでも造ればいいということではないですよ。例えば、隣の曾於市においては、現在2か所分譲地を造っておりますけれども、1か所はそれなりに売れておりますけれども、1か所については、1区画も売れないというような状況でございます。だからやはり、私が見てもですね、そうだろうなというふうに思います。それは今市長が申されたとおり、やはり理想とすれば、均衡ある考え方のもとで分譲地を造るのが理想であるかと思っておりますけれども、しかし、実際住む人から見たときは、そういうような理想的なものだけではなかなか住んでくれない、定住してくれない、買ってくれないという状況がございます。いわゆるそういう人たちの住環境ニーズをですね、それをしっかりと捉えられるような、そういうような場所への分譲地造成でなければならぬだろうというふうに、私も思っております。

そういうことで、そういう新橋校区の中で、まさにそういうような条件に合ったというような所があれば、その分譲地に向けてのですね、それは当然相手方もあるわけですから、ただ、そういうような所がもしあるとすればですよ、市としても積極的に取り組むというような考え方でよろしいでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** それはおっしゃるとおり、その地域地域の活性化が何であるかということを含めると、やはり生産人口のそういう20歳から39歳の方々が住んでいただくというのが一番理想であるわけであります。

その一番近道が、その分譲地の住宅じゃないかというふうに考えておりますので、できるだけ内部で協議して、取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** 市長がこの人口4万人構想へ向けてですよ、この5つのビジョンを示しておられますけれども、この5つのビジョンを推進しながら、4万人へ取り組んでいくという所信の中で述べられておりますけれども、その中に、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちを目指す」というふうに言うておられますけれども、松山地域づくり、地域おこしに積極的に取り組んで、魅力あるまちづくりに努力をいたしておるところでございます。そのためにも、早期の分譲地の造成がなされていくことを強く要請をしておきたいと思っております。

そのことについて、再度お気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** これは、先ほど申しましたように、土地の問題、場所の問題等々相手がいるわけでありますので、そこ辺を十分考慮しながら、市としての取り組み体制をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** それでは、2番目を終わらしまして、3番目に入らせていただきたいと思っております。敬老祝金についてでございます。

まず1番目に、現在の支給の在り方をどのように考えているかをお示しをいただきたいというふうに思います。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

敬老祝金支給事業は現在77歳の喜寿及び満80歳の方に3,000円を、満85歳の方に5,000円を、88歳の米寿及び満90歳の方に1万円を、満95歳の方に2万円を、99歳の白寿の方に3万円を、満100歳以上の方に5万円を長寿のお祝い金として贈呈しているところです。

今年度の支給対象者の人数は1,706人で、支給総額が1,387万6,000円でございます。先般、議会の皆様の御協力をいただきましたが、9月5日に白寿を迎えられた方々と最高齢の方につきましては、市と市議会及び社会福祉協議会が合同で訪問し、直接お祝い状とお祝い金を贈呈しており、御本人様、御家族様から大変喜んでいただいたところでございますので、今のところは現在の方法を維持していくという考え方でございます。

**○20番（福重彰史君）** それでは、今年度の支給額は述べられましたけれども、現在のこの高齢者の総数と、いわゆる今年度の支給者数、これは1,706名と今ございましたけれども、この高齢者総数と祝金の支給者数は何人かということ、支給者数は今聞いたのですけれども、改めてこ

こをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

そして、この高齢者総数に対して、祝金支給者の割合はどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいとします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

65歳以上が1万818人、70歳以上が8,061人、75歳以上が5,891人、77歳以上が5,643人でございます。

次に、支給対象者でございますが、1,706人で、65歳以上の方が1万818人いらっしゃいますので、15.7%の支給率となるところでございます。

○20番（福重彰史君） 今、この高齢者総数に対して、祝金支給者の割合というのは15.7%ということであるということでございますが、この総数に対する支給者の割合が15.7%、そして、この敬老祝金支給条例の目的ですよ、この目的からいったときに、この目的の中に、「社会の進展に寄与した者の功労を讃えるため」ということが書いてあるわけですがけれども、この支給者の割合、そしてこの条例の目的、これを考えたときに、支給者数が少ないのではないかなというふうに思うわけでございます。弱いのではないかなというふうに思うわけです。

その点については、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 割合がどうなのかというのは、ちょっと今のところですね、これが少ないのか多いのかというのは今お答えできないところでございます。

○20番（福重彰史君） やはりこの目的の中にも、「社会の進展に寄与した者の功労を讃えるため」ということもしっかりとあるわけですね。そういうことを考えたときですね、やはりこの支給者数の率が低いのではないかなというふうに、これはこの数字だけを見て、そういうふうに思うわけでございます。

そこで、市長は昨年松山地域の泰野地区の敬老会にわざわざ出席をしていただきました。そこで松山地域の高齢者の方々も初めて市長を見る方が多かったのではないかと思いますけれども、泰野地区は1か所で敬老会をやるわけでございます。そこで、下平市長を初めて見たという方も相当いらっしゃったかというふうに思います。

そこで、市長の非常に気さくな、そして庶民的な姿を見て、非常に感銘を受けている方も相当いらっしゃいました。そして、最後にはですね、一緒になって踊りも踊っていただきました。そして、その市長の踊りを見て、所作のいいことにですね、更に出席者の方々、参加者の方々は、驚き、喜んでいただきまして、非常に素晴らしい敬老会ができたなというふうに思っておるところでございます。

そこで、市長、私はありがたいことに挨拶をしてくれということでもございました。その中で、私は市長に公開質問をしたんですよ、覚えていらっしゃいますか。その公開質問は何かと言ったらですね、いわゆるこの敬老祝金についてですね、少しでもいいから全員支給がいいか、今のような支給がいいかということ聞いたところでございます。

公開質問でもございました。そこにいらっしゃる方皆さんと一緒にやったところでございます。

あの結果を見て、市長も分かったと思いますけれども、現状のままでいいというのは2～3名ぐらいしかいなかったと思うんですけれども、大半の方は金額は少なくてもいいから、やはり毎年いただきたいと、そういう意思表示でございました。その状況を見たときにですよ、市長、どのようにそのことを捉えられたんですかね。市長も立ち上がってその状況を見られたと思いますけれども。

**○市長（下平晴行君）** 議員がおっしゃるように、おそらく2名か3名が反対というか、それぞれ毎回もらった方がいいということが実際ありました。私、あのことを見ていて、おそらくこの地域でも、あるいは高齢者の方は毎回いただいた方がいいのかなというふうに、そのときは思ったところであります。

**○20番（福重彰史君）** 市長、あれがですよ、少なくとも松山地域の泰野地区における市民目線ですよ、これに対するですよ。そこで、昨今は定年制の引き上げ、あるいは年金受給者の年齢引き上げということもよく言われているわけでございますけれども、そういうことで、それらのことを考えたときにですね、全員支給とは私は申しませんけれども、その全員支給の捉え方ですけども、現在が77歳から節目支給がされています。少なくとも、この77歳から以上の方に全員支給とするというような、そのような考え方というのはできませんかね。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるように、77歳なのか、80歳なのか、85歳なのか、ここ辺は、これから長生きをされるということで見ますと、高齢者の方がだんだん増えていくということでもあります。財政的なことも含めると、どの年齢から上を、もし全員支給にした場合には、どの年齢からした方がいいのか、そこら辺は内部というか、これは高齢者のいろんな方々の意見も聞きながら、そして今議員がおっしゃるように、それぞれの地域での意見等も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○20番（福重彰史君）** これは、同僚議員からもたびたび質問が出ているわけですがけれども、今日は、私は議会の中で、一人だけしかそういうことを考えてないんだよということではなくて、他にもいるんだよという、そういうような気持を持ってやっているわけです。他にもいらっしゃると思うのですよね。

そこで、私も別に限られた財源の中でやっていくわけですので、現在のこの予算の範囲内での支給ということで結構じゃないかと思うのですよ。皆さん方も関係者の方々も、いわゆるお金は少しでもいいから毎年いただきたいんだという、そういう考え方が非常に強いわけですので、そういうことで、予算の範囲内でやっていただければいいのではないかなと思うところでございます。

そこで、これを簡単に計算してみますと、仮に77歳以上に全員支給するということになったときに、平均では2,459円だと思うのですよ。だから、この端をどうこうというわけにはいきませんから、77歳で2,000円にして、あとの差、459円掛ける総数あるわけですから、それを掛けた金額、それは結構な金額になると思うのです。200万円をちょっと超えるかと思えますけれども、やはりそれはそれで、いわゆる今現在の満80歳とか満85歳とか節目で支給していますよね。ここ

の方々に若干上乘せをしていくというようなやり方をしていけば、例えば、極端な言い方をすると今まで1万円をもらっていた、2万円をもらっていた、5万円をもらっていたというような方々は急に2,000円というわけにもいかないでしょう。だから、その端をそういう方々に振り分けていくというようなやり方をしていけば、確かに相当な減額にはなるかもしれませんが、しかし、一律というような支給ということにはなりませんので、若干、そういう点では理解も得られるのではないかなというふうに思うところでございます。

いずれにしても、今の予算の範囲内でやっていくということは、これはもう私も、これに対してもうちょっと予算を付けてくれというようなことは申しませんので、そういうことで、予算の範囲内で77歳以上に全員支給ができないかということ。これについて、再度、市長、御答弁いただきたいと思えます。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、全員支給になった場合に、先ほど言いましたように、77歳以上がいいのか、80歳なのか85歳なのかということで、内部とそれからいろんな方々に聞いたり、過去のことも含めて、現予算の範囲内と今おっしゃっていただきましたが、その範囲内でどこまで、どういう形が一番いいのかですね、そこは十分協議をさせていただければというふうに思います。

**○20番（福重彰史君）** 今、市長の考え方を承りました。今、平均寿命より健康寿命ということが言われておりますね。いわゆる介護に頼らず、寝たきりにならず生活できる、そのことを健康寿命というふうに申しておりますけれども、それをいかに伸ばすかということが課題というふうになっておるようでございます。

先般、厚生労働省が2018年に公表した健康寿命ですね、これによりますと、男性は72.14歳、平均寿命じゃないですよ、健康寿命ですから。そして、女性が74.79歳であるというふうに公表されておったようでございますけれども。やはりできれば少しでも元気で健康なうちに、一時でもいいですから、多くの方に喜んでもらえるような支給の在り方への見直しというものを期待をして、このことについては終わらせていただきたいと思えます。

次に、4番目でございます。森林行政についてでございます。ここ数年木材需要の高まりを背景に、人工林の伐採面積が猛烈に伸びている一方で、防災上の懸念が高まっておるところでございます。本市の人工林の総面積と2018年度に提出された伐採届、あるいは伐採及び再造林の面積について実績をお示しいただきたいと思えます。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

本市の民有林面積は、1万421haで、そのうち人工林面積は7,833haで、人工林率は75%となっております。2018年度に提出された伐採届、伐採及び再造林の面積の実績については、伐採件数が419件で、103.42ha、人工造林件数が183件で50.6ha、再造林率が48.93%となっている状況でございます。

**○20番（福重彰史君）** 今ございましたけれども、伐採面積に対しまして、非常に再造林の面積が低いのです。いわゆる50%にも満たないという状況でございますけれども、これにつきまして、

何が原因なのか、そしてまた、再生林に向けてどのような対策をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 今、議員がおっしゃるとおり、再生林率が50%を割る状況でありまして、なかなか伸びない状況があるところでございます。原因としましては、山の価値、山を伐採して、その後造林をして残る経費、造林すれば向こう5年間は下刈りというような作業が出てきますので、そういったものを総合的に計算しますと、実際手取りというのが大分少ない状況があるというのと、あと造林の作業員の不足、あと苗の不足等々が考えられると思います。

**○20番（福重彰史君）** ちょっと私も資料を持っておりますけれども、この伐採でございますけれども、伐採が一般業者と森林組合とあるわけでございますけれども、特に一般業者が伐採したところの再生林というのが本当に進んでないという状況ですよね。森林組合が伐採したところは100%に近い状況で再生林がされておりますけれども、一般業者のところは、半分にも満たないという状況です。3分の1ですかね、3分の1ぐらいしか再生林はされないという状況でございます。

一番問題なのは、何で一般業者が伐採するところは再生林が進まないのかというところでございます。ちょっと時間がありませんので。

そういうことで、そういうところから、いろんな森林の荒廃やら、あるいはそういう土砂の流出とか、いろんな問題が起きているのではないかなというふうに思うわけでございます。

伐採届というのがございますけれども、この伐採届をもらっておりますけれども、この伐採届にはいろんなものを書いてあるわけですがけれども、実際、この伐採届が出されて、これをチェックするわけですがけれども、この確認というのがしっかりされているのかというふうに思うところでございます。もちろん無届け伐採もあろうかと思っておりますけれども、これについて、届けの確認はされているかということをお聞かせいただきたいと思っております。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 平成30年度に県からマニュアルについてはチェックシートを付けるようにというような指導がありましたので、それに基づいてチェックして受理しているところでございます。

**○議長（西江園 明君）** 福重議員、最後の質問でお願いします。

**○20番（福重彰史君）** もう結論に行きます。曾於市では「伐採及び伐採後の造林の届に関する取扱条項」というのを今年定めております。それはなぜかという、この届けそのものをより厳格化するという目的でやっているわけでございます。これを見ると、非常に厳しいものが入っているところでございます。やはり、こういうものを参考にしながら、伐採なり、そして再生林もしっかりと促していくということが大事ではないかなというふうに思うわけですがけれども、本市においても、いわゆるこのような厳しい要領等を定めるということも必要ではないかなというふうに思うわけですがけれども、そのことについて、お聞かせをいただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** その造林届書については、今年中を予定に進めていくということでございます。

それから、内容でございますが、地籍図、土地の登記簿、住民票、森林所有者等の市が確認できる確約書等の提出を義務化する予定としております。

○20番（福重彰史君） はい。終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時40分 延会

## 令和元年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和元年9月12日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

東 宏 二

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 岡 崎 康 治	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志 布 志 支 所 長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 課 長 補 佐 江 川 一 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 萩 迫 和 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

まず19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。

昨日、内閣改造が行われまして、それぞれ新しい大臣が任命されて国のかじ取りを任されるということでもあります。本来ですと、そういったことに力を注ぐ場面も必要でしょうけど、今、国が大変な時期になっていると、首都圏でたくさんの方が停電の下で生活している。そういったことに本来ですと力を注いで欲しいものだなと、そう思います。

昨日、夜遅く帰って、いろいろニュースなり見ていますと、びっくりすることもないんですけど、内閣を挙げて憲法を改正していくんだと、こういうことでもあります。先の参議院選挙で、その民意をいただいたと、総理大臣の言葉ですね。先の参議院選挙も国民の民意は、期限を切ったの会見ありきではないですよ。そうしたことが3分の2で、いわゆる改憲勢力と言われている人達を3分の2に届かせなかったと。そのことが、私は大きな民意で、しっかりと憲法審査会、そうした中では与野党合意の下で運営がされていく、そういうことが必要なのではないかなというふうに思うところであります。

憲法99条に、こう書いてあります。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」まさにそういった立場の人が、憲法なんかいいよと、堂々と変えていくということをおっしゃっている。これは果たして、その国は、この憲法に基づいて憲法が求めている、その姿に国や県、私達ここの自治体も全てこぞって憲法が求めているそこに近づけていくと、その努力をするのが本来の在り方だというふうに私は思っています。

そういった意味で、私も長い間、議員をさせていただいてますけど、その立場は一貫して国民が主人公、そして、その憲法が求めているそれにかんして近づけていくかという、私なりの議員活動を通してのやり方で、その実現のために力を尽くしていこうという、一自治体の議員ですけども、そういう立場で、私は今の安倍政権のああいう対応でいいのかなと。でも、ここの志布志市の行政、そして議会は、下平市長をはじめとして執行部の皆さん、そして議員の方々、真に憲法の求めているものに近づけていく、その努力をしていく、そのことが私は大きな責任だというふうに思っています。そうした立場から、今回通告を4点ほどさせていただきました。通告順

に従って質問をしたいと思います。

まず、保健行政ということで、「国保運営の2018年度決算の状況を問う」ということで通告をさせていただきました。

国民健康保険の会計の在り方、運営主体が県に移行して初めて決算が明らかになる、そういうときであります。この9月議会に恐らく出てくるとと思いますが、昨年度2018年度の決算の状況はどうだったのかということをお示しをいただきたいと思います。大まかでいいですよ、細かいことを問うわけではありませんので。

**○市長（下平晴行君）** 小園議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の国保運営におきましては、県国保運営方針に基づき、県と市が共同で運営するとともに、国保税の賦課方式を所得割、均等割、平等割の3方式に改正しまして、初めての決算となります。

決算状況といたしましては、歳入合計44億9,756万2,928円、歳出合計42億7,398万7,934円となり、収支差引額の2億2,357万4,994円が次年度に繰り越しされる見込みとなっております。

この収支差引額から前年度繰越額を差し引いた実質的な収入と支出となる単年度収支については、8,377万3,000円の赤字となっております。

また、単年度収支に含まれる実質的な黒字要素である国保基金積立額を反映した実質単年度収支については、2,622万7,150円の黒字となったところでございます。

平成29年度は、医療費の落ち着きもあり国保基金として1億1,000万円を積み立てたところではございますが、現状として平成30年度から医療費の伸びが見込まれることから、今後も国保運営は厳しい状況にあると考えております。

**○19番（小園義行君）** 今、市長の方から、それぞれ答弁が出ましたけど、今回のこの決算審査特別委員会で議論されるんでしょうけど、今市長がおっしゃったとおりのことだというふうに思います。後で議案としてくるわけです。初めて都道府県化ということで、国が制度を変えた、その初年度ということで、どんな決算になるんだろうかと思いながら聞いたところでしたが、今後、国は、いろいろなものを最初私たちに説明した方式から、変えていこうとしているんですね。保険者努力支援制度というのがある、いわゆるインセンティブですよ、誘導型で頑張っている自治体には、お金をたくさんやりますよと、こういうふうに加算方式だったものを今後は、これを減算方式ですね、マイナス点を設定してメリハリを強化していくという方向にやるということと、国保新聞等々で、そういうことが議論されているというふうに記載しております。そうしたときに、私は県が示す標準の保険料率、そういったものがいわゆる税金を納めていただいている本市の方々にどういった影響があるんだろうかというのを少し心配をしたものですから聞いたところでした。これについては、今後ぜひ県にお願いをすれば変ですけど、統一保険料にする、そういったものとか、応能・応益割の負担割合、そして算定方式の統一化、こういったものをどういうふうに関後、県がやっつけいこうと思っているんだろうかと。前の市長のときに、この都道府県化について何回か質問をして、「我がまちは頑張っているから、統一した保険料なんかにし

てもらったら困る」と本田市長は、それを明確に述べておられました。全くそのとおりだと思います。志布志市は、よく頑張ってきているというふうに私も思っておりますけれども、こういったこと等を踏まえて、ぜひ今後は市長としても県に対して、そういったもの等々につけて、いろんな要求はしていただきたいと。我がまちは、いち早く3方式に変えて、資産割を除きましたので、当然下がりますよね。その分は所得割、そういったところを当然上げないと、これは収支が取れないことで1%ほど上げられているという状況になっているわけですけど、ぜひ今後も国保の運営に当たっては、本当に慎重にやっていただきたいというふうに思うところです。

国保税が高いというのは、皆さん国保に入っておられる、ここの議員の方もそうだと思うんですけど、高いなというのが正直な実感だと思います。

実は一昨日も、昨日でしたかね、税務課の方に40代半ばの青年の、青年といいますか、もう大人ですけど、その人の滞納の相談に行って、税務課にお願いをしたところでした。滞納されていると、非常に小さくなってしまふようなところがあるんですけど、本当に税務課の皆さん方は親切によく対応していただいて感謝をしているところでもあります。そういった人たちの声を毎日というわけではないですが、数多く聞いて税務課の方にお問い合わせに行くという立場からしたときに、この都道府県化で国が示す基準であると大変高くなるというのは見えていますので、そこについては、ぜひ保険者として努力を、一市町村ですけど、自治体の長としてやっていただきたい。最終的には、ここの議会でしか保険料の条例というのは決められませんからね。我がまちで、これは決められることですので、ぜひ、そういった立場でお願いをしたいと思います。この国保の運営については、お願いといいますか、そういう立場で市長、やるということによろしいですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、国保に関わっている被保険者については、先ほどありましたように4方式から3方式になったと、そういうことで資産割の減になったということになっておりますが、基本的には被保険者の方々が、やはり国保税を納める中で、そして安心して暮らせるような体制づくりをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** そういうことで、この保健行政の2番目に、これまで「子育て世帯の負担軽減として均等割の見直しを考えられませんか」ということで、平成30年6月議会で国保と協会けんぽの負担の割合をお願いをして、国保が39万2,200円、協会けんぽ20万600円とあって、約倍のもので均等割の見通しのお願いを市長にしたところ、こういうふうに答弁されておられます。「被保険者が多い世帯ほど受益が大きいため、それに見合う負担はお願いせざるを得ないのではないかと考える」と、次に、平成31年3月議会で同じ質問をさせていただきました。そういう答弁がありましたのでね。国保世帯で、そういう第3子からどうですかということも質問したところでしたが、「129世帯で152人、第3子以降の世帯であります」と。そして、そのいわゆる第3子以降の均等割の軽減等を行う考えはありませんかということで質問したところ、「152人で261万6,000円程度になります」という保健課長の答弁があつて、市長は「十分検討し、そのような形でできるのか勉強させて欲しい」という答弁でありました。

そして、先の6月議会で「国保税の均等割の見直し、どう考えますか」ということで、私は

「市長のやっぱり、そういう決断が大事ですよ」ということで質問をさせていただいたところです。市長は「市独自で、どういう形で歳出ができるのか、もう一步踏み込んで対応していきたい」と、そういうふうに答弁をされました。この間、それぞれいろんな自治体で、この均等割の見直し、そういったものを実施している自治体があります。隣の鹿屋市等もそうですね。そういった意味で、最初市長の答弁は、「まだ勉強」と大変失礼ですよ、これは市長に対してですね。不勉強という言葉は適当でないかもしれません。よくあれしてないから、ちょっと勉強させてくれと、そういうことで、この間されています。「もう一步踏み込んで対応していきたい」という答弁だったんですね、3月の時ですね。3月議会の時、保健課長の答弁で「第3子、多子世帯で261万6,000円程度となる」ということで、こうしたお金が、どうにかして作れないものだろうかとか、さっき冒頭言いましたね、国保を滞納している人は、たくさんおられるんですよ、大変な状況がある。この261万円あったら、そういう子供をたくさん抱えておられる国保世帯、赤ちゃん1人からかかるんですからね。何も生産、いわゆる仕事が無い、収入の無い人にも関わらず。そういった意味で、この261万円という、この金額をどうにかできないものですかということですけど、基本は市長の立場だと思うんです。

私たち議員は謙虚でないといはいけないというふうに思っていますが、仮に、私たちの委員会が、例えば、北海道や沖縄に所管事務調査、そういったもので1回行きますと、約100万円ほどが経費としてかかるんじゃないかというふうに思います。

そして、その国民健康保険税を滞納されている人から100万円のお金を集めるというのは大変な努力が必要なんですよね。そういった意味で、この261万円という、このお金をどこから引き出すのかと。ぜひ市長、考えて欲しい。さっき言いましたね。滞納の相談に来た1人の青年に子供さんがいたらもっとあったと思うんですよ、そういう意味からすると。ぜひ、この多子世帯ですね、ここ、お金は作り出せるというふうに私は思います。

そういった意味で、市長に3回ほど質問して、「もう一步踏み込んだ対応をしたい」という答弁をされています。この第3子以降の均等割何とかして負担の軽減というのを図っていく考えはありませんか。

**○市長（下平晴行君）** 平成30年度の国保運営状況についてでございますが、平成29年度、医療費が落ち着いたこともありまして、国保基金を積むことができたということでございます。

基本的には、被保険者が年々減少している中、療養給付費が2.7%増加しているという状況で、1人当たり医療費も5.5%増加している状況でございます。

医療費の増加に伴い、県に支払う国保事業費給付金が年々増加していく状況の中で、健全な国保運営を保っていくためには、国保税や国保基金等の財源を確保していくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

現段階で、本市独自で均等割の軽減を行うことは、今のところ少し難しいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 昨日、一般質問を聞いてまして、南議員とのやり取りの中で市長の方か

らこういう言葉がありました。「そんな後ろ向きのね、ことじゃなくて、もっと前向きに考えたらどうですか」と、そのまま市長にお返ししたいとは思わないけれども、ぜひですね、あの南議員の一所懸命さですよ。それ対してね、私は後ろ向きとはあまり思わなかったんですけど、あれは前を向いてのやり方だったと思うんですけど、市長、ぜひですね、後ろ向きに考えるじゃなくて、もっとですよ、現実を見たら2億3,000万円ぐらいからの収入未済があったり、いろんなことで子育て世帯、本当に大変ですよ。交付税は子供がたくさん生まれると、志布志市には余計入ってくるんですよ。でも、今度は負担となったら、その御家族の方が大変。これが社会保険だと何ら問題ないわけですけど、そういう構造的なものを国保が持っているというのは、これまでも何回も質問してきましたので、もうやり取りしたいとも思わないんですけど、ぜひここをね、261万円ですよ。これを何とかできませんかと、基金の一部でも取り崩してですよ、1億1,000万円ですよ。260万円、約300万円を当初予算で出したら、当然それは可能になっていくというふうに思うんですけど、市長の正直な考え、今のそれは課長の答弁書だと思うんですけど、私は。市長の正直な思いを、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 正直な思いと申しますか、これは本当に260万円という額とすれば少ない額に思えるんですけど、ただ、いわゆる税負担の公平性という、そこから見た場合に、歳出しているのかどうかという、そこがちょっと引っ掛かるものですから、そこ辺をクリアできれば、額にしては、そんなに影響はないというふうに思っております。

○19番（小園義行君） その公平性を言うならね、国民健康保険法第1条に何て書いてあると思いますか。「社会保障に寄与する」というふうに書いてあるんですよ。この社会保障というのは、どういうことかといったら、「公平な運営」という間違っただけの捉え方をされてるんじゃないかなと思いますけど、そうじゃなくて、国民一人ひとりが安心して、そのまちで暮らせる、そういうものにしていく、そのために病気になったり、いろんなときに、その保障をきちんと享受できるようにしていく。そのために均等割とか、こういう保障に対する考え方、もともとはあったんですよ。それが国が1984年、その頃に変えてですね、当時は45%の国の負担があったんですよ。今は30%を切っているような、そういう負担割合にずっとしてきた、そこに原因があるんですよ。だから、本来公平性を言うならね、本当に憲法が求めている生存権、それを発揮して、きちんとこれぐらいの、これぐらいと言ったら変ですけど、このお金を何とかして作り出すと、そういう立場に立てませんか。

○市長（下平晴行君） なかなか答弁が難しいんですけども、おっしゃることは十分理解をしているところであります。

ただ、そういう税負担の公平性とか、私の考え方は、そういうことでは国保税の7割・5割・2割軽減そういうものもありますし、そこら辺がちょっと引っ掛かるものですから、もう少し内部で、協議をさせていただいてよろしいでしょうか。

○19番（小園義行君） もう1回言いますね。例えば、議会が予算を議決しますね、議決しない限り当局は使えないわけですけど。社会保障というのは、例えば「私の家は障がい者は誰もいな

いが、何でこんな障がい者の予算なんか付けるのよ」、「うちは学校に行っている子はいないが、何でこんな教育費を付けるんだ」。「うちには高齢者いないけど、何でこの高齢者の予算なんかこんなに付けるんだ」って、みんなが言い出したら大変でしょう。公平性というのは、基本的な社会保障として、どうあるべきかということが、国民健康保険法の第1条の目的として書いてある以上、他の会計からすると違うと、そういうことじゃなくて、社会保障としての目的をうたっている以上、みんなが安心して病院にかかるとかね、そういうことにしないと、これ滞納していったら資格証明書に最後はなるんですよ。我がまちは努力して出してないからいいんですけど、そのことを考えたときに本当に、その子供たちが安心して病院に行けるように、今は18歳未満は、そうなるんですけど、負担として、その子供たちの責任じゃないですよ、お父さんお母さんの経済の状況でそうなった。そのことをどういうふうに、ここのまちのトップとして受け止めるのかと、そういうことなんですよ、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** それはおっしゃるとおり、そういうふうに私も同じように感じているところではあります。

ただ、歳出の仕方が本当に今の、こういうもろもろの税の負担の問題とか、そういうことを考えた場合に、先ほど言いましたように歳出していいのかどうかということなんですけど、本当はおっしゃるとおり、約260万円ですね、その歳出をすることで、その対象になる方々は大変喜ばれるというか、生活も楽になるということは重々分かっているわけでありまして。

先ほど言いましたように、ここで、「はい出します」ということが、ちょっと私自身にありませんので、内部でも十分協議させていただいて、この取り扱いをしていきたいというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** 「内部で協議させて」ということでしたので、ぜひですね、ここに座っておられる方々は皆さん法律や条例・要綱・規則というのは、自分たちを守るためにあるのではなくて、住民を守ると、その立場で執行してもらいたいと。なぜなら、法律は人が作って、運用するのも人ですよ。私たち議会には執行権はありませんよ。執行権を持っておられるのは皆さん方ですので、何とか、この人の悩み、要求を、この法律・条例・要綱・規則の中でできないものだろうか。この立場で私は臨んで欲しいと、それが下平市長が目指している「市民目線」と、そういうことじゃないんですかね。「少し勉強させて」ということをおっしゃっていますので、「何を勉強してきたんですか」と次に聞くつもりですけど、ぜひですね、本当に真剣に考えて欲しいと思います。そのことについては、今の答弁を含めて、また次の機会に譲っていきたく思います。

次に、施政方針でフッ化物洗口の事業を実施したいとの方針が示されて、現在保育所、幼稚園でも始まっているところですが、その現状と今後の対応、取り組みをどうしようとされているのかということでお伺いをしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

本年3月定例会の施政方針で述べております本事業においては、市内の保育所・認定こども園

等に対しまして、フッ素化物が入った溶液でうがいを行う、フッ化物洗口の普及を図る取り組みを進めております。

昨年度、市内の保育所・認定こども園を対象に実施意向の説明会を実施し、各園に確認を行ったところ既に取り組み済みの6園を除き、8園が新たに取り組み意向を示されたところです。

現在は、実施意向のあった全園と事業打ち合わせを行い、歯科医師会、薬剤師会、大隅地域振興局等、各関係機関と連携・調整しながら各園での保護者説明会の開催時期の調整に入っているところでございます。

保護者説明会開催後は、同意書を取りまとめ、同時に園児への洗口指導を実施した上で、安全に実施できるよう支援してまいります。この取り組みにより、幼児期のむし歯の低減及び健康な口腔の育成が図れるものと考えております。

今後は、乳歯から永久歯が完全に生えそろう14歳頃までの継続した取り組みが重要と考えており、来年度、小学校での実施に向け関係者が必要性を共通認識し、志布志市の子供たちの生涯にわたる健康維持につながるという目的に沿った形で実施できるよう丁寧に取り組んでまいります。

**○19番（小園義行君）** 今、目的、そういったものが出されたらと、私たちが3月の議会で施政方針と予算審議の中で少し違和感というところですが、そういうのを急にやるんだね、みたいなのがあったんですね。私自身も、うちの息子たち、子供たちが小さい頃、フッ素を歯に塗るという、そのものがある、久しぶりに、このフッ化物洗口というのを聞いたんです。

実際、志布志市で、それを本気でやるということの中で、むし歯にかかっている園児の罹患率、そういったものが、どういう状況があって本市として、このフッ化物洗口というのが有効だからやろうというふうになったのか、むし歯の状況、そういったもの等々は、どういうことだったんですかね、事業を始めようとしたときですよ。それがあれば教えてください。

**○市長（下平晴行君）** 鹿児島県母子保健統計によりますと、本市の3歳児むし歯有病者率は、年々減少傾向であり、平成29年度には県と比較して有病率が低くなっております。

しかし、全国と比較しますと、平成29年度で志布志市は18.96%、全国では14.43%ということで高い状況でございます。

平成29年度の志布志市の12歳児むし歯有病者率は59%、県が42.3%、全国が34.87%で、本市及び本県ともに全国平均を上回っているという状況でございます。

全国1位の新潟県の有病者率が21.6%と比較すると、本市は約3倍の高い状況であるということでございます。

**○19番（小園義行君）** そういう状況があり、それを少しでも減らしたいということで、市長の方の思いがあって事業に取り組むということで、施政方針等に反映されてきたんだろうと思います。

そこで、先ほどの答弁の中で、14歳までの子供たちに広げていきたいと、当面来年は小学校へというようなことであったわけですが、これですね、実施のための環境づくりとしての基礎固めといいますかね、市長部局として、これ行政の責任でちゃんとやっていく、いろんなことが起き

たとしても、やっぱり志布志市は、これを行政の責任としてやっていく、教育委員会にも広げますから、はい教育委員会どうぞと、こういうことじゃなくて、市長部局として、このことを明確に市の責任としてやっていくと、そういったものが、この事業を始めるに当たって、どういう過程を経て、そこに行き着いたのかと、その経緯ですね。市長としての、そういったものは、どういう環境づくりがされて施政方針、そして事業実施というふうになったんですか。そこについて、お願いします。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、先ほど言いましたように、新潟県の実例等々がありまして、やはり、親がしっかりと、その辺の中身が分かっている家庭については、そうでもないでしょうけれども、ほとんどの子供たちが、その意識というのは、個人では無いような状況であるわけです。

いわゆる「8020（ハチマルニイマル）運動」というような、今、口では言ってるけど、実際私も含めてなんですけど、相当なむし歯で、この影響というのは他の病気とも関連がすごくあるというようなこともありますので、そういうことで始めようということと、教育総合会議というのを経て、そして、先ほどおっしゃいましたように、これは市として、教育委員会がどうこうじゃなくて、市を中心に、中心というか市が取り組むという体制づくりで、そして基本的には、幼児、小・中学生をむし歯から守ろうという考えで取り組んだところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長、実は私も、むし歯はゼロです、67歳ですけど。この前ちょっと不都合があって先生に診てもらったら「親知らずだけは小園さん取りますかね」と言って1本取って、「先生、私の歯は今何本ですか」と言ったら、大体32本あるんだそうですよ、2本ほど取りましたので30本です。「8020大丈夫ですかね」と聞いたら、「小園さんは大丈夫ですよ」と歯科医の先生がおっしゃった。この8020運動というのは兵庫県の南光町という、その町長さんと、たまたまお願いをしていた歯科医の先生との関係性があるって、行政が取り組んでヨーロッパなど、いろんな所を視察もして、どういうふうな形で、この歯の健康を保って、80歳で20本残すかということで努力をされて、厚生労働省の国の運動になったんですね。だから、一自治体のそういう取り組みが本当に大切なものであれば広がっていくと思うんですよ。そういった意味からして、この口の中の健康、歯が無いとですよ、物を食べたり、それがうまくできないと健康を害していく。言葉をしゃべる、それもそうですね、今うちの孫が2本ぐらい抜けていますけど、しゃべるとき、それが結構かわいいわけですけど、そういったもの等々もあって、とても大事だとは思いますが、真剣に議論をして、そこに至ったということですね。

そこで、今実際に保育園等々で始まっているという状況ではまだないと思うんですけど、具体的にそれが始まっているんですか。

**○市長（下平晴行君）** 市内の保育所・認定こども園等の19施設のうち、現在既に取り組み済みの園は6施設、31.6%あります。

今年度新たに取り組むのは8施設、42.1%を予定しているところで、合計で73.7%が取り組みをしていくということでございます。そういう状況でございます。

○19番（小園義行君） 実際には、このフッ化物洗口のガイドブックというのを私もいただいて、よく読みました。現実には、まだブクブクの練習とか、そういったものは全く始まってないというふうには今の市長の答弁だと、やっているとおっしゃいましたが、具体的には、そこまでまだいってないんですよ、正直。

そこで、始めようとしているその中で、職員や保護者の共通理解の在り方、どういうふうに関われて、それが、うちはやるよというふうになったのか、これ書物を読むとフッ素というのは劇物、劇薬ですよ。普通だと、それだけ見ると劇薬を口に入れるのかと思いますよね、私たちは、でも薄めると、そうではないというふうに書いてあるんです。だから、ぜひその安全性も含めて職員や保護者との共通理解をどういうふうにもって、うちの園はやろうというふうになったのかと、そこについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

実施を希望する園において、園の職員と様々な協議を行ったところでございます。主な協議としては、歯科医師・薬剤師との連携の下実施すること、保護者や職員に対する説明会の開催、保護者の同意の取りまとめ、薬剤の購入方法・保管等管理について、薬液の作成・保管について、園児の水による洗口練習の実施、今ほどおっしゃいました「ブクブクペー」でしょうかね。実施する時間帯や園児への洗口液の配布方法、それから実施回数、週に5回ほどということで、その他、取り組むに当たり心配なことや不明な点等について一つ一つ確認しながら協議を行い実施していくことで了解を得ているところでございます。

また、歯科医師会や薬剤師会へ市内の保育所等でフッ化物洗口を実施していくに当たりまして、協力を要請したところであります。関係者からは取り組みの賛同をいただき、円滑な実施に向け様々な意見をいただいているという状況でございます。

○19番（小園義行君） このフッ化物洗口は、週1回法とか、週5回法とか、いろいろあるんですが、我がまちがどういう方法を考えて、これでやろうというふうになったのか。

そして、お父さん、お母さんの希望を取った上で、この8園ですか、ここについては具体的に、そういうものを取って、そして、こういうふうにやりますという本当の意味での共通理解に立つための説明会というのを何回ぐらいやられたんですかね。

○保健課長（西山裕行君） ただいまの保護者に対する説明ということでございますけれども、実施にあたりましては、園の方へこういう事業を実施しますということを御説明いたしまして、それでは本年度から実施をしますというようなことで賛同をいただいたところをお願いをしている状況でございます。

保護者に対する説明については、今後説明をして、その後、同意をいただいた子供さんに実施をします。同意をされなかった子供さんについては、フッ素による洗口については行わないということで進めていくというふうにしております。

○19番（小園義行君） 今、課長の方から答弁がありましたね。これ園に説明するだけではね、保護者の同意というのは非常に簡単にいかないんじゃないかと思います。もちろん私は、これを

反対している立場でも何でもありませんよ。実際ね、これ保育所も大変になると思うんですね。フッ化物の薬剤を誰が購入、劇薬ですからね。誰が購入し、そして保管はどこにして、誰がどう作った、薄めるのは誰がどう作った、それをどれだけ作ったって、きちんとしたものを作成した上で購入する時も記名、押印、それが必要だし、保管する場所と薬剤管理の出納簿をちゃんとしないと、これもまずいわけですよ。

今課長の説明だと具体的には、まだ今から始まるというような状況だというふうに理解しますね。具体的に、ブクブクうがいをして30秒して、そしてまた元に戻して、30分は飲んじゃいけませんよ、何も食べちゃいけませんよという、そういった訓練等々は、まだ始まってないんですよ。

**○保健課長（西山裕行君）** 今の状況につきましては、今から保護者説明会をする予定でございます。その中で、ブクブクうがいのやり方とか、そういうものを保護者の方にも説明をこれからしていきます。

あとフッ化物の洗口剤の購入・保管等についても園の方へは説明をしております。それについても先ほど言われましたように、園の職員が薬局に、その指示書を持って行って署名・捺印を行った上で購入というようなことと、水への溶解前の洗口剤については、先ほど言われましたように劇薬になるというようなことでございますので、子供が入室しないような場所、かつ鍵のかかるような戸棚に保管するというので、使用の際は洗口剤の出納簿にて、しっかりと管理をしていきますというようなことでございます。

それから、溶解後の洗口液については、普通薬の取り扱いになるということでございますので、その後は冷蔵庫等での適切な保管のお願いを園の方へはしているところでございます。

あと作成についても、洗口指示書を基に薬局で購入したものを園の方で水に溶かしていただくというようなこと、園の方へは、そのやり方等についても説明は今行っているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 課長、具体的にブクブクとやって洗口して、実際に始まっているということじゃないですよと聞いたんですが、実際に始まっているの。

**○保健課長（西山裕行君）** まだ実際には、そのブクブクうがいの事前の練習については、まだこれからということでございます。

**○19番（小園義行君）** 市が行政、市長部局として、本当に市の責任として、このこと取り組むという、その決意と、これまでの合意形成は、よく分かりました。

ただ、現実は今まだね、それを具体的に始まっていないという状況の中で、今課長が答弁された、その歯科医師の指示があつて薬剤師、そういうものがあつて購入とか、そういうのは、法律でするのでそのとおりしないといかんわけですから、それは分かりますけど、ただ現実はまだ保育園で、それを実際ブクブクうがいが始まっていない状況の中で、小学校にこれを広げていくという、そういった方針で、14歳といたら中学校までですね、市長そういうことですね。

それはそれで考えとしては分かるんですけど、まず保育園、そこですね、大変言葉は悪いんですけど、先にやりますよと、小さい子供のむし歯が多いということで、そこについて今課長が

答弁された、そういったもろもろをきちんとこなした上で、お父さん、お母さんたちの同意も得ながらやるということで、これをいきなり来年度から小学校へ広げていくというのは、少し僕は無理があるのではないかと、まず、まだブクブクうがい、まだ今は9月です。始まっていない状況の中で、今年いつから始まるか分かりませんが、それを保育園、そこにこうやってみて、いろんなお父さん、お母さんの考えがあるでしょう。

そして、それを含めて、やっぱりこれは効果があるから小学校にも広げていこうと、そういう方向なら理解があるけど、まだ保育園で実際始まっていない状況の中で、市長の答弁だと「小学校にも広げていきたい」ということです。そこは少しね、慎重にやった方が、働き方改革等々を含めて、非常に、今課長が答弁された歯科医師との連携、薬剤師との連携、誰が買いに行く、そして保育所の場合ですよ、誰が買いに行って誰が希釈する、それを作るのか。当然いろんな問題があると思うんですよ。最終的には市長の責任ですけど、いろいろね。でも、そういうものをちゃんとやった上で、やっぱりこれを今度は学校現場に広げるとしたとき、学校もまた大変困難さを伴うのではないかとこの心配があるものですから、市長の答弁を聞いてですよ。とりあえずは小学校だということでしたので、今まず保育園・幼稚園で、それを実際にやってみて、ああこういう問題点があった、こういうものがある、具体的にはこうの方がいいというものを経た上で、小学校に導入するなということではないんですけど、そこについては市長、少し止まって考えられた方がいいなど。

それで今、教育総合会議の話、資料ありますけど、あそこには、このフッ化物洗口のことについては、具体的に入ってなかったものですから。資料としては、この前にされたんですね、多分ね。僕がもらったのには入ってないものですから、だからぜひ、そこについては、やるなという立場じゃないですからね。慎重にやらないと、保育士の先生方含めて、大変責任が伴うものですから、小学校に広げていくという点では、市長部局がきちんとしたものを持っているというのは、よく分かりましたので、それを当面、保育園・幼稚園という所で実施して、1年なり2年なりしてですよ、やっぱり小学校にも広げようと、それだと何か、私は施政方針の中では小学校まで広げるなんて市長書いてないですよ、述べてないですよ、あれはね。施政方針ではね。当面ないですよ、だからぜひ、そこは少し市長、急がないで、前のめりになるのは分かるんですよ。私も市長だったら、どんどんやりたいことをいっぱいやりたいと思うのは当然だと思う。でも、ここは少し、ちょっと待てませんか。保育園と幼稚園をきちんと問題なく執行できた段階で広げていくということが僕はベターではないかなと思うんですが、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** それはおっしゃるとおりだと思うんですが、ただ6施設が、もう実際やっているわけです。ですから、そういうやっている所の経験等も生かしながら取り組みしていきたいということで、対象児は4歳から6歳で、今年度は7施設で206人が、そのフッ化物洗口に取り組むということでありますので、おっしゃるように、そこら辺は重々しっかりとした体制づくりを、あるいは取り組む園にとっての、先ほどありました管理の在り方等々をしっかりとって、取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、課長の方から、「またブクブクうがいは始まってません」という、そういう答弁でしたからね。そういう答弁でしたよね、さっきね。だから、まだしてないんだったら、今からそういう準備をされて、ブクブクうがいの訓練とかですよ。希望で「しないという人は水でやる」というふうに書いてあるんです、ガイドブックはね。そういったものを経てみて、その結果で、やっぱりいいよねということであれば、小学校・中学校に広げていくというのは理解をするんですけど、まだ今の段階ではないということですのでね、少し様子を見て、その結果で次に進んでいきませんかという、そういうことなんですよ。

これ学校に広げるといったら、またいろいろ聞きたいことがいっぱいありますけど、市長の答弁、今初めて聞きましたので、そこについては認定こども園等々でやってみて、その結果で前に進んでいくという、そういうスケジュールというか、そこには立てませんかということですよ。施政方針では、あくまでも今年度は、ここだという、保育園と幼稚園という、そういうことでしたのでね、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 現在の実施率が、いわゆる3割程度であるということで、今年度末に実施率が7割程度になるということであります。

ですから、全体を初めてするということがないわけでありますので、松山地域がもう何年かな、相当前から実施してきているというような状況でありますので、そういう面からすると、そういう先進地がやっている事例等もありますので、そこら辺は十分それを生かしながら取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） ちょっと答弁の整理をしてください。全然してないとか、しているかという、その辺のところを質問されていますから、ちょっと答弁の整理をしてください。

○市長（下平晴行君） 先ほどの答弁の仕方がまずかったかもしれませんが、現在の実施率は先ほど言いましたように、3割は実施していると、6施設は実施していると。

今度新たに8施設ですが、全体では206人が新たに取り組むということです。全体が、先ほどの答弁の仕方では、全体が初めてだというようなことに取られたかもしれませんが、そういうことで6施設は実施済みと、新たに8施設が取り組みをしていくということでございます。

○19番（小園義行君） 始めるというのは、うちの園としてやってもいいよと、そういうことと併せて、ブクブクうがいによる洗口が始まっているのかということのをさっき聞いたんですよ。それが始まっているんですか。

○議長（西江園 明君） そこをはっきり確認を。

○19番（小園義行君） もう1回、言ってください。

○市長（下平晴行君） 6施設は実施していると、今後新たに実施するのが8施設ということでございます。

ですから、先ほど言いましたように実施済みの園がありますので、そこら辺の今までの進捗してきた状況等も経験しているわけですので、そこら辺の状況なんかを聞きながら進めていきたいというふうに考えているところです。

○19番（小園義行君） 全ての保育所・認定こども園で、まだ志布志市全体的としては全部始まっているわけじゃないんですよ。ぜひそういった中で、小学校、学校現場にも広げていくというのは、少し私はね、継続という意味ではいいでしょう、その点ではね。でも基本、学校現場において志布志市の責任として、一つだけ聞きますね。学校で、この管理は誰がするんですか、校長先生ですか。仮にそうした時ですよ、校長先生が1回1回希釈したり作ったり、いろいろやって、そういうこととか、具体的に広げるということであれば市長部局として教育委員会に、そういう委任をしないといかんでしょう。「こういうふうに考えてるからやっていただけませんか」と。基本ね、そこは教育委員会に丸投げというふうには僕はならないと思うんですよ。保育園だってそうでしょう、本来だと保育士の先生たちが、これをやったら責任があるじゃないですか、量を間違ったり、いろいろある。

だからぜひ、そういったものについては、保育所で、まだ全部進んでないんであれば、いつとき立ち止まって考えませんか、やるなという意味じゃないですよ。具体的にどこは聞かないから、誰が希釈して、管理は誰がしているんですか、そのやっている保育園、一つでいいからちよっと教えて。

○市長（下平晴行君） 今の質問は、後でまた。

その前の取り組みについてでございます。これは、基本的には、教育委員会も市の組織の一環ですので、一緒になってやるわけですが、先進地では、保健課がやっている所もありますし、教育委員会がやっている所もあるということでもあります。考え方としては、希釈する業者など、そういうところがあれば、お願いしていくあまり負担のかからないやり方も一つはあるなどというふうに考えているわけです。

教育委員会も保健課の方も、そのための人手がどれぐらいかかるのか、希釈や管理の在り方も含めてですが、ここも内部でお互いに十分協議していきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、これを今答弁を聞いてもですよ、具体的にどうやっているんですかといっても、なかなか難しい状況でしょう。どこの保育園で誰が管理して、誰が購入して、どういうふうに、それを希釈したのは誰で、どこにどうやっているのかと。具体的に、こちらに届けられればいいんですよ。出るんですか。

○議長（西江園 明君） 関連して質問がなければ、ここで答弁準備のため休憩しますけれども、今の答弁をもらわないと前へ進めませんか。

○19番（小園義行君） いやいや、もう終わりますけど、この件については。

最初は「始まってない」だったんだけど、「始まっている」とおっしゃる。答弁があっちに行ったり、こっちに行ったりすると、僕なんか質問できなくなるんじゃないですか。

市長は「やってる」とおっしゃった。向こうは「してない」と言うからさ、具体的に「ブクブクペー」をしてないわけだから、まだ。

○議長（西江園 明君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○保健課長（西山裕行君） 大変申し訳ございませんでした。説明不足でありました。

今、園の方で自主的に実施しているところでの取り扱いの仕方ということでございます。

フッ素の薬剤の管理者については、園長が管理をしているということでございました。管理場所については事務室、事務所で管理をしているということで、薬剤を作っている方については、今現在保育士が作っているということでの回答でございました。

○19番（小園義行君） 今ちょっと答弁の整理がつかまりましたけど、法人が自主的にやっていたものと、それは6園あって、市の今回この事業として始まったのは、具体的にまだ「ブクブクペー」と、洗口の事実は無いということですよ。

だから、そういったときに、このいろんな問題があるから、そこを少し様子を見た上で学校にも広げたいということでしたので、そこについては、一度立ち止まって合意形成の在り方等々含めてですよ、学校だって校長先生、そして担任、いろんな養護教諭の先生もおられる。すごく忙しい中に、これを持ち込んだらどうなるんだろうという心配をするんですよ。ぜひだから、現実にはブクブクうがいの訓練をしたり、いろんなことが出てくる、そういった中で、それを市長として広げたいということでしたので、当面少し様子を見てですよ、小学校への広がりというのは、私自身としては、今の学校の先生方の働き方等々を見てみると、とてもじゃないけど、大変だなという思いがあって、ちょっと立ち止まりませんかというふうに思うんですけど、市長、まだ市の予算として始まってないわけで、そこについては、少し1年とかですよ、余裕をみて、やるなどということを言っているわけじゃないんですから、そこについてはいかがですか、最後。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように、10月から全体的に初めてになるということになるかどうかというふうに思っております。

ただ、しかし、子供たちの歯を守るということでいきますと、もちろん働き方改革もでしょうけれども、先進事例等を見ますと、そういう結果が出ているわけでありますので、半年状況を見ながら、学校の取り扱いについては、ぜひ来年へ向けて取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○19番（小園義行君） このフッ化物洗口も悪いとは言いませんよ。でもね、市長いいですか、令和元年8月12日の南日本新聞に掲載された、原田小学校6年の中濱由奈さんの「子供のうた」の、「歯をきれいに」というところです。「歯みがきしよう むし歯になっていないかな しょうが残っていないかな もしものときは これの出番 デンタルフロスと歯ブラシだ 二つ使ってピカピカに むし歯よぼうにとりくもう 歯をきれいにね」という由奈さんのうたが新聞に載っていますよ。だからぜひ、フッ化物洗口だけというふうには市長も思っておられないでしょうけ

ど、こういうふうに努力して、歯の健康に取り組んでいる子供たちも当然いるわけで、「様子を見て」という言葉が少しありましたので、ぜひ保育所・認定こども園等の取り組みを含めて、やるなど言っているわけじゃないですからね。ぜひそこについては、学校現場への広がりについては、少し慎重にやってもらいたいと、今市長も「様子を見て」と、半年のそれを見てということで、今から始まるんですからね。ぜひ、そのことについては、来年の当初予算等々でどうなのか分かりませんが、そこはやっぱり少し慎重にやっていただきたいというふうに思います。

フッ化物洗口ということで、答弁したことをね、市長きちんと覚えていてくださいよ、水に流さないでくださいね。

そういうことが確認できましたので、次にいきます。福祉行政ということで、今年の10月から実施される3歳から5歳児の幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の実費徴収化に向けてということで、お願いをしたところであります。

このことについては、どういうふうに現在対応されているんですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

現在、保育所と認定こども園の保育部門である2号認定子どもにおきましては、主食は実費徴収、副食は保険料に含まれているところでございます。

また、認定こども園の幼稚園部門である1号認定子どもについては、主食費、副食費ともに実費徴収となっているところでございます。

給食費の徴収につきましては、1号認定子どもは、これまでも施設での徴収であったこと、国の令和元年6月27日付けの通知においても施設による徴収を基本としていること、令和元年6月29日に開催されました国の担当者による説明会においても、「市が民間保育所等に代わって給食費の徴収をすることはできない」との説明があったことなどを踏まえて、施設での実費徴収をお願いしたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） それぞれの施設で実費徴収ということですが、全ての子供が入っている数と、生活保護世帯や3人目の子供は無料で、年収360万円以下の世帯の子供も無料ということですが、免除されるその数を少し教えてください。

○福祉課長（北野 保君） 副食費の免除でございますけれども、年収が360万円未満の世帯の子供が1号、幼稚園部門になりますけれども、31名、2号、保育園部門でございますが、280名おります。

また、第3子による免除、これにつきましては、1号、幼稚園部門に15名おります。また、3号ですけれども、これはゼロ歳から2歳でございますが、非課税世帯の園児数が48名、生活保護世帯の園児数が8名、合計で382名になるところでございます。

市内の園児数でございますが、1号、幼稚園部門で219名、2号の保育園部門で635名、3号のゼロ歳から2歳が556名、合計で1,380名でございます。

○19番（小園義行君） そういう数ですね、徴収方法については、実際に今市長の方からは、保育園でお願いしたいと、実費徴収ということでしたが、一方的にそういうふうに決めるのではな

く、保護者と議論して決めるべきだというふうに思うわけですが、なぜかという徴収の方法等々でも滞納というのが発生する場合がありますね。そうすると保育士の先生と保護者と直接、「すみません小園さん、おたく滞納になってるんですけど大丈夫ですか」みたいな、そういう関係性がね、僕は非常に壊れていくと思うんですよ。そういったときに保育所に丸投げという言葉が悪いんですけど、そういうことで大丈夫なのかなと、そこらについて、滞納があった場合の徴収の在り方等々どうですか。

**○市長（下平晴行君）** まずは施設側に滞納が発生しないような徴収の努力をお願いしていきなさいいけないというふうに思っております。

また、保護者からの申し出があった場合、市が児童手当から徴収し、また「当該費用に係る債権を有する者に支払うことが可能」とされていることから、状況に応じ対応してまいりたいと考えております。

まずは、施設側に滞納が発生しないよう徴収の努力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。その上で、施設の運営に支障を来すなど、対応が困難と判断される場合は、滞納のある保護者から話を聞くなどし、支払いを促すなど、可能な限り柔軟な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** この徴収のやり方というのはですよ、やっぱり滞納を含め、行政でやらないとね、言葉が悪いんですけど、保育の現場で働いている保育士さんと親と直接対面ですがね。そういう中で滞納が発生し、そうした場合に今度は市の方が、今後もこの保育所を使いますか、使いませんか、そういったものをするように法律は変わってますよね、それを調整するという。それで、もうあなたは、ここでは保育所には、ずっと継続して入園するわけにはいきませんよということも判断しなさいという法律になっていますよね。そんなこと子供には全然関係のないところですよ、お父さん、お母さんの経済の状況で発生するんですよ。そういう所で、保育士の先生にそれをお願いするというのは非常に難しい場面だなと私は思うんですよ。

それと、今市長の方からありましたが、その児童手当から引くというのはね、これはもう論外であって、そういうことのやり方は、まずいでしょう。そこについてはね、少し最初から、例えば滞納があった場合には児童手当から引きますからねって、こんなのね、やるようなことではいかんと思うんです。そこについては、本当に子供の立場に立って考えて欲しいと、そう思うんですけどいかがですか、その滞納の徴収の仕方。児童手当から強制的に引くという、それは問題だと思うんですよ。

**○市長（下平晴行君）** 基本的には、やはり支払うのが当たり前のことであるわけですが、私がここを言っているのは、最終の段階では、こういうこともできるんですよということを言っているわけでありまして、基本的には、私は、その保護者が園で保育士と接することで、やはり責任を感じて、しっかり払わなさいいけないという、逆に、それはあるんじゃないかなという思いと、議員おっしゃるように、会うことでの保育士の、そういう感情的なものにとられるのかどうかということになるかと思うんですが、基本的には、やはり支払うのが当然のことです。

で、そこを基本に徴収していくべきではないかというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、払うのは当然ですよ、当たり前です。困っているから払えなくなるわけで、税金だって一緒ですよ。市長がいつもおっしゃってますがね、「市民目線で考えてね」って。昨日、税務課の方にもお願いしましたが、滞納をしたくてするわけじゃないんですよ。払えない人たちが出てくるという。そのときの対応の仕方として、払うのが当たり前だから払わねって、これではですよ、少し僕はね、市長が掲げている「市民目線に立った行政」という点では、ちょっと違うと思う。機械的でしょう、それは。やっぱりね、そこには心がないといかんですよ、子供には何の責任もないんですよ。仮に迎えに来たとき、直接言われたり、封書がいたり、いろいろ子供は分かりますよ、正直言って、そのことでね。

だから、そこらについては保育所の先生に丸投げすることじゃなくて、行政の側で、そういった滞納、そういったときは対応すると。そして児童手当から天引きするようなね、それは少し問題でしょう。そこについては、やっぱり払うべきは払うんだから、そうだと、そういう強権的と言うと変ですけど、そういう考え方ですか。

やっぱり、保育所の先生たちに負担をかけないという意味からしても、市の方で何とかそれをしてやるというのが、私は当たり前のことだと思うんですけど。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いました児童手当の徴収については、これは保護者から申し出があった場合にとということです。

それから、おっしゃいますように支払いがどうしてもできない場合については、そういう対応をしていかなきゃいけないだろうというふうに思うんですね。

ですから、基本的には、やはり滞納にならないような、親の責任としての対応をしっかりとやっていただくと。その上で、今おっしゃったようなことの対応をしていきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） 今の答弁で理解をします。

そこで、10月からは保育所の基本単価が引き下げられるんですね。国のあれを見ると、約600円です。90人の定員の所だと年間60万円ぐらい少なくなるんですね。そういったことで、法人も大変だなというふうに思うんですが、そこで今滞納のことも少し言いました。

本市は、支援をして国の基準より保育料を低く抑えていますね。そういうことで、その国の基準と、市が支援している金額は幾らぐらいになりますか。

○福祉課長（北野 保君） 保育料の無償化が始まることによりまして、平成30年10月の試算でございますけれども、4,500万円程度の一般財源が確保できるというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今それぐらい支援をして保育料を安くしておられるわけですが。実際に、今回の無償化で実費徴収をする380名を除いて他の人たちはあるわけですが、現実に今のお金、こういったものを利用して、もう予算を組んであるわけですから、ぜひその財源を活用して、市長、今までどおり保育料の中に入ってやっていたわけで、この減免、そういったものを考えられませんか。

昨日私も東串良町にお電話をしたところ、全額副食費を補助しますよということで、本市も予算の中で、今回この4,500万円は要らなくなるわけでしょう。そういうものを使って、減免するというふうに考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 学校の給食費の無料化等々も含めてなんですが、このことについては、やはり全庁的な考え方の取り組みしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているところがございます。

○19番（小園義行君） 当初予算で保育料が他のまちと比べてとか、いろんなことがあって、うちのまちは子供たち、子育て世帯の支援として、国の基準はここだけど、お金を入れてですよ、安く設定していますね。当然そのための予算が通っているわけですよ。それが4,500万円と今課長の方から答弁があったんです。これを使ってですよ、10月から始まる徴収の部分を、ぜひ免除してあげたら、そういう滞納のこととか心配せずにやれるわけですよ。この予算をどうしようとするんですか、ここに使っていいよと議会としては組んでいたわけで、10月までということにしてなかったはずですよ、恐らくね。だから、そのことについては考えられませんか。

○福祉課長（北野 保君） 先ほどお示ししました4,500万円につきましては、来年度の試算でございまして、今年度につきましては、10月からの分については、全額国の方でみるという形になっておりますので、今年度分につきましては、6月で補正をさせていただいたところでございます。

[小園義行君「議長、時間に含められると困るんですけど」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） ちょっとお待ちください。

[小園義行君「質問の時間にしないでください」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） カウントしないですから、すみませんが、もう1回、小園議員、質問の整理をお願いします。

○19番（小園義行君） 国の基準がありますね、そこを10としたときに、保育料が高くなるといかんから、うちは補助して5にしているじゃないですか、5か4ぐらいにね。残りの6の部分は、実際は浮くわけですよ、本来はね。

今回、国が全額負担するというんだからですよ、その補助している部分は浮くじゃないですか、これ。だから、それが4,500万円とおっしゃったから、この金額なの、本当に。それは幾らか分かりませんよ、そっちでしか。その金額があれば、それは予算を通っているわけで、その分を国がみてあげますよと言うわけですから、その浮いたお金で、この副食費も補助するって、他の自治体も挙げればきりがいいんですよ、こういうふうに行っている。隣の東串良町も今度補正予算をバンと組んでいますよ。そういうふうにして、このお金を使っていいよと、議会が認めているお金を使って減免とか、そういうのをしてあげられませんか、そのことを聞いたんですよ。

○議長（西江園 明君） 答弁準備のため休憩いたします。



午前11時35分 休憩



○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

○福祉課長（北野 保君） 大変失礼をいたしました。

先ほどの説明でございますけれども、6月補正につきましては、10月からの無償化を見込んだ金額で補正をしています。

ただいま説明申し上げました4,500万円につきましては、1年間の試算の金額でございます、来年度以降の予算でございます。

以上です。

○19番（小園義行君） 落とす予算と増やす予算、いろいろありますね。でも、実際その財源は当初で認めていたわけですよね。そのお金が今回は浮くわけじゃないですか、国が全部やるよというんだから、そこを使ったらどうですかという、それだけです。

○市長（下平晴行君） これは先ほども言いましたけれども、小・中学校の給食費の無料化、そして、また今おっしゃいますように、これにつきましても無償化後も保育料の負担が発生する0歳から2歳の課税世帯の保育料の軽減等も含めて、どのような活用が図れるのか、先ほど言いましたけど、全庁的な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、よく考えてくださいよ、「子供たちは我がまちの宝だ」ってかねて言ってますね。そして、そこに、お父さん、お母さんの経済の状況等々で、いろんな影響があるわけです。子供には何ら責任ないですよ。そこにね、今回こういうようなことが起きて負担が増えたりいろいろするわけです。そこにある財源で、何とかしてあげようと、そういう気持ちにならんのかということなんですよ。お金はあるわけでしょう。落としてこうですよ。国から今度は全部、全額みてあげるからと言うわけですから、そういったことをね、どういうふうに税金を使うかということだと思っんですよね、私はね。それが無かったら大変でしょう。

昨日、福重さんとのやり取りで、予算の範囲でこうだって、当たり前ですよ、それね。だから、今回、国が無償化しなければ、それを4割、5割抑えていたものの支援したものを本来ずっと使わんといかんですよ。使って、お金払わんでよかったですよ。わざわざ今回無償化することで実費徴収と、副食費のそこが出てきたんですね。

だから、そこについては、国がとんでもないことをやるときは、防波堤になってやるというのが私は自治体の役割だと、そう思うんです。そこをやれないと言う下平市長じゃないというふうに僕は思って通告したんですけど、予算としてはあったものをそれを使ってしてあげるといふうにできませんかということですよ。考え方ですよ、お金が無いんじゃないんだから、当初予算で、それを当然上げていたわけで、そこについて、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） はい、内容については、よく理解をしているところですが、ただ予算の、こういう福祉の関係で、この分に使うと言って、それでいいのか。先ほど言ったのは全庁的に、いろんな形での予算の使い方等々もあるわけでありまして。ただ、おっしゃいますように、この保

育料の負担が発生する0歳から2歳、私は一つは生産年齢人口を増やすためには、このことも必要じゃないのかなという気にはしているところでもありますので、そこら辺も含めて、保育料の軽減等も含めて、どう対応したらいいかということは、内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今回の9月で、そういう補正予算出てませんのでね、新年度からになるか、いろいろでしょう。

過去の議会で、「にこにこはうす」の並行通園のとき、当時の本田市長が、予算は組んでたんですよ。お父さん、お母さんの負担があるから、予算は、なかなか執行が少なくて済んだんですね。それで、この並行通園の子供たちの保育料を無料にしてあげませんか、そこに財源があるというのは分かってました。「分かりました。10月からやります」という、そういう答弁をされたことがあります。現在、「にこにこはうす」に並行通園、こっちの保育園に行く子供、そして「にこにこはうす」に行く子供、この並行通園の療育事業の保育料は全額無料としますということで、実際、今始まっていますね。

だから、あるお金をどう使うかなんですよ。ぜひそこは、今回の補正予算も出てませんのであれですけど、新年度へ向けて、そういうことも含めて、ぜひ検討してください。

今まで国の基準から4割、5割うちは下げてて、その予算を組んでたんです。それを全部国がやるというんだから、そのお金はあるわけじゃないですか。ぜひ、そのことを踏まえて、新年度にどういう対応をするか。さっきの答弁で、そういうことだというふうに思うんですが、そういう理解をしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そういう考え方でいいと思います。

○19番（小園義行君） はい、よく分かりました。

本当に住んでよかったと、やっぱり下平市長が市長になってよかったと、そう思えるような政策を次から次に出して欲しいものだというふうに思います。

それでは、最後に情報管理の在り方ということで、マイナンバーカードの関係を少しお願いをします。通告してましたとおり、政府のデジタル・ガバメント閣僚会議が国家公務員共済組合と地方公務員共済組合に、このマイナンバーの取得を推進する方針を決めて、令和元年6月5日と28日付けで通知を出しています。

これに対して、我がまちの対応は、どういうふうにしようと考えているのか、お願いをします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

地方公務員等による本年度中のマイナンバーカード取得の推進については、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営等改革の基本方針2019」において、本年5月22日に公布された「医療保険の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めることとされており、これに基づき総務省からマイナンバーカードの取得を計画的に推進するよう依頼されております。

市としましては、職員等に対し、その趣旨を理解してもらった上で、取得について勧奨しているものであります。

本年度中の取得を目指し、引き続き勧奨をしていく考え方でございます。

○19番（小園義行君） 今年の5月に健康保険法等の改正案が出て、今市長がおっしゃったような、こういう形ですね。これ共済組合ですよ、どっちもね。そこを通して職員、扶養家族、全部、嘱託職員からいろんな人をお願いをする。これは強制じゃないですよ。法律にそうしなさいということが書いてありますか。

○市長（下平晴行君） はい、おっしゃるとおりです。

○19番（小園義行君） 書いてないですよ。だから、ぜひね、これ強制しないでいただきたい。あくまでもマイナンバーカードを作る、作らんは本人の自由意志なんですから、ぜひそこについては、当然強制しないという理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） ぜひね、これは本人の個人の選択に任されるべきものであります。今、国の方で、いろんなことをね、どんどんどんどんして、何か戦前の日本に帰っていくんじゃないかと心配をしているんです。

今市長の答弁で理解をしました。ぜひ全国の市町村職員共済組合連合会等々も、そういう立場ですよ、命令する立場でないということです。

最後に、図書館のことで、ちょっとお願いをしたところです。

警察からの「捜査関係事項照会」の依頼を受けた際の対応を志布志市としては、どういうふう

に、市長これ考えているんですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

警察からの「捜査関係事項照会」があった場合の市の対応につきましては、照会事項を確認の上、その該当の有無について回答をしているところでございます。

この場合におきまして、個人情報が含まれることも多々あるところでございますが、当該捜査関係事項照会は、刑事訴訟法に基づくものであり、個人情報保護条例において法令又は条例に基づく場合は、個人情報の目的外利用や提供ができることを例外として規定しているところでございますので、必要最小限の範囲内で警察に対し回答をしているところでございます。

○19番（小園義行君） このマイナンバーカードの関係とか含めて、いろんなものが国からのそういうものがあります。今市長が答弁されたように、この捜査関係事項照会の依頼、これを受けた時に志布志市としてどうするのか。一番矢面に立つ図書館におられる人なんかは、市がどうするのかというのが明確でないですよ、1回1回困るじゃないですか。

これ捜査する場合の明確な基準となる法令が無いもんですから、志布志市としては、こうですというものをちゃんとしないと、図書館で働く人、他の外郭団体で働く人たち立場がですね、どうしたらいいのとなるから、そこについて市長として明確に志布志市の場合、令状がない限り向こうの捜査には応じませんよと、そういうものが明確に市長の答弁があればいいんですけど、そ

こについての考え方、令状があれば当然そういうことで、それ以外の場合は、どうだということを明確にお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

警察からの捜査関係事項照会に対し、個人情報を提供することにつきまして、個別的、総合的に判断する必要があるところがございますので、市としての対応を明確にするためにも、その基準を作成した上で、引き続き個人情報の保護に努めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、この間いろんな議会で個人情報の保護の在り方ということ、自衛隊の関係等々いろいろやってきました。

ぜひ、市として教育委員会や外郭団体のところも含めて、志布志市はこうですと、今市長がおっしゃった明確なその立場でよろしいですね。ぜひ、そういう基準、そういうものを作って、こういう立場で臨みますというのをやっていただきたい。

そして、個人の内面の問題とか、そういったものをしっかり我がまちは守る自治体だということを確認にして欲しかったものですから、もう一回市長、そういう立場でよろしいですね。

○議長（西江園 明君） 小園議員、教育長にも通告をされてますけど、答弁を。

[小園義行君「いや、教育長が一番最後でいいです」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり市民を守るというのは、行政においては基本的なことでありますので、しっかりと、そのことは取り組みをしてみたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長部局が、こういう立場ですけど、教育委員会としては、その委任をどういうふうに受けますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

「図書館の自由に関する宣言」というのがございますが、これには憲法第35条に基づく令状を確認した場合以外は、利用者の読書事実を外部に漏らさないことを原則としています。利用した資料名等の利用履歴は、利用者の思想信条を推知し得るものであり、その取り扱いには特に配慮を要するものであります。

このようなことから、本市の図書館としましては、利用者の貸し出し履歴書等の照会につきましては、原則行わないようにしております。

しかしながら、令状があつて、人の生命・財産等の危険が明白に認められるなど、緊急性がある場合は、利用者のプライバシーに十分配慮して、照会に応じることも必要な場合があるのではないかと考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 今、教育長からありましたが、1979年に「利用者の秘密を守る」これが図書館の自由に関する宣言でうたわれています。ぜひ、そうした意味で内面を守る意味での透明性の高い運営をぜひ市長、教育長にお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時5分から再開いたします。

○  
午前11時54分 休憩

午後1時02分 再開  
○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 改めまして、皆さんこんにちは、鶴迫京子です。

今回は、国際の森について通告しておりましたので、早速質問に入ります。

平成20年6月と平成30年9月の定例会におきまして、陣岳の国際の森について、「水道施設が無いので、何とか水を引いて整備し、本市の観光の目玉にできないか」と質問いたしました。市長は、「行政としては、市民の生命・財産を守る義務があるという観点から、見えないところでの投資の仕方はどうなのかと考えている。水の設置については、あらゆる角度から検討していかなければならない」との答弁でありました。あれから1年経過しましたが、その後の対応の進捗状況をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

国際の森周辺については、水道事業における給水区域のエリア外となっております。そのため水道事業で給水工事を行うことはできませんので、市の一般財源で行うこととなります。

また、国際の森まで仮に給水した場合、最も懸念されることが水道管の延長も長く、使用水量も少ないため、水が腐敗すると思われることとあります。現状のままであれば衛生上、管理のできない水を誤って飲用され、健康被害等の事故が発生した場合、市の重大責任となりますので、市としては対応できないというふうと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 1年前の答弁と全く同じであろうと思います。生命・財産を守るという市の立場におきましては、そういう答弁に今回もなっています。

それで1点だけですが、整備状況としまして、1年前に質問したんですが、駐車場辺りにトイレの場所の案内板が必要ではないかということをお申しておりますが、1年経ちましたが、その案内板などはできたのでしょうか。1点だけお聞きします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 昨年、トイレの案内板が無いということで、御指摘ありましたので、その後、設置をしております。

○14番（鶴迫京子さん） 案内板があるということで、安心いたしました。

次に移りますが、国際の森に水の設置をとということで、合併前の旧志布志町時代からの住民の長年にかけてのこれは願いであります。今答弁されましたように、問題は腐敗した水を飲んだ場合に、もし事故が発生したら市民の財産と生命を守る義務のある市の立場は、どうなるかという基本的なこととあります。そのことは十分に理解できますが、その答弁が返ってきますと、それ

以上の質問ができなくなるわけで堂々巡りで、その課題に対しまして、何の知恵も無く今日に至っています。それは質問する側の責任でもあります。当局も、そのことに対しまして、その課題に対しましてアイデアといいますか、なかなか知恵が出ないと申しますか、力を注いでこなかったことが、このまま合併以前からの要望が、一つも形になっていないということでもあります。

そのことで、なぜこのことが進まないのかということを中心に原点に戻り、私も同じ質問を2回しまして、同じ答弁を2回いただきまして、これは本当に、どうにもできないことだなということをつくづく今回感じましたので、どうしてかということを中心に根本から考え直すことに至りました。

その根本から考え直すことに至った、その視点を変えるきっかけになったのが、次の2項目目の質問であります。高知県高知市の旧土佐山村にあるNPO法人土佐山アカデミーでの研修での学びでした。

それでは、2項目目の質問に入ります。

国際の森を拠点とした人と人とのつながりを創出するために、「地域おこし協力隊」や「関係人口の創出」などの関係事業を絡めて、その先進地である高知市のNPO法人土佐山アカデミーから学ぶ考えはないか。市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** まず、地域おこし協力隊につきましては、現在4名の方に在籍をいただいております。企画政策課において、婚活・移住相談員として1名、情報発信支援員として1名、耕地林務水産課において、サカキ・シキミの後継者として1名、港湾商工課において、商店街プランナーとして1名であります。

次に、関係人口創出事業につきましては、今年度、国の関係人口創出拡大事業のモデル事業を受託し、多様な対象者に働き掛け、ふるさと住民票制度を活用し、関係人口の裾野を広げる取り組みを展開しているところであります。いずれも大きな目的としては、都市住民を主とした地域外の人と地域住民をつなぐ取り組みであります。人口減少そのものではなく、地域の持続可能性を確保しようとするものであります。

議員の御質問の国際の森につきましては、観光スポットとしての位置付けであり、いわゆる里山と呼ばれるような振興すべき人の暮らしがある地域とは性質を異にするものであると考えます。土佐山アカデミーでの取り組みは、大いに参考にさせていただきながら、拠点の必要性や、その場所については見極めてまいりたいというふうに考えております。

**○14番（鶴迫京子さん）** そこで今、土佐山アカデミーという質問でしているわけですが、この議場にいらっしゃる方も研修に行っていらっしゃるわけではありませんので、少しばかり土佐山アカデミーについて、お知らせしたいと思います。まず、土佐山アカデミーには、朝8時から研修ということで、曲がりくねった山道を登るにつれ、土佐山が朝霧に包まれ、それは絶景で心が躍りました。アカデミーからパンフレットをもらいましたが、本当に、このままの情景でしたね、朝霧に包まれる土佐山の森ということですね。標高700mぐらいあるんじゃないかなと思うんですけど、そのアカデミーは240mぐらいの所に建っているんですが、こういう所を登っていきました。とても気持ちがいい所でしたが、同時に、こんな山の上にアカデミーと呼ばれる、

どんな建物が建っているのだろうか、何かいろいろワクワクしながら興味津々で想像しながら登っていきました。そして、土佐山の途中で建物はありました。

そして、その中で、いろいろ研修をするわけではありますが、土佐山アカデミーの小さなパンフレットもいただきましたが、これが令和元年度の事業計画ということで、今年6月から11月、7月は小野議員からありましたが、「世界最速?! 鏡川源流そうめん流しチャレンジ」ということでやっています。そして、8月は大人の夏休み、成人限定ということで、8月10日から土日に募集しています。また、8月は今度は大人の夏休みが終わったら子供だけキャンプというのをまた土日に企画しています。

そして、9月は「山(ヤマ)〜ソニック」ということで、土佐山アカデミーの方がワークショップをここでされます。10月から12月は「四方竹」「しょうが」「ゆず」の収穫作業で土佐山の農業を手伝う、3か月です。季節労働や移住体験をしてみたいということで、その人たちとのマッチングを行って、その地域の農業を手伝いながら、そういうプログラムが組んであります。

そして、12月は山で見る流星群ということで、土日、世界三大流星群の一つ、それをごろんと寝転んで静かに夜空を見上げてみませんかということで、いつもとは違う宇宙という壮大な時間帯で世の中や自分自身を見つめてみるというようなプログラム。

そして、「竹取物語」。竹が豊富ですので、竹取物語と言葉を出して、竹ぼうきの作り方、そして年末は門松作り、これをやっています。そういう企画をしています。

3月は、「山暮らし体験ツアー」といって、炭とまきで暮らす3日間、成人限定ということで、電気やガスの無かった時代、人は自然のエネルギーを最大限に利用して生活していたということで、そういうプログラムを令和元年度の年間を通してプログラムで土佐山アカデミーということで組んでいます。

そして、この取り組みは8年かかっています。今8年目とおっしゃいました。この地域に入ってきたわけですので、3年間は大変だったということで、そして、ここの研修を受けて何が感動したかと申しますと、やはり、こういう活動をする、よそ者ですので活動をするには、地域の人と関係性ができないと人は何もできないということで、その地域の人たちの中に入って行って、地域の人たちと語って、いろんなことを共感し共有するのに、3年かかったとおっしゃいました。そして、今8年ですね。そういうことで、この土佐山アカデミーということで、ここに土佐の高知ですので、明治維新のあの頃から始まって、この土佐山というところが、高知市の土佐山村だったんですね、合併するまでは。合併して高知市の中の土佐山になりましたが、その以前は土佐山村でした。

そして、「土佐という高知の国名を冠にする自治体は高知県下にはいくつかありますが、最も古くから存在し、その名称の発祥地であるとも言われています」と書かれております。

そういうことで、自由民権運動の時代から続く夜学会などを通じて、地域全体の社会教育が根づいていったということでもあります。そういう土壌があるわけですが、そういう土壌の中で、この事務局長であるこの方は、高知県ではなくて山口県の出身です。坂本龍馬ファンで、ここで事

務局長を公募していたので、手を挙げて入ってきて、それからの取り組みということになるかと思えます。

そういうことで、「風の人」、「土の人」、「水の人」ということで、先ほど市長が答弁されましたように、本市でも地域おこし協力隊の4人の方々が、いろいろな立場で地域の人、志布志市の人とマッチングして、いろんなことを活性化しようということに取り組んでいるという答弁がありましたが、そういう方々が現に今いらっしゃいます。そういうことと、そして土佐山に登って研修をして、土佐山アカデミーが今いろいろなプログラムをしていますが、事業としましては、8年間経ちましたので、企業や自治体の要請に応じて、土佐山アカデミーが、これまで培ってきたノウハウをオーダーごとにプログラム化するコンサルティングサービスをやっています。

2番目に人材育成、組織開発研究プログラムのクリエイティブキャンプを行っているというのが、今伸びている事業としてはありますということでした。

そして、国際の森とどう結び付くのかといいますと、その土佐山に登っていったときに、標高が大体、国際の森は266mの所に地球儀オブジェがありますが、ここは240mぐらいで大体同じぐらいでありました。

そこで、そういう人がいない所に人を集めるというやり方、それこそ志布志弁で言ったら「すんくじら」と言いますよね、そういう逆転の発想です。この吉富慎作さんという方が、まず研修の冒頭におっしゃったのが、とても印象に残っているんですが、「東京一極集中で、東京から並んだら自分たちの高知、そういう所は一番後ろかもしれないけど、高知から整列したら一番先頭だ」とおっしゃいました。その考え方ですね、全てのそういう考え方が、そこに集約されているのではないかなということ、いろんな研修の内容とか中身を聞きましたら、その土地土地の課題が一番そのことを真剣にやったら、それがチャンスになるというか、その課題を大事にしないといけないということで、私の頭の中は、この土佐山と国際の森と一緒にあって、水が課題でずっと続いているなという思いがありまして、この課題を大事にしなければいけないのかなということで、考え方を変えなきゃいけないという思いに至りました。

そういうことで、土佐山アカデミーのやっていることは、いっぱいあるのですが、国際の森ということで本題に入りますが、課題は何か、水なんですね、水が無いから水を引くという発想で、水を水をということで、今まで質問をしてきました。そうではなくて、水を引くための理由が、国際の森にあればいいのだという、そういう発想に至りまして、気付かしまして、人がそこに集まる拠点づくりとか、そこに滞在するとかそういうことではありません。先ほど観光施設は、そこにはそぐわないというような、何かそんな感じに受けたんですが、そういう意味ではなくて、入れ替わり立ち代わりでもいいけど、国際の森に人が集まる仕掛けをするということも大事じゃないかなという思いがありまして、この土佐山アカデミーは、そういう不便な所といいますか、山のそういう所に、こういう方々が集まって、そして、風の人、よその方々をいっぱい呼んで、そして地域の人、土の人ですね、その方々と一緒にあって、そしてそれをマッチングして、いろんなアイデアを出す方が水の人ということで、この土佐山アカデミーが仲介にあたってやってき

て成功しているということでありましたので、何かそういうことに志布志市はならないのかなって。この方もおっしゃっていました。移住促進とか定住促進とか、そういうことを一生懸命日本国中の自治体が、いろんな策を練ってやっているけれど、そのことをPRしたり、そういうのにお金をかけてするよりも、そうではなくて、住まなくてもいいんじゃないかとか、移住体験をまず3か月でもさせてみると、そういうことを実際やられています。

そうやってコミュニティを一生懸命活発化して、そして、そのことによる活性化ですね。そして、その地域の人と、まず、そういうよそ者、風の人が交流する。それは高知流ということで、よその人はお客様ということで「宴会」、夜の語り、飲みながらの語りということで、そこから深めていくという、絆をつなぐということで、そこから始まって、そして、やりたいことができてくるというような、根本的に目標というか、そういう考え方が全然違うなという思いがしました。

いろいろ、まだまだ語り足りないんですが、市長どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 鶴迫議員がおっしゃることを、ちょっと頭に想像して、恐らく住居があって、その中でそこが拠点となって動いているんだなということで、ちょっと空想したんですが、国際の森は景観も良く魅力ある観光スポットではあるんですが、そこを拠点としていってどうなるんだろうかということで考えますと、拠点にするということは考えていないということでございます。

**○14番（鶴迫京子さん）** 拠点には全然こだわっておりません。拠点は志布志市でしたら、いろんな所があると思います。いろいろ廃校とか、いろんな所があると思いますので、それはいろいろ考えられていいですが、こういう人と人との流れ、全体的な考え方の根本的に、ちょっと視点を変えるべきではないのかなという思いがしております。

例えば、ここの国際の森に水を引くということで、一理ありますが、そのことは先ほども申しましたが、視点が変わりましたので、今回は、水を引いてください、幾らかかっても安全・安心、そこをどうにかしてくださいということは、今回は述べようとは思っていません。それは結果的にそうなればいいのかなくて、そのためには人が集まって、国際の森に行こうかって、子供でも大人でも、みんなが国際の森に行こうという理由、ちゃんとそこを作るべきだなということに思い当たったんですね。

だから、拠点が森山地区だろうが田之浦地区、どこそこありますよね、志布志市はいろいろあります。廃校もあったり、いろんな利用する価値のある所がいっぱいあると思います。そういう所から拠点を探して、その中の利用、いろいろプログラム化されていますが、その中を利用するというかですね。

そして、絶景ですよ、ここの土佐山は朝霧が見えるだけで何も他は見えません。志布志市は海が見えるし、すばらしい所でもありますので、そういう意味で、ちょっと考え方を改めて、いろんな他の自治体とか、そういう所からもぜひということで、コンサルティングされてるんですね。そして、高知市からも頼まれて、もう実績があります。そういうことをやってらっしゃいま

す。

そういう中で、国際の森ということと、行ったり来たり離れたりもしますが、何とか志布志市に、こういう方のアイデアなり企画なり、ちょっと課題の相談をしたら、何か解決の糸口が、ハッと目からうろこのような解決策がいただけるのではないかなと思いました。

そして、同僚議員5人で行きましたので、同僚議員が何かありませんかということで、岩根議員から、「鳥獣被害のことで質問があります」と、うちの市は鳥獣被害ですごく困っています、これが課題ですということで、どうしたもんですかねというような感じでされたら、本当にその答えも返ってきたので、みんなハッと思いましたが、その答えには、困っているんでしたら、それを発信して困っているイノシシの、それを捕獲して、それを実験場を造ったらどうですかと、よその方々に会社なり、そういうところにイノシシが、すごく困ったものですが、でも何か会社で研究して、それを役立つ何かに変えるという、会社にそれを投げかけたら、いろんな手が挙がるのではないかなという答弁だったような気がするんですが、まるでイノシシが出たら捕まえてどうこうじゃなくて、そういうことを、そして、その実験場というか試験場も、お金を取ったりじゃなくて貸すということですね。どうぞどうぞ使ってくださいというような、全体的にそういうような思いの集まった土佐山アカデミーでしたね。その土佐山アカデミーの方が、おっしゃっていましたが、自分たちの山の一角ですが、九十何歳の長老の方から「この山を使いなさいよ」と言われて、その山でブランコを造ったりとか、そういうことをされている。そこまで地域の方と交流を深めて、築き上げて、よそ者ではなくなっていると感じました。やっぱりいろんなことは、スピード感を持って進むのは人だな、人材だなと思いました。だから、この事務局長が来て、いろんなことを手掛けてやっついていらっしゃいます。

この方も土佐山アカデミーの事務局長ですが、そこだけじゃないんですね。キャンプ用品を造っている会社の、そこの子会社の正社員で、そこからのこの事務局長で、こっちが副業になるんですかね、あるんですね。

ですから、本当に多様な生き方、多様性を認め合う社会になっているわけですので、これからは、もっともっとそういうライフスタイルも変わってきますので、何か自分たちの今までの頭では考えられないようなことを発想で考えていかなければ、本当に自治体としても自分の個人的にもついていけなくなるなという思いをすごくいたしました。そういう意見ですので、どう思われますか。

**○市長（下平晴行君）**　ちょっと答弁に苦しいんですけども、言われていることは大まか分かりますが、恐らく水を引くためにはどうすればいいかということで、そこに人が集まればいいと、これは当然ですね。人が集まるということは水の利用をどんどんしていくわけでありますので、水の腐敗も無いわけでありますね。

ですから、そういうふうにな人が集まるための対応をどうしていくのかということでは、今、土佐山アカデミーについて鶴迫議員が説明された事業内容、これは十分理解をしたところでございます。

**○14番（鶴迫京子さん）** 去年の答弁で市長は申されているんですね。「これは上に施設でも何かあれば、そういう人が常時対応して、その水を使うということであれば水の腐敗というのは無いわけでありませぬ」と言われていますので、そのとおりですよ。

そういうところで、ここの土佐山アカデミーの水道、コーヒーが出たんですが、どうされているのかなと思って、視察から帰った後に電話して調べました。そしたら、まず簡単に言いますと、水道設備は、そこまで標高240mの所には来てないんですが、沢があるんですね、沢から水を引いて、そして水槽みたいなところに一旦ためて、ろ過器でろ過して、そして水道料金メーターを付けています。

そして、土佐山には、全体で14集落あって、その集落は全てこの方式でやっているということで、そして、今あるところの上にも3集落ぐらいありますと、そういうことで水を引いているということでありました。

そして、途中で、水道に合わせて塩素水を入れて蛇口から出るようにしているということで、年に2回でしたかね、全体の掃除をしまして、そして月当番を決めて、ここを管理しているということでもありました。

そうやって、村の時代から沢から水を引いているということでありました。いろいろ水道設備ができないので知恵を絞ってやっていらっしゃいました。だから、いろんなやり方というものもあるかと思いますが、やっぱり集落があつたりして、人がいるからということもありますが、その頃は、今の土佐山アカデミーができて、今みたいに研修生とか、そういうふういっぱい研修の人たちが来るということは、あまり予想できなかったかもしれませんが、やはり水を引いて、その水を利用していることでもありますので、できないということではなくて、いろいろ考えたらできるのではないかと思います。こういうことではありますが、感想は無いですね。

まず、この土佐山アカデミーに、これは写真ですのでね、体験されていませんので、もちろん体験されて個人個人違いますのでね、何だこんなところかって、分からないです、いろいろね。どこの琴線に触れるか分かりませんが、まず小野議員の質問にも「現地体験をしてみたい」とおっしゃいましたけど、それから二、三日経ちましたので、それはトーンダウンはしていませんか。

**○市長（下平晴行君）** 沢から、そういう恐らく、ためる水槽ですかね、それを設置して、それを常時使うというようなことになろうと思います。

ただ、国際の森の場合は、沢は大分低いというようなことでもありますので、そういうことを言うとおっしゃらないとおっしゃるのかもしれませんが、できるだけ、そういう事例等を含めて、土佐山アカデミーですか、そこもまた機会があつたら現場を見させていただいて、どういう形でできるのか前向きに取り組みをしていきたいというふうに考えます。

**○14番（鶴迫京子さん）** いろいろ国際の森、質問をしていますが、市長としまして、国際の森について、活用と申しますか、どんな思いがあるのか、どのような青写真というか、あそこは眺めるだけでいいよねというような感じなのか、どのようなあれを持っていらっしゃいますか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど言いましたように、国際の森は景観も良く、観光スポットとして

いろんなところからもおいでになるようであります。

また、柳井谷の方から1,140mでした、ちょうど私が耕地課にいるときに、あそこを開設した記憶がございます。そういう面では、柳井谷の方から、益倉から夏井の方向に通れるわけでありますので、そういう道路の整備については、しっかりと対応していけば、よりまだ活用できるし、そして、ハングライダーについても、松山地域にも今あるんですが、あそこのちょうど駐車場のところから飛ぶ人たちもいるみたいでありますので、そこら辺の整備が、どれぐらいできるのか。

おっしゃるように、せっかくあるものをどう活用していけばいいのかということでは、もったいない場所でもありますので、これからそういう土佐山アカデミー等も見ながら、活用していきたいというふうに考えております。

**○14番（鶴迫京子さん）** 市長は、ふるさと歴まちづくりとか、そういうことに大変造詣は深いわけでありますが、思いも深いと思っております。

ですので、やはり志布志市といったら天智天皇、志、布とかは、市民にも相当浸透してきているのではなからうかと思いますが、陣岳の国際の森は、やはり冠に「国際の森」とついているので、何となく、そういう歴史的なことが省かれているような気がしまして、あそこに看板があって由来がありますよね。その由来に書いてありますが、ここの陣岳は「応永8年（1401年）に串間から侵攻してきた本田忠親が、この丘に陣を敷いた」ということで、そして、志布志郷民は城主新納実久を助けて、ここもすごく短い文章ですが、ここも掘り下げていろいろ調べたら、すごくあれではないかなと、やっぱり昔は戦で自分を守っていたわけでありますので、「新納実久を助けて共に防ぎ宝満寺河畔に之を破った」と、勝ったわけですね。そして、「この戦勝を記念して陣岳と称し、今にその名を伝えている」というのが看板にあるわけですね。だから、そういうことも志布志市民も全然知らない方も多いのではないかと思います。

そしてまた、そういうこともやっぱり温故知新ではありませんが、古い歴史、そういうことを大事にするということが、また新しいことを始めるというか、子供たちに残していかなければいけないのじゃないかなと思いますね。ただ国際の森でということではなくてですね。やっぱり、そういうところからも、みんながあそこに行きたいなと思うような仕掛けをするということ、拠点は別なところにあってもいいと思いますが、そういうことにもっと目を向ける、そして、ハングライダーですね、そういうこととか。

質問でも言いましたが、陣岳マラソンとか、何かそういうことも質問したりしてますが、いろんなアイデアが職員の方も提案制度ではありませんが、出てくると思いますので、しっかりそこを活用するという視点でないと、10年経とうが、20年経とうが、ただ水を引くという一点張りになって、水が引かれないと何もできないということで、本当に私も考え方が、もっと早くそういうことに気付けばよかったかなと思いますが、ぜひそこをそういう視点で活用方法を考えていただきたいと、もっとスポットを当てていただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 今おっしゃったように、そういうあるものをどう生かして志布志市をP

Rしていくかということでは、いい場所でありますので、そういう場所に人をどう呼び込むかということも大事なことではないかというふうに思っておりますので、あるものをどう生かしていくかということでの取り組みもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

**○14番（鶴迫京子さん）** 「あるものを生かしていきたい」という市長の答弁でありました。まず市長がトップバッターとして、この土佐山アカデミーで現地体験をして、そして、何かを感じ取っていただきたい。

そして、もしそのことが同じような気持ちでありましたら、職員の方々も担当課だけでなく、日本航空（JAL）の方々のように、自分の仕事として来られているわけじゃなかったんです。自分の思いで、ここの土佐山アカデミーにひかれて、来られて研修を何度も受けて、そうめん流しまでされています。

ですので、そういう熱い思いで、自主的に学びたい方も含めまして、ぜひ研修に行ってください。そして、参加できるような市の制度ですかね、ボランティア制度ではありませんが、休暇が取れるように何かそういうことは、すごく願っておりますが、行ってみないと分からないということかもしれません、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり行ってみないと分かりませんが、今おっしゃったようなことを含めて取り組みをしていきたいというふうに思います。

**○14番（鶴迫京子さん）** 今まで私、10番目の一般質問者ですが、市長とのやり取りの中で、前向きだったり、後ろ向きだったり、本当にいろいろありまして、あれ、このことは前向きだけど、このことは後ろ向きだとか、そういうことがあるありますが、この件に関しましては、本当に前向きに行きますということですよ、研修に。小野議員にもおっしゃったので、2人目ですが。

その先には、トップバッターとして行かれて、そしてまた、志布志市にもその方は来られたということでもありますので、志布志市の一部のところを知っていらっしゃいますので、市長が行かれたら、話がいろんなことでマッチングするんじゃないかと思っておりますので、そういうことを飲ん方の場で、高知スタイルです。「飲みながら語ろうかい」という標語を作っていらっしゃるみたいで、そういう方と絆を深めまして行ったり来たりするというような間柄になって欲しいと、そうすると、そういう方々の知恵をいただいたりとか、いろいろな気付きもありますし、そういう方を、その先には招へいし、志布志市の良いところ、悪いところ、いろんなよそ者でないと気付かないことって、たくさんありますよね。そういう方々に見ていただく。本市を見ていただく、どこに課題があるのか、どこに宝が眠っているのかということも含めまして、コンサルティングしてもらおうということで、まずトップバッターとして行っていただきたい。そして、交流を深めたい。その先には、国際の森の活用ということについて何かが出てくるのではないかなと思いますので、それは市長の裁量で、いろいろな青写真があろうかと思っておりますので、国際の森にかかわらず、市全体のいろんな取り組みがありますよね、そこで座礁している、頓挫とまでは言いませんが課題がいっぱいありますので、案外一気に解決できるようなことがあるかも分かりません。ですので、ぜひそのことは、お願いしておきます。

もう終わりになりますが、この土佐山アカデミーの方々は、ここにも書いてありますが、「次の100年のために」ということで頑張っているらしいです。すごい標語ですね。

そして、いろんな言葉を大事にされています。このプログラムの中で鏡川というのがあるんですが、この鏡川の源流の水を使って羽釜（はがま）で御飯を炊いてという、そういうプログラム体験をさせるための標語の募集というのがすばらしいですね。川の源流ですので「川の一滴目を見ませんか」、一滴目ですね、源流ですので、だから、このプログラムの体験ツアーを集めるのに、その標語が「川の一滴目を見ませんか」と、もうその一言で見たくなりますよね、行きたくなりますね。だから、言葉ってすごく大事であります。

教育長には通告していませんが、言葉って、そういうことではないかと思いますが、いかがでしょうか。すみません。

**○教育長（和田幸一郎君）** 言葉の大切さというのは、いつも私も感じております。

「言の葉（ことのは）」と書いて「言葉」ですけれども、逆に言葉に刃物を付けると「言刃」、刃物にもなるということで、言葉によって人は元気をもらったり喜びをもらったりしますけれども、逆にまた、言葉によって人の心を傷つける言（こと）の刃物にもなるということでもありますので、言葉の大切さというのは本当に子供たちにも伝えていかなきゃいけない大事なことだと思っています。

**○14番（鶴迫京子さん）** 市長どうですか、源流の「川の一滴目を見ませんか」というパンフレットをもし市長がパッと見たときに、どう思われますか。

**○市長（下平晴行君）** ちょうど志布志地域の前川の源流が八野地区なんですね、あの一帯をちょっと想像したところでした。

**○14番（鶴迫京子さん）** 本当に申し訳ありません。通告をしてないのにむちゃぶりをしてしまいましたが、まずそういうことで、いろいろな気付きがありました。ですので、政務調査費、皆さんの税金を使ってまで調査に行きましたが、大変学ぶことが多くて感動もしますし、目からうろこのようなこともいっぱいありますし、やはり「百聞は一見にしかず」、書物でいろいろ調べていましたが、行って見て本当にびっくりなことばかりでありました。

「次の100年のために」ということで、ここの標語を盗むわけではありませんが、未来ある若者、子供たちのために何を残すのか、次の100年に何を残すのか。この問いかけこそが、今私たちに課せられた命題ではないでしょうか。選良としての議員である責務だと考え、一日一日をまじめに真剣に市民の声に、これからも耳を傾け、積極的に前向きに取り組んでいきたいと思っております。

最後に一言、市長もお願いします。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいますように、100年後というのは、本当今自分たちが、私はよく「先人たちの努力で今はあるんだ」ということを言っていますけれども、やはり私たちが100年後は先人になるわけでありますので、そのことをしっかりと踏まえて対応、いろんなことでの対応をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

[鶴迫京子さん「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、2時まで休憩いたします。

—————○—————  
午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開  
—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） 会派、真政志の会の東でございます。

最後になりました。熱烈とした一般質問があったと思っておりますが、皆さん一生懸命市民のために質問しておられました。私も、市民の声を聞いて一般質問をしていますので、執行部の対応をよろしくお願い申し上げます。

では、定住対策についての質問をしてみたいです。定住対策については、住宅政策などがありますが、今回は高校、大学を卒業された方が定住していただくための奨学金の返還支援でございます。

本市では、ふるさと納税によって32億円以上の寄附金を全国からいただいております。この温かい寄附金を活用して支援できないか、市長にお聞きします。また、教育長の考え方をお聞きします。

奨学金の利用状況、今後の見通しをお示しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○市長（下平晴行君） 東議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少が進む中、若年層に対する定住対策は本市の将来を支えるための重要な課題であると認識をしております。平成27年に策定した志布志市「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」の中で、地元就職推進プロジェクトとして位置付け、就職合同説明会や大学生を対象とした就職座談会などを実施し、若者の地元回帰の希望をかなえる取り組みを推進しているところでございます。

今回議員御質問の奨学金の返還を支援する制度につきましては、平成30年6月定例会の一般質問の際に議員より長島町や大崎町、薩摩川内市などの取り組みについて御提案をいただいたところでありました。

現在、奨学金制度の全体について調査・研究を進めており、具体的には先進事例を調査するとともに就職合同説明会等において、市民ニーズの把握をしているところでございます。

今後につきましては、今年度第2期の「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」の策定を進めており、部会を中心として各プロジェクトの効果検証を行っております。その中で、地元就

職推進のプロジェクトとして、新たな奨学金制度や奨学金の返還支援を含め、どのような事業推進が若者の地元回帰に最も効果を上げることができるか検討を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

現在の本市の奨学金制度につきましては、有用な人材を育成するため、経済的理由によって修学困難な者に対し、進学・通学しやすい環境を整えるための支援を目的に貸与型の奨学金を運用しております。

本年度の申請者数は111人、貸与金額は5,334万円で、前年度に比べ申請者数は3人増、貸与金額は266万円の増となっております。毎年、申請者数、貸与金額も増えてきております。

また、返還につきましては、平成30年度では返還予定額4,376万5,960円に対し、現年度分3,730万7,860円、平成29年度以前の過年度分104万7,700円、合計3,835万5,560円が返還され、収納率は87.6%となっております。

○18番（東 宏二君） 去年の6月にもこのことで一般質問をしておりますが、なぜこの質問をするかということも前も話をしたんですが、昨日の質問でもありました本市の高齢化率がもう40%にきていると、人口は、3万1,500人で市長が目標としている4万人を切っているわけですが、市長は大きな目標として掲げられて、プラス思考ということで、これは評価をすることなんです、そのためには若い人たちが志布志市に帰ってきて、志布志市で生活できて、志布志市で家庭を持って、そういう暮らしをしていけば、おのずと人口は増えていく。また、志布志市のまちの活気も出てくる、その辺なんですよ。だから、やはり高校卒業まで志布志市において、あとは都会に行くということではなくて、やはり18歳以上の方も志布志市に帰って来られるような施策を講じていかないと帰って来れないと思うんですよ。もちろん、仕事がないといけませんけれども、仕事の方も工業団地も大好評で3工区まで完売されたということで、今回4工区も7,000万円の予算が付いているわけですが、その辺のことで都会の企業が志布志市に来ていただければ、職場は確保されるのではないかなとは思っているんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、教育長の方で市の奨学金の貸与の仕方の話がありましたが、私は基本的には、市がやっている奨学金の貸与の仕方は無利子でありますし、一番いいんじゃないかと。

それと合わせて、私は今おっしゃったように業が、例えば志布志市に企業があります。企業が奨学金を出して、そこに勤めた場合には、それは返さないでいいというような取り組みをするのが一番いいんじゃないかなというふうには考えているところであります。

○18番（東 宏二君） これは去年の6月では出てなかったんですが「ネッピー・みさきちゃん奨学金制度」を南大隅町が作っているんですよ、これを今言われたように事業者、それとふるさと納税等の基金から、短大・大学・専門学校等で毎月5万円ずつ貸与をしている。医大とか獣医大とか薬科大とか、そういうところであれば毎月10万円を貸与している。高校生であれば、毎月3万円ということで、ああいう小さな町ですよ、これだけの事業をしているんですよ。それと、どこも一緒ですけど、「ぶり奨学金制度」というのは、これは長島町ですよ、ここも

全く一緒です。高校生が3万円、大学・専門学校等が毎月5万円、薩摩川内市もやっている。大崎町は「リサイクル未来創生奨学金制度」といって、相信と提携してやっているわけですが、これはですよ、市長、若者を呼び戻せるような施策をしていかないと人口は減る一方、高齢化率はどんどん上がってくるということで、これは少子化対策にもつながるんですね。子供が少なくなり、学校が統合される。大変なことなんですよね。この辺の考え方をもう一回聞かせてください。

**○市長（下平晴行君）** 議員おっしゃるように、それぞれの市がやっている取り組みとしては、私もいいというふうには思っているわけですが、まだ実際に実績があまり無いような状況であります。

そういう流れの中で貴重なお金が、そういうことで投資して、その効果が実際あるのかということ、また語弊があるかもしれませんが、投資効果が今のところ、いろんな大崎町も含めてなんです、ここも就学者じゃなくて親権者との契約をしているというようなこと等がございますので、そこら辺の責任というのがどうなるのかなと思ったりしているところです。

おっしゃるように、志布志市に帰って来ていただくための戦略としては、いい制度だというふうには考えております。

先ほど言いましたように、そのことが投資する効果がどうなのかという部分も含めて、まず何か形としてやっていくということは必要じゃないかというふうには思っております。

**○18番（東 宏二君）** 前回の答弁の中で、「課内で内部協議を始めさせていただきます」と、1年前ですねよ。今の答弁では、内部協議もされていないような状況。それと大崎町の取り組みや長島町の「ぶり奨学金」等々もございます。それから、薩摩川内市の取り組みもございまして、「どういう形で取り組みをすればいいのか、この辺を十分精査して」という答弁ももらっているんですよ。今の答弁は、全然こういうことがなされていないということなんですか、どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 協議はしているところなんです。私が申したのは、結果的にそういうことではないかというようなことで、議員おっしゃるように、進んでないというふうに思われるかもしれませんが、内部では十分協議をしているということでございます。

**○18番（東 宏二君）** もう1年前のことですので、私は次の令和2年度の予算でも、もう出てくるのではないかなという考えを持っていました。

これは本当にですよ、市長、いいことだから長島町、大崎町、南大隅町、薩摩川内市、県内は、そういうところしかないかもしれませんが、今後そういう考え方を持っている市町村の取り組みもあると思うんですよ。だから、ここはいち早く、このふるさと納税32億円の使い道ですよ、こういう子供たちが帰ってくる、将来のある子供たちが志布志市に帰れるような施策をしていけばですよ、これは本当に寄附された方々もですよ、いい使い道をしていただいているなという考えを持たれるのではないか、その辺はどうでしょうか。もう一回お聞きします。

**○企画政策課長（樺山弘昭君）** 私の方から、これまでの取り組み経過について、少し補足をさせてもらいます。

今出ました奨学金の制度につきましては、前回の御質問をいただきまして、長島町、大崎町、串間市などの先進の事例を情報収集して勉強したところでございます。今日は南大隅町の話も聞きましたので、しっかりまた把握していきたいと思っております。

また、対象の方のヒアリングと申しますか、就職説明会や高校生とのヒアリングの中で、そういった要望がないかということ等については、少し聞いたりはしているところでございます。

全体的に移住・定住の施策立案のため、いろんな角度から精査をしていきたいということでございまして、最近では一昨年から就職された方への民間家賃の補助制度を作り上げてきているところでございます。

そういった移住・定住の見直しを現在進めているところでございまして、定住、それから新規就農、それから子育てについての補助金の見直しの整理もしているところでございます。

そして、現在また奨学金のことで提案を受けまして、市長の方からも見直しをしている「まち・ひと・しごと ころろざし創生戦略」の中でしっかりとした検討をなさいたいということで、移住・定住の部会の中で取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。この部会の中で、また新しいメリット・デメリットをしっかりと整理をしまいたいと考えております。

○18番（東 宏二君） 協議をしているということで、今、企画政策課長が答弁されたんですが、通告していませんが、財務課長、地方交付税、1人当たりの国からくるお金はどのぐらいですか。

○財務課長（折田孝幸君） 交付税の話でございしますが、平成30年度の決算は、今回9月の定例会で、またお願いするところですけども、平成30年度ベースで考えれば、普通交付税が60億8,100万円程度ということで、平成27年の国調人口3万1,479人、これを前提とすれば、市民1人当たり19万3,200円程度になるというところなんです。

○18番（東 宏二君） ありがとうございます。申し訳ありません、通告していないのに。

そういうことで、19万3,200円、1年間ですよ。去年のを聞いたところ21万円ということで答弁をいただいているんですが、今回ちょっと下がっているようでございますが、これは5年、10年志布志市にいていただければ、このお金は入ってくるんですよ、ずっと転出しない限り、そういうことですよ。

○財務課長（折田孝幸君） 交付税の算定におきましては、今申し上げました。現在は、平成27年度の国調人口のベースであったり、道路の延長であったり、それから教育であれば学級の数とか、そういった単位を基としておりますので、基本的には、国勢調査の人口が人口ベースでは基になるものが多いというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 人口が減ればまた下がってくるというふうな説明だろうと思っております。今現在では19万3,200円ということで、ということは、10年そこに住み続け、家庭を持たれて子供が生まれて4人家族、例えばですよ、これは強制じゃない、そういう想像で話をしていますが、そうしたときに4人で地方交付税、今現在で19万円としても、幾らになりますか、計算はできると思います。

だから、そういうことでしたら、この奨学金の支援は本当に、そう財源は痛まない、自分の一般財源を使って出すようなものじゃないのではないかなと思っているんですよ。それに対して人口が増えていくわけですから、それに志布志市の事業所などが人を雇っていただければ、その中で事業も拡大されて税金が市の方に入ってくるいい仕組みだと思っているんですが、市長、この前の6月議会の答弁と比べると今度はちょっと厳しいような答弁をされていますが、どこでそう変わったのか、ちょっとその辺もお知らせをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃることはよく分かるんですが、志布志市の場合、受け入れ体制ですね、奨学金を提供しても、どこで働くのか。これは、ふるさと納税も含めて、そのお金は福祉、あらゆる部門で活用させていただいているわけですので、私は志布志市としては、今教育委員会の方で無利子で対応している、これを十分活用させていただいて、そして志布志市として総体的にどういう奨学金の在り方がいいのか、先ほど企画政策課長の方も話がありましたけれども、総体的な考え方で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 今働き場所のことも言われました。前回のところでは、今から工業団地を整備すれば、どんどん誘致企業が入ってくるから仕事もあるのではないかなというような答弁も聞いているんですが。港湾商工課長、通告していません。これもすみませんけれども、この前6月2日に志布志の体育館で就職合同説明会があったということで、我々議会にもお示しをもらっているんですが、この中の内容的なものをちょっと、どういう企業が来て、どういう方々が就職合同説明会に参加されたのか、ちょっと教えてください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 就職合同説明会につきましては、平成28年から開催しております。これは毎年開催しております、今年度は6月2日に志布志市の運動公園体育館で開催したところでした。

参加企業につきましては、様々な港湾関係企業をはじめ、あらゆる業種の42社が参加していただきまして、高校生をはじめ、大学生、社会人、そして保護者の方々が参加していただいているところです。

毎年開催している関係で、双方からは好評を得ておりまして、地元採用に結び付いているところでございます。ちなみに、平成29年度の採用は、地元で7名、平成30年度は9名採用に至っているところでございます。

また、即採用にならなくても、将来地元に戻ってきたいという地元企業を知るきっかけづくりにはなっているところでございます。

○18番（東 宏二君） ありがとうございます。

そういうことで、42社ということで、これ仕事はあるんじゃないですか。42社、それにプラス、JAそお、JAあおぞら、大企業ですよ、こっちで言えばですよ。そういうところにも、トップの市長の方で、志布志市に戻って来るんだが、どこか仕事はないかとか、そのようなこともお願いできて、また港湾関係企業の方々も志布志市の人を雇用していただけないかと。今度大学を卒業するんだけど、使っていただけないのかとか、そういうのもできると思うんですよ。

それと今、港湾商工課長の方で説明があった保護者の方も来ていらっしやったということであれば、やはり自分の子供たちが志布志市に帰って来て仕事をしてくれれば助かるんだけどな、希望しているんだけどなというようなことだろうと思うんですが、私は、そう取ったんですけれども、やはり仕事はあると思うんですよね。今は人手不足で農業でも外国の方々が一生懸命、今は芋取りシーズンでベトナムの方々などが一生懸命働いておられる。やはり人手不足だから、そういう外国の方々を雇って事業をされているわけですので、仕事はあると思うんですが、市長もう一回前向きにですよ、そういうことを加味しながら答弁をいただきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** それは、おっしゃるとおりでございます。

しかし、志布志市で奨学金を出して、それで帰って来るかということ、そうでもないんです、実際は。今港湾商工課長の方で、その人数を言いましたけれども、それが果たして奨学金によって帰って来るというようなのが、ちょっと見えないもんですから、先ほど言いましたように、総合的な志布志市としての受け入れ体制、これをどうしていくかということで協議をしているということでございますので、そういう流れの中で奨学金を提供することで地元に戻って来る、実際やってみないと、これも見えないわけでありまして、そこら辺も計画に乗せて取り組みをしようとしているところですので、今議員のおっしゃったことも踏まえて、前向きな考え方で取り組みをしていきたいというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** 市長の言われることは分かるんですが、地元採用が平成29年度は7名、平成30年度は9名と2人プラス。これに奨学金の返還免除を入れ込んだらですよ、5人でも6人でも、帰って来られる方も増えると思うんですよね。

志布志市から大学に行くということは、東京、大阪などは、家賃が高い、学費も公立であれば安いんですけども、私立であれば年間130万円ぐらいの学費を払って行っているわけですよね。そういうことですよ、奨学金制度を創設をすれば、今度借りられている111人でしたか、そういう大勢の方が借りられて、その人たちが志布志市に帰って来れるようなことを考えていかないと、人口も増えない、労働人口も増えない、高齢化がどんどん進んで、学校統廃合も読めなくなるのではないかなとは思っているんですよね。昨日も同僚議員が言われましたよね、高齢化率が高くなっていると。それに対しては、住宅政策も必要だろうということでは言われました。そのとおりだと思っております。

だから、何かをしないことには帰って来ない。行政として、市長がいつも言われる「市民目線」で考えたときには、早急に奨学金の支援をしていくのが、私は子供たちが帰ってくるような要素になるのじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 実際目に見えないところでありますので、そういう貴重なお金をどこでどう投資していったらいいのかという部分では、先ほど言いましたように志布志市としての取り組みをしっかりと内部で協議しながら対応していきたいというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** 「貴重な財源を」と言われました。私は先ほども言いました。地方交付税は入ってくるんですよ、地方交付税が。1人帰ってきたら今の時点で19万3,200円返ってくる

んですよ。1人帰って来なかったら、これは入ってこないんですよ。

そういうことを考えたときは、貴重な財源じゃなくて、1人志布志市に帰って来た地方交付税の中のものを10年間、あなたに投資しましょうよというような考え方はできないんですかね、その辺はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 1人約19万円というのが、そういう考え方でいけば、それだけのお金が、交付税が入ってくると、これはおっしゃるとおりであります。

それを頭に入れながら先ほど言いましたように、内部で十分協議して取り組みをしてまいりたいと思います。

**○18番（東 宏二君）** 来年度の当初予算でも組み入れられれば、志布志市にも若い人たちが帰って来られるのではないかと考えております。

これを何度言っても堂々巡りになるようでございますので、次にいきたいと思っています。

これもまた同じようなことなんですが、答弁としても同じようなことが返ってくるとしているんですが、地元就業が想定される学生を対象に奨学金を創出して、地元就業を条件に返還を免除することで、地元雇用を促進していく考えはないか、市長お伺いします。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

議員御質問の地元への就職を条件に奨学金の返還を免除する制度につきましては、島根県邑南町の「医療福祉従事者確保奨学金」や「農林業後継者育成奨学金」について、人口減少対策と併せて専門職の雇用確保にもつながる先進事例として調査を進めてまいりました。

先ほどお答えしましたように、現在奨学金制度の全体について調査・研究を進めており、先進事例を調査するとともに市民ニーズの把握をしているところでございます。

今後につきましては、第2期の「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」の策定の中で職種に特化した返還免除条件のある奨学金制度を含め、どのような事業推進が若者の地元回帰に最も効果を上げることができるのか検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○18番（東 宏二君）** 後継者とか商業の後継者、また、この前も同僚議員の中でありました。今、志布志市に看護科の学校があります。地元で働く看護師はあまりいませんということでありました。なぜかというと、都会の病院が奨学金を出して面倒をみてもらえるんです。5年間勤めないと返還しないといけないということなんです。そこなんですよ、やはり市が、そういうことをしてあげれば志布志市の病院でも医師会でも看護師は育つんですよ。そこが大事なんですよ。

やはり、そういうことをやっていかないと人手不足、病院不足、担い手不足ということで、全部悪循環になってしまうとされているんです。だから、そこを考えて、いかに志布志市で就業する子供たちにそういう手を差し伸べてあげられるのかが、行政の仕事じゃないかと私は思っているんですけど、その辺どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 事業者ですね、企業がそういう形で出すということになるのが一番ベターというか、そこに住む、就職するようになるというふうに考えております。

その支援を市がどこまでできるのか、一番いいのは事業者が奨学金を出して、私のところへ帰

ってきたときは免除ですよという取り組みが一番いいと思うんです。

ただ、それがなかなかできないというのであれば、市がその中のどれだけの助成ができるのか、そこら辺は十分内部で詰めていきたいし、また先ほども、第2期の「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」の中での事業の中で、また取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

**○18番（東 宏二君）** 事業者が、そういうことをしていただければ、それに越したことはない。ということは、病院は財政的にも豊かな病院が多いということで、看護師不足で地方から中央に来ていただくということで、援助されて確保されているとは思うんです。そのことも事業者が、そういうことでやってくれればいいんですけれども、それを誰が事業者にその話を持ちかけていくのかですよね。個人個人が、うちの子供が今度おたくの会社に入りますから援助していただけないでしょうかということは、ちょっとできないと思うんですよ。

だから、市長でも副市長でも担当課でも、そういう事業所に出向いて、こういう質問があったが、足りないものは市も少しでも協力していきたい、共同でやりましょうかというようなことですよ、行政のトップの方々がそういうことをしていかないと個人ではちょっと無理だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいますように、そういう情報提供をしていくことは十分必要だというふうに思いますので、そこら辺が、どこまでそういうことができるのか、先ほど言いましたように、第2期の事業に合わせて前向きに取り組むしてまいりたいというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** そこで、医師会立病院なんかも我々も一緒に勉強させていただいたんですが、夜の当直の看護師は1人しかいないということで、緊急時の対応が、難しくなっているんだということで、その看護師の方も高齢になってきていると、尚志館に看護科があっても来てくれないということなんですよ。

であれば、曾於医師会は、どういう仕組みで、市がどれだけの出資、手出しの割合があるのか、病院の先生方が医師会というのを作っておられる、中で市町村の一部補助とか、そういうのがあれば、医師会の先生方に看護師が足りなければ、そういうことも今言われたように、事業者が奨学金みたいなものを出して5年間という縛りもありますが、その辺のことも行政で言えることがあれば、そのこともお伝えするのが大事だと思っているんですが、その辺はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** そういう事業者の今求めているもの、やはり雇用するために、市役所に、こんなふうにしていただければ、してもらえばという、そこら辺の情報も、今おっしゃったように何も入ってきていないわけですので、そこら辺の調整・連携ですか、そこら辺も取りながら進めていかなきゃいけないのかなというふうに思ったところでした。

**○18番（東 宏二君）** 農業をされる方では、新規就農では市の単独事業で、1回限り50万円という補助金を渡されている。それと国の政策では、独立したら5年間、150万円という手厚い支援がある。これなんですよ、やはり農業は、大事な職業ですので、これは大事なことだと、本

当にこれはやってもらわないといけないとは思っていますが、やはり自営業、商売、商業、整備工場とかの雇用確保、そういうものは行政では補助金が無いと思うんです。そういうことも考えれば、地元に残って志布志市で仕事をされてる我が家の家業を継ぐというような子供たちにも、こういう奨学金の制度を活用して育てていくことが大事だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 確かに農業と比較しますと、商業関係、観光、漁業、そういう面については、あまり支援と申しますか、援助が少ないような気がしております。

そういうことも含めて、市の関わりがどこまでできるのか、ここも含めて対応してまいりたいというふうに思います。

○18番（東 宏二君） 同じような答弁で、対応していくということでございます。

教育長、教育委員会として、予算的なものは、ちょっと難しいかもしれませんが、教育長が、こういうシステムもあるというような認識をされていればですよ、自分の情報の中で習得されている何かありましたら、お答えをしていただければと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 私ども教育委員会が実施している奨学金制度は、目的として有用な人材を育成するために、経済的理由で進学とか通学ができない人たちに支援をするというのが第一義的な目標、目的ですので、このことについては、その趣旨にのっとり奨学金制度は継続していく必要があると思えます。

議員が言われますように、定住促進とか就業ということを増やすための奨学金ということであれば、また別な視点での奨学金制度でなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

多分、薩摩川内市も教育委員会とは別に市長部局の方で、そういう奨学金制度が導入されて運用されているというふうに思いますので、私どもの教育委員会の奨学金は、あくまでも進学・通学が経済的な理由でできない人たちを対象にしていますので、もし、そこに定住とかというのを持ち込んでくると、貸与している人、それから免除される人、そこら辺の不平等性がまた出てきますので、非常に難しくなるのかなと思っております。だから、あくまでも、もし定住とか、そういうことを目的とするのであれば、また別な奨学金制度というのが導入されて、それに基づいて実施されるのが一番理想的なのかなというふうに感想として持っております。

○18番（東 宏二君） ありがとうございます。

そういうことで、「リサイクル」とか、「ぶり」とか、「ネッピー」とかそういう奨学金が出ていますが、仮称ですよ、これは私が名前をつけることはないと思いますが、そういう形で手厚い支援をしてあげれば、本当に商業でも何でもですよ、今からやってみようかとか帰って後継者になろうかとかいうような人たちも出てくると思うんですよ。

だから、今教育長が言われたように別枠で創設していかないとですよ、大学、高校の奨学金と就業される奨学金等は外してですよ、していかないといけないとは思っているんです。市長も、そのことは分かっておられると思うんですが、そこら辺の取り組みも同時に、先進的なところもあるかもしれませんが、やはり志布志市に合った創設をしていくのが、私は望ましいと思っている

んですが、その辺どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 特に病院等については、曾於地域の医師会の連絡協議会、それから4市5町の大隅地域医師協議会、そういうところで今は産婦人科、助産師、そういう中に看護師等々も含めて取り組みをしていくということも、この奨学金の中にはつながっていくのかなという気がしたところでございます。

そういうこと等々も含めて、全体的、広域的なことと、それから、志布志市で対応しなきゃいけないこと等も振り分けて、しっかりと協議してまいりたいというふうに考えています。

○18番（東 宏二君） 私は、看護師のことを言いましたけれども、これは医師も相当するのではないかと思っています。医師会には脳外科が無い、産婦人科が無いということで、いつも一般質問でも出ていました。志布志高校の高校生との語る会でも、そういう話があったということで私も聞いておりますが、そういう大学の医師の方々、専門医のいない科がありますので、脳外科とか産婦人科とか、ちょっと忘れましてけれども、どこかの市長さんは医学部に行って営業をして、例えば志布志市長が久留米医大に行って、志布志市の医師会に来てくれんかとか、そういう営業をしている首長もおられるということも聞いたのですが、そういうことをしないと、地方は医師不足になっているんですよね。今は開業医でも平均60歳を超えているということをお聞きしているんですが、将来のことを考えれば、医学医も、そういう奨学金の中の対象に入れてですよ、地元に来ていただくというような形のことも考えていかないといけないんですが、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういうことについては、単独で市長が行っているところというのがあるというのは、私も分かっていますが、今は4市5町で広域的な取り組みをしておりますので、それについては、一緒になって対応していきたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） そういうことで、このことについては、前向きな形で取り組んでいただければというふうに思っておりますので、返ってくる答弁は一緒ですね、次にいきたいと思っております。

観光行政についてですが、夏井・陣岳地域に所在する市有林は、ゴルフ場の計画がありましたが、頓挫した後、旧志布志町が買い取って16年余りになります。この山林を観光資源として活用できないか、市長の考え方をお示しいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

質問の市有地につきましては、昭和61年頃から夏井地区でゴルフ場の開発を進めていた県外企業がバブル経済崩壊の影響により倒産をし、平成15年にゴルフ場開発の事業撤退となったところでございます。

その後、当該地域の乱開発の不安や地元住民からの要望を受け、平成16年8月に志布志町ふれあいの森整備用地及びダグリ公園駐車場用地として旧志布志町土地開発基金で購入をしております。平成18年の合併により、志布志市土地開発基金へ編入となり、平成26年3月の土地開発基金条例の廃止に伴い、平成27年3月に所管替えを行い、現在は志布志支所地域振興課で普通財産と

して管理をしております。

当該敷地は、陣岳の森に位置する部分でありまして、市有地として取得した部分は計243筆で約30haでありまして、いわゆる虫食いの形での所有となっている状況でございます。

今後の活用につきましては、現在のところ具体的な検討はしていないところであります。

**○18番（東 宏二君）** 先ほども同僚議員の一般質問中で国際の森に水をとということで、何回も質問しているんだけどということで、答弁があったんですけども、私は違った視点で質問をしてまいりたいと思います。

やはり、前の市長のときも、この一般質問をした経緯があるんですよ。そのときは、高千穂牧場の小さいやつでもいいから志布志市に誘致してくれば海もある、国民宿舎ボルベリアダグリもある、民間のイルカランドもある、ホテルもあるということで、本当に志布志市の方は、人に来ていただけるのではないかというようなふうに思っているんですが、そういうことを質問した経緯があるんですが、やはり何かを活用しないことにはですよ、そういう観光行政を持ってくるのであれば、やはり相手方が来ていただくような段取りをしていかないといけない。行政が観光行政をするわけにはいかないんです。やはりそういう段取りをしてあげるのが行政だと思うんですね。今言われた虫食い状態で、今30haあるということをおっしゃいました。

私の考えは、上まで行かない、上まで行くと大変なんです、水も、道路も広げなければいけない、拡張しないとイケない。下の方に平らな土地があるんですが、そこは市の財産になっているかは、ちょっと分かりませんが、その辺の土地をまとめて観光事業をされる業者が来ていただくのであれば、やはり市長が、行政がそういう役割を果たしていくのが当然だと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 行政ではできないわけでありまして。おっしゃるとおり企業が、あるいは事業者自らが実施されるようであれば全面的に支援をしていくということでございまして、恐らく議員の考え方は、例えば、霧島の酪農がありますね、そういうことで、その高千穂牧場の方にも聞き取りをしたところでした。進出の計画は今のところ無いというような答えでありましたけれども、そういうふうに行政側からも働き掛けをして、そういう事業者の誘致をやっぱりしていくことも必要じゃないのかなと思っているところです。

平らな土地とおっしゃいましたが、地図では田んぼの傾斜がすごく高かったり低かったり、そのちょうど真ん中を今度東九州自動車道、日南・志布志道路が夏井から今度計画されて走っているわけでありまして、その後になのか、ちょうど真ん中なんですね。そういう道路ができることによって、土地の所在も分かりますので、その以前にそういう情報提供をしながら、その後の活用のための取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○18番（東 宏二君）** 今度、仮称夏井インターチェンジで10月5日に起工式をやるということで、南日本新聞の方にも載っております。事業が開始されるということだろうと思っております。今見てみると、うちの近くでございますので、整地をして碎石を入れてくいを打って柵がしてあります。そういうことで、高速道路もできる。陣岳の方のちょうど中腹辺りが、東九州自動

車道が通るといふことであれば、そういう段差のある土地をその残土で埋め立てをしていただいて、土をもらってですね、やっぱりそういうのをしていけば、お金も要らない。そこに対しては、そういうものを造っておけば、こういう土地があるんだけれども、高千穂牧場ばかりじゃないと思うんですね。あの辺には、夢見ヶ丘とか、たまご牧場とかいっぱいあって人でにぎわっているということなんです、そういう一つの民間が集まってきやすいような、そうすれば他の業種も来るのではないかと。それに対してボルベリアダグリとかイルカランド、その辺がすごくにぎわって、また海水浴場もある、遊園地もある、そのことをアピールできるような、土地の造成も土をもらってきて、民間の土地であれば単価的にも高くないと思いますので、その辺は志布志市には土地開発公社がございまして、先行取得をしながら、そういう事業に向けた投資も必要だと思いますが、その辺どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど言いましたように、道路等が整備がされると、そういう周りが良く見えてきますので、そこら辺も含めて、基本的には行政がどうこうできるわけじゃございませんので、そういう事業をする企業をどうやって引っ張ってくるのかということも一つの大きな我々の仕事ではないかなというふうに思いますので、道路ができた後、その前もですけども、そういう考え方で取り組みできればというふうに考えております。

**○18番（東 宏二君）** あと何年かかるか分かりませんが、未来に残せるようなこともしていかないとですよ、子供たちが大きくなって、ああやっぱり志布志市は良かったなというようなことも言えるようなまちづくりをしていかないといけないと思っています。

だから、そういうことで土地のどの辺を通るかは大体分かっておられると思いますので、そこに橋が架かるのか、堀切で通れなくなるのか、そこはまだ設計上、我々も分かりませんが、どうなるか分かりませんが、そういうことを分かっているのであれば、そういうことにつながるような、観光行政につながるような土地の取得とか、やはり来ていただくような条件をつくっていけば本当に観光行政は、志布志市にマッチした業者が来てくれるのではないかなと思っていますよ。その辺を市長がセールス、営業のトップとして、業者に打診をしながら、どういう考えを持っておられるのか、この辺も1社じゃなくて何社かあると思いますので、その辺もトップセールスで市長が行っていただければと思っていますが、その辺どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 私も、いろんな会合に出席する機会が多いわけでありまして、今おっしゃいましたようにトップセールスとしての立場で、いろんな企業との話等もできるわけですので、そういうことも含めて、これから先のことを協議をしていきたいというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** 長々言っても同じことだと思っています。

奨学金の支援の問題、それと新しく就業される、地元就業される方々の別の奨学金の創設、観光行政の中でも陣岳の志布志市が所有している山林を生かした観光行政の取り組み。このこともやっていただいて、やはり早く観光行政の場合は、東九州自動車道が通らないと、ちょっと近づけられない状態かもしれないけれども、その段取りはしておかないといけないと思っています。

最後にお聞きしますが、この奨学金の支援問題、新しい奨学金の創設、これ早めに協議しながら創設、私の質問に対してじゃなくてですよ、これは志布志市のためになると思いますので、そのことを念頭に置きながら政策を立案していただければと思っていますが、その辺どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、第2期の「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」の中で、内部で十分協議をして取り組みをしていきたいというふうに考えております。

[東宏二君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

○

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から24日までは休会とします。

25日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

どうもお疲れさまでした。

午後2時58分 散会

## 令和元年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和元年9月25日（水曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第53号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第55号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第58号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第59号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第60号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第62号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第63号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 報告第4号 平成30年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第15 報告第5号 平成30年度志布志市資金不足比率について
- 日程第16 認定第1号 平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第9号 平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

- 日程第25 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第26 議員派遣の決定
- 日程第27 閉会中の継続審査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長)
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時10分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。



### 日程第2 報告

○議長（西江園 明君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、広報等調査特別委員長からそれぞれ報告書が提出されましたので、配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。



○議長（西江園 明君） ここで、尖信一君から9月10日の会議における発言について、訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○3番（尖 信一君） 今定例会2日目の一般質問、港湾振興について、一般質問をさせていただきましたけれども、その中で、港湾での運送事業について許可が必要な93港の指定及び申請に基づく許可も日本港湾協会が行っている旨の発言をいたしました。正確には「許可が必要な港湾は港湾運送事業法に基づき、政令で指定されており、申請に基づく許可は、国土交通省が行っている」という発言の訂正をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） ただいま尖信一君から9月10日の会議における発言について、訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。

尖信一君からの発言訂正申し出は、これを許可します。



### 日程第3 議案第53号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第53号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第53号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を

図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員6人出席の下、執行部から総務課長、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例は、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために制定されるものであるが、これまで、欠格条項による失職者はいるのか。また、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断することのだが、判断が難しい心的状況をどのように判断していく考えかとただしたところ、これまで、欠格条項による失職者はいない。今後の個別審査時における判断方法として、職員採用時においては、教養試験や面接試験により判断し、既に任用している職員については、法律、条例に基づき分限などで判断していく予定である。産業医や弁護士に相談するなどして、慎重に対応しなければならないと認識しているとの答弁でありました。

今回の法律改正に伴い、本市においては、どのような方々に影響があると考えられるのかとただしたところ、現在、増えつつある若年性認知症の方々への影響が大きいと考えるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第53号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第54号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制

## 定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第54号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第54号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、住民票や個人番号カードについて、現在の氏に加え、旧氏（きゅううじ）が併記される措置が講じられるとのことだが、併記された証明書等の交付に際し、申請者に手数料の支払い等で不利益が生じることはないのかとただしたところ、交付手数料等の改正もないため、申請者に不利益等が生じることはないとの答弁でありました。

改正後の条例施行日が11月5日となった根拠についてただしたところ、住民票、個人番号カードへの旧氏の併記を可能とする政令で11月5日を施行日と規定しているため、そのことと併せ旧氏での印鑑登録を可能にする改正条例についても11月5日施行となったところであるとの答弁でありました。

住民票に旧氏が併記されるとの説明であるが、どのような表記になるのかとただしたところ、現在の様式に、旧氏の欄が新たに設定されることとなるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第55号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第55号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第55号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害弔慰金の支給実績についてただしたところ、合併後の貸付実績はないが、災害発生時の被災状況に応じ、全壊10万円、半壊5万円、床上浸水3万円を支給する市単独の災害見舞金については、平成26年度から平成30年度の5年間で9件、90万円の支給実績となっており、いずれも住宅火災により全焼した事案であるとの答弁でありました。

今回の改正により、償還金の支払猶予等が新たに規定されているが、災害弔慰金の支給と償還金はどのように関係するのかとただしたところ、今回の条例改正は、災害援護資金貸付制度部分の改正であり、県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害で、世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った世帯、被害金額が住居または家財の価格のおおむね3分の1以上となる損害を受けた世帯が貸し付け対象となり、1災害で1世帯当たり、150万円から350万円を限度額に貸付を受けることができる制度である。

1995年の阪神・淡路大震災発生時においては、被災者生活再建支援法が整備されていなかったため、本条例で規定されている災害援護資金借入れによる生活再建が主であったが、その未返済が8,400件、約123億円に達していることから、制度の見直しが求められ、今回の法律改正に至ったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第6 議案第56号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第56号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第56号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、水道法の一部改正により、水道事業者の指定期間の更新が必要となった理由は何かとただしたところ、現行制度では、新規の届出に基づく水道事業者の指定についてのみが定められているが、その後の事業者の廃業や休止、所在が不明となるなどといった実態の把握が困難であることから、指定期間を5年とし、その更新制度を導入するものであるとの答弁でありました。

更新の手数料について、1万円と定めた根拠は何かとただしたところ、指定期間の更新のための審査等に係る事務手続きは、新規指定の事務手続きと同じであることから、手数料も同額としたものであるとの答弁でありました。

近隣市町の指定の手数料はどのような状況かとただしたところ、鹿児島市は1万3,000円、鹿屋市は1万円、霧島市は5万円、垂水市は1万円、都城市は2万円、曾於市及び大崎町は手数料の規定がないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第56号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

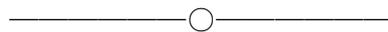
○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第7 議案第57号 工事請負契約の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第57号、工事請負契約の変更についてを議題とします。  
本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第57号、工事請負契約の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の変更契約は、鹿児島県からの通知、指摘を受ける形で対応することになったのかとただしたところ、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」という鹿児島県からの通知は、市町村だけではなく業者にも情報提供されており、今回、同通知に基づいた請負代金額の増額が認められるものとして施工業者から請求があり、協議を行ったものである。なお、このように業者からの協議の請求があった場合に対応することになるが、増額の可能性がある業者に対して、事前の連絡や確認等を行ってもよかったのではないかとすることは反省点であるとの答弁でありました。

今後、同様の事例が増えていく可能性があるのではないかとただしたところ、東京オリンピック、大阪万博、自然災害の状況によって、今後労務単価が上昇する可能性はあるが、現状でその予測は難しい。また、今回の事業は、「地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定」に該当することから、議会の議決を必要としたものであるが、今後は、議決を必要としない契約によって対応する事案が増えていく可能性も考えられるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

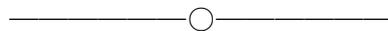
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第8 議案第58号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第58号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員長（福重彰史君） ただいま議題となりました議案第58号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月18日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、機構集積支援事業費補助金の事業内容についてただしたところ、農業委員の農地パトロール、農地のあっせん活動に伴う報酬や旅費、そして農地情報公開システムのデータ更新作業が含まれるとの答弁でありました。

農地情報公開システムのデータ更新については、定期的にというものではなく、必要に応じて発生することになるのかとただしたところ、農地情報公開システムは、現在の本市の業務になかなかなじまない点もあり、更新が遅れていたところである。国としても、データの整合性の問題など直すよう指導もあり、今回更新を行うものであるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学校管理費の修繕料の増額補正については、特別支援教室の増設や県外での雨樋（あまどい）落下事故の発生に伴う対応等のほか、緊急を要する修繕の発生により既定予算に不足を生じるとの説明であった。

桜島の降灰を考慮すると管理の在り方によっては、同様の落下事故の発生も想定されるが、定期的な確認や学校関係者との連携強化による事前の適正な管理を徹底することで、未然防止が図られ、児童生徒の安心・安全の確保、歳出予算の抑制につながるのではないかとただしたところ、学校施設等の管理については、様々な用件で学校を訪問した際に市職員により目視等により確認している状況であるが、事前の対応が大切であると認識している。

施設管理については、学校からの要望等も多いところであるが、学校との連携強化を図り、事後対応ではなく、事前の対応に努めていきたいとの答弁でありました。

小学校施設改修事業として、経年劣化による防水シートの亀裂に起因する雨漏りに対応する工事請負費が計上されている。

防水シートの耐用年数については、10年の保障期間を含めおおむね15年程度との説明であったが、亀裂が入った防水シートは敷設後、何年が経過しているのか。

また、雨漏り等に起因する改修等になると防水シート以外の下地材料等の腐食、腐敗も想定されることから、工事費用が増加することが懸念される。具体的な不具合が確認できない状況で着手することの困難さも理解するが、耐用年数等を踏まえた早めの対応が必要ではないかとただしたところ、野神小学校については、管理教室棟建設が平成4年度であったことから27年が経過している。

老朽化対策として、校舎の改修を計画しているが、雨漏り等の具体的な不具合が確認できない校舎についても耐用年数等を踏まえた早めの改修に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志麓地区の日本遺産認定に伴い、令和元年6月29日に設立された日本遺産「薩摩の武士が生きた町」魅力発信推進協議会への負担金12万9,000円が計上されているが、協議会が実施する事業内容、事業費、事務局の所在についてただしたところ、協議会の全体事業費については、日本遺産共通解説板の整備に254万1,000円、QRコードによる構成文化財解説の整備に303万円、パンフレット等の作成に209万9,000円の合計767万円となっており、財源内訳は、10分の6の460万2,000円が国庫補助金、10分の2の152万9,000円を鹿児島県、残りの

10分の2を今回、日本遺産に認定された12の麓が所在する九つの市が麓の数に応じ負担するものである。

3麓が所在する薩摩川内市が38万円、2麓が所在する鹿児島市が25万6,000円、1麓が所在する残りの7市が12万9,000円ずつの負担となっている。協議会の事務局については、鹿児島県が担当するとの答弁でありました。

来年度の国体開催を控え、本年10月12日、13日に開催予定の国体競技別リハーサル大会運営費に対する県補助金の計上に伴い、保健体育総務費の財源振替が計上されているが、リハーサル大会の開催規模と競技者、関係者等へのおもてなし等の在り方についてただしたところ、来年度の国体開催に向け、社会人サッカー大会を国体のリハーサル大会と位置付け開催するところである。

リハーサル大会については、本市のほか、霧島市、南さつま市の3会場での開催となり、全体で32チームが参加する。

そのうちの12チームが陸上競技場1コート、しおかぜ公園の2コートで1回戦6試合、2回戦3試合を行うことになる。チームにより帯同数は異なると思われるが、1チームあたり監督、選手を合わせ30名程度、さらに応援団等も含めると400人以上の入込み客が想定されるため、会場内への特産品振る舞いコーナーやマルシェ、特産品販売コーナー、観光ブース等の設置によるおもてなしの在り方や本市の魅力発信について観光特産品協会との協議を進めているところであるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、犯罪の早期解決及び犯罪抑止力の向上を図る目的としての防犯カメラ設置事業において、補助対象となる要件や範囲等の詳細についてただしたところ、補助の対象となる団体要件として、飲食業、小売業、その他サービス業等の店舗によりほぼ連続した形で商店街等が形成されている通りの商店主等の3名以上で組織する団体への補助を予定している。

購入先や機種種の指定は行わず、カメラの基本的な性能として100万画素以上で2週間以上録画が可能な機器であれば補助金の交付対象とすることとし、カメラ本体購入、設置工事及び看板設置の合計金額の3分の2の額で5万円を上限額とする予定である。また、対象区域としては、志布志地区だけでなく市全体を想定しているとの答弁でありました。

高齢者運転免許証自主返納支援事業について、自主返納者数とタクシー利用券交付者数はどれぐらいいるのかとただしたところ、平成30年度は147名の自主返納があり123名が、本年度は9月12日現在で、83名の自主返納があり、80名にタクシー利用券を交付しているとの答弁でありました。

今回から新たに給油も可能な「タクシー・給油利用券」が追加交付されるが、この利用券1枚でタクシー利用、給油利用のどちらにも利用できるのか。利用可能な事業所は決まっているのか。また、既に交付されているタクシー利用券でも給油に利用できるのかとただしたところ、利用券1枚でタクシー利用及び給油利用のどちらでも利用可能で、市に登録されている事業所であれば

利用することができる。また、既に交付されているタクシー利用券についてもタクシー・給油利用券と同様の取り扱いとなるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、環境性能割については、燃費や性能が良い車に対して税が優遇されるものと理解するが、対象となる車両にはどのような基準があるのかとただしたところ、この環境性能割は、燃費などの基準を達成した車に対して、取得価格にそれぞれの税率を乗じて課税されるが、対象車両については、基準の達成度に応じて税率が設定されており、基本的に電気自動車等CO<sub>2</sub>を排出しない車や2020年度基準プラス10%達成以上の車両は非課税扱いとなる。

そのほか、2020年度基準達成の車は1%、それ以外の車は2%の税率が設定されるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畑作構造転換事業について、事業中止となった理由と、今後の担い手への影響はないかとただしたところ、2戸の農家による共同利用で計画をしていたが、昨年9月の台風でキャベツ等が被害を受け、一斉に蒔(ま)き直しとなったことに加え、その後の暖冬でキャベツの価格が暴落したことを受け、2戸のうち1戸の農家から、資金繰りが難しいということの申し出があった。

代わりの農家を探すにも、期間が短く対応できなかったところであるが、その時点において、書類手続き等の動きがなかったために、補助事業を中止することに対するペナルティは無いということで、県とは協議できているとの答弁でありました。

辞退された事業者は経営の建て直しなど努力されていると思うが、今後も再チャレンジしたいという場合、その道は閉ざされてはいないのかとただしたところ、県との協議では、やむを得ない事態であったとの認識で、今回の2戸が再度支援を受けることは可能であるということについての回答を得ているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保健衛生総務費の嘱託職員報酬が臨時職員賃金に組み替えられた理由についてただしたところ、当初、嘱託職員の採用を想定していたが、嘱託職員の確保ができず、臨時職員での対応となったため組み替えたものであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、新たに国が創設した東京圏移住支援事業について、東京圏から本市へ移住して、就業・起業した者に対し、移住に係る経済的負担の軽減を図るため補助金を交付するとのことだが、本市では何件の移住を予定しており、既に移住者の希望等はあるのか。

また、東京圏とあるが、その範囲はどこまでを指すものかとただしたところ、本市においては、複数の世帯員で構成される世帯1件と単身世帯1件の2件を想定しており、今後、周知を図っていくところで、現在のところは移住希望者について把握していない。

また、「東京圏」の範囲については、東京23区に在住していた者、または東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県から東京23区に5年以上通勤していた者のことを指すとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、グルメ普及推進事業について、本市で考案されたどんぶりが、これまで様々な賞も獲得し、志布志市の知名度向上と観光振興に寄与していることは理解する。

現在、「志布志発かごしま黒豚三昧丼」は、市内の何店舗で提供されているのか。また、提供店舗の周知はどのように行っているのかとただしたところ、いわゆる「黒豚三昧丼」を提供している店舗は市内で7店舗あり、全国1位を獲得したどんぶり目当ての観光入込客も増えている。

提供店舗の周知については、パンフレットやチラシ等の配布、受賞記念グルメイベントの開催やお釈迦祭りにおいてグルメブースを設置するなどの啓発活動を行っているとの答弁でありました。

全国ご当地どんぶり選手権出場は今回で何回目となるのか。今後も継続していく考えかとただしたところ、選手権への出場は今回で9回目となる。

本来は、今年1月に行われた選手権で終了する予定であったが、主催者側の意向で、節目の選手権として、歴代グランプリを獲得したチームも参加するなど厳しい条件が重なり、惜しくも準グランプリ獲得に終わった。

結果が僅差だったこともあり、市民を含めた周囲から、「実力的には十分優勝を狙える内容だった。ぜひ最後の挑戦をして欲しい」との声が多数あったことから、市長を含め協議し、次の選手権を最後に支援することとしたとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、松くい虫防除事業について、毎年のように防除事業を実施しているにも関わらず、現状では「マツノザイ線虫」による被害が止められていない。何らかの対策及び伐倒後の植栽についてどのように考えているのかとただしたところ、対策としては、5月末にヘリコプター等による防除を行っているが、なかなか収まらない状況である。伐倒後の植栽については、現地の状況を見ながら、植栽後の管理面を考慮し、広葉樹林化の方向が良いのではないかと考えているとの答弁でありました。

松くい虫の被害に強いといわれている米松の植栽を検討してはどうかとただしたところ、県にも確認したところ、現状では苗もなく、海岸線での生育に不安もあるようであるが、植栽については今後協議をしていきたいとの答弁でありました。

6月下旬から7月上旬の大雨による被害は激甚災害に指定されたとのことであるが、現在歳入

で計上されている金額について動きがあるのかとただしたところ、激甚災害の指定に伴い、復旧費の20%の負担がなくなる見込みのため、最終的には減額補正となるものと考えているとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、普通交付税について、年々、減少している要因をどのように分析しているか。

また、ふるさと納税制度による財源の確保等、今後の財源確保や財政安定化に向けて、どのように考えているかとただしたところ、合併してから10年間は、合併算定替により算定された額が交付されるが、その後は、5年間で段階的に縮減され令和3年度からは一本算定となる。

今年度は、4年目を迎え、合併算定替えによる増加額が5割から3割となったことが主な要因であると考えている。

今後、ふるさと納税制度を活用した財源確保のほか、その他の歳入確保や事業の廃止、統合による歳出の縮減について全庁的に取り組んでいかなければならないと考えているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、(仮称)安楽大橋上部工が施工中であることに伴う補償費の詳細についてただしたところ、旧国鉄大隅線の橋りょうに敷設してある水道本管の移設に係る補償費、また、電力ケーブルを添架するために九州電力に支払う補償費を合わせて2,500万円である。

その他、補償物件の算定替えによって補償費が500万円増加することから、合計3,000万円となることであるとの答弁でありました。

公共土木施設災害復旧について、工事の期間も長期化が予想されるが、市内の業者の負担についてどのように考えているかとただしたところ、高速道路や高規格道路の工事も多く、なかなか現場代理人も立てられないという現状もあるが、昨年からは、工期に無理が生じるのであれば、議会の承認を経て繰越手続きを行うことや、比較的余裕のある4月から5月にかけて工事ができるような発注に努めるなどの取り組みを行っている。

また、志布志ふるさと協議会の方々と、市内で発生した災害をどのように乗り越えるかといった協議も行うことになっており、他の工事の受注状況も見ながら対応していきたいとの答弁でありました。

最後に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、毎月第1、第3土曜日の午前7時から行われる資源ごみの回収場所となっているアピア前市営駐車場への監視カメラ設置に係る委託料が塵芥処理費で計上されているが、カメラ設置に至った現状と設置台数、撮影された映像の管理の在り方についてただしたと

ころ、アピア前市営駐車場での資源ごみ回収については、午前7時から午後1時までを搬入時間として実施しているが、午前7時前に搬入される方が見受けられるところである。

昨年9月に調査したところ、回収日の午前4時半から回収開始時間の午前7時までに資源ごみを搬入された車両が263台確認されたところであり、搬入時間外の持ち込みが恒常化している状況である。

カメラについては、駐車場中ほどの北側に180度をカバーできるように2台を設置する計画であり、時間外排出者の特定と合わせ、抑止力としての効果も想定しているところであるが、搬入の状況等を見ながら必要に応じ増設も検討していきたい。

撮影された映像の管理等については、市民環境課で管理していくとの答弁でありました。

塵芥処理費の委託料で、資源ごみ搬入の際の市営駐車場内での事故防止のために、BTV志布志支局横への駐車場専用入口設置に係る測量設計業務委託料が計上されているが、どのような形状になるのかとただしたところ、資源ごみ回収時の駐車場への入口専用として新たに設置し、現在出入りしている駐車場中央の出入り口については出口専用とし、車両の流れをスムーズにすることで搬入車両の交通事故を防止するものである。

新たに設置する入口専用部分については、資源ごみ搬入時間のみ利用するものであり、通常は閉じることになるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第58号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第59号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第59号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第59号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、疾病予防費の備品購入費61万4,000円の減額は執行残であるとの説明であったが、購入した備品の内訳についてただしたところ、疾病予防費の備品購入費で購入した備品は、体組成計分析器1台と栄養指導システム端末用パソコン1台、プリンター1台を購入したものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

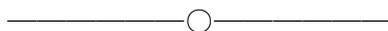
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第10 議案第60号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第60号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第60号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経

過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、歳入については前年度繰越金の確定に伴い、13万5,000円を増額し、歳出については、前年度の事務費繰入金の確定に伴う繰入金精算として、47万8,000円を一般会計へ繰り出すとともに、予備費を34万3,000円減額し調整したものであるとの補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第60号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

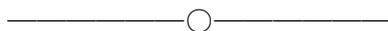
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第11 議案第61号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第61号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第61号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より歳入については、平成30年度分の低所得者保険料軽減事業費の確定に伴い、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金過年度分繰入金3万8,000円を増額するものであり、繰越金については、前年度繰越金の確定に伴い、3億4,576万8,000円を増額するものである。

歳出の償還金については、平成30年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫負担金、県負担金、支払基金交付金等の確定に伴う交付済額と確定額との差額7,888万1,000円を返還するものであり、一般会計繰出金については、平成30年度の介護給付費及び地域支援事業費、事務費の確定に伴い、繰入済額との差額2,157万5,000円を一般会計へ繰り出すものである。予備費については、調整のため2億4,535万円を増額するものであるとの補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第61号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

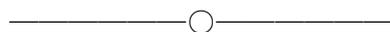
○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第12 議案第62号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第62号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第62号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、前年度繰越金の確定に伴う20万2,000円の減額と合わせ、施設管理業務委託料も同額の20万2,000円が減額されているが、施設管理業務への影響はないのかとただしたところ、施設管理業務については、年度当初で契約を執行しており、執行残を減額したもの

である。軽微な委託等についての予算は施設管理に伴う委託料とは別途予算化しているため、今回の減額による施設管理業務への影響等はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第62号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

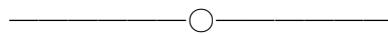
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第13 議案第63号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第63号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第63号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書により、今回の補正予算は、平成30年度繰越金が確定したことから、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はないとの補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリ借入金の償還状況と繰越額の推移についてただしたところ、建物部分に係る借入金の償還が本年度で終了となるが、空調機器取り替えによる借入金を毎年約1,000万円ずつ償還し、令和8年度で完済見込みである。繰越額については、平成29年度が793円、平成30年度が36万1,871円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

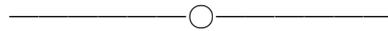
○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第14 報告第4号 平成30年度志布志市健全化判断比率について

○議長（西江園 明君） 日程第14、報告第4号、平成30年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、平成30年度志布志市健全化判断比率について、説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましても、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、10.2%、将来負担比率につきましても、本市の早期健全化基準が350.0%に対しまして、23.4%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な比率となっております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成30年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。

日程第15 報告第5号 平成30年度志布志市資金不足比率について

○議長（西江園 明君） 日程第15、報告第5号、平成30年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、平成30年度志布志市資金不足比率について、説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度志布志市資金不足比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成30年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。

日程第16 認定第1号 平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、認定第1号、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

平成30年度決算につきましては、これまでの取り組みをなお一層本格化させるとともに、事業の改廃や集中投資、予算の再配分など限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に事務事業の優先度評価を活用した見直しを行い、歳出の抑制と真に有効な事業を見極めながら、健全な財政運営の維持と持続可能な市政運営を図りました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額274億7,870万1,000円、歳出総額268億1,244万1,000円、差引残額6億6,626万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,632万円を差し引いた実質収支額は、6億4,994万円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額117億6,326万8,000円、構成比42.8%、平成29年度と比較しますと、5億5,608万8,000円の増額となっておりますが、ふるさと志（こころざし）基金繰入金、ふるさと納税による寄附金の増加等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額157億1,543万3,000円、構成比57.2%、平成29年度と比較しますと、3億5,343万3,000円の減額となっておりますが、地方交付税、地方債等が減額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、103億5,139万9,000円、構成比38.6%、平成29年度と比較しますと、6,396万8,000円の減額となっておりますが、平成29年度に完了した臨時福祉給付金支給事業の減額等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、44億2,450万円、構成比16.5%、平成29年度と比較しますと、1億4,901万7,000円の減額となっておりますが、志布志運動公園人工芝サッカー場整備事業完了に伴う減額等によるものであります。

物件費、補助費等その他の経費は、120億3,654万2,000円、構成比44.9%、平成29年度と比較しますと、3億9,419万5,000円の増額となっておりますが、ふるさと納税推進事業に伴う役務費、委託料、積立金の増額等によるものであります。

7ページをお開きください。

平成30年度末地方債残高につきましては、230億9,937万6,000円で、平成29年度と比較しますと、5億3,092万5,000円、2.2%の減少となっております。

市民1人当たりで換算しますと、73万4,000円の残高となります。

8ページ及び9ページの本市の主な決算財政指数をみますと、財政状況は健全であると考えております。

しかしながら、今後、交付税の減少等による厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきたことから、新たな財源確保に最大限の注意を払うとともに、貴重な財源を有効に活用し、事業内容の見直し、整理統合、廃止等による経費及び事業削減や真に必要な事業の選択、また、公共施設の維持管理に必要な費用については、その機能を維持しつつ、建物の統廃合を推進することにより、費用の圧縮を図るなどの手法を最大限活用し、「入るを量りて出ざるを制す」を念頭に、健全な財政運営を推進してまいります。

主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成30年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成30年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成30年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、尖信一君、青山浩二君、野村広志君、八代誠君、持留忠義君、平野栄作君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、岩根賢二君、以上9名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9人を平成30年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長においえて平成30年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において、特別委員会を開きます。

その間しばらく休憩します。

—————○—————

午前11時23分 休憩

午前11時34分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました医長及び副委員長を報告します。

委員長に持留忠義君、副委員長に尖信一君、以上であります。

—————○—————

日程第17 認定第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第9号 平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第17、認定第2号から日程第24、認定9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 認定第2号から認定第9号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。まず、認定第2号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額44億9,756万2,928円、歳出総額42億7,398万7,934円、実質収支額は、2億2,357万4,994円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成31年3月31日現在で、1億1,000万977円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が7億5,387万928円、構成比16.8%、県支出金が30億8,507万6,609円、構成比68.6%、繰入金金が3億1,835万9,515円、構成比7.1%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は、7億1,101万2,743円で、収納率は、94.4%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が29億7,246万9,764円、構成比69.5%、国民健康保険事業費納付金が10億4,293万8,368円、構成比24.4%、保健事業費が3,592万8,489円、構成比0.8%、基金積立金が1億1,000万円、構成比2.6%、諸支出金が7,807万1,303円、構成比1.8%となっております。

平成30年度につきましては、前年度より療養給付費等は増加したものの、実質単年度収支は2,622万7,150円の黒字となっております。

国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して前期高齢者が多くを占めており、更に医療技術の高度化などに伴い医療需要が高まり、国保財政は非常に厳しい状況が続いております。

平成30年度から財政運営の責任主体となった県と一体となり、引き続き国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の向上並びに健康増進事業を積極的に展開し、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、認定第3号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億9,641万7,838円、歳出総額3億9,428万2,334円、実質収支額は、213万5,504円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億2,252万6,632円、構成比56.1%、繰入金が1億6,449万5,465円、構成比41.5%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億8,394万2,497円、構成比97.4%、保健事業費が612万6,573円、構成比1.6%、諸支出金が174万2,614円、構成比0.4%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等の窓口業務のほか、健康保持増進事業として長寿健診等を実施してまいりました。

今後も、ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費は更に増えることが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額43億534万9,380円、歳出総額38億6,958万647円、実質収支額は、4億3,576万8,733円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が7億936万945円、構成比16.5%、国庫支出金が11億337万8,386円、構成比25.6%、支払基金交付金が10億2,140万2,125円、構成比23.7%、県支出金が5億7,996万9,635円、構成比13.5%、繰入金が5億1,288万2,968円、構成比11.9%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が36億9,041万6,896円、構成比95.4%、諸支出金が8,376万9,945円、構成比2.2%、地域支援事業費が8,822万1,396円、構成比2.3%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき、事業を実施し、介護予防の推進及び多様な生活支援の充実を図るとともに、高齢者もその家族も、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

次に、認定第5号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条

第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額2億9,272万9,287円、歳出総額2億9,043万554円、実質収支額は、229万8,733円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,276万6,980円、構成比24.9%、一般会計繰入金が1億7,452万5,000円、構成比59.6%、市債が4,080万円、構成比13.9%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が8,669万7,768円、構成比29.9%、公債費が2億373万2,786円、構成比70.1%となっております。

今後も、加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額282万473円、歳出総額253万522円、実質収支額は、28万9,951円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比89.5%、繰越金が29万5,465円、構成比10.5%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.7%となっております。

次に、認定第7号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額6,940万7,805円、歳出総額6,904万5,934円、実質収支額は、36万1,871円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比28.8%、一般会計繰入金4,940万円、構成比71.1%となっております。

歳出の主なものは、管理費が2,972万5,920円、構成比43.1%、公債費が3,932万14円、構成比56.9%となっております。

次に、認定第8号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額6,798万1,146円、歳出総額6,797万318円、実質収支額は、1万828円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、市債が6,100万円、構成比89.7%、基金繰入金が506万5,600円、構成比7.5%となっております。

歳出の主なものは、事業費が6,490万5,975円、構成比95.5%となっております。

今後は、4工区を速やかに造成完了し、早期分譲につなげるとともに、5工区は早期に造成工事に着手できるよう、用地取得、関係法令に基づく申請等、所要の手続きを進めてまいります。

次に、認定第9号、平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算の結果は、総収益が5億8,032万6,109円、総費用が5億4,771万7,535円となり、3,260万8,574円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億1,563万3,371円、構成比88.9%、営業外収益が6,086万4,538円、構成比10.5%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が5億2,286万3,693円、構成比95.5%、営業外費用が2,452万1,555円、構成比4.5%となっております。平成30年度は、高井田水源地の水質悪化及び水量減少に伴い満足な給水が懸念される状況となったため、水量・水質ともに良好な旧農業用施設を譲り受け、水源地整備工事を行い蓬原中野水源地を新設し、安定した安全な水を供給できるようになりました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで、説明申し上げますが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成30年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成30年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成30年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、南利尋君、市ヶ谷孝君、小辻一海君、丸山一君、長岡耕二君、東宏二君、小園義行君、福重彰史君、以上8名を指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8人を平成30年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成30年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において、特別委員会を開きます。

その間しばらく休憩します。

—————○—————

午前11時54分 休憩

午後0時01分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に小辻一海君、副委員長に南利尋君。

以上であります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 日程第25、発議第2号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第25 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（西江園 明君） 日程第25、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○7番（八代 誠君） ただいま議題となりました発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としまして、過疎対策につきましては、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、過疎地域においては、依然として多くの集落が消滅の危機にひんし、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、度重なる豪雨・地震等の発生による林地荒廃、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しております。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている過疎地域の多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する令和3年3月末以降においても、総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、総務大臣 高市早苗、財務大臣 麻生太郎、農林水産大臣 江藤拓、国土交通大臣 赤羽一嘉、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願ひいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。ただいま議決されました発議第2号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願ひしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句の整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

#### 日程第26 議員派遣の決定

○議長（西江園 明君） 日程第26、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

#### 日程第27 閉会中の継続審査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第27、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第28、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、

これをもって議事を閉じ、令和元年第3回志布志市議会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

午後0時08分 閉会